

令和8年3月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(3月11日 関係部局所管事項説明)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	2
《委員会》	
関係部局所管事項説明	

(先議・委員間討議)

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	5
4、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案説明	6
学事振興課長補足説明	6
予算議案に対する質疑	7
予算議案に対する討論	14
(教育委員会・福祉保健部・こども政策局)	
《分科会》	
教育長予算議案説明	14
福祉保健部長予算議案説明	15
こども政策局長予算議案説明	15
教育環境整備課長補足説明	16
教育DX推進室長補足説明	17
体育保健課長補足説明	17
長寿社会課長補足説明	18
障害福祉課長補足説明	20
こども未来課長補足説明	20
こども家庭課長補足説明	21
予算議案に対する質疑	21
予算議案に対する討論	39
委員間討議	39

(第1日目)

1、開催日時・場所	41
2、出席者	41
3、審査事件	41
4、付託事件	41
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案説明	42

予算議案に対する質疑	4 3
予算議案に対する討論	5 9
《委員会》	
総務部長所管事項説明	5 9
決議に基づく提出資料説明	6 1
議案外所管事務一般に対する質問	6 1

(第2日目)

1、開催日時・場所	7 3
2、出席者	7 3
3、経過	
(教育委員会)	
《分科会》	
教育長予算議案説明	7 3
教育政策課長補足説明	7 5
体育保健課長補足説明	7 5
予算議案に対する質疑	7 6
予算議案に対する討論	1 0 5
《委員会》	
教育長総括説明	1 0 6
教育政策課長補足説明	1 0 8
議案に対する質疑	1 0 9
議案に対する討論	1 1 0
決議に基づく提出資料説明	1 1 1
高校教育課企画監補足説明	1 1 1
児童生徒支援課長補足説明	1 1 4
体育保健課体育指導監補足説明	1 1 5
議案外所管事務一般に対する質問	1 1 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 4 1
2、出席者	1 4 1
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
《分科会》	
福祉保健部長予算議案説明	1 4 1
こども政策局長予算議案説明	1 4 3
こども家庭課長補足説明	1 4 5
予算議案に対する質疑	1 4 5
予算議案に対する討論	1 7 1
《委員会》	
福祉保健部長総括説明	1 7 2
こども政策局長総括説明	1 7 4
福祉保健課長補足説明	1 7 5
薬務行政室長補足説明	1 7 5
国保・健康増進課長補足説明	1 7 6

福祉保健課企画監補足説明	176
こども未来課長補足説明	178
議案に対する質疑	178
議案に対する討論	178
決議に基づく提出資料説明	179
原爆被爆者援護課長補足説明	180
福祉保健課企画監補足説明	181
障害福祉課企画監補足説明	181
議案外所管事務一般に対する質問	182
委員間討議	115
・ 審査結果報告書	210

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (総務部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (教育委員会)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (福祉保健部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (こども政策局)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加1) (教育委員会)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加2) (教育委員会)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

3 月 11 日

(關係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月11日

自 午後 1時59分
至 午後 4時24分
於 委員会室2

松尾美智子	義務教育課長
熊本 崇	義務教育課人事管理監
岩坪 正裕	高校教育課長
馬木みどり	高校教育課人事管理監
田代 賢司	高校教育課企画監
前田 和信	教育DX推進室長
近藤 亮二	特別支援教育課長
高比良 裕	児童生徒支援課長
藤井 大作	生涯学習課長
岩尾 哲郎	学芸文化課長
鬼塚 晃嗣	学芸文化課企画監
松山 度良	体育保健課長(参事監)
岡崎 天一	体育保健課体育指導監
竹之内 覚	教育センター所長

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長(分科会長)
饗庭 敦子	副委員長(副会長)
堀江ひとみ	委員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

新田 惇一	福祉保健部長
岩崎 次人	福祉保健部次長
尾崎 正英	福祉保健部次長
川村 喜実	福祉保健課長
西村 武士	福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)

3、欠席委員の氏名

なし

長谷川麻衣子	地域保健推進課長
松尾 実	監査指導課長
猪股慎太郎	医療政策課長

4、委員外出席議員の氏名

なし

坂本 敬作	医療人材対策室長
桑原 一馬	薬務行政室長
江口 信	国保・健康増進課長

5、県側出席者の氏名

前川 謙介	教育長
狩野 博臣	教育政策監
坂口 育裕	教育次長
井手 潤也	教育政策課長
山下 健哲	働きがい推進室長
市瀬加緒理	福利厚生室長
山崎 賢一	教育環境整備課長

鶴田小百合	国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)
中村 直輝	長寿社会課長
山田 薫	長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)
里 隆介	障害福祉課長
町田 裕央	障害福祉課企画監 (精神保健福祉担当)
庄崎 鉄也	原爆被爆者援護課長

浦 亮治	こども政策局長
黒島 孝子	こども未来課長
村崎 佳代	こども未来課企画監 (幼児教育・保育担当)
大内田基教	こども未来課企画監 (こども施策連携担当)
鴨川 司	こども家庭課長

中尾 正英	総務部長
猿渡 圭子	総務部次長
櫻間 秀道	学事振興課長

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時59分 開会 —

【中村(俊)委員長】 ただいまから、文教厚生委員会 及び 予算決算委員会 文教厚生分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、サイドブックに掲載しております、委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、冒頭の理事者の出席について、中尾 総務部長は、総務委員会に出席し、猿渡 総務部次長が代理で出席しておりますので、ご了承をお願いします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、文教厚生委員長を仰せつかりました、中村俊介でございます。饗庭敦子副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導、及びご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

さて、本委員会の所管としましては、「こども」・「教育」や「福祉・保健・医療」など、幅広い分野を所管し、重要な役割を担っております。

教育分野では、多様な学びの場や居場所の確保・提供、ふるさと教育の充実のほか、働く環境の改善、また、魅力ある私立学校づくりや選ばれる県立大学の推進、

福祉・保健・医療分野では、医療DX等の推進による持続可能な医療提供体制の整備・充実、健康で生きがいを持って暮らせる社会を構築するための取組、健康寿命延伸に向けた取組、

こども分野では、こども支援施策等の充実・強化により、こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援することで、こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりなど、県民の皆様が、長崎県への誇りや未来への期待感を抱き、健やかで安心して暮らしていただけるように、理事者の皆様と一体となって、考えてまいりたいと思っております。

委員並びに理事者の皆様方におかれましては、山積する課題の解決に向け、積極的に論議を深めていただくことをお願いし、皆様方からのご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお願い申し上げます。誠に簡単であります、私のあいさつといたします。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍手〕

それでは、私から副委員長 並びに 委員の皆様方を紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、理事者側を代表して教育長からご挨拶と、本日出席の幹部職員の紹介を受けたいと思います。

【前川教育長】教育長の前川でございます。委員会の開会に当たりまして、理事者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

文教厚生委員会では、教育行政、福祉保健行政、こども福祉行政など、幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましてご審議をいただくことになっております。

私共としましても、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、中村委員長、饗庭副委員長をはじめ委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、各種施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、教育行政におきましては、本議会においてご審議をお願いしております「第四期長崎県教育振興基本計画」に基づき、「つながりが創る豊かな教育」のテーマのもと、学校・家庭・地域、行政などが相互に連携しながら、県民総ぐるみで教育県長崎の確立に向けて取り組んでまいります。

また、長崎県立大学におきましては、高い社会人基礎力を有する人材の育成や、グローバル化、情報化に対応した教育に取り組めます。さらに私立学校におきましては、建学の精神に基づいた特色ある教育を推進してまいります。

次に、福祉保健行政におきましては、本議会において計画変更のご審議をお願いしております「第5期長崎県福祉保健総合計画」に基づき、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、保健・医療・

介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援・少子化対策分野におきましては、こども施策を県政の基軸として位置づけ、結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援を推進しているところであり、本県の将来を担う子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会となるよう県民総ぐるみの子育て支援を推進するとともに、結婚や子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成など、各種施策を展開してまいります。

最後に、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中村(俊)委員長】ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、清川委員、まきやま委員のご両人をお願いいたします。

今回の議題は、「文教厚生行政所管事務について」、「第65号議案『令和7年度 一般会計補正予算 第10号』のうち関係部分の審査について」、「令和8年3月定例会における本委員会の審査内容等について」であります。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。サイドブックに掲載しております審査順序のとおり、本日は委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受け、明日は分科会において、付託された予算議案に限って審査を行い、審査終了後は、「令和8年3月定例会の審査内容等」について、委員間協議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ご

ございませんか。

〔異議なし〕

【中村(俊)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、概要説明に関するご質問等につきましては、今回は、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月23日からの委員会の中で行うことにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。

理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 7分 休憩 —

— 午後 4時23分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、関係部局の概要説明を終了いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は午前10時より再開し、分科会による補正予算の審査を行い、審査終了後は、「令和8年3月定例会の審査内容等」について、委員間討議を行うことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 4時24分 散会 —

先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月12日

自 午前 9時56分
至 午後 2時05分
於 委員会室2

井手 潤也 教育政策課長
山崎 賢一 教育環境整備課長
前田 和信 教育DX推進室長
岩尾 哲郎 学芸文化課長
松山 度良 体育保健課長（参事監）

2、出席委員の氏名

中村 俊介 委員長（分科会長）
饗庭 敦子 副委員長（副会長）
堀江ひとみ 委 員
川崎 祥司 〃
前田 哲也 〃
中島 浩介 〃
ごうまなみ 〃
松本 洋介 〃
千住 良治 〃
清川 久義 〃
大倉 聡 〃
まきやま大和 〃

新田 惇一 福祉保健部長
岩崎 次人 福祉保健部次長
尾崎 正英 福祉保健部次長
川村 喜実 福祉保健課長
中村 直輝 長寿社会課長
里 隆介 障害福祉課長

浦 亮治 こども政策局長
黒島 孝子 こども未来課長
村崎 佳代 こども未来課企画監
（幼児教育・保育担当）
鴨川 司 こども家庭課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

中尾 正英 総務部長
猿渡 圭子 総務部次長
櫻間 秀道 学事振興課長
前川 謙介 教 育 長
狩野 博臣 教 育 政 策 監
坂口 育裕 教 育 次 長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第65号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前9時56分 開会 —

【中村(俊)分科会長】おはようございます。それでは、委員会を再開いたします。

これより、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、関係部分について、分科会による審査を行います。

次に、審査方法につきましては、今回、総務部長が総務分科会に出席する必要がありますこ

とから、サイドブックに掲載しております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、他の部局の合同により審査することにしたと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、サイドブックに掲載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。審査順序につきまして、ご高配いただきまして、誠にありがとうございます。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、第65号議案の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で1億9,109万6,000円の増を計上いたしております。この歳出予算の内容に

ついて、ご説明いたします。

物価高騰の影響を受けている学校設置者の負担軽減を図るため、私立学校のスクールバス燃料費に係る高騰分の一部を支援する経費として、私立学校助成費2,290万5,000円の増、物価高騰の影響を受けている学校設置者の負担軽減を図るため、私立小・中学校の学校給食費および私立中学校・高等学校の寄宿舎運営を支援する経費として、私立学校助成費9,558万円の増、物価高騰の中においても、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会の確保を図るため、部活動における大会出場や活動用具購入等に要する費用などについて、保護者負担の軽減や環境整備を支援する経費として、私立学校助成費7,261万1,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の経済対策補正予算を活用する事業のうち、学校給食や寄宿舎運営を支援する経費及び部活動における保護者負担の軽減や環境整備を支援する経費は、年度内に適切な事業期間が確保できないことから、私立学校助成費1億6,819万1,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、学事振興課関係の補正予算について、補足してご説明いたします。

令和8年3月定例会県議会文教厚生分科会、学事振興課補足説明資料をご覧ください。

今回、私立学校物価高騰緊急支援事業として、

物価高騰の影響を受けている私立学校の負担軽減を図るため、3つの支援について合計1億9,109万6,000円を計上しており、その内訳は表に記載のとおりでございます。

まず、1つ目のスクールバスの燃料費支援については、学校への聞き取りの結果、スクールバスを運行している学校において、燃料価格の高騰による負担が大きいとの回答が多くあったことから、今回新たにスクールバス燃料費の高騰分への一部支援を行うものです。

対象は、県内のスクールバスを運行している私立小、中学校、高等学校、専修学校で、同一法人内で複数の学校種がある場合は、共同運行している法人が多いため、支援対象は学校単位ではなく、法人ごととし、合計19法人となります。

スクールバスの運行形態は学校によって、委託もしくは直営と、状況は異なりますが、運行経費のうち燃料費相当分について、令和3年度の経費をもとに、燃油の高騰率25.8%から令和7年度における年間影響額を算出し、1日当たり運行距離別に5区分の単価に応じて、補助率2分の1を支援するもので、所要額は合計2,290万5,000円を見込んでおります。

次に2つ目、給食費・舎食費に対する支援について、対象は給食を実施している私立中学校7校、小学校6校及び寄宿舎運営を行っている私立高等学校15校、中学校6校となります。

支援内容は、各学校における令和5年度の給食費にかかる食料費から、高騰率18%をもとに令和8年度における年間影響額を算出し、補助率3分の2を支援するもので、所要額は給食費886万5,000円、舎食費8,671万5,000円の合計9,558万円を見込んでおります。

給食費・舎食費の支援については、年度内に

適切な事業期間を確保できないことから、これまでも2月補正予算において、翌年度へ繰越明許費として計上し、その繰越予算を用いて当該年度の支援を実施してきました。今回も同様に、本事業に必要な経費は全額を令和8年度へ繰り越したうえで実施する予定です。

次に3つ目、部活動等支援は、物価高騰の中においても、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会の確保を図るため、大会出場にかかる遠征費用や日常の活動で使用する用具購入等に要する費用について、今回新たに支援を行うものです。対象は私立の全小・中学校、高等学校であり、生徒数に応じて所要額合計7,261万1,000円を見込んでおり、年度内に適切な事業期間を確保できないことから、全額令和8年度へ繰越すこととしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【千住委員】 2点、ちょっとお尋ねします。まずスクールバスですね、スクールバスの基準が令和3年、給食に関しては令和5年ということで、この令和3年の基準と令和5年の基準がなぜ違うのか、理由をちょっとお聞かせください。

【櫻間学事振興課長】 燃料費につきましては、昨年の11月議会において、電気、ガス、それからほかの部局においては、このガソリン代についても支援の補正をいただいております。

そういった中で、全庁的に統一して、令和3年度を基準として、その高騰率ということで計算をしております。

今回、食料費、宿舍費につきまして、5年度を

基準としておりますのは、食料費につきましては、それぞれの学校におきまして、用いる食材の内容ですとか、あとは給食の内容についても、それぞれ各学校がそれぞれの基準で、全県同じような基準ではなくて、それぞれの学校ごとに基準が異なっておりますことから、できるだけ新しい基準値を基に高騰率を出したいということで、最新の把握できる基準となるのが令和5年度ということで、その基準を用いたところでございます。

【千住委員】 ご説明ありがとうございます。何となく分かりました。

もう一つ、今度、部活動の支援のほうなんですけど、私立学校ですので、学校ごとにその生徒数に応じてということだったんですが、もうちょっと、積算の根拠と言いますか、なるものをちょっと教えていただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 金額の積算の根拠ですけども、まず国のほうの想定額として、中学生の一月当たりのクラブ活動参加費が、大体月額3,000円というのが、国のほうで想定された数字がございます。それを基にしまして、文部科学省の調査で、学校教育費の比率というのが、小中高等学校でそれぞれ1対2対4という割合でございます。ですので、中学校の3,000円というのを2に当てはめまして、小学校が1となりますので1,500円、それから高校が6,000円ということで、それぞれ小中高、それぞれの単価で、それぞれの生徒数に応じた積算をしたところで、この予算額となっております。

【千住委員】 ありがとうございます。

それでは、この積算された金額がそのまま私立学校に行って、今度その私立学校で、自由に学校ごとで補助をするというような形になるのか、それともある程度の取決めと言いますか、

というのをつくった上での配分なのか。場合によったら、部活動をやってる子、私立学校なので、部活動をやっている子はいいかもしいかなと思いますけれども、個人で、例えば文化活動で、全国大会へ行くとか、あるいは、練習強化、何ですかね、経験のために行くといったようなところで、結構差が出てくるんじゃないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 ただいま想定しておりますのは、これは私立学校において、部活動において、大会出場にも伴いまして、遠征に要する交通費、それから宿泊料、大会参加費、器具運搬料など、こういった費用のうち、保護者に負担を求める部分、こういったところ、この保護者が負担することになる費用の一部について、対象と考えております。ただ、保護者に負担を求めない場合でありまして、例えば会費ですとか、会場の使用料ですとか、また日常の活動で使用する用具や消耗品、それから外部講師への謝金、そういったものも対象として考えております。

なお、個人的にそういった大会とかに出場される分に関する費用については、今のところ想定はしていなかったところでございますけれども、これからこういった活動のニーズがどれぐらいあるのかというところは、私立学校のほうにもよくお話を聞きながら、そういった柔軟に対応できる部分については、できるだけ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。今はまだ想定してなかったということなんですけど、個人で、部活動以外でもやられてる方はたくさんおられると思いますし、そういった方もやっぱり保護者の負担が増えますので、やっぱりその辺りもちゃんと、きちっと、配分できるように、

制度設計をお願いしたいなと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】私も大きく2点質問します。

この学事の部分の今回の補正は、全てが令和8年度に繰り越すのではなくて、スクールバスの燃料費に対する支援については、これは繰り越さないということになっておりますが、そうしますと、年度内でどのような配分ができるのかということの説明していただけますか。

【櫻間学事振興課長】スクールバスの燃料費につきましては、それぞれ事前の聞き取り、今回予算計上するに当たりまして、各学校に聞き取りを行いまして、1日当たりの走行距離というのを確認できております。令和7年度における走行距離というのが確認できております。今回、早急に、この物価高騰の影響を受けている学校にできるだけ早く支援を行うために、実績を求める補助金としてではなく、報償費として支払うことにしております。そのため実績ではなくて、単価方式、何キロの区分を1日当たり走っている学校であればこの金額ということで、この単価方式を用いて、できるだけ速やかに学校側に支援ができるような考え方をしており、そのため、事前に確認をしております令和7年度の1日当たりの走行距離に応じて、それぞれの支援する額というのが大体決まっておりますので、令和7年度に執行することが可能となっているところでございます。

【堀江委員】事前の聞き取り等は既に済んだ上での政策の中身だと思うんですけど、要は、3月が既にもう中旬に入っておりますので、繰り越さないことから、十分に可能かという、ちょっと不安があるので、そういう意味では可能だというふうな答弁をいただいたというふうに理解

をします。

もう一つ、先ほど出ました部活動支援の内容なんですけれども、スポーツ・文化活動とされていますが、一定、スポーツの部分というのは理解ができるんですが、文化活動にあっては、どのような支援ということを今、想定されているのか、もう少し説明ができますか。

【櫻間学事振興課長】やはり主に大会とかの遠征となりますと、やはりスポーツというのが中心にはなっておりますけれども、文化活動におきましても、例えば吹奏楽部などは、楽器の運搬などはかなりの費用、大会に参加する際にはかかるかと思っております。そういったところへの支援ですとか、あとは、金額的に一部の補助にはなるかと思っておりますけれども、いろいろ文化部における様々な、学校において日常の部活動で使用する用具類、先ほどの吹奏楽部であれば楽器の購入とか、そういったものに対しての支援になるかと思っております。

【堀江委員】例えば、華道部であったりとかという部分にも、これから先ほど言われたように、十分拡充していくと言いますか、今想定していること以外にも、現場の声を聞いて拡充するというふうな趣旨の答弁を先ほどされていましたが、そういうことでは、その文化活動の部分も、今課長が答弁した以外にも、今後想定される部分があれば、それは拡充していく方向で検討するという理解でいいでしょうか。

【櫻間学事振興課長】その点についてはよく私立学校側の意見を聞きながら考えてまいりたいと考えております。

【中村(俊)分科会長】よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

【松本委員】さっきから話があっている部活動のことなんですけど、ちょっと気になるのは、

あくまでも今回の趣旨というのは、緊急経済対策、物価高騰対策の部活支援ということですね。ですから、ちょっと答弁を聞いていると、保護者負担の部分を、もちろん軽減するとは言いましたが、日常で使う用具や消耗品にも使ってもいいというようなことがありました。やはり大事なのは、そうなれば、それはどこもかしこもそれは欲しいですから、申請はあると思うんですけれども、あくまでも物価高騰でやっぱり家庭の負担を抑えるというのが目的ですから、ちゃんとした趣旨で説明をしないと、なかなか目的が外れてしまうんじゃないかと思うんですが、その申請や確認等の手続とかは、どのように考えてらっしゃいますか。

【櫻間学事振興課長】 今回の補正予算の趣旨を踏まえまして、やはり大会参加費とかであれば、確かに遠征費等、そういった交通費に関して、燃料費の高騰によって価格が上昇しているとかもあるんですけれども、もちろんそういった施設、ものですね、物品の購入に関しても、やはり物価の高騰の影響を受けておりますので、そこに関しては、日常的に使うものというのは、やはりそこも影響を受けているものとして対象としては考えているところでございます。

確認につきましては、今回の補助金としての支出を考えておりますので、補助金の申請段階において、どういった計画、どういったものを使うのかという計画、その申請段階での審査、さらには実績報告の段階で、どういったものに使ったかというところは、しっかり県のほうで確認をした上で支出をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】 少子化で、非常に厳しい部分もありますけれども、やはり部活動の運営というのは、もうやはり保護者の負担は多いし、なかなか

大変なところはあると思うんですね。

ただ、今回の予算というのは、あくまでも物価高騰の負担軽減というのが目的だから、この予算があるからどんどん使おうじゃなくて、やはりこの予算で本当に買いたくても買えないとか、また保護者の負担がこれだけ大きいものが軽減される、そういう趣旨の下で申請を上げていただく。また、ご案内するときもそういう趣旨を伝えて、学校側に理解してもらい、間違った形で、ずれた形で使われるようなことがないように、丁寧な説明をお願いいたします。

【前田委員】 内容そのものと、その公立との違いということから、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

まず、スクールバスの燃料費の支援というのは非常にありがたいなと思っています。現場から、切実な声として聞いていたので、この対応についてはありがたいと感じています。確認ですけれども、この2,290万5,000円というのは、R7年度分ということの理解でいいんですかね。

【櫻間学事振興課長】 令和7年度分に対する支援ということで、間違いございません。

【前田委員】 そうであるならば、ちまたでガソリンがまた上がってくるという中で、4月1日以降のR8年度分、新年度分については、どのようなお考えでいらっしゃるんですか。

【櫻間学事振興課長】 今、この令和7年度分については、今回の経済対策補正によって、国のほうの財源が活用できるということで対応はできているところでございますけれども、令和8年度、国のほうでも様々議論がされているところではございますけれども、果たしてその国の支援がない場合に、県で独自にこのガソリンの支援ができるのかということについては、財政局とよく協議が必要かと考えております。

【前田委員】 そういう答弁にならざるを得ないかと思えますけれども、現実的に新年度になったら、さらに負担が増えるということが見えてますので、ぜひ財政当局と相談してほしいと思し、公立に関して言えば、このスクールバスの燃料費に対する支援は、実は去年の秋にやってるんですね、教育委員会のほうで。国の財源、どこを使ったか分かりませんが、やってるんですよ。本来、私立のほうでもしてほしいことが、公立では去年の秋口の補正でやってるということを踏まえたときに、やっぱりそこも含めて、財政としっかり協議をして、このスクールバスの支援が新年度も実施されるようなことを、1つ要望しておきたいと思えます。

給食費について質問しますが、これは食料費の高騰分、18%に対する影響額の3分の2ということでやられてて、実質上、これは令和8年度に繰越しとなってますけども、これは何年度分のどこからどこまでの期間を支援対象の期間と見たらいいんですか。

【櫻間学事振興課長】 こちらについては令和8年度分ですので、令和8年4月から令和8年度いっぱいまでの対象としております。

【前田委員】 ということは、先ほどのスクールバスと違って、令和7年度分に遡ってというか、今現在の支援は金額としては入ってないし、しないということで理解していいんですか。

【櫻間学事振興課長】 この給食費支援につきましては、毎年、国のほうの経済対策補正が、令和4年度以降、毎年補正がっておりますけれども、その都度、その年度の2月補正で、毎回、翌年度への繰越しを前提として、補正のご承認をいただいております。そのため、今年度につきましては、昨年度2月の補正予算において計上、繰越のご承認をいただいておりますので、今年

度については、昨年度予算の繰越予算にて対応するという事となっております。

【前田委員】 了解しました。

ただ、これって、食料費、要は食材費の高騰分の補助という理解はしています。ですから、さっき松本委員も言われましたけども、学校側の負担の軽減にはつながると思ってるんですけども、そもそもの給食費、これは公立の小中学校の給食費の無償化はいつからですか。

【櫻間学事振興課長】 公立の無償化は、実質無償化という形になろうかと思えますけれども、令和8年度から。

【前田委員】 そうですね。

そう考えたときに、私、ずっと感じていることは、公立の小中学校の実質無償化が始まるのに、私立はどうなってるんですかというお問合せ、結構あるんですね。そう考えたとき、これってやっぱり国にもっと働きかけるべき案件だと思うけども、それが実施されるまでの期間に、県として何ができるかということを検討すべきだと思ってるんですね。

今、私立の小中学校の給食費って、7,000円から8,000円なんですよ。公立と比べてもそもそも給食費が高い中で、そこの負担軽減を考えたときに、もちろん値上がりしようという動きもあります。もう、8,000円でもやっていけないみたいな。

そう考えたときに、僕は、国にお願いするという作業と合わせて、やっぱり県として何ができるかという、これはもちろん財政との協議と思いますけども、子どもが行っているところによってこんなに差があるというのは、僕は是正すべきだと思ってるので、そのことについてはどういうご見解をお持ちなのか、総務部長にお尋ねしましょうかね。

【中尾総務部長】 前田委員ご指摘のとおり、ちよつと本県、厳しい財政状況にありますので、どういった対応ができるかというのは、よく考えなければならないというふうに思います。どういった補助スキームがあるのかですとかといったことは、今のご指摘を踏まえて。

ただ、公立私立を問わず、同じく通っている方々の負担をどう軽減するのかというところの視点を持って、対応してまいりたいと考えております。

【前田委員】 知事が新しく変わって、スクラップ・アンド・ビルドをまたさらに進めていくということですので、事業を見直す中で、しっかりと財源を取って、こういった部分に僕は光を当てることが大事だと思いますので、ぜひ部長、担当部署のほうも、今後鋭意協議をしていただきたいということを最後に要望しておきます。

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】 おはようございます。私も給食費についてお尋ねいたします。

高騰率18%というところで、先ほど令和5年との比較という説明がありました。長崎の統計という資料を毎月いただきますが、これで消費者物価指数、長崎市の分がピックアップされているんですけど、これちょうど令和5年と昨年の令和7年の12月を、差は19.1%として、恐らくこの辺が根拠だと思うんですけど、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 根拠となっているもとのデータというところは、すみません、もしかしたら少し違っているかもしれないんですけども、今回その給食費の食料費に関する増額分については、県庁内全部局において、18%ということで統一をしているところでございます。

【川崎委員】 恐らく県が作った資料ですし、そこは非常に近い数字なんで、そうと推測をいたしますが、食料という一くくりになっているわけですけど、当然栄養士さん等が、工夫しながら、様々な食材を用いてご提供されていると思うんです。

そして、この統計では、1個1個食材が上がっているんですけど、お米だけに注目すると、1.3倍なんですよ、令和5年。当然、そういう育ち盛りの世代の皆様へのご提供ということであれば、こういったご飯類なんて、ボリューム感があると考えていくと、一くくりにした18%というのが、適正なのかどうなのか。育つ上で、まだ私も記憶にあるのは、必ず牛乳は子どものときは出てくるわけですし、それは成長に欠かせないのとして提供されたんだろうというふうに思っています。

細かいこと言い出すと切りがないかも分かりませんが、ぜひそういったところにも目を向けていながら、その18%が適正なのかどうなのか、そこはぜひ検証すべきだと思いますが、ご見解を伺います。

【櫻間学事振興課長】 できるだけ新しいと言いますか、できるだけ実態に近い数字でということでは、委員ご指摘のとおりかと思っております。そのため、基準値に関しても、基準年に関しても、できるだけ新しい数字というところで計算をしているところではございますけれども、今後そういった高騰率の考え方については、よくそういった、果たしてその食品の、食材の物ごとに様々な価格の変動がございますので、それぞれをなかなか網羅的に見るのが、どうやったらできるかというところは、なかなか難しいところもございますけれども、この上昇率の、物価上昇率の考え方については、よく研究をして

まいりたいと考えております。

【中村(俊)分科会長】 よろしいですか。それでは、ほかにございませんか。

【饗庭副分科会長】 私もちよつと質問をさせていただきますたいと思ひます。

スクールバスの件で、先ほどご説明がありましたけど、R3年の燃料費相当分ということでご説明あったんですけども、ちよつと理解ができてないところもあるので、なぜこの直近ではないのかというのを、再度ご説明をお願いします。

【櫻間学事振興課長】 R3年度、主にこの燃料費、ガソリン代も含めて、電気、ガスなどが高騰し始めたのが、大体その令和4年度以降というところで、変動、高騰前の数字と比べてどれだけ高騰しているかというところでの基準として、令和3年度のところを用いているところがございます。

【饗庭副分科会長】 はい、分かりました。

その後の高騰率が何%かというのは調べてあるのか、お伺ひします。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時29分 休憩 —

— 午前10時30分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 過去、令和4年度、令和3年度からずっと高騰の各年度の数字について、今持ち合わせておりませんけれども、昨年であればガソリンについては18.7%が上昇率、ちよつとそれ以前については、今手元にございませんので、また後ほどご報告をさせていただきますたいと思ひます。

【中村(俊)分科会長】 よろしいですか。

【饗庭副分科会長】 分かりました。じゃあ後ほ

どお願いしたいと思ひます。

もう1点だけ。部活動支援のところ、物価高騰対策で行うというところでしたけれども、保護者負担がある学校も、保護者負担がない学校も同じ金額でということだったかというふうに思ひますけれども、やはり物価高騰対策で困っておられる保護者の方を支援するためには、やはり負担があるところとないところは差をつけるじゃないんですけれども、考えていく必要があるのではないかと思ひますが、その辺のご見解をお伺ひします。

【櫻間学事振興課長】 例へば今回の補助の内容として、積算としましては、部活動をされている生徒、されていない生徒も含めたところでの人数で、金額のほうは算出をしております。そういった中で、部活動に入っている子の保護者の負担がどれだけあるか、それぞれ、例へば生徒によっては部活、入部したり、やめたり、年度内でも様々な動きがある中で、なかなかお一人お一人がどういった負担をされたかということまで、実績を求めて申請をしていただくというのは、なかなか学校側にとつても負担がかなり大きくなります。

委員ご指摘の趣旨はごもつともでございますけれども、どうしても事務手続上、一定そこは割り切つて、支出が必要かなというふうに考えております。

【饗庭副分科会長】 はい、分かりました。

物価高騰対策なので、できれば、保護者負担が軽減するようにしていただければというふうに思ひます。

以上で終わります。

【中村(俊)分科会長】 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第65号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第65号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、総務部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時33分 休憩 —

— 午前10時39分 再開 —

【中村(俊)分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩します。

— 午前10時33分 休憩 —

— 午前10時33分 再開 —

【中村(俊)分科会長】それでは、分科会を再開いたします。

これより、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

まず、教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】おはようございます。

それでは、教育委員会説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算の内訳は記載のとおりでございまして、合計9億7,301万8,000円の増、この結果、令和7年度の教育委員会所管の歳出予算総額は1,357億404万8,000円となります。

歳出予算の主な内容につきましては、県立高校で使用する1人1台端末について、各家庭の負担軽減を目的とした支援、3ページをお願いいたします。

全ての県立学校の体育館へのスポットクーラーの整備、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会の確保を図るため、大会出場に要する経費など、保護者が負担する費用の軽減等に要する経費として、記載のとおり計上をいたしております。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、3ページの下段から4ページ上段にかけて記載のとおり、繰越明許費を増額及び新たに設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】おはようございます。

福祉保健部関係の議案について、ご説明をいたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で8億2,377万7,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で10億7,563万5,000円の増となっております。なお、各項目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

高齢者施設の施設整備について。高齢者施設において、国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等に要する経費として、1億5,630万4,000円の増を計上いたしております。

介護施設における物価高騰への支援について、介護保険施設等において、物価高騰時においても介護サービスを継続して行うために必要な備品等の購入に要する経費として、3億4,273万2,000円の増を計上いたしております。

介護サービスの提供体制を支える人材の確保

等について、1、限られた人員でも質の高い介護サービスを提供し、さらなる生産性向上を図るため、介護施設におけるテクノロジーの導入補助など、介護現場のデジタル化の支援に要する経費として、2億8,324万8,000円の増、2、介護福祉士の資格取得を目指す学生の学費など、修学資金等の貸付けに要する経費として1億3,808万7,000円の増、3、介護現場の周辺業務を介護サポーターが行う体制の構築により、介護職員の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを推進する取組の支援に要する経費として1,500万円の増を計上いたしております。

障害福祉施設・事業所等への支援について、障害者の社会参加や地域移行を推進するため、障害福祉計画等に基づく障害者支援施設等の整備への支援及び施設職員の負担軽減、労働環境の改善等を図るため、介護ロボット等の導入への支援に要する経費として、1億4,026万4,000円の増を計上いたしております。

このほか、4ページ中段の繰越明許費についての内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】おはようございます。こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は合計で296万3,000円の増、歳出予算は合計で3,913万7,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援について。

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、認可外保育施設及び私学助成幼稚園に対する給食費の支援に要する経費として749万4,000円の増を計上いたしております。

次に、物価高騰の影響を受ける児童福祉関係施設等への支援について。

1、物価高騰の影響を受けている地域子ども・子育て支援施設等に対し、安定的に事業運営を継続できるよう、物品の購入等に係る経費の一部を支援するための経費として、1,262万円の増。

2、物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、安定的にこどもの教育・保育を継続できるよう、運営費支援への臨時加算を実施するための経費として1,309万4,000円の増。

3、物価高騰の影響を受けている児童養護施設等や一時保護施設に対し、安定的にこどもの養育を行うことができるよう、運営費支援への臨時加算を実施するための経費として、592万9,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費について。

今回、補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業の一部については、年度内に適正な事業期間を確保することができないことから、児童福祉費405万9,000円、私立

学校振興費343万5,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算(第10号)のうち、教育環境整備課関係について補足してご説明をさせていただきます。

掲載しております補足説明資料をご覧ください。

初めに、1ページ、県立高校寄宿舎運営費への支援についてでございます。

現在、県では県立高校7校に寄宿舎を設置しており、その運営は各寄宿舎に設置されている宿舎運営協議会が担っております。また、運営費につきましては、保護者から徴収する毎月の寮費と、県からの定額補助等を主な収入原資として運営しておりますが、近年の物価高騰に加えて、入寮生の減少により寮費収入が減少し、運営費に係る1人当たりの負担が増加しております。このため、寮費の値上げを余儀なくされる寄宿舎も見受けられ、その結果、保護者の負担増につながっていくというような状況も見受けられます。

そこで、今回の重点支援地方交付金を活用しまして、寮費に対する保護者負担を軽減するため、寄宿舎運営協議会に対する追加の補助を実施しようとするものでございます。

追加補助の内容といたしましては、1点目が、令和5年度からの物価上昇に対する補助として1,594万7,000円。2点目は、入寮生の減少により、運営費への影響を緩和するための支援として

770万5,000円。全体の事業費は両者を合わせた2,365万2,000円を計上しております。

次に、資料2ページ、県立学校体育館へのスポットクーラー整備についてでございます。

近年の猛暑の影響により、体育の授業や部活動等における児童生徒の熱中症対策として、また、地域の防災拠点としての機能を強化するため、体育館を有する県立中学校、県立高校の56校、及び分教室を含みます特別支援学校15校にスポットクーラーを設置するもので、事業費は国の補助事業を活用し、1億2,838万円を計上いたしております。

このスポットクーラーにつきましては、体育館の内部の一部にクールゾーンを設けるもので、体育館の空間全体を冷やすまでの能力は有しておりません。そのため、体育館の空調設備の設置につきましても令和8年度から着手し、計画的に実施してまいりたいと考えておりますが、県立学校の体育館に設置が完了するまでには一定の期間を要しますので、このスポットクーラーにつきましては、暫定的な措置として活用いたしまして、空調設備の設置が完了した後は、例えば武道場等に配置をするなど、引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、いずれも年度内に適正な事業期間が確保できないことから、全額を令和8年度に繰り越して実施してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、教育DX推進室長より補足説明を求めます。

【前田教育DX推進室長】教育DX推進室の補足説明資料をお開きください。

ICT活用推進事業費について、ご説明申し上げます。

この事業は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策への対応に要する経費として、重点支援地方交付金を活用し、県立高校で使用する1人1台端末について、各家庭の負担軽減を目的とした支援を実施する事業でございます。

県立高校で使用する1人1台端末について、令和8年度入学生から私有端末を持参するBYOD方式を導入することに伴い、経済的な事情によることなく、教育の機会を確保するための支援を実施いたします。

具体的な取組といたしましては、経済的に苦しいため配慮を希望する世帯へ公費端末を貸与する経済的困窮世帯等への貸与端末の整備や、県と協定を締結した事業者がECサイトを立ち上げ、運営し、スケールメリットにより保護者等の負担軽減を図る共同調達による支援、さらに、ECサイトでの購入について、入学生1人当たり一律2万円を引いた形で案内する購入経費支援などです。

経済的な事情によることなく、教育の機会均等を図るため取り組んでまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】次に、体育保健課長より補足説明を求めます。

【松山体育保健課長】体育保健課の計上事項についてご説明いたします。横長資料9ページ、補足説明資料、学芸文化課、体育保健課をご覧ください。

体育保健課の補正予算計上額は、ながさきスポーツ・文化活動支援事業費3億3,279万8,000円、学校給食実施費1,390万1,000円、県立体育施設管理運営費2,434万7,000円、合計3億7,104万6,000円となっております。このうち、ながさきスポーツ・文化活動支援事業費と学校給食実施

費につきましては、令和8年度支援事業費として全額繰越しとしております。

まず、ながさきスポーツ・文化活動支援事業費について、ご説明いたします。

ながさきスポーツ・文化活動支援事業費においては、スポーツや文化芸術活動を頑張る子どもたちを応援するため、大会出場に要する経費など、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。補助対象は、基本的に県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に通う児童生徒の保護者が負担することとなる大会出場などにかかる遠征費用の一部に対する支援を考えております。

そのほかにも、部活動費、会場使用料、器具運搬費、バス借上げ料など、保護者が負担する経費や少年団や地域クラブといった学校外での活動も対象として取り扱います。

また、各市町や県立学校への補助に当たりましては、様々な活動の実態があることから、丁寧な具体的な例を示した上で、スポーツ・文化芸術活動配分の基準は設けず、各市町や学校が実情に合わせて支援ができるようにしたいと考えております。

次に、学校給食実施費について、ご説明いたします。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立学校給食費及び特別支援学校舎食費への支援を実施してまいります。

補助対象は、県立学校で給食を実施している特別支援学校19校、高等学校定時制夜間部8校、中学校3校、及び寄宿舎を設置し、舎食を提供している特別支援学校となっております。

また、補助額につきましては、食材費につきましては、令和5年度からの物価上昇率18%、パン・牛乳につきましては、上昇した額を見込ん

で算定しております。

最後に、県立体育施設管理運営費について、ご説明いたします。横長資料は10ページになります。

県立体育施設管理運営費におきましては、エネルギー価格が上昇し、多大な影響が生じている県立体育施設の指定管理者に対し、運営管理維持のための支援金を支給してまいります。

対象となる県立体育施設の指定管理者は、長崎地区の長崎DSスポーツ協会グループ、佐世保地区の佐世保市スポーツ協会となっております。指定管理者の電気代及び燃油に係る令和7年度予算額と令和7年度執行見込額の差額分を支援してまいりたいと考えております。

以上で体育保健課の説明を終わります。

【中村(俊)分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】長寿社会課計上分につきまして、ご説明いたします。資料は、補足説明資料福祉保健部の差し替え分になってございます。2ページをご覧ください。

特別養護老人ホーム等整備費の国土強靱化対策分でございます。

1番、事業概要に記載のとおり、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、広域型の介護施設を対象にいたしましては、これまでも国土強靱化対策として、非常用自家発電、水害対策等を行ってまいりましたが、今回の国の経済対策におきまして、国土強靱化対策と一体的に行う場合に限りまして、大規模修繕に要する費用の支援を行うという新たなメニューが追加されたものでございますので、これに対応するものでございます。

事業内容、2番に記載のとおり、(1)が新たなメニューとなります。

具体的に、一番下の米印に記載のとおり、(2) (3) のいずれかと一体的に行う場合に限り、補助対象となります。

なお、今回同時に実施せずとも、平成30年2月以降に (2) (3) を実施していた場合も対象になりまして、今回の採択件数は7件となっております。

続きまして、3ページでございます。

介護サービス施設等の物価高騰対策のうちですね、介護事業所等に対するサービス継続支援事業費でございます。

1番の事業概要ですけれども、物価上昇の影響下においても必要な介護サービスを継続するために、サービスの種別ごとに定められた単価によって、主に設備や備品の購入を支援するものでございます。

2番の事業内容に記載しておりますとおり、(1) 介護サービスを円滑に継続するための経費に対する支援としては、事例に記載の物品等が対象となります。

(2) の大規模災害発生時に必要な設備・備品の購入経費に対する支援については、記載のとおり、備蓄物資等を対象とすることとしております。

最後に、(3) の補助単価につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページでございます。

介護現場デジタル改革推進事業費でございます。

1番の事業概要でございますが、担い手の確保は各分野で困難となる中で、限られた人員で質の高い介護サービスを提供して、生産性向上を図るという目的で、介護事業所のテクノロジー化、業務の共同化を進めているところでございまして、今回も予算を計上させていただいてお

ります。

事業内容に記載のとおり、5つメニューがございます。

主立ったものが、1番の介護テクノロジーを導入する事業者への支援でございまして、これが2億3,400万円を占めてございます。

2番は、介護事業所間のケアプランデータの連携の推進、それから3番は、複数機器を一括して導入して、DX化のモデル施設を造る事業でございまして、次の4番のですね、協働化でございます。人材の共同募集、研修等の業務協働化、ここまでは例年行っているものでございますけれども、これと異なる新たな取組といたしまして、5番目に介護事業所の経営安定化に向けた経営診断、経営分析プログラムの受診経費を今回初めて実施することとしているところでございます。

続きまして、5ページでございます。

5ページの介護福祉士修学資金等貸付事業費につきましては、社会福祉協議会に補助を行いまして、介護福祉士の資格取得を目指す学生に学費等の貸付けを行っております。事業内容に記載のとおり、原資の10分の9が国庫でございますので、今回国からの内示が正式にあったものに対応して、補正予算を計上するものでございます。

その下の介護サポーターマッチング促進事業費でございます。介護職員の負担軽減に繋げるためには、介護事業所に対しまして、介護現場の周辺業務、掃除だとかシーツの交換など、様々、身体介護以外の業務は様々ございますけれども、これを行う介護サポーターの導入を現在、我々としては推進しているところでございます。

現在、現場の体験会、チラシ配布等で周知しておりますが、なかなかこういったサポータ

一の確保は実績として難しい部分がございますので、今回新たに国の経済対策で予算化されましたメニューを活用することとしてございます。

具体的には、2番の実施内容のとおり、民間のマッチングサービス運営会社に委託を行いまして、まずは介護の周辺業務の切り出しを行った上で、介護サポーターの業務を整理したいと思っております。それから、そうした周辺業務につきまして、その事業者のマッチングサイトを利用して、市町とともに地域住民に広く登録を呼びかけまして、このことですね、介護業務に触れてもらうことで、新たな人材の参入にもつなげたいというふうに考えてございます。

長寿社会課からは以上でございます。

【中村(俊)分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【里障害福祉課長】同じく障害福祉課計上分について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明いたします。6ページをご覧ください。

施設整備助成費につきましては、障害者の社会参加及び地域移行をさらに推進するため、県及び市町が策定する障害福祉計画等に基づく障害者支援施設等の整備への支援を行うものであります。補助率は4分の3で、共同生活援助を行うグループホームが対象となっております。

次に、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費につきましては、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICT等の導入経費を支援するものであります。補助率は4分の3で、障害者支援施設等が対象となっており、介護ロボットで7施設、ICT等で13施設への支援を予定しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、こども未来課分及びこども未来課とこども家庭課の両課で予算計上している事業について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

予算決算委員会文教厚生分科会補足説明資料、3月補正経済対策の2ページをご覧ください。

子育て支援新制度関係対策費及び幼稚園私立学校助成費について、ご説明いたします。

この事業は、重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、教育・保育施設に対し、給食費の物価上昇に伴う増加分に対する支援を実施するものでございます。

給食費の支援については、年度内に適切な事業期間を確保できないことから、これまでも2月補正予算において、翌年度へ繰越明許費として計上し、その繰越予算を用いて当該年度の支援を実施してきました。今回も同様に、本事業に必要な経費は全額を令和8年度へ繰り越した上で実施する予定です。

対象施設については、これまでの支援と同様、県の所管である認可外保育施設の40施設、私学助成幼稚園の6施設を対象としております。

支援内容につきましては、施設の規模に応じて、年間影響額のおおむね3分の2に相当する額としており、単価につきましては、県立中学校や私立小中学校等も含め、今回経済対策補正における給食費等の物価高騰の影響に対する県の支援は、令和5年度からの物価高騰率に補助率3

分の2を乗じた額で統一をしております。

次に、3ページをご覧ください。

子どものための教育・保育給付費について、ご説明いたします。

この事業は、国の経済対策補正予算を活用し、物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、安定的にこどもの教育・保育を継続できるよう、運営費支援のために臨時加算を実施するものでございます。

対象施設につきましては、県内の保育所等539施設を対象としております。

支援内容としては、記載のとおり、国が施設の規模別に設定した単価に基づき、通常の運営費補助に加算することとしております。

次に、4ページをご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費について、ご説明いたします。

この事業につきましても、国の経済対策補正予算を活用し、物価高騰の影響を受けている地域子ども・子育て支援施設等に対し、安定的に事業運営を継続できるよう、物品の購入等に係る経費の一部を支援するものでございます。

対象施設は、放課後児童健全育成事業所及び地域子ども・子育て支援事業を行う施設等でございます。

支援内容としては、記載のとおり、国が設定した基準額に基づき、実費相当分を通常の補助金に加算することとしております。この事業については、県費負担金のみ金額を計上しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【鴨川こども家庭課長】同じく第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、こども家庭課分について、ご説明いたします。引き続き、資料5ページをご覧ください。

児童措置費及び一時保護所費についてご説明いたします。

この事業は、国の経済対策補正予算を活用し、物価高騰の影響を受けている児童養護施設等や一時保護施設に対し、安定的にこどもの養育を行うことができるよう、運営費支援のため臨時で加算を実施するものでございます。

対象施設につきましては、記載してありますとおり、児童養護施設等の施設や里親など、こどもを養育する施設等を対象としております。

支援内容につきましては、国が施設種別ごとに設定した単価に基づく加算額を通常の措置費に加算することとしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

【松本委員】 お願いします。

まず、教育委員会の説明がありました1人1台端末の件について、質問いたします。

昨年の委員会で、令和8年度から今までは無料で貸し出されたものが、これからは保護者負担になるということで、非常に委員会でも議論が多かった案件に対して、今回、3月の経済対策補正で対応していただいたということは、感謝申し上げます。

ただ、ちょっとやはり、その現場が混乱するのではないかという懸念がありまして、今の説明だと、これからの4月からの1年生は、3通り

のやり方になるのではないかなど。1つは、この3億円の予算のある、経済的に厳しい方へは貸与。2つ目に、今度は端末を購入できるんですけれども、それに関しては2万円補助。そして、自宅にあるものを持ってきて使ってもいいですよというBYOD方式と、この3通りになると思います。

それぞれでちょっと確認したいんですけれども、例えば一番最初に言った、この経済的に厳しい方というのが、これはどの範囲で厳しいなのか、自己申告なのか、年収制限があるのか、そういったのをどのように考えて3億円の予算を計上したか。

借りた場合は返さなきゃいけないから、購入だと自分のものになりますよということで購入する場合の、この2万円の補助、この部分は1億4,500万円ですが、新1年生の人数はもう事前に分かっているわけですから、この積算根拠というのはどのように想定していらっしゃるのか、確認したい。

それと、そのBYODで、家にあるものを、じゃあ使えばただですよということで、持ってこられる分は非常にいいと思いますが、しかしスペックが、それに対応できるかどうかというのは必ず事前に確認しないと、持ってきたはいいが動かないとかだったら、また一からやり直しになってしまいます。そういったところも生徒の保護者への事前説明をどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

【前田教育DX推進室長】失礼します。ご質問ありがとうございます。

まず、貸与端末の貸出しの基準につきましては、非課税世帯などを想定しておりますが、他県では同様の基準に該当する家庭であっても、貸出しを希望しない場合もあるようですので、本県においても実情に合わせて柔軟に対応して、

教育の機会均等を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、補助額の2万円の根拠についてですが、これは令和2年度に、他の自治体が整備した低所得者向けの貸出用端末の標準単価が4万5,000円であること、そして購入価格の3分の1を補助することを基準として、1万5,000円の補助額としており、その事例を参考といたしました。現在は端末の価格が高騰していますので、標準単価を6万円と設定いたしまして、その3分の1である2万円の補助額を設定いたしました。これは九州圏内では、一番高い補助額になります。

最後にBYOD、自宅のパソコンのスペックの調べ方なんですけど、これは現在、ホームページ上でも確認ができるように掲載しております。中学生の新生のご家庭には、チラシを配りまして、こういったこのサイトから確認ができるようにというふうに、チラシを配布しておるところでございます。

【松本委員】非課税世帯ということで、ちょっと詳細が、その3億円と1億4,500万円の基準をどうされたのかというところが、生徒数に案分して考えられたということなんですかね。その辺と、それとホームページで見れますよとか、チラシを送りましたよということですが、実際、今中学生が卒業されて、これから新年度となって、今までにないことをするわけですよね。学校現場としてもです。その辺のところは、スムーズにできるように確認をしてるんでしょうか。

【前田教育DX推進室長】まず、貸与端末の台数につきましては、入学予定する生徒数に応じて、案分して積算したものです。

それから、新入生への案内ですが、来週から、合格者の説明会が高校で行われます。その中でも各学校が説明できるように、資料を配布して

いるところですが。

【松本委員】説明会が来週から始まるということですから、混乱することがないように、そして皆さんにきちんと4月から行きわたるように、対応をお願いしたいと思います。

次に、スポットクーラーについて、ご質問いたします。

補足説明で、金額が、約1億2,800万円、計上されております。空調を導入するのは前提の中で、今はスポットということなんですけども、これはスポットで対応できるのか、1台幾らぐらの物を想定して、71校に送るということですが、どれぐらいの規模感なのか、規格とかですね。実際のところ、ちょっとイメージが湧かないもんですから、ちょっとお尋ねをいたします。

【山崎教育環境整備課長】今回導入しようとしておりますスポットクーラーでございますが、主な規格といたしましては、冷房機能に加えまして、暖房でありますとか、除湿機能、そういったものも備えた多機能モデルということで考えております。これだけで体育館全体を冷やすということは、とても無理な状況でございますので、一応、本設の空調が整備されるまでの暫定的な期間、利用するというように考えておりますけれども、基本的には、利用方法といたしましては、体育とか部活動等の活動の途中で、一旦休憩を取ってクールダウンをするというような利用形態を考えております。

1台当たりの単価でございますが、今、想定をしておりますのは、おおよそ100万円程度の機種を想定をいたしております。

【松本委員】そもそも体育館は広いですから、スポットで全体はできないと、しかしながら、クールゾーンですかね。熱中症対策で休憩するときに、そこに集まったら一時的には対応でき

る、そして避難所指定もされているからということの対応だと思うんですが、しかし、100万円といえども、各校に配置して、空調が設置されれば使わなくなるから、武道館とかでも併用するというような考えがあられるということです。

その部分に関しては、せっかく導入するため、クーラーだけじゃなくて、暖房や除湿もあるということですから、有効に活用されるように、ぜひとも進めていただきたいと思います。これやっぱり他県で導入事例とか、実績とか、そういうものはあるんでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】同型の機種といたしまして、例えば山形県の県立学校の体育館などでの導入実績がございます。また、国のほうでも内閣府が発注をしております、東京都にございます立川防災合同庁舎、そういったところへの導入も決まっているというようなことを聞いております。

【松本委員】それでは、福祉保健部の補足説明資料の4ページの、介護現場デジタル改革推進事業費について、お尋ねをいたします。

金額にして約2億8,000万円という大きい金額になって、事業内容もそれぞれ5項目に分かれております。

しかし、ちょっと気になるのが、これは全額じゃなくて、一定の自己負担も必要となっまいりますし、そういったものが二の足を踏ませることになって、なかなか導入が進んでいかないという課題も委員会で伺った次第です。この予算がもう全て活用できるのか、ちょっと確認したいんですけれども、これまでの導入実績やニーズについて、お尋ねをいたします。

【中村長寿社会課長】この事業につきましては、予算額について、事業者への補助は、基本的に5分の4、事業者への補助も5分の4でさせていた

だいております。かなり有利な補助金だと思えますが、ご指摘のとおり、機器によってはかなり高額なものがございまして、自己負担が生じているという現状がございまして、ただ、実際の現在の申請状況を見ますと、今年度、暫定的な統計でございまして、120件、件数としては、採択をさせていただいた中で、募集されてきたものが200件を超えていた状況でございまして、昨年度も3倍ぐらいの応募があったということでございまして、まだまだ旺盛な需要があり、我々としては今年度も、一定の金額の予算規模とさせていただいた状況でございまして。

【松本委員】 そうすると、80件漏れたということで、今回も一定のニーズがあるという対応だと思うんですけど、金額ベースでいくと、昨年度からどういうふうに変わっているのでしょうか。

【中村長寿社会課長】 現在の集計で120件と申し上げましたけれども、実績として、1億9,100万円の実績となっております。今年度、先ほども申し上げましたとおり、2億3,400万円という形で、この(1)のメニューについて計上させておりますので、こういった状況を踏まえた措置というふうになってございます。

【松本委員】 そういったことでしたら、ぜひとも導入を進めていただきたいと思います。

それともう一つ、介護サポーターマッチング促進事業費についてお尋ねするんですが、人手不足はものすごく深刻で、特に介護の現場では人が足りないという中で、ご説明によると、周辺業務を担うということだから、常勤とかではなくて、ちょっとした仕事になるわけですね。このご時世に、そういったものに人が集まるのか、民間のマッチングサービス運営会社で、できるかどうか、ちょっと疑問なんですけれど

も、そちらの委託先はどのような会社で、どのように運営する計画なのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 この事業に関しまして、我々も様々な先進事例を、今年度、視察等もさせていただきまして。そういった中で、現在、一番実績を上げていらっしゃる仕組みが、この介護サポーターマッチングという形で、おっしゃったとおり、なかなか周辺業務を担うという方を、今アナログで、チラシとかで募集しているんですけども、なかなか実績として非常に難しい状況がございまして。この会社は、スケッターというサービスを提供している会社を今想定しておりまして、仙台市や北九州市などで、実際そういったマッチングサイトを運営していらっしゃるしまして、かなり実績を上げておられます。

基本的に市町村との協働が必要で、広報誌等で募集することでかなり効果が上がっているということで、実は西海市さんで、現在、県の補助事業を使って、協働化に取り組む中で、実際試行していただいているんですけども、既にもう250件以上の応募があったということで、かなり期待している状況でございまして、我々としてはこの介護サポーター導入というのは非常に重要でありながらも、記載のとおり、業務の切り出しが煩雑だというような意見等あって、進んでいない状況ですので、今回、事業者さんにその辺も手伝ってもらって、一気に進めたいというふうに思っております。今回の実績を基に、期待しているところでございます。

【松本委員】 普通の人材派遣的なものではなくて、隙間時間を活用して、ふだん仕事をしている、この空いた時間もアルバイトをするという動きが高まっているという話をちょっと伺ったことがあります。そのスケッターという会社が

もう既に実績があるのであれば、今後、ますます、導入で成果を上げていただきたいと思います。

【堀江委員】 私も大きく3点質問したいと思います。まず発信しますね。

こども未来、こども家庭課に関わる、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費なんですけど、縷々、その事業対象となる施設が述べられておりますけれども、このフリースクールが対象にならないのはどうしてかというのをお尋ねしたいと思います。

フリースクールは福祉の所管でないことは認識しております。しかし、教育委員会のほうで、こうしたこどもの事業継続の支援というのはありません。そうなったときに、フリースクールが対象にならないという、私はあってほしいというふうに思うんですけど、検討したのかどうか、そこら辺は、今日は教育もいるし、福祉もいるので、見解をお尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】 地域子ども・子育て支援事業費に関してのご質問でございますが、今回計上しております地域子ども・子育て支援事業費については、国のほうで策定されております地域子ども・子育て支援事業の補助要綱に列記されている事業に対しての補助金に、上乘せする形で補助をしております。

今、ご指摘のフリースクールにつきましては、今の項目として列記されております利用者支援事業であるとか、地域子育て支援拠点事業であるとか、そういった列記されたものにちょっと項目が載っているものではございませんので、本事業においては、ちょっと補助対象とはしていないところでございます。

フリースクールに関するの補助について、こども未来課内で検討したかという点につきまして

では、所管の問題もございまして、今回検討の対象としてはいないところでございます。

【堀江委員】 この第4期長崎県教育振興基本計画の中では、フリースクールは不登校のこどもたちへの対応の中でも、非常に大事な位置づけがあります。今、検討していない、福祉としてはそれは対象ではないということで、そういう答弁だったと思うんですけども、この物価高騰対応重点支援交付金、この重点地方支援交付金というのは、推奨メニューはあるけれども、それぞれの自治体で独自に現場に即して使いたいというのが基本でしょう。そうであったら、どうして、例えば連携で教育委員会に相談をしなかったのか、あるいは逆に言えば、教育委員会はそういう検討はしなかったんですか。福祉で、その子育て支援事業における事業継続支援という事業がなったときに、教育委員会は全くそれは考えなかったのか、一切検討しなかったのか、答弁を求めます。

【中村(俊)分科会長】 答弁いただけますか。暫時休憩いたします。

— 午前11時23分 休憩 —

— 午前11時26分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【前川教育長】 フリースクールに対する支援につきましては、今回のこの補正予算の枠組みの中では検討をいたしておりません。現在、フリースクールの方々とは、教育委員会として、今後フリースクールの方々とどういった連携、協力ができるのかということは、継続して議論をさせていただいております。

まだ現在、この補正予算に至る前の全体の枠組みとして、フリースクールと県教委、あるいは市町村の教育委員会との関係、どういった支

援ができるのかというところを協議中でございますので、引き続きフリースクールの方々とはしっかり検討しながら、全体の枠組みの中で、どういった支援ができるのかというのを検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】一つ私が言いたいのは、もちろん福祉でこの予算をつくっていて、フリースクールは福祉の所管じゃないということは私も承知している。しかし、言われているように、重点支援地方交付金というのは、それぞれの自治体で、現場に合わせてやり方をいろいろしてくださいと、そういう予算の使い方ができるんですよ。そうであれば、子どもたちの支援をするということで、放課後児童クラブであったりとかと、縷々述べているのであれば、私はぜひ、フリースクールの位置づけ、この第4期教育基本計画にきちんと明記されているじゃないですか。学びの場、1つとして。そうであればね、予算をどう確保するか、物価高騰、フリースクールも大変ですよ。そういう形でのね、私は検討もしていないというのは、その国から言われたことをするんじゃないかと、長崎県で何が必要かということをおね、私はもっと検討してほしいという思いがあって、だからちょっと意地悪的だったんですけど、福祉にはこの事業を継続するための予算がありながら、何で教育委員会にはないのかと、明確に述べているフリースクールがないのかという疑問があったので、質問したところですよ。

いずれにしても、今回のこの交付金の対象ではないということは、今、教育長が答弁があったところですが、今後フリースクールの位置づけを、基本計画できちんと述べているのであれば、予算も伴うという形の対応をしていただきたいと思いますということを、今日は要望にとどめ

ておきたいというふうに思います。

次に、発信しますね。

長寿社会課の介護福祉士修学資金等貸付事業費なんですけど、これは原資に加えるので、繰り越しにはならないということで理解をいたしますが、この介護福祉士修学資金というのは、これで使うことは理解をするんですけど、令和8年度の予算も3,007万円、毎年これはありますよね。毎年ある予算で、今回の交付金を活用して、さらに原資を増すという、それはどういう意味で、今回の経済対策で、この貸付事業になったのかということをお、もう少し説明してもらえますか。

【中村長寿社会課長】この事業につきましては、毎年度2億円程度の予算が必要になってございます。国のほうから、こういった一定の金額、10分の9ですので、大きな金額をいただいて、それを社会福祉協議会に補助して、社会福祉協議会で積み立てて事業を実施しているところがございますけれども、毎年度の執行残を見ながら、国のほうに要望する形になりまして、今回執行残が、今年度終了した時点で6,000万円ぐらいになってしまって、来年度の見込み的な部分が、2億円程度必要ですので、その部分を要望した形で、国のほうから交付があるという形でございます。

【堀江委員】理解いたしました。

ぜひ多くの方に対応、必要な方に利用できるように対処していただきたいと思います。

最後に、先ほど出ました1人1台端末なんですけれども、令和8年度の子どもたちは、この交付金で、全額ではないとしても、一定の対応ができるということなんですけれども、今回はこれは私が何度も言うように、重点支援地方交付金ですよ。令和8年度はいいと。じゃあ令和9年度はどうなるのと、昨年、文教厚生委員会で審

議をした同じ理屈が、また令和9年度から問われることになるんですが、長崎県は単独で補助はできないという見解をこれまで示しておりましたけれども、令和9年度以降はどうするのかということについては、現時点でどのように考えておられるかという見解を求めます。

【前田教育DX推進室長】 令和9年度につきましては、DX推進室としましては、ぜひやっていただきたいと思っておりますので、財政当局のほうに引き続き要望をしたいと思っております。

【堀江委員】 答弁は当然そうなるかと思うんですけども、お兄ちゃん、お姉ちゃんは費用が要らなかったのに、自分の代になったら親に負担をかけさせなければいけないと、子どもたちが思わなくちゃいけないと、単価が高いんですからね、何千円の世界じゃないので、そういう意味ではぜひ、どの子も学べる環境をつくるということでは、私が申し上げるまでもないんですけども、ぜひきちんと確保、予算の確保をお願いをしたいということも改めて申し上げておきたいと思っております。終わります。

【大倉委員】 おはようございます。私からは、スポットクーラーについて伺います。

中学、高校、それから特別支援学校、体育館を保有している全ての学校に配備するというところで、補正予算が1億2,800万円余りついているわけなんですけれども、先ほどの答弁で、1台当たり大体100万円ぐらいだというふうに聞いて、私の印象では高いなと思ったんですね。冷房、暖房、除湿機能がついている、かなりハイスペックなものを入れるんだなという印象です。あくまでもスポットクーラーというのは、暫定的に置くもので、しかも熱中症対策であるとか、そういった地域防災の観点から、そこに集まる人たちの健康ということを留意すると、やはり

冷房という部分に私は特化していいんじゃないかなと思ってるんですね。でも100万円、果たしてこれが適しているのかどうかというところを伺いたいです。

インターネットで調べると、大体業務用って、20万円ぐらいなんです。インターネットですから、もちろん安いものがどんどん出てくるというのは分かるんですが、この必要性、100万円が本当に必要なのかどうか、そこの辺りをちょっとご質問したいと思っております。

【山崎教育環境整備課長】 今回導入しようとしているスポットクーラーでございますが、ただいま委員のほうからご案内がありましたとおり、多機能のモデルを想定しております。いわゆる業務用のスポットクーラー、例えば一般的に見られますような、本体に蛇腹の吹出し口がついているようなタイプの機種がございますけれども、そういったタイプの機種が、どうしてもその局所的に冷やす、例えば1人とか2人、少数しか冷やせないというような機種になっております。今回、私どもが想定しておりますのは、ある一定のエリア、クールゾーンと補足説明資料には書いておりますけれども、そういったある一定のエリアを、ある程度適温に保てるような環境をつくりたい、そこに子どもたちが集まってクールダウンをしていただくと、そのような利用の形態を考えております。

【大倉委員】 それはよく分かるんですけども、そのクールゾーンをつくるというのは当然でして、要は、ただ体育館って広いわけで、全体は結局冷やせないんですよ。このスポットクーラーでも。それで100万円というのは、必要性がどこまであるのかが、ちょっと僕にはやっぱりよく分からないんですね。確かにその20万円程度までは、それはもう微々たるものなんでしょ

うが、それよりはましなんでしょうけれども、その部分で、じゃあそれよりましというところで、そこは理解をしますけれども、例えば1校当たり何台ぐらい、このスポットクーラーを設置するんでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】体育館の規模にもよりますが、1校当たり1台から2台を予定をいたしております。

【大倉委員】1校当たり1台から2台ということですね。やはり、これはあくまでも暫定措置というところだと思います。

確かに、先ほどの松本委員とのやり取りの中でもこれまでの実績、他県の実績という話が出ました。いろんな自治体が、スポットクーラー、確かに導入していると思うんです。ただ、要は、1台、2台でも、結局は、暫定的にそこは入れているだけの話で、結局またエアコンを設置するわけなんですね。結果的には。なので、この費用対効果というのをどのように、県としては捉えているのかというのを、ちょっと質問したいと思います。

【山崎教育環境整備課長】費用対効果でございますけれども、今回想定している機種、まず耐用年数、メーカーが示している耐用年数といたしましては、6年程度ということで記載をされております。いわゆる、先ほど申し上げました一般的な蛇腹方式のスポットクーラー、そういったところは、それよりもかなり短いというような記載もございます。ですから、一定長期間利用できるというようなことがございます。

それと、ランニングコストでございますけれども、こちらの、今回の想定しているスポットクーラー、1時間当たりおよそ25円というようなメーカーの記載がございます。それに対しまして、一般的な蛇腹方式のスポットクーラーは、

それよりも比較的高いということで、そういう比較もいたしながら、こういった機種を選定をしたというような状況でございます。

【大倉委員】ありがとうございます。

耐用年数とランニングコストが、蛇腹方式よりもやはり効果的だということのお話だったと思います。これは理解できました。

先ほど、他県の例で言うと、山形県の話をしていただきましたが、例えば、山口県の防府市なんかも、取り入れているわけなんですね。そこもスポットクーラーを入れたんだけど、当然暫定措置として入れているわけです。今年度から、防府市内の小学校にエアコン、そして来年度、中学校にエアコン、全部設置するということなんです。防府市内だけでも、費用が30億円設置にかかるということなんです。

ですから、やっぱり今後ですよ、そのエアコンを設置という方向性を持っていてもらいたいんですが、やはり本県は財政的に厳しい中で、そこはどのように考えているのかということなんですね。もちろん、エアコン設置してもらいたいんですが、なかなか簡単にいかないという状況で、今後の方向性ということをお示しいただければと思います。

【山崎教育環境整備課長】体育館への本設の空調の方針ということでご質問ですけれども、私どもといたしましては、これはあくまで令和8年度当初予算に計上をいたしておりますが、県立高校10校、来年度の予算といたしましては、来年度10校の本設の空調設置に係る実施設計の予算を計上させていただいております。

今後、年間10校程度の整備をしていきたいと、計画的に整備をしていきたいというふうに考えておまして、これはこのスポットクーラーというのは、何度も申し上げますが、あくまでも

暫定的な措置ということで、本設の空調設備が整備された後は、武道場とかで利活用していくというようなことで、有効に活用していくということを考えております。

【大倉委員】空調設備というのは、エアコンではないということなんですかね。そこをちょっと、もう一度確認したいと思います。

【山崎教育環境整備課長】エアコンでございます。

【大倉委員】分かりました。

要は、体育館というものは、災害時に、避難所としても指定されているわけですから、そのスポットクーラー、1台、2台では、もう何度も言いますけれども、そういったときに対応するのはやっぱり厳しい現実がありますので、その観点を忘れちゃいけない、だけど今後しっかりとエアコン、空調設備を設置してもらうところで、それは非常に大切なことだと思います。

だけど、やはりそのコストですよ。財政的に厳しい中で、どのように進めていくかというのは、本当に大きな課題だと思うんです。そう考えると、例えば今できることとして、低コストでいかに効果的に冷やすかという観点からいけば、例えばですよ、ガラスに断熱フィルムを貼るなど、できることはあると思うんです。そういったことも、いろんなアイデアをぜひ結集して、スポットクーラーを入れたからこれでいいんだではないし、今後、エアコン設備を設置するからいいんだではなくて、何かこう、できる範囲のことをしっかり考えてもらいたいということを最後に言いたいと思うんですが、何かちょっとご見解がありましたらお願いいたします。

【山崎教育環境整備課長】ただいま委員のほう

から、断熱性の話がありました。中学校でありますとか、特別支援学校の体育館に空調設備を導入する際には、国の補助金を活用することとしております。その国の補助の対象に、断熱材、断熱を持たせることというような、一応条件がございますので、今、委員からおっしゃられたような断熱性の確保ということにつきましては、考えていきたいというふうに考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。ぜひ考えてもらいたいと思います。

それから空調設備、もう一度伺いたいんですが、高校などにいつ頃設置できる見通しかということ、もしもお示しいただけたら伺いたいですけれども、時期ですね。

【山崎教育環境整備課長】来年度、実施設計をいたします。実際の工事につきましては、再来年度からの着工ということになります。

【大倉委員】はい、ありがとうございます。今回のスポットクーラーの整備に関しては、これで済ませたいと思います。

ただ、子どもたちの熱中症対策の部分ももちろん、あと地域の防災拠点という観点からも、ぜひこれは意味あるものにつなげていてもらいたいなと、低コストで、ぜひその辺りもアイデアを出しながらやってもらいたいと思います。

それから、学芸文化課、体育保健課の、スポーツとか芸術活動を頑張る子どもたちへの応援支援の件ですけれども、これは非常に大切な視点での補正予算だと思っています。

先ほど、学事振興課の私立学校の部活動支援についても質疑があったんですが、ここでちょっと確認しておきたいのが、学校での部活動だけじゃなくて、要は地域クラブ、つまり、サッカーとか野球とか、そういったクラブチームに入っている子どもも最近多いんですね。うちの

子どももそうだったんですけど。要は学校の部活動だけじゃなくて、クラブチームに所属して汗を流す子ども、そういった子どもたちも補助されるという認識でいいのかどうかを確認させてください。

【松山体育保健課長】今回の補正予算でございますけれども、県内全ての子どもたちを対象としておりまして、特に部活動と呼ばれるのは、中学校、高校が部活動でございます。これ、学校教育活動の一環として実施がされているわけなんですけど、小学校の部分につきましては、社会体育ということで、少年団とかクラブチームに入っている活動。中学校につきましても、現在、部活動の地域展開が進んでおる中で、そういった地域クラブで活動する子どもたちについても、今回対象として考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。まさにこの部活動の地域移行というところからも、非常に大切な支援になると思います。

あと、遠征費用の一部を支援というふうに書いてるんですけど、これをちょっと、どういうことかなというのをもう少し詳しく伺いたくて、各学校に配分されるということだとは思いますが、すけれども、要は保護者の方って、自分たちがどれぐらい費用負担が減るのかというところが、一番気になるわけなんです。

例えば、全国大会と地方大会で、この補助額はね、変わっていくのかとか、決勝まで行くのと、1回戦敗退で、これ違うのかとか、その遠征費用の距離が違えば、補助額が変わるのかとか、いろいろそれは気になるんです。そういった具体的なスキーム的なものがあれば、ちょっとお示しいただけたらと思います。

【松山体育保健課長】今回の補助金でございますけれども、県立学校につきましては、学校の

ほうに補助をいたしたいというふうに思っております。それと、小学校、中学校につきましては、各市町の実態にもよりますし、学校の実情もそれぞれございます。

先ほど、委員おっしゃられたように、活動もそれぞれまちまちでございますので、市町のほうに補助金という形で支出をさせていただきまして、実態に合わせた形で支出をしていただきたいというふうに思っております。

現在、各市町、九州大会とか全国大会とか、大会に出る折に、今、補助制度というのを設けている市町も結構多いございます。なかなか、どこに行くかという形での補助という形ではなくて、どの方面に行ったらどれくらいという、金額を示されているような状況もございまして、そういったところも市町のご意見をいただきながら、参考に制度設計をしたいというふうに考えております。

【大倉委員】市町に託すというところですね。はい、分かりました。

補足説明の資料に、補助額というところが下のほうにあって、四角で囲っている部分のただし書について、ちょっとご質問なんですけど、かぎ括弧の中に、スポーツ・文化芸術活動への配分の基準等は設けないと書いてあるんです。これは要するに、スポーツ活動だから多めにか、文化活動だから少ないとかではなくて、あくまでも児童生徒数、その子どもたちの人数に単価を乗じると書いてあるということは、つまり掛け合わせた額を公平に配分するということがよろしいでしょうか。

【松山体育保健課長】あくまでも積算上で計算した金額でございます。それぞれの市町に幾ら配分するかというところで、その人数を使わせていただいております。活動の実態、それぞ

れまちまちあるかと思えます。部活動を一生懸命やっている学校もあるかと思えますし、スポーツで一生懸命取り組んでいる子どもたちが多
い学校もあろうかと思えますので、そこにつきま
しては、実態に合わせた形で補助を制度設計
していただければなというふうに考えておりま
す。

【大倉委員】 はい、分かりました。

これ、令和8年度への繰越しということですが
れども、実質的にはいつ頃それぞれの学校への
補助ということになるのでしょうか。

【松山体育保健課長】 県立学校につきましては、
4月に予算措置ができるかというふうに思っ
ておりますが、小中学校につきましては、市町の
ほうで補正予算を計上していただくというこ
とが出てまいりますので、早くても7月以降ぐ
らいの大会のほうから支援ができるのではない
かなというふうに思っております。

【大倉委員】 とても大切に、これ意義のある補
正予算だと思いますので、もう県内で頑張っ
ている子どもたちをサポートする意味でも、滞
りない支援をよろしくお願いたします。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【千住委員】 失礼します。

それでは、私も先に、スポーツ・文化事業の
支援について、お尋ねをしたいと思えます。

先ほど学事振興課のほうは私学、私立学校の
ほうにということだったんですが、今、課長の
説明では県内全ての子どもということなので、
例えば、考えられるのが、私学でそれぞれル
ールを決めて募集をかけましたと。私学に通
って、細かいんですけども、その条件に当
てはまらなかったということで、各市町の教
育委員会等に対して、応募をするというよう
な形も、もちろん考えられるかと思うん
ですが、その辺

りの細かい、各市町ごとに任せるとかいう
んじゃなくて、ある程度大まかなルールは必
要じゃないかなと思うんですが、その辺り、
いかがですか。

【松山体育保健課長】 今回の補正予算の目的
というのが、部活動に一生懸命頑張る子
どもたちを応援するというので、その保護
者の負担軽減を図るということが1つの大
きな目標でございます。

委員、先ほどおっしゃられるように、市
町に、小中学校の場合はお願いをするわけ
なんですけど、やはりそれぞれまちまちに
なってしまうということがやっぱり懸念さ
れますので、具体的な活用事例、また考
え方というのは、しっかり県のほうで整
理をしまして、お示しをさせていただ
きたいというふうに思っております。

【千住委員】 ありがとうございます。

市町にしたら、6月の議会でも補正上
がって、7月募集、8月ぐら
いかなと思うんですが、競技ある
いは文化の内容によったら、もうシ
ーズンが終わるとか、シーズ
ンが逆に冬になりますと、予
算が限られてますので、もう
予算が終わりましたというよう
な形になってしまうんじゃない
かなというところも、懸念さ
れる点ではないかなと思
いますが、その辺り、い
かがでしょうか。

【松山体育保健課長】 先ほど大倉委員
のご質問の中で、7月ぐら
いにというふうにご答弁して
おりましたけれども、今から
補助金の要綱のほうを制定
をいたしますが、できる限
り4月に遡って支援がで
きるような形を検討して
いきたいというふうに考
えております。

【千住委員】 はい、ありがとうございます。

7月以降となりますと、例
えば中学校3年生は、ほ
ぼ部活動なんて終わります
ので、ぜひそ

った形の措置ができるようにも対応していただきたいと。また個人で、活動をやられている方もいますので、その辺りも、きちっとお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、今度は、先ほどスポットクーラーの話がありましたが、耐用は大体6年程度ということでお話がありました。今の緊急自然災害防止対策事業費で、かなり有利な起債があるんですけども、そういったものが、令和12年度まで延びたということで、それを使って体育館のほうに空調設備を設置していくんじゃないかなと思うんですが、5年ですので、完了が5年後になるのかなと思うんですが、その辺りの見込みといますか、はどう考えられているのでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】本設の空調の設置の期間でございますけれども、年間、およそ10校程度を計画をいたしております。その後の計画につきましては、進捗を見ながら進めていきたいと考えております。

また、再編等の動きも、県立高校の再編の動きもございますので、そういった状況も勘案しながら、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】はい、ありがとうございます。ぜひ1日も早く、設置ができるようにお願いしたいなと思います。

最後に、先ほど来ありましたタブレット端末について、お尋ねをしたいと思います。

合格者説明会等が今からありまして、そこで説明をされていくということなんですけど、実際いつぐらいまでに各家庭で準備してといただきますか、高校単位もそれぞれあるかと思いますが、いつぐらいをめどに、そのタブレットが実際高校の授業等で使えるようになるのか、一応めど

をちょっとお聞きしたいと思います。

【前田教育DX推進室長】新入生の端末につきましては、4月に入りましてから業者が決まりまして、そこで注文となります。そして、8月末をめどに、手元のほうに届く予定になっております。それまでの間は、今現在、高校3年生が使っているタブレットを引き続き使う予定になっております。

【千住委員】ありがとうございます。

あと1点、貸与されるタブレットがあると思うんですが、その辺りの補償と言いますか、といったところはもう個人負担というような形になるというか、保険と言いますか、があると思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

【前田教育DX推進室長】ECサイトにある共同調達のパソコンにつきましても、補償をつけた形で、提供するようにしております。

貸与端末につきましては、学校のほうで対応する予定にしております。

【中村(俊)分科会長】よろしいですか。ほかにございませんか。

【まきやま委員】教育DXさんにお聞きいたします。

BYOD方式を採った場合のセキュリティの問題はどのように考えて。

【前田教育DX推進室長】セキュリティにつきましては、まずセキュリティソフトにつきましては、各個人の各パソコンの標準のソフトを使います。そして、ネットワークフィルタリングを用いまして、万が一、ウイルスに感染したパソコンを持ち込んだとしても、パソコン同士の通信はしない、できないようにしておりますので、ウイルスが広がることはありません。

【まきやま委員】そのウイルス対策は、確実にというか、その保障されているものなんですか。

【前田教育DX推進室長】ネットワークのほうで制限をかけますので、それが広がることはありません。

【中村(俊)分科会長】 よろしいですか。

【まきやま委員】 もしですよ、もし事故、被害等起きた場合は、どこが責任を持って修理費とか、弁償とかの費用がかかった場合は、どのような流れになるか、教えてください。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時57分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれまでにとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き教育委員会及びこども政策局含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時57分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【前田教育DX推進室長】 午前中の質問について、1人1台端末について、セキュリティは大丈夫なのか、万が一、生徒の端末からほかの生徒の端末へウイルスが感染した場合、その補償は誰がするのかという質問だったと思います。

学校における端末利用の際のセキュリティ確保につきましては、各OSのバージョンを最新のものに保ちつつ、ウイルス対策機能を利用すること、そしてネットワークのアクセスポイントでネットワーク分離を行い、生徒の端末間通信を遮断すること、そしてネットワークフィルタリングを実施し、危険なサイトへの接続を遮断することなどの対策を行います。

現時点で、学校現場でのウイルス感染拡大というインシデント発生の確率は、限りなく低いと想定しておりますが、完全に防ぐことはできるとは申せません。補償となると、保険の加入について、検討する必要があるかと思えます。

他県の状況などを調べて、引き続き、検討してまいりたいと存じております。

【まきやま委員】 それでは、万一の場合が起きた場合に、クラス全体の機器が使えなくなった場合に、予備等はいかがでしょうか。

【前田教育DX推進室長】 各学校に予備端末を準備しておりますので、そこから賄えるかと思えます。

【まきやま委員】 最後になりますけども、いろんなことが考えられまして、中間者攻撃と言いまして、偽のWi-Fiアクセスポイントを作って、そこにアクセスしてもらって、情報を抜き取るという方法もできますし、海外ではランサムウェアを展開して、ファイルを暗号化して、その暗号化を解くためにお金を要求したという事例も出ていますので、考え得る、考えられ得る対策を取っていただきたいと思えます。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 介護現場デジタル改革推進事業費について、お尋ねいたします。

午前中、各委員から質問がありましたんで、重複は避けたいと思えますが、まず今回申込みが200件あって、120件採択ということでありまして、需要は増えている、需要は十分にあるんだろうと、そこに応えられていないというのが実態だと思います。

そういった中で、現在様々なテクノロジー、介護ロボット、そういうデジタル化に向けた進捗率、導入率、分母が施設数で導入したところが分子として、今、何%ほど導入されているの

か、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】今、現状の進捗状況につきましては、こういった機器で非常に大きな効果を上げているのが、いわゆる施設系とデイサービス、通所系でございます。これらを分母といたしまして、令和3年度の調査においては、1機種でも導入しているという事業所が41.3%でございました。県の調査におきまして、令和6年度、2年前に、75.3%まで上昇しております、その後、我々こういった事業を続けておりますので、8割程度は進んでいるというふうに考えているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございます。

導入当初というか、そういった初期の頃はなかなか使えるのかどうかとか、機械の精度ということもあるんでしょうが、随分と実態に即したものが開発をされ、技術が進んでいきながら、現場にマッチして、約8割ぐらいまでにはなっているということは、非常にいいことだというふうに思っております。

そこで、事業内容として5点ありまして、1番の介護テクノロジーを導入する介護事業所に対する補助は、予算のほぼ全般というか、全体と言いますか、2億3,400万円を当てるということであります。

一方、3番の、介護事業所のDX化に要する機器導入経費などの補助、すみません、その1番と3番の違いと言いますか、いま一度、ご説明いただけませんかでしょうか。

【中村長寿社会課長】1番に関しては、例えば入浴のリフトだとか、見守りの機器、あるいは介護ソフトとか、インカムとか、そういったものを単体で導入するといった事業者はかなり多いわけでありまして。予算上の制約がありますので。そういった部分に関して、補助をする。そ

れとその使い方の講習費等も含めて、補助するような、単体での形になりますが、3番については、かなり先進的な事業所づくりというところで、一定、DX、テクノロジー入っているけれども、その上で、業務の改善につながるためには、例えば介護ソフトでありますと、インカムや、あと口述筆記だとか、そういうものを複合的に入れて、さらにそれを見守りのソフトと連携するとか、見守りの機器と連携するとか、あるいは、自社開発している、例えば介護の動画だとか、そういうものもございますけれども、そういうものと連動させて、全てを総合的に行うことで、例えば人員の配置とか、そういうのを軽くするとか、そういうところも含めてトータルのにやっていただく、それをよその施設に見ただけで、ものすごく先進的だなと感じていただくようなモデル施設をつくるというような形で考えておまして、補助の規模を、1か所か2か所程度考えておまして、1か所当たり1,000万円近く補助するような形で考えてございます。

【川崎委員】 そうしますと、3番は10分の10、これからの先進的なモデルケースをつくるということで、今から期待できる事業だと思いますんで、今後、ぜひ膨らませていただいて、より一層、介護現場の効率化と言いますか、デジタル化を進めていただければというふうに思っております。

次に、介護サポーターマッチング促進事業費、これも質疑がございましたが、この1,500万円の予算の使われ方なんですけど、こういうサポーターの方の人件費なのか、あるいはそのアプリの利用料なのか、こういったところにこの予算が充てられるのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】内訳といたしまして一番大きいのが、このマッチングサイト、もう既に

先ほど午前中お話ししたスケッター社のマッチングサイトに関しましては、月額の利用料が約3万3,000円程度と決まっております。これを60事業所に、初年度に限り展開するという形で、この金額が1,380万円程度かかるというところでございまして、その体験をしていただいて、次の年からは事業所において負担いただき、こういったサポーターの活用を進めていただきたいというふうな使途とするものとなっております。

【川崎委員】 じゃあ、ほぼほぼアプリの利用料であり、人件費はそういった採用された事業者がお支払いするというところで理解をいたしました。いい形でマッチングが、進んでいければなというふうに思います。

最後に、施設整備助成費、障害福祉課さんにお尋ねいたします。

こちらと同じように、お尋ねいたしますが、導入施設の今の割合と言いますか、どの程度導入されているのか、お尋ねをいたします。

【里障害福祉課長】 障害福祉施設における介護ロボット、ICTの導入状況についてですが、主な対象になりますのが、障害者の入所施設に介護ロボットの、まず介護ロボットにつきましては、主な対象が障害者の入所施設になりますが、こちらが、これまで29施設のうち17施設導入済みといった状況になっておりまして、約6割導入済みというようなことになっております。

それとICTにつきましては、こちら、幅広くいろんな事業所で活用ができると考えられますが、令和4年度に実施した調査におきましては、ICT機器を活用している事業所というのは約16%といった形にとどまっております、その後、この事業を使いまして、これまで34事業所に支援をしてきておりますが、まだまださらなる普及

が必要と考えておりまして、導入を促すための事業所向けの研修なども開催しておりまして、引き続き導入を促進していきたいと考えております。

【川崎委員】 高齢者の介護のほうも、初期の段階ではなかなか現場で実態に合わないというところがあるところがいっぱいありながら、そして技術革新があつて、ようやく先ほど8割ぐらいのところまでいったということを考えますと、やはり障害者の皆様に対する機器の導入、ICTの導入ということですので、そういった観点からの研修であつて、こんなどうぞみたいなことじゃなく、例えば意見を吸い上げていって、もっともっと技術革新をしていただくとか、そのような形でぜひ導入が促進され、より一層現場が充実できるように取り組んでいただきたいと思っております。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【ごう委員】 すみません。1つ確認をしたいと思っております。

こども未来課さん、こども家庭課さんの分で、物価高騰対策地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費、これが事業の対象が放課後児童健全育成事業所ということで、括弧で放課後児童クラブと書いてあります。この中に、少し発達等に支援の必要なこどもたちが利用している放課後等デイサービスが含まれているのかどうかを教えてくださいませんか。

【黒島こども未来課長】 地域子ども・子育て支援事業費の予算でございますが、今回計上しております対象施設としては、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の492支援単位を対象としておりまして、放課後デイサービス施設は含んでおりません。

【ごう委員】 今、含まれていないというご答弁でしたが、放課後等デイサービスが含まれてい

ない理由を教えてください。

【黒島こども未来課長】今回計上しております予算ですね、地域子ども・子育て支援事業として、国の補助メニューにございます事業の種類、病児保育ですとか、乳児等通園支援事業、各種事業の円滑な運営に対して、物価高騰対策支援として計上しているものでございます。放課後デイサービス事業については、現状その対象になっていないということがあって、この予算の範囲にはちょっと含めなかったものでございます。

【ごう委員】国のメニューに提示をされてなかったから、今回含まれていないということですよ。ですか。

【黒島こども未来課長】こども未来課で所管しております施設としましては、放課後児童クラブ等ということで、放課後デイサービスについては、ちょっと検討していないところでございます。

【ごう委員】ということは、じゃあ放課後等デイサービスは、担当の部署が違うということですか。

【黒島こども未来課長】こども未来課ではちょっと所管をしていないところでございます。

【ごう委員】障害福祉課の担当ということですか。じゃあ、障害福祉課の中では、このメニューは今回活用されていないということでしょうか。

【里障害福祉課長】今回、障害福祉関係の施設の分、障害者も障害児の施設も同様になりますが、国のほうでこういったメニューのほうは、今回つくられておりませんので、県としましては今回は放課後等デイサービスや障害児関係の福祉施設に対する支援というのは行っていないという状況になります。

【ごう委員】ということはですよ、先ほど堀江委員が質問されたこととちょっとかぶるところがあると思うんですが、この重点支援の交付金というのは、自治体でいろんな使い道が自由にあるというふうに私も理解しているんですけども、国のメニューに提示されていないから今回やっていませんというご答弁に、私は聞こえました。

しかしながら、今、その長崎県内の現状を見ましても、放課後等デイサービスの数はかなり増えている現状もありますし、また、放課後等デイサービスの場合は、学校まで迎えに行ったりとか、自宅まで送ったりとかという、そういう意味でも、かなりの経費がかかっている、運営にかかっていると思うんですね。その辺りを、例えばこれまでの物価高騰の中で、ヒアリング等はされた経緯がございましたでしょうか。

【里障害福祉課長】放課後等デイサービス事業に特化して、そういった聞き取りというのは行っていない状況ではございますが、全体としてサンプル調査というような形で、事業者への聞き取りは行っておりまして、物価高騰対策としましては、障害関係で申し上げますと、光熱費、食材料費、そういったところの支援というのをこれまで行っているところでございます。そちらは交付金を活用して行っておりまして、今回の子ども関係の事業や高齢者の関係につきましては、国の補助金を活用する事業になっておりまして、その国の補助金のメニューが障害福祉分野では今回創出されていないという状況もございまして、現在のところ、そういった支援を行っていないというような状況になります。

【ごう委員】国の補助金を使うから、そのメニューに提示がされてなかったのも、今回は該当しないということですね。

ただ、やはり先ほども申し上げ、繰り返になりますけれども、今かなり多くの施設があって、その中で経費がいろいろとかさんでいると思いますので、やはり一度、サンプル調査されているということですので、実態を、しっかりと把握をしていただいて、ご支援をいただきたいと思います。

もう1点の確認ですが、補助基準額のところに、1支援単位当たり5万円と記載がございます。この1支援単位というのがどういうことなのかが、ちょっと私が理解ができていないので、教えてください。

【黒島こども未来課長】支援単位という言い方なんでございますが、いわゆる学童クラブに対する通常の運営費補助の際に、1施設に対して出すというよりも、利用人数等で1つのユニットのような、支援単位という言い方をしております。支援単位当たりで交付単価が決まっております。

【ごう委員】理解いたしました。1施設という言い方ではなく、その人数とか、そういうので、単位で表記をするということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【饗庭副分科会長】私もちょっと何点か、ご質問させていただきたいと思います。

今までもずっと質問があつてますけれども、県立高校での1人1台端末について、貸与を希望する世帯をどれくらい見込んでいるのか、購入世帯はどれくらい見込んで、BYOD方式とする世帯をどれくらい見込んでの予算になっているのか、お伺いします。

【中村(俊)分科会長】暫時休憩いたします。

— 午後 1時46分 休憩 —

— 午後 1時47分 再開 —

【中村(俊)分科会長】分科会を再開いたします。

【前田教育DX推進室長】経済的困窮世帯への端末貸与の整備ですが、これにつきましては、約15%で見込んでおります。

【中村(俊)分科会長】暫時休憩いたします。

— 午後 1時48分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

【中村(俊)分科会長】分科会を再開いたします。

【前田教育DX推進室長】申し訳ございません。

入学者予定者のうち、低所得者世帯ですね、33.5%を見込んでおります。そして、予備機につきましては、入学予定者の15%を見込んでおります。

【饗庭副分科会長】すみません。今、3点お伺いしたんですけれども、経済困窮世帯が15%で、今、理解してよろしいんですかね。そのほかの端末購入支援するところが何世帯と見込んでいるのか、BYOD方式、この3種類に分かれるということだったので、それぞれを何世帯というか、何%でもいいんですけど、見込んで予算を掲げているのか、お伺いします。

【前田教育DX推進室長】最初に申しました15%、ちょっと訂正いたします。

貸与見込みとして、貸与見込みとしまして、入学予定者のうち33.5%を見込んでおります。

そして、予備機として15%を見込んでおります。

【中村(俊)分科会長】恐らくご質問の趣旨は、この3つのパターンのそれぞれの比率を、何かしら、パーセンテージで出していただきたいというご質問の趣旨だと思いますが、お答えできますか。

暫時休憩します。

— 午後 1時52分 休憩 —

— 午後 1時53分 再開 —

【中村(俊)分科会長】分科会を再開いたします。

【前田教育DX推進室長】失礼しました。

経済的困窮世帯への貸与につきましては、入学生の33.5%を考えております。

そして15%が貸与端末、予備機を準備しております。

BYODにつきましては、何台になるか想定しておりませんが、分かりませんので、十分に確保できるように、準備をしているところです。

【饗庭副分科会長】はい、分かりました。

十分に、何です、全世帯の人が購入する、困窮世帯を除いた分で全部確保しているかを、再度確認をしたいと思います。

【前田教育DX推進室長】十分にできるように準備しているところです。

【饗庭副分科会長】ぜひ、新年度、混乱がないように、進めていただければと思います。

次に、これもずっとあってます、スポットクーラー整備について、お伺いしたいと思います。

1台100万円程度で、午前中も費用対効果がどうなのかというお話が出ていたかと思うんですけども、これに伴う電気代等もあるかというふうに思うんですけども、この部分は県としてどのような対応をされるのか、お伺いします。

【山崎教育環境整備課長】スポットクーラーの使用に伴う電気代、運営費でございますけれども、これは通常の学校の管理運営費の中で措置することといたしております。

【饗庭副分科会長】それがどれくらいかという試算はされているのか、お伺いします。

【山崎教育環境整備課長】個別の試算まではし

ておりませんが、1台当たり、先ほど申しましたとおり、1時間当たりの単価が25円ということで、メーカー表示ではございます。十分、それに、その使用に耐え得るような予算ということは確保しておりますので、支障なく使用できると考えております。

【饗庭副分科会長】物価高騰の中で電気代も上がっているかと思いますが、十分に確保できているということで理解したいと思います。

最後に、介護サポーターマッチング促進事業費で、先ほどもご質問がありましたけれども、事業所が60事業所ということでしたけれども、これは21市町、満遍なくということじゃないですけれども、介護事業所がそれぞれのところで参加されているのか、お伺いします。

【中村長寿社会課長】現在のところ、ちょっと午前中も申し上げましたが、サポーターへの訴求に関しては、市町村、市町の協力が欠かせない状況でございますので、我々としてはまずもって、全21市町にお声かけをさせていただくというところで、その中から、非常にそういった形で、我々と協力してやっていただけたところとコラボしてやりたいとは思っていますので、21市町全部のところとやるということは、今のところ想定はしていない状況でございます。

【饗庭副分科会長】声をかけていって、希望するところにするということで理解したいと思います。

そういう中で、午前中、西海市が何か250件登録しているということでしたけれども、その中で実働されているというところが把握できていたら教えてください。

【中村長寿社会課長】現在、今度、西海市のほうでもそういった成果報告会があるんですけども、まだその内容について、すみません、把

握していないので、実際、実働がどれくらいかというのは、今の時点では把握していませんが、様々な業務、先ほど、午前申し上げた掃除だとか、あるいは午前中のお話相手だとか、あるいは外国人の方のお相手をするとか、働いている方の、そういった部分について、たくさん応募があったというふうにお聞きしております。

【饗庭副分科会長】これからかと思えますけれども、ぜひ成果をお知らせいただきながら、やはり人手不足で、すごく閉鎖する事業所も増えているかというふうに思いますので、人手不足を補う手段として、ぜひ進めていただければと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第65号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第65号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【中村(俊)分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

引き続き、明日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 2時 1分 再開 —

【中村(俊)委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより、令和8年3月定例会における本委員会の審査内容等について、委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 1分 休憩 —

— 午後 2時 4分 再開 —

【中村(俊)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ほかにないようですので、これをもちまして文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時 5分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月23日

自 午前 9時58分
至 午後 0時13分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

中尾 正英	総務部長
猿渡 圭子	総務部次長
櫻間 秀道	学事振興課長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第1号議案

令和8年度長崎県一般会計予算（関係分）

第2号議案

令和8年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第12号議案

令和8年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第52号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9
号）

（関係分）

第62号議案

令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議案

第16号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正す
る条例（関係分）

第20号議案

長崎県こども・女性・障害者支援センター
設置条例の一部を改正する条例

第21号議案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正す
る条例

第22号議案

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する
条例

第23号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準
に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備
及び運営の基準に関する条例の一部を改正す
る条例

第24号議案

長崎県高等学校等教育改革促進基金条例
第25号議案
市町村立学校県費負担教職員定数条例及び
県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
第44号議案
第6期長崎県福祉保健総合計画について
第45号議案
長崎県子育て条例行動計画の変更について
第46号議案
第四期長崎県教育振興基本計画の変更につ
いて

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開会 —

【中村(俊)委員長】 それでは、ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか9件でございます。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか4件でございます。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにサイドブックに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく願います。

これより総務部関係の審査を行います。

【中村(俊)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

4ページをお開きください。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳入予算総額は46億6,819万5,000円、歳出予算総額は122億667万円を計上いたしております。

5ページをお開きください。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えのための施設整備事業費補助金等に要する経費として、大学法人費29億8,649万8,000円、私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、私立学校助成費91億974万3,000円を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算2億6,478万7,000円の減、歳出予算4億9,846万3,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、私立学校振興費にかかるものであります。

6ページをお開きください。

また、今回の補正のうち、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用するため、必要な予算を追加しようとするものとして、運営費交付金1,000万円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校の校舎建設工事において、想定外の軟弱地盤の影響により工事の遅れが生じたため、また、運営費交付金について、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用する事業であり、次年度にかけて引き続き取り組む必要があることから、大学法人費4,446万3,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和7年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】では、質問させていただきます。

まず、横長資料の8ページの県立大学の運営費交付金について質問させていただきます。

県立大学は非常に受験の倍率も人気も上がっており、校舎の建て替えもあって非常に今後も期待するところであります。

ただ、県立ですから県費が入っております。今回の予算では運営費交付金として22億8,907万円ということで結構大きな金額になっております。当然、県立大学は法人収入もありますので、その中でこの約22億円、金額の対前年比がどのようになっているのか、増減があるとすればその要因は何かお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】運営費交付金につきましては、まず、大学法人におきまして、大学法人における運営経費の総額から授業料等の自己収入を差し引いた額が運営費交付金として支出をしております。そのため内容につきましては、運営費交付金といいますよりも大学の運営経費全体に対するご説明にはなりますけれども、まず、退職手当を含みます人件費で24億6,208万

5,000円、その他物件費としまして12億2,909万2,000円、これを合わせまして36億9,117万7,000円となりますけれども、こちらについて自己収入額を差し引いた額が、先ほど委員からございました運営費交付金の額となりますけれども、対前年度比としましては2億8,301万5,000円の増となっております。

増加した要因としましては、県の人事委員会に準じて給与のベースアップが行われておりますので、その人件費の増ですとか、あとは退職予定者が増えていることに伴いまして退職手当の増加、これによりまして運営経費の総額が前年度よりも1億3,392万7,000円増加をしております。

それから、就学支援新制度に係ります授業料の減免措置、こちらの対象が前年度より増えまして、自己収入が1億3,908万8,000円減少したことによりまして、次年度は運営費交付金の額が増額するという状況でございます。

【松本委員】 もちろん物価高もあるし、人件費も上がっていきますからコストが上がるわけで、また、就学支援新制度による減免措置で収入も減っていくというところで、もう一度確認しますが、運営費の増は教職員のベースアップが幾ら、退職手当の増加が幾ら、そしてもう一度就学支援制度に係るマイナス分が幾らという形でちょっとご説明いただきたい。

それと、法人の自己収入が幾らあるのか、ご確認させてください。

【櫻間学事振興課長】 法人の自己収入としましては、まず13億8,324万8,000円、こちら内訳としては授業料ですとか、入学金に当たります。給与のベースアップに伴う増加分としまして9,192万2,000円、それから退職手当の増加分として5,200万5,000円、それから、授業料の減免

措置分につきましては1億3,908万8,000円となっております。

【松本委員】 要するに、運営費の増加がベースアップで9,192万円、退職手当は5,200万円増加し、合計で1億4,000万円増加し、そして自己収入が1億3,900万円減るということですから、コストが上がって収入が減っているということはもう間違いないということでございます。そして、県費を26億円投入するわけでございます。だから、ここの部分で、もちろん運営は成り立ってはいるし、生徒も希望者は増えているということなんですけれども、ただ、経営から見ると、コストが上がって収入が減っているということは間違いないことでもありますので、そういった状況の中で、今後運営していく上で大丈夫なのかというところがちょっと不安を感じたんですけれども、そちらに関してはいかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 大学におけます自己収入としましては、授業料ですとか、入学金はもちろんでございますけれども、そのほかに大学として企業等と連携して様々な共同研究ですとか、受託研究、こういったことも行っております。そういった場合に研究費につきましては外部から獲得するという手段がございます。そういった部分を今後さらに、大学の方針としましてそういった共同研究、受託研究についてはしっかり力を入れていきたいというお考えをお持ちですので、そういった意味ではそういった研究費に係る自己収入という部分を今後さらに増やしていただければと思っております。

【松本委員】 非常に運営の方、自己収入を増やしていくという意識というか、動きというのは非常に大事だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

次に、9ページの私立学校よかところ推進プロジェクト事業補助金3,800万円なんですけれども、この事業は私学のそれぞれ独自性のある様々な事業に対しての補助金になっております。昨年も質問させていただいたんですけれども、昨年度、令和7年度の予算とその実績についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】よかところ推進事業につきましては、昨年度当初予算としまして2,400万円を計上しております。今回はほぼ予算額に近い額で実績として申請が上がり、採択をしているところでございます。

【松本委員】その2,400万円の予算の中で、何校に対して上限は幾らだったのかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】それぞれに対しまして、令和7年度の目標としましては17校を予定していたんですけれども、実際には18校から申請がございました。それで、補助率がこちら事業費の3分の2以内ということになっておりまして、補助上限額が1校当たり200万円となっております。

【松本委員】上限が200万円ですよ、そうしたら18校だったらフルに使えば本当は3,600万円だったけど予算が2,400万円までだったということですよ。そうすると、十分な充当ができなかったということではよろしいでしょうか。

【櫻間学事振興課長】全ての学校が満額の申請をしたというわけではございませんで、この事業の対象になるかならないかというところで、一定今回申請をされました18校につきましては、その事業の内容を最終的に精査した結果、ほぼ対象となる事業については、予算の措置が、交付の措置が対応できたものと考えております。

【松本委員】年々予算も増額していただいて、

そして、希望する学校も増加していることに対しては本当に評価いたしますし、それだけニーズが高いと思います。今回さらに1,400万円の増加し3,800万円ということですが、上限等目標の学校の数はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【櫻間学事振興課長】申請につきましては、これが目標というよりも可能な限り手を挙げていただきたいという思いがございます。金額につきましては今年度の実施状況を見まして、申請する学校数が増えている、あるいはその申請の内容につきましても、これまで各学校からどういったことに使えるかがなかなか分かりづらいというご意見もございましたので、県の方で他の学校でこういったことに使えているというような事例をそれぞれの学校に紹介をするようにいたしております。それに伴いまして、申請の内容といたしますか、これまで申請をされていなかった内容についても各学校が申請をしていただけるのではないかとこのところで、金額として大幅に増額をさせていただきたいと考えております。

【松本委員】大変ニーズも上がって、予算も上がっているというのはいい傾向だと思います。昨年度は予定の2,400万円に対して18校も来たということですから、今回1,400万円増えて、多くの学校が再び申請を出して、単年度ずつになりますんで、説明をしっかりといただいて、まだ使っていない私立高校が利用できるように説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

次に、10ページなんですけれども、中段にある私立学校耐震化促進事業費でございます。

概要説明のところ、気になったのは耐震化の本県の状況というものが非常に厳しい状況だと。本県耐震化率は89.6%で全国40位というこ

とで下位にあるということです。今回の予算によってどのようにこの部分が変わるのか、また、今回の予算4,785万円の用途についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】今回の耐震化事業費の内容でございますけれども、まず、耐震化に係ります事業は国の方の制度でまずは支援がなされます。県の方でのこの予算といいますのは、その国の方で支援がなされる場合に上乗せで県の方も単独の補助を行っております。

今回、令和8年度の予定としましては、一つの学校で2棟の建物の耐震補強工事を行う予定となっているところでございます。

【松本委員】2棟改修予定ということで、その2棟が完成すれば89.6%がどのように上がるのかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】令和8年度の終了時点で90.9%の見込みでございます。

【松本委員】若干0.4%ということで、まだまだなかなか厳しいと思いますが、残りの約10%に関してはなかなか厳しい状況なんでしょうか、今後の見通しについてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】概要説明の際にもご説明をさせていただきましたとおり、県内の私立学校はかなり歴史が古い学校が多くございます。また、規模としましては、都市部の私立学校と比べますと小規模な学校が多いということもございます。そうした中で、今後少子化を迎えていくというところで、なかなか各学校の経営も厳しい面がございまして、この耐震化となりますと一気にかなり大きな金額が必要となりますので、なかなか一気に耐震化率が改善していくかというところについては、かなり厳しいところはあるのではないかとはいえ、見込んでおります。

【松本委員】当然私学ですから運営もありますし、多額な自己負担金もあるのは分かります。ただ、やはり万が一のことがあったときに、10%の学校が耐震化をしていなかったから被害が甚大になったということがあってはならないと思いますし、もちろん補助もあるわけでございます。もちろん経営も分かっていますけれども、しかしながら、もう何年もかけてこれは話している内容ですので、ぜひとも積極的に耐震化を検討いただくように働きかけもぜひお願いしたいと思っております。

最後に、19ページの繰越明許費のところですが、

長崎県立大学の佐世保校の建設事業費のところの繰越しに、校舎建設工事において想定外の軟弱地盤の影響により工事の遅れが生じたためというふうでございます。地盤というのは地盤調査を必ず建物を建てる時にするわけございまして、事前に地盤調査をして把握ができていなかったのか、この理由についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】佐世保校のキャンパス整備につきましては、同一敷地内で建て替えということになりますので、既存の建物を解体して、そこに新しい建物を建てるということを繰り返し、繰り返ししながら最終的にキャンパス整備を行っていくことにしております。

今回の対象となっておりますのが食堂棟、今の食堂棟は半分できているんですけど、残り半分をつくるという食堂棟の2期工事になります。その用地としましてはこれまで学生会館として使用してございまして、建物が建っております。その学生会館を解体して、初めてそこで地盤の状況が確認できたというところで、今回軟弱地盤ということが今年度発見されたという状況でございます。

【松本委員】建物が建っているから地盤調査ができなかったということですか。でも、建物の横で隣接しているところでも調べることはできないのかなというふうにちょっと疑問に思うんですが、それは技術上のいろいろな問題があると分かります。

じゃあ工事がどれくらい遅れて、工期はいつ終わるのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】食堂棟の建設の工期としましては、約1か月ぐらい遅れる見込みでございます。

ただ、キャンパス整備自体、全体の工事としましては遅れがないように今進めておりまして、令和8年度中には全てが完成するという予定で、今計画を進めております。

【中村(俊)分科会長】それでは、ほかにございませんか。

【堀江委員】私も分科会横長で質問したいと思います。発信しますね。

分科会横長8ページのこの大学運営費交付金ですが、令和7年度の当初予算と比較をしてみますと、県内就職支援員という表現がありません。これは令和8年度はどういうふうになるのか教えてください。

【櫻間学事振興課長】県内就職を推進するために、令和7年度までは県内就職支援員というのを配置しておりました。それにつきましては令和8年度からは新たな役割を担っている、県内就職だけではなく新たな役割も加えたところで、産学官連携推進マネジャーとして新たに配置をする予定でございます。

【堀江委員】令和7年度で県内就職支援員が490万円でした。8ページにあるように、産学官連携推進マネジャー、これが660万円ということは、人が増えるのか、それとも単価が増えるのか、

その予算が増になっているのはどういうふうにとったらいいですか。

【櫻間学事振興課長】予算につきましては、もともと大学の方でも本来必要な額としましては、令和8年度に計上する額が必要な額でございまして、人が増えるというわけではございませんで、同じ方が役割を変えてその業務に就くということになります。

金額につきましては、これまでは県の方からの補助と、大学の方で人件費として対応していた分とございますので、金額としては本人に係る費用としては同じ金額ということでございます。

【堀江委員】そうしますと、金額は変わらない、ということは人数も一人ということですか、確認だけ。

【櫻間学事振興課長】対象は一人でございます。

【堀江委員】県内就職率がどうかというのは委員会の部長説明でありますので、この程度にとどめたいと思います。

同じく今度は分科会の部長説明の中に、通知をします、高校の部で同じく県内就職支援員の配置に対する経費が述べられていますが、高校の場合は、これは横長資料では見ることはできませんで、令和8年度と令和7年度人数が増えるかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

【櫻間学事振興課長】高校の県内就職推進員につきましては、補助するのに対象となる条件がございまして、過去3年間に毎年10人以上の就職希望者がいるかというのを対象にしております。

それに基づきまして積算をしましたところ、見込みとしましては令和7年度と同数の学校に対して支援の見込みとなっているところでございます。

【堀江委員】各学校で10名以上の就職希望者が

あるところに、県内就職支援員の配置をしますということなんです、そうしますとこれは、数としては同じということですか。

【櫻間学事振興課長】 予定している数としては同じになります。ただ、もちろんその予算につきましても、新たに例えば対象になる学校とか、そういったものにも備えたところで、もし条件を満たすような学校が出てくれば対象となりますから、そこについては少し余裕を持たせた形で予算計上となっております。

【堀江委員】 県内就職支援員というのは、県内の就業率を上げるために大きな役割を果たしていると思っているので、令和7年度と比べてどうなのかということをやっと改めて質問したくて今の質問をしているわけですが、そうしますと条件がある、10人希望をする生徒がいるということですから、今の見込みと今後、今現在、例えばA校は対象になっていないけれども、今後、A校が対象になるとなればそれは増やしますよという、そういう余裕があるという意味で、人員は令和7年度と比べて同じということでもなく、状況によって増える可能性があるという理解でいいですか。

【櫻間学事振興課長】 すみません、ちょっと説明が不足しております、先ほど申し上げました過去3年間10人以上の就職希望者がいるところが、それは対象にはなるんですけども、現在その条件を満たしている学校につきましても、例えば私立学校の場合は教員が地元の企業とかなり深く関係性を築けている学校がございます。そういった学校につきましても、必ずしもその就職推進員というのが必要ない学校もございます。そういったところにつきましても、例えばそういった先生がお辞めになられたりとかした場合には必要になってくることもあろうかと

思いますので、そういった部分については対応できるような予算を確保しているというところでございます。

【堀江委員】 私学ですから、先生が言わば県内就職の分野でいろんな連携、人脈を活用しまして、いわゆる就職支援員という方がいなくても先生が対応できる学校もあるという、いろんな特徴があるので、一概に県内就職支援だけが県内の就職率を上げるということにはならないという理解をいたしました。

ここも高校の県内就職率というのは、委員会審査のときの部長説明でありますので、この程度にとどめたいと思います。

もう一つ、同じくスクールカウンセラーですが、これは私学の場合にはどんなふうに理解したらいいですか。要するに、令和7年度と比べてきちんと人員を確保されているのかということをやっと確認したいんですけど。

【櫻間学事振興課長】 スクールカウンセラーにつきましても、ほぼ全ての学校に措置されているんですけども、その中で4校配置をしていない学校がございます。こちら4校のうち2校は同じ法人の中でいろんな校種、小中高、大学だったりそういったいろんな校種を持っている法人におきましては、同じ方が複数の校種の学校を兼務しているというところで2校につきましてもそういった対応をされているというところでございます。

あと残りの2校につきましても、ちょっと学校の特色として、学校内で起こった問題を先生たちがではなくて、生徒たちで話し合いの下にいろんな問題を解決していくというような方針で学校運営をされている学校がございます。そういった学校が2校ございまして、そちらについてはスクールカウンセラーの配置ではなく、教員

がそういった活動をリードしながら問題を解決していくという形で対応されているというところでございます。

【堀江委員】課長の答弁で理解しますと、私学にあっては、スクールカウンセラーは形が違っても様々な問題に対応するというので、いろんな対応が違うんだけれども、そういう状況では対応が取られていると、スクールカウンセラーの配置はされているという理解でいいんですか。

【櫻間学事振興課長】スクールカウンセラーを必要とされている学校については全て配置ができています。

【堀江委員】最後にいたしますね。同じく発信をします。

これは分科会の横長なんですが、私学の私立学校教育振興費補助金は高校と中学と小学校があるんですけれども、これは前年度の予算に比べて5割、つまり骨格予算ですよ。今回、当初予算は骨格予算ということで、私学にあっては私立学校教育振興費補助金が骨格予算で5割しか計上していないということになるんですけど、これはどういうふうに考えたらいいか、6月補正ではちゃんと計上されていくのかどうか、この機会に教えてください。

【櫻間学事振興課長】今回の骨格予算につきましては、全庁的に取扱いが特殊なものは除いてになるかとは思いますが、基本的には、補助金については前年度の半額と半分、2分の1というところで統一されておりまして、今回、教育振興費補助金についても、その全庁的なルールに基づいて2分の1を計上しているところでございます。

ただ、もちろん残りの2分の1につきましては、6月補正で計上させていただきたいと考えて

おります。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【川崎委員】私もスクールカウンセラーのことでお尋ねいたします。

今、生徒間同士での話し合いで解決をとというすばらしい取組の紹介をいただきました。

この部長説明ではさらなる充実を図っていくというくだりもありますが、令和8年度どのような充実を図っていくのかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】私立学校がどうしても各学校が設置者ということもございまして、なかなか学校間の情報の共有というところが少し公立、県立の場合は一気に全ての学校が情報共有ができるんですけれども、私立の場合はそういったところが少し弱い部分があるのではないかと考えております。

就職支援についてはそういった場を設けることができているんですけれども、スクールカウンセラーにつきましてはそういった機会を設けることができておりません。そのため今後、例えば学校訪問ですとか、学事振興課、3年に一度にはなりますけれども、各学校を訪問しております。そういった中で、スクールカウンセラーの取組につきましても、情報を県の方で収集して、それを今度別の学校にも展開していくということができればというふうに考えているところでございます。

【川崎委員】分かりました。しっかりと現場のニーズを捉えて、対応をお願いしたいと思います。

次に、授業料に対する就学支援金についてお尋ねいたします。

これも部長の説明の3ページであります。今年度より所得制限が撤廃されまして、支援金が39万6,000円から45万7,200円に増額されると。

今、国の予算がまだ通っていないということですが、ここだけはせめてクリアしてもらいたいと思うところではありますが、まず、実態として、このことで授業料の実質負担がゼロになるのか、確認をさせていただきたいと思いません。

【櫻間学事振興課長】 授業料につきましては、就学支援金の支給上限額がございますので、これが1か月相当分で全日制で言えば3万8,100円、通信制でいえば2万8,100円、こちらが上限額となっております。これを超える場合は差額分の授業料を保護者が負担していただくことになります。

【川崎委員】 そうしますと、超えるところがあるということですか、現在も。

【櫻間学事振興課長】 今、令和8年度の授業料の額として、上限額を超える見込みとなっておりますのは全日制で6校ございます。それから、通信制、通信制は県内4校ですけれども、4校全てが超える見込みでございます。

【川崎委員】 そうしますと、これまで県の独自の上乘せ支援がありました。令和8年度はどう考えるかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 国の就学支援金に上乘せをしまして、令和7年度まで県の独自の支援として、国の補助上限額を超える部分について、生活保護世帯に月額5,300円、それから年収が590万円以上720万円未満の世帯に対して、国の補助上限率の2分の1となるように、月額6,600円補助を今年度までは行っておりました。ここにつきましては就学支援金と重複する部分が出てきますので、そこについては、そこを除いたところで、令和8年度予算におきましてはこれまで授業料軽減、補助支援を受けてきた新2、3年生、こちらに対しては経過措置として予算としては71

万1,000円を計上しているところでございます。

ただ、令和8年度以降の支援につきましては、生活保護世帯の負担軽減というのは引き続き継続していく必要があるかと思っております。そのため新1年生に対する経費につきましても今度の6月の補正予算でまた計上させていただきたいと考えておるところでございます。

【川崎委員】 以前、分かりやすい表をつくって皆様にお知らせをさせていただいたことがあったと思いますが、ぜひそういった分かりやすいところも工夫してお知らせいただきたい。ちょっと委員長もお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、奨学給付金の拡充、これも部長説明の4ページであります。こちらについて、まず、中所得世帯まで拡充される見込みというふうな表現であります。少し具体的に、例えば所得の世帯がどういうふうな条件で変わっていく、いわゆる対象者の変化についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 これまで生活保護世帯に対して対象となっておりますけれども、今後は490万円未満の世帯まで対象が拡充されるということでございます。

【川崎委員】 これはぜひしっかりと周知をして、ぜひ十分な活用をしていただきたいと思いますと思ひます。

生活保護世帯の皆様からこの490万円、かなりの方が対象になるかと思ひますが、現段階で対象者数がどの程度かお分かりであればお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 令和7年度の支給対象者が1,591人ございました。これが今回の制度の拡充に伴いまして、令和8年度、これは見込みでございますけれども、5,345人を見込んでおります。

比率としましては、前年度から比べると3.4倍に対象者が増えるという状況でございます。

【川崎委員】令和7年1,591人が、今年度は5,345人に大きく増えるということについてはいいと思います。

この使い道なんですけど、こういった形に利用できるのかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】奨学給付金につきましては、授業料以外の学納金等に広く使用することができますとなっております。

使途について限定はございませんけれども、主に使われるものとして想定されるものとしては教科書代ですとか、学用品、それから通学費ですとか、部活動費、修学旅行費、そういった学校生活に必要な経費について充当がされているものと考えております。

【川崎委員】最後にしますが、支給の上限額とか、手続的なことについてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】こちらは、手続としましては、県内に保護者が住所を有していて、県内の学校に通学されている生徒、こちらについては学校を通じて県に申請をしていただくこととなります。

それ以外に、県内に住所を有している保護者の方で、県外の学校に通われている方、こちらについてはそれぞれの保護者に対して支給をするということになっております。

1人当たりの額としましては、全ての使途を申し上げますと、まず生活保護世帯に対しましては、単価として5万2,600円、それから、全日制を先に申し上げますと、非課税世帯に対しては15万2,000円、年収270万円から年収380万円未満の世帯に対しては5万670円、それから、年収380万円から年収約490万円未満の世帯に対して3万8,000円、通信制につきましては、非課税世帯に

対して5万2,100円、270万円から380万円世帯に対して1万7,370円、年収380万円から490万円未満世帯に対して1万3,030円となっております。

【中村(俊)分科会長】よろしいですか。

ほかに。

【大倉委員】私立学校助成についての質問です。概要説明資料の5ページに記していただいている耐震化の推進について、先ほども松本委員からご質問がありましたので、なるべく重ならないように、ただ、確認という意味も込めてちょっと改めて質問したいんですけども、5年連続で89%台で推移しているというところで、目標は令和12年に100%ということだったと思うんですが、この耐震化率がもうほぼ変化していないというのは、これは、要は耐震化を過去5年間は全くやっていないというような認識でよろしいんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】過去5年間幾つかの学校では耐震化の方が進んでおります。ただ、一棟一棟というのが、なかなか率に大きく表れるということではございませんで、大体89%台で推移してきたというところはございますけれども、全く実施がなかったというわけではございません。

【大倉委員】原則としては、私立学校にしっかり頑張ってもらおうということが大事だとは思いますが。今回は当初予算4,700万円が一応ついているということで、これは学校耐震化を施す学校があるという認識でよろしいんですね。

【櫻間学事振興課長】令和8年度においては一つの学校で建物2棟の耐震化を進める予定と聞いております。

【大倉委員】分かりました。今後耐震化率が90%を超えていくということが期待されるわけですが、耐震化ができていない私立学校

の建物の増減ですね、この5年間、それはどのようにになっているのか、建物の増減の数について教えていただけますか。

【櫻間学事振興課長】耐震化ができていない建物につきましては、大体おおむね17棟でこれまで推移をしてきたところでございます。これにつきましては、昨年度の委員会でも少しご説明をさせていただいたんですけれども、これは国の方で調査を行っている数字になるんですけれども、国の方の調査様式の方が変更になりまして、それに伴いまして各学校で今まで回答していた内容の見直しを全部一斉にやっていただいております。

そうした中で、集計の仕方、各学校が認識していた計上の仕方の誤り等もございまして、そのため数字としては少し基準がずれてしまったというところがございますが、おおむね17棟で推移をしてきたところでございますけれども、その集計をきちっとし直しをしたところで、令和7年4月1日現在のところで15棟が耐震化されていないという状況でございます。

【大倉委員】分かりました。全国順位が、令和6年に一気に40位に下がっているんですけど、これは理由としては単純に長崎県が遅れていて全国が進んでいるのか、あるいは全国的に統廃合が進んでいるといったところが原因なのか、その辺りの理由がもし分かりましたら教えてください。

【櫻間学事振興課長】すみません、他県の統廃合の進捗状況というのは把握はしておりませんが、他県においてもこの耐震化につきましては力を入れておられまして、他県の事業の進捗が進んでいるということが大きな理由かと思っております。

【大倉委員】他県が進んでいる、つまり本県は

ちょっと遅れていると言わざるを得ないのかなとは思いますが、今後、令和12年度に目標としている100%、それは実際のところ到達できそうなのかどうか、その辺りの見込みを教えてください。

【櫻間学事振興課長】100%につきましては、なかなか先ほどもご答弁いたしましたけれども、県内の私立学校の状況を見ますと、かなり厳しい目標ではあるかと思っております。

ただ、児童生徒が安心して生活を送る、学びを得る場として100%という目標は必ず掲げていかないといけない目標だろうと思っております。そういったためには、これまでの取組としましては、例えば資金面が一番大きな問題であったと思います。そのため、これまで県議会の皆様にもご協力いただきながら、政府政策要望において、今、私立学校の耐震化の補助率というのが公立と比べますと低い率に抑えられております。生徒が学ぶ場の安全性について、公立と私立で区別があるというのはどうなのかという思いもございまして、そこは公立並みに私立の補助率を引き上げていただきたいということで、毎年、政策要望させていただいております。

そういったところと併せまして、またこれは今後の話にはなっておりますけれども、例えば自治体ですとか、国の機関が所有している未利用地、未利用施設、そういったものを、例えばコストを抑えた形で活用して、校舎として活用できるのであれば、そういったこともぜひ進めていただければなと思っております。県としましてもそういった施設の、未利用施設の情報につきましてはできるだけ収集をして、また、耐震化が進んでいない学校に対して周知を、お知らせをしていきたいと考え

ております。

【大倉委員】ありがとうございます。将来的な展望も含めて答弁をしていただきました。そもそも少子化の中、非常に学校経営自体も厳しい状況ですよね、私立の学校は。長崎県内には歴史的に古い学校もあるわけで、そういう中で老朽化がどんどん進んでいって、なかなか耐震化が進みにくいという現状があるのも非常に理解できる場所です。

今答弁いただいたように、県の補助率ですね、これも引き上げてもらっているようだけれども、県も財源確保が厳しいわけですから、しっかり今後も国にその補助率の部分を上げてもらうよう要望していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、これも松本委員とちょっと重なるんですけれども、よかところ推進プロジェクト事業補助金について、これは令和8年度に終期を迎える事業だというふうに私は認識をしております。集大成ですからしっかりと取り組んでもらいたいと思うわけなんですけど、去年の委員会でも課題がかなり指摘をされていました。手が挙がらない学校に対してどのように手を挙げてもらうのかというところで取組をかなりしていただいたと思います。

申請数がこれまで伸び悩んでいた理由としては、事務手続が煩雑であるとか、どういったことに活用できるか分かりづらいという学校の声があったりとかということがあったと思うんですが、令和7年度の目標数17校に対して申請が18校ということで目標をクリアしたというのは非常に喜ばしいことですし、これまでの取組が成果として現れたんだなというふうに思います。

ご質問なんですけれども、その申請数が伸びたのは申請書類なんかを簡素化したというところ

ろ、そういった学校側の手続がちょっと楽になった、そういったところが理由としてはあるとお考えでしょうか。

【櫻間学事振興課長】手続の簡素化というところはもちろん影響はあったかと思えますけれども、どういったことに使えるかというところを周知できたところが、各学校においても、これまで活用していなかった学校がこういうことにも使えるんだというところで申請をしていただけたということがあったのかと思っております。

【大倉委員】いろいろと私も聞き取りをしていく上で、学校に訪問する際に、皆さん地道な周知活動をされていたというふうに聞いています。そういったところが実を結んだんだと思います。

今回予算が増額されているわけですね。令和7年は2,400万円だったものが、今回は増えていて3,800万円ですね。ということは、令和8年度目標も上方修正されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】今回、予算額ぎりぎりまで申請があって、実績として交付ができるということでございますけれども、今回のまず補助金の申請段階におきましては、予算を超える分の申請が上がっておりました。ただ、先に内容を審査していく中で対象外の事業が様々含まれていた分について、そういったものを省いたところで予算の中に落ち着いたというところでございます。

次年度におきましてはそういった、こういった部分が対象外になったというところをしっかりとお伝えしていただくことによりまして、もう既に今年度申請としてはそういったニーズがあるということは分かっておりますので、こういった形であれば対象になるよというところをし

っかり周知していくことで、さらに申請額についても増えていくものというふうに期待しているところがございます。

【大倉委員】ということは目標数値としては掲げないということなんですか、目標数。令和7年度、目標が17校で申請数18校でした。令和8年度の目標校数は決めますか。

【櫻間学事振興課長】校数としては実績に1校プラスで19校を目標としております。

【大倉委員】分かりました。

ところでなんですけど、県内の私立高校の全日制の数自体は22校だと思うんですけど、また通信制もございます、そこには含まれていないんですが、22校は、通信制の高校というのは対象にはならないんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】現在の制度は全日制を対象としておりまして、通信制については現在の制度では対象となっております。

【大倉委員】今、通信制というのは非常に希望者も増えていて、生徒数も伸びています。倍率も上がっているんですね。ぜひこの通信制の高校にも目を配っていただきたいと今後は、本当に強く要望しておきたいと思います。

令和8年度終期ということで、目標もクリアしてもらいたいですが、19校目標ですね。最終年度も目標クリアすることになれば、私はこの事業を今後新たにブラッシュアップするという形にしていってもいいと思うんですよ。

質問なんですけれども、特に、この私学の部分ですね、私学の通信制というところも含めて、令和9年度の、ちょっと先の話ですけど、令和9年度の新規事業の計画なんかはちょっと財政当局と審議とか、議論とかしたりとかしているんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】通信制を加える、加えな

いについて財政部局との協議というのは行っておりませんが、ただ、これまで通信制の学校といいますと、広域の通信制というのがイメージとしては主にあって、全国どこに住んでいてもいろんな学校に、どこの県にある通信制の学校にも通えと、通えとといいますか、入学できるというのが一般的だったんですけども、最近県内においても1校、狭域の専門の通信制が開学いたしました、今年度。さらに、全日制の高校におきましても、狭域の通信のコースを設けている学校も出てきております。そうした中で狭域の通信制となりますと、そこに学ぶ子どもたちというのは長崎の子どもたちということになりますので、そういった意味ではこのよかところ推進事業についても通信制の学校を対象に加えていくということは非常に大事な視点かと思っておりますので、これにつきましては今後、来年度でこの事業は一旦終期を迎えますけれども、来年度1年かけて令和9年度からの制度設計に向けてはそういった視点をしっかり取り入れながら検討してまいりたいと考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。ぜひ令和9年度は狭域の通信制の高校も対象になるような、ブラッシュアップした事業にぜひ展開していただきたいというふうに思います。

【千住委員】失礼します。私、予算の方で1点だけご質問させていただきます。

私学助成についてなんですけど、今回50%の補助が出ていると思うんですけど、その中で私学の教職員に対する人件費に対する補助があるのか、あればその中身、補助設定の中身といいますか、をちょっとお知らせいただきたいと思うんですけど。

【櫻間学事振興課長】教員の人件費につきましては経常費の中の一部という考え方で、教育振

興費補助金の中で人件費についても充てていただくこととしております。

教育振興費の中身につきましては、人件費が幾らであるとか、物件費が幾らであるとかというところについては特段県の方で制限を設けておりませんので、交付される補助金の中で、範囲内で人件費に充てていただくことが可能となっております。

【千住委員】学校ごとにどういう使い方をするかというのはいろいろ決められるということだというお話で分かりました。

そういった私学助成が行われている中で、実際補助金を出しているわけなので、その運営に対するチェックと申しますか、というのはどのように行われているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】まず、その補助金の補助制度としての補助の条件を満たしているかというところについては、当然補助の申請段階、あるいは実績報告の段階で確認をさせていただいております。それ以外に、これは3年に一度になりますけれども、各学校、学校検査という形で、当課の職員が回っております。そうした中で補助金の使途、具体的な使途ですね、そういったものについても確認をさせていただいているところでございます。

【千住委員】3年に一度監査と申しますか、が入るとのことなんですけれども、実際その監査の中では、補助がきちっと適正に使われているかどうかのチェック、あるいは例えば学園ごとの経営に対する方針、あるいはその中身とかいうところまでチェックをされるのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】3年に一度の検査ではあるんですけれども、これはそういった補助金も含めた経営面での検査ということで3年に1回というのがございますけれども、それ以外にも、

そういった検査に入る前年度になりますけれども、その前年度におきましては、教学の関係の例えば学校のカリキュラムであったりとか、教員の配置であったりとか、そういった教学面での監査についても3年に一度入るようにしております。そういった意味では、3年に2回県の監査が入っているという状況でございます。

【千住委員】3年に2回監査が入るとのことなんですけれども、そういった中で、不適切と申しますか、これはちょっと違うというような中身があった場合はどのような指導をされているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】ちょっと先ほどの答弁が間違っております。法人の監査の1年前に教学の監査が入ると申し上げましたけど、同じ年に入っております。失礼しました。3年に一度です。

問題点が発覚して、そういった会計上ですとか、教学の面でミスが発見された場合、早急な対応が必要なものについては、その監査の後、改善されるまで集中してその学校に指導を行うこととなります。それ以外の今後改善を求めるといったことにつきましては、そういった文書でこういったことの改善をと申すところをお伝えして、その改善がなされるまでずっと改善の進捗状況を追いかけて続けるというやり方を行っております。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【前田委員】一般会計補正予算概要、横長の資料の17ページ、私立学校助成費についてお尋ねしたいと思いますけれども、この表にあるとおり、その事業概要等を見ると、全てにおいてマイナスというふうになっているんですけれども、この要因というのは児童数が減っているからという受け止め方でよろしいですか。

【櫻間学事振興課長】 まず、各私立学校助成費につきましては、今回、骨格予算というところがございまして、骨格予算のため、前年度の予算の半額というところで計上しておりますので、その分のマイナスが出ております。

【前田委員】 そうしたら、この事業欄にマイナスが入っているのは2分の1しか計上していないから、当然マイナスになるという理解でいいんですね。大変失礼しました。

その上で、私学の児童数はどんな形で直近推移しているんですか。

【櫻間学事振興課長】 先ほどの答弁、令和8年度当初予算と、すみません、間違っております。先ほどお尋ねいただいたのは令和7年度の3月補正のご質問でございましたので、私ちょっと答弁を間違っております。先ほどの横長17ページのマイナスになっている分につきましては、それぞれの実績の減に伴うマイナスでございました。失礼しました。

生徒数につきましては、高校で申し上げますと、私立の生徒数につきましては、令和5年度に1万1,404名でしたけれども、そこから毎年徐々に減少していております。令和7年度におきましては1万946人という状況でございます。

【前田委員】 私立学校の実質的無償化がどういう影響があるかというのはこれからの話なのでよく分かりませんが、私立学校からすると、今減少している中での呼び水になるだろうなと思っています。県内の児童数、生徒数は、確か公立が7で私立が3ぐらいの大まかな割合ということであれば、私立学校の果たすべき役割はさらに増してくると思っていて、先ほどから質問があっているこのよかところ推進プロジェクト費なんかも、僕も以前からもう少し内容を含めて積極的に活用を図るべきだという話をしていま

した。こういうものが学校の特色としてこれからも出てこなきゃいけないと思っているし、そこを大いに支援してほしいと思うんですけども、このよかところ推進プロジェクトの財源の内訳は国と県費で何対何ぐらいの割合になっているんですか。

【櫻間学事振興課長】 国と県2分の1ずつとなっております。

【前田委員】 そうであるならば、先ほど大倉委員の方からも令和8年終期ということで、その後のことも出ていたけれども、もっとこの金額は内容も含めて充実させるべきだと思っておりますので、そういった要望としておきたいと思っております。

一点だけこの私立学校助成費の中で、経済的支援事業費、これは部長の説明、6ページにもありましたけれども、2,035万8,000円減になっているのは、この要因は何ですか。

【中村(俊)分科会長】 一旦休憩します。

— 午前11時 5分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開します。

【櫻間学事振興課長】 この経済的支援につきましては、予算を計上したときよりも実際の対象者数が減少、少なかったということでございます。予算としましては699人の見込みでしたけれども、実績としまして674人だったというところでございます。

【前田委員】 認識違いだったらご指導いただきたいんですけども、以前、専門学校の会の方から会長が出てこられて、この経済的支援の月当たりの積算の単価というかを上げてほしいという要望が出て、その旨を委員会でも審査しながら、実質的には多分上げてもらったと思うんだ

けども、結果を聞くと、非常に、僕らの想像からすると、少ない上げ幅だったという認識をしているんですね。今、言ったように、対象者数が少ないということであるならば、本来は来年度以降、物価高対策も含めたところで、もう少しその上げ幅というか、現状の金額の見直しを図るべきだと思うんですけども、ちょっと認識違いもあったら修正していただきたいし、今幾らになっているのかもちょっと答弁いただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 委員今ご指摘のとおり、単価につきましては、そういった団体からの要望も踏まえまして、令和7年度からは単価を増額をしているところでございます。

金額につきましては、令和8年度、今の単価としましては6,600円の単価となっております。

確かに単価につきましては上がりはしたものの、こういった人数が減少した場合に総額として減少になるというところで、この単価につきましては、こういった単価が適切なのかというところはまた改めて検討していきたいと考えております。

【前田委員】 せっかくだからもう一遍確認しますけれども、R7年度から上がったというときに、幾らから幾らに上げましたか。

【櫻間学事振興課長】 令和6年度から上げておりました、失礼しました。令和5年度までは6,300円でしたので、それが1人当たり6,600円になったということです。

【前田委員】 この際、要望しておきたいと思いますが、当時のそのやり取りの中で300円上がったことは評価はするんです。ただ、この全体の人数が減ってきている中で、特に直近の物価高含めたところで、その趣旨に照らしたときに、その上げ幅が妥当というか、まだ出せるん

じゃないかという気持ちが僕にはありますので、ぜひR8年度はもうこれで走っていますけども、学校側の方、協会の方とも相談いただきながら、他県の事例も確認しながら、この助成の積算単価については見直しをするということを前提として検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。要望だけにとどめますね。

県立大学の予算が増えた中で、人件費が増えたということだけでも、一点だけ確認させてほしいと思います。以前これも私の方の質疑で、事務職の給与体系が県に準じてはいるけども、頭打ちになっていますよねというところの中で、そこを見直すべきだというやり取りをしたときに、見直しをかけるべく検討したいということだったんですけども、そこは見直しをかけたんですか。

【櫻間学事振興課長】 制度につきましては、大学法人の方でこういった制度にするかというところでございますけれども、大学法人の方におきまして、今年度について、給与体系について、以前は県に準じてということであったんですけども、そこについては県と同じようなルールで運用していくということで制度の見直しを行っている聞いております。

【前田委員】 実際に働いている方からも聞いたんですけども、結局頭打ちになっているからそれ以上上がらないと、事務職ですね、というところまできていて、当然それはモチベーションも含めてなかなかですねという話が出ていたので、県に準じて上がるのであれば上がっていくはずですから、そこは大学が決めることですけども、人件費の枠として増えているのであればそこまでチェックしていただいて、しっかりと是正してほしいということを要望しておきたいと思

ます。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【饗庭副会長】私もちょっとスクールカウンセラーの配置について再度確認をさせていただきたいと思います。

予算が令和7年度と令和8年度は、このスクールカウンセラー配置に関しては同じということで理解していいのか確認します。

【櫻間学事振興課長】スクールカウンセラーにつきましては同じを見込んでおります。

【饗庭副会長】その中で2校は生徒で話し合いをするので、スクールカウンセラーの配置をしないということでございましたけれども、やはり生徒さんの中にはその生徒での話し合いにも加われない方とかもいらっしゃるかというふうに思いますので、スクールカウンセラーを配置していくべきではないかと私は思うんですけれども、県の見解をお伺いします。

【櫻間学事振興課長】先ほど申しあげました2校は同じ法人の学校になります。こちら、私も学校の方を実際に訪問させていただいて、学校の様子を見せていただいたんですけれども、こちらは例えば授業についても、小学校の授業で算数だったり、国語だったりという教え方ではなくて、様々な協働した活動の中でそういった算数であったり、言葉であったりというのを学習していくという、ちょっとカリキュラム自体も普通の学校とは異なる特殊な、特別な特色を持った教育をされております。そういった中で、学習の中で何か悩みがあった場合にもみんなで話し合いながら、相談しながら解決を図っていくということが非常によくできている学校だなと思っております。そういった中で、そういった生徒間のトラブルについても、ここの学校の、私が見る限りでは、そういった対応はしっ

かりされているのではないかというふうに感じております。

【饗庭副会長】そういう中では、その学校においてはいじめや不登校はないものと、県としては理解しておられますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】そういったいじめが起こった場合、いじめが一切ないということでの認識はしておりませんが、いじめが起こった場合の対応が非常にうまくいっているというふうな認識を持っております。

【饗庭副会長】そういうところにも県としても関わっていただきながら、私としてはすごく心配なところもありますので、必要な場合は配置した方がいいのではないかと思いますけれども、見守っていきながらしていただきたいと、そういうのも含めて充実するというふうにご文章の中で書いてあるのかなと思いました。この充実するという中で、先ほどちょっと質問がございましたけれども、県内の就職推進は情報共有ができるけれども、このスクールカウンセラーの方は情報共有ができないということだったのか、そこをもう一度確認させてください。

【櫻間学事振興課長】情報共有する場がないということでございまして、県内就職推進は県内ですね、公立学校も含めて会議を設けておまして、そういった中でいろんな情報共有ができるんですけれども、スクールカウンセラーにつきましては、なかなかそういった機会がないというところで、そういった機会がない部分を県の方でつなぐ役割ができればというふうに思っております。

【饗庭副会長】ぜひその情報共有じゃないですけど、つながりを持ってしていただきたいというふうに思います。

もう大分前ですけれども、私立学校でも悲し

い事件として自殺というものがあり、今回、判決が出たかと思えますけれども、その頃にもやはり学校の中とこちらの県の担当者とは思いが違ったり、第三者機関の講評も違ったかというふうに思いますので、そういうことにならないために、ぜひ進めていただければと思います。

もう一点だけ、補正予算の先ほどの17ページなんですけれども、実績により減額されたということだったんですけれども、実際にどういふところが実績として減って減額されたのかお伺いします。

【櫻間学事振興課長】主にこの17ページ、教育振興費補助金のところになりますけれども、主には生徒数が減少したことに伴いまして、こちらの生徒1人当たりというところでは減額になっているところが主でございます。

それから、あとは就学支援金、授業料の減免ですけれども、これは令和7年度は全ての世帯が全額、全額といいますか、世帯によって支援の上限額が異なっております、今年度までは。そういった場合に、見込みとしましては支援額が少ない世帯の数に対して支援額が大きい方の数の人数の方が積算時よりもそちらの方が人数が少なかったものですから、そういったところで就学支援金についてはそういった現象が起こっておるといふところでございます。

【饗庭副会長】大きくは生徒数の減というところで、先ほどもありましたけれども、無償化することで増えていくであろうということを今後は見込んで、骨格予算なので6月にいうことでしたけれども、6月に出されるという認識でいいんですか。

【櫻間学事振興課長】今回当初予算で計上させていただいておりますのは、あくまで昨年度のベースで計算させていただいておりますけれど

も、6月の補正の段階では、新年度の生徒数が確定しておりますので、その金額を基に必要経費を計上させていただきたいと考えております。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論は終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第52号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中村(俊)委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後に、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

総務部長より所管事項説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回ご報告いたしますのは、長崎県立大学卒

業予定者の就職内定状況について、長崎県立大学の一般選抜志願倍率について、私立高等学校卒業予定者の就職内定状況についてでございます。

まず、長崎県立大学卒業予定者の就職内定状況についてであります。長崎県立大学における令和8年3月卒業予定者の1月末現在の就職内定率については94.4%で、前年同期比1.9ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が93.3%、地域創造学部が92.4%、国際社会学部が94.7%、情報システム学部が98.0%、看護栄養学部が97.8%となっております。

一方、内定予定者のうち県内就職の割合は32.5%で、前年同期比0.5ポイントの減となっており、学部別では、経営学部が26.9%、地域創造学部が32.6%、国際社会学部が37.0%、情報システム学部が26.3%、看護栄養学部が46.7%となっております。

県立大学においては、県内就職支援員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の促進に努めておりますが、地域創造学部、情報システム学部、看護栄養学部において県内企業への就職内定率が低下しております。

これは人手不足を背景とした県外企業の積極的な求人活動や学生の大手安定志向などが影響しているものと考えております。

県といたしましては、今後も未内定者に対する求人情報の提供などの大学における取組をしっかりと支援してまいります。

次に、長崎県立大学の一般選抜志願倍率についてであります。長崎県立大学においては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を備えた人材育成を目指すとともに、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実施する

とともに、大学教員と事務職員による高校訪問や様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある選ばれる大学となるための取組を進めております。

令和8年度一般選抜における最終志願倍率は、大学全体では前年度比1.4ポイント増の7.7倍となり、学部別では、経営学部が6.5倍、地域創造学部が8.4倍、国際社会学部が6.8倍、情報システム学部が8.3倍、看護栄養学部が7.6倍となったところであります。

今後、教育内容の充実や学習環境の改善を進め、大学としての魅力を一層高めることで受験生から選ばれる大学となるよう、県としても支援してまいります。

最後に、私立高等学校卒業予定者の就職内定状況についてであります。私立高校に対しては、県内就職推進員の配置を希望する学校へ支援を行うとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、県内企業の説明会や企業見学会の実施を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図っております。

本県の1月末現在における私立学校の就職希望者の就職内定率は86.7%で、前年同期比1.3ポイントの増となっております。このうち県内就職希望者の内定率は86.9%、県外就職希望者の内定率は86.0%となっております。

また、県内就職内定者の割合は74.5%と前年同期比2.5ポイントの減となっております。一方、1月末現在の未内定者数は100名となっていることから、県といたしましては県内企業等による2次募集情報を定期的に提供するとともに、未内定者の多い学校に対しては、未内定者の状況把握と継続的な支援の実施をお願いしております。

今後とも引き続き県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部などと連携しながら

ら、私立高校生の県内就職の促進に取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和7年11月から令和8年2月までとなっております。

2ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものは、長崎県私立中学高等学校協会ほか5名からの私立学校等に対する助成制度の充実についての1件となっております。

具体的な要望項目及び県の対応については資料2ページから6ページに記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。

附属機関等会議結果でございますが、今回の報告対象期間における実績は、2月10日に開催いたしました長崎県私立学校審議会1件となっております。

会議の結果につきましては、資料8ページから10ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】それでは、質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】先ほど部長説明でありました県立大学卒業の県内就職のことについて質問いたします。

毎年、浮き彫りになるんですけども、今年も県内就職が32.5%ということでなかなか厳しい状況であります。

一方、私立高校もちょっと下がったとはいえ、私立高校の県内就職は74.5%ということで大きな差がございます。

やはり県立大学になりますと、以前からどうしても県外から進学されている方もいらっしゃるの、状況はもちろん私立高校とは違うとは説明を受けておりますが、そういった中で、先ほどの予算の質疑でも言いましたが、県費を22億8,900万円、今回も投入しております。そういった中では少しでも県内に定着していただけるように努力をしていく必要があると思います。

今回、特に気になったのが、平均で32.5%なんですけれども、学部別を見ると、経営学部が26.9%、情報システム学部が26.3%、一方で、看護栄養学部は46.7%と高く、同じ大学の中でも学部内で差があるということで、低い経営学部と情報システム学部がこれだけ厳しい要因について、まずお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】これは全ての学科に共通してやはり全国的な人手不足というところはご

ございます、そういった県外からの求人が多いというところの影響はあると思います。

そうした中で、経営学部の今年度の卒業生でございますけれども、県内就職率が高い県内出身者、この割合が40.1%と低うございます。そのことが一番大きな要因にはなっているかと思えます。

それから、情報システム学部につきましては、こちら全国的人手不足の中でも特にこの情報系の人材というのが、かなり人材の獲得競争というのが激化しているところがございます、県外企業からの求人が非常に多いというところで、どうしてもそちらの方に目がいってしまっているところがあるかと思っております。

【松本委員】毎年同じような答弁で全然改善が見込めないということで、構造的な問題がある、そして人手不足で県外からの求人が多いというのは一定理解します。

ただ、だからといってそのまま何も手を打たないとどんどんこの数字が下がっていくと思いますし、具体的にじゃあこういう状況の中で、令和8年度、今後も含めてどういった対策を、新たな取組とか、そういうことをやろうという意思はあるのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】県内就職を向上させるためには、学生に県内企業に目を向けてもらうというのはもちろん必要なことでありまして、これまでにもそれに取り組んできたところでございますけれども、それだけではなくて、県立大学の学生がどういった学生、どういった学生を育て上げてどういった学生が今、県立大学にいるんだということを県内企業に知ってもらうことが必要でございます。それと同時に、県内生にとっても県内企業が魅力的に映らないと、県外からこれだけたくさんの求人があっている

中で、そこを見たときに、県内企業にも魅力を感じてもらう必要があるかと思っております。そうした視点に基づきまして、県立大学におきましては、今年度から民間出身の理事長が就任されております。そうした中で理事長が中心となりまして、令和8年度以降、総合計画にも掲載しておりますけれども、県内の企業とのつながりをより強化をしていきまして、学生を育て上げるだけではなくて、県内企業の魅力を高めていく取組についても大学として何らか取り組めないかというところで、そういった新たな関係性を企業との間で構築していきたいというところで、そういった取組を進めていくことによりまして、県内学生の目が県内に向き、県内の企業も県立大学の学生を知っていただく、そういったところが進めば県内就職率の向上につながっていくのではないかと期待をしております。

【松本委員】昨年の委員会で、理事長が参考人で来られて、おっしゃっていた熱意ですね、民間出身でいろいろな企業で人事をされて、もちろん職員の意識の改革、そして、県内企業も変わらなければ求められないんだという厳しいご発言もありました。確かに数字だけを追いかけることが全てではないと思っていて、その過程が大事だと思うんですね。その中で、今回新たに先ほど答弁にあったように、理事長が県内企業の魅力を高めるために県立大学としても取り組むと、これは素晴らしいことだと思うんですね。県内の企業の求人はあるんです、実際に、あるけど選ばれていないという現実を踏まえた中で、県立大学生にどうやったら入っていただけかという、一歩踏み込んだ取組をこれから新たにされるということですから、それをするのであればまた今後そういった経過、どういっ

た取組をしたとか、このことによってこのような企業からこういう声があったということも、ぜひとも委員会で報告していただいて、その部分で黙っていたら下がる部分が少しでも改善される、そして、県内企業にとっても人材確保というのは大きな課題になりますのでプラスになる、また、共同研究も先ほど答弁にありましたように含めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、私立高校の公私間格差についてちょっとご質問させていただきます。

先ほどから質疑があつていとおおり、この少子化で生徒児童数は当然減っていきます。もう一つ課題として、教育委員会の質疑でもしますが、公立高校も定数割れが非常に深刻な問題になっておりまして、編成を今後協議していくという中にあります。

その中で、私学が無償化になり、年収制限もなくなったということで、大きな転換期に今あるんですね。その中で気になるのはこの公私比率というものです。以前から指摘があつた、先ほど前田委員からも話がありました、その7対3という定数の比率、公立が7、そして私立が3と、これはもう決まっているというふうに伺っています。

しかし、公立の定数が減っていくわけですね、今後。そうなったときに、私学は無償化になってニーズが上がっていく。こういった中で、このスキームについて一体どういう経緯で、そして今後どういう見通しがあるのか、概要をお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 県内の高校の定員の公と私の比率7対3、このルールについてですけれども、これはもともとは公立の学校関係者で組織をしております公立高等学校連絡協議会、

ここの中で決められたことになっております。

そこで決められたルールとしましては、中学校卒業見込み者に対して公立が7割、私立が3割で定員を決めていくという考え方で決定をされております。

ただ、これはもともと公立志向が長崎県は非常に高かったということがございます。そうした中では、この割合を維持していくということは、私立学校にとっては一定メリットがあつたものと思いますけれども、今後今委員ご指摘のとおり、少子化が進む中で、こうした率を維持していくことが逆に今度私立学校の経営にとっては厳しい状況になってくる可能性があるということで、平成14年度にまたルールの変更、見直しを行いまして、公立高校におきましては、中学校卒業見込み者の7割というのを維持するんですけれども、私立学校においては、それぞれが自由に定員を定めるというような新たなルールに今変わっております。そのため私立学校は自由に定員を定められるようになっているんですけれども、ただ、実態としましては、学校側も施設や環境、その学校の施設、設備の問題ですとか、それに対応する教員の確保とか、そういった問題もございますので、実態に応じた定員をそれぞれ学校が定められておりまして、それに基づくると大体実態として結局生徒数は7対3に今なっているという状況でございます。

【松本委員】そこはある程度自由というのか、説明であつた私立学校審議会で話し合つて、今回の資料にも出ています定数を増やしたり減らしたりとか、そこは一定話し合つて決めるんでしょうけれども、ちょっと気になったのが、もちろん、学校が自己申告でこういう新しい学科をつくれますとか、減らしますとか、そういうのは主体的にできるとは聞いたんですけども、一

つ条件があるというふうに伺いました。つまり私学が設定した定数を一定下回った場合は、補助金が減額されるというようなペナルティーがあるというふうに聞いたんですが、そちらに対してはどのようになっていますか。

【櫻間学事振興課長】 補助金につきましては、委員ご指摘のとおり、学校が定員を定めておりました、その定員に対して、充足率が70%を下回った場合、あるいは逆に定員を大きく上回って130%を超える生徒を受け入れた場合、そういった場合には補助金の減額の措置がございます。

ただ、増える分にはそのまま減額ということでもいいかと思うんですけれども、少ない場合については学校として経営が厳しくなるということがございますので、減額には経過措置を設けて、経過措置に応じてその経過措置の間に定員を適正な数字に変更していただければ、また補助金の減額措置を解除するというようなルールもございます。そういったルールを設けておりますのは、学校として適正な定員を設定していただきたいという思いがございましてこういったルールを設けております。やみくもに定員を適当な人数で設定をされると、それはその定員に見合った学校がちゃんと設備なり、教員の確保ができていいのかという、そういったところも問題が出てまいりますので、県としましてはしっかりそこは実態に近い数字の定員を設けていただきたいという趣旨でこのルールを設けているところでございます。

【松本委員】 そういうご答弁ではありますが、しかしながら、公立はもう50%を切っているところもある、10%のところもあって、何のペナルティーも当然公立だからないわけですね。私学は経営ですから、当然生徒を確保するためにいろんな努力をされています。オープンスク

ールでも公立と私立の差は明らかに違うので、その基準を70%と設定する根拠というのはどういうところにあるんですか。

【櫻間学事振興課長】 ここについて、具体的に上下30%、ここについてその具体的な根拠まではなかなか申し上げられないんですけれども、その3割を下回るであるとか、3割を超えるということになると、そこはその定員をベースに、学校がその生徒の受入れを計画している場合に、その3割を上下して生徒を受け入れた場合というのは、そこに支障が生じるだろうというところで設定をされているものと考えております。

【松本委員】 その部分はなかなかご答弁しづらいところではあると思うんですが、たまたまなんですけど、今うちの下の娘が今度中学3年生で、保護者の間では今、来年度から無償化されて、公立よりも私立の方が入りにくくなるという話が出ています。どういうことかということ、結局、私学はスポーツや勉強の特待が多くて、もう既に特退枠が半分以上決まっている、その限られた枠の中で、しかも専願だとさらに優先されるということで、特に県央は私学が多いものですから、かなり人気が上がっているという状況であります。もちろん公立も頑張っていかなきゃいけないとは思いますが、そういう中で今後は私学に入りたくても入れないような状況が出てくるのではないかというような、それは私学の努力もあるんでしょうけれども、そういった公私間格差の中で、そういう需要を受けて私学が定員を増やしていくということも一定理解をしていかなきゃいけないと思いますし、7対3というのがもう今は撤廃されていることでもありますので、そういうことであれば了といたしますが、公私間格差が設備の面やいろんな面でも出てこないように、今後も県の

学事振興課としては公平になるように見守っていただきたいと思います。

【中村(俊)委員長】ほかに質問ございませんか。

【千住委員】失礼します。まず、昨年、私立学校法の改正に伴って、令和7年から中身が変わったと思うんですけども、それからほぼ1年たち、変わった中身について、私立学校の方で適正にそれが運用されているのかというようなチェックとかいうのはなされているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私学法の改正につきましては、主にはガバナンス面の強化というところでの改正が行われておりまして、例えばこれまで役員の選任、解任につきましては、各法人が寄附行為の中で行っていたものでございますけれども、法改正によりまして、理事長の選任に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聞いた上で決めるということと、あとはその近親者が役員、評議員に就任するのに制限がかかっているという、そういったガバナンス面の強化が入っております。これにつきましては法改正の概要、それから、寄附行為の変更手続等について、まず、各学校に対しては県の方から説明会を開催しまして、具体的に説明を行っております。その法改正が昨年7月1日から施行されておりますけれども、それまでの間に全法人にこの新しい改正法に基づく寄附行為の変更というのはきちっとやっていたいただいているところでございます。

その施行後の状況につきましては、先ほどから申し上げておりますが、学校検査におきまして、各学校を訪問しておりますけれども、その際にこの法改正を踏まえた役員選任手続、いわゆるガバナンス体制がちゃんと整っているかというところについては確認を行うなど、県としては必要な確認を行っているところでございま

す。

【千住委員】ありがとうございます。ということはガバナンス的にも審査をするということですので、当然その評議員会、理事会等の議事録の確認等も行われるということですのでよろしいですか。

【櫻間学事振興課長】まず、今の段階におきましては、今回の法改正に基づく寄附行為の変更手続、こういったものがきちっとその理事会において承認されて、なされたものか、一方的に勝手なルールで寄附行為を変更していないか、そういったところについて今現時点ではその確認ができているというところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。私学法の改正で本当、ガバナンスの強化というのは非常に大きな重要な点じゃないかなと思いますので、その辺りのチェックはきちっと行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、ちょっと県立大学と私立大学のすみ分けといいますか、をちょっと教えていただきたいんですが、今、国では、大学・高専機能強化支援事業ということで、理工系、農学系の新学部の設立に対して補助金が3,000億円ですか、一応出ているということですが、来年、再来年度、令和9年度から国際大学と総合科学大学で新学部、令和10年度に鎮西学院大学ということで3校それぞれの情報系の学部の設置が予定されているということをお聞きしております。新たな定員が増ということになるわけですが、そういった中で、県立大学も情報系の学部を持っているということで、その辺りのすみ分けといいますか、学部内容のすみ分けについてはどのようになっているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立大学、3大学におき

まして、国の補助金を活用して情報系の新学部の設置を今進められているという話は承知をしているところでございます。

ただ、その学部の内容、具体的にどういった内容になっているかというところは、概要としては伝わってはいるんですけども、これからそれぞれの大学、例えば地元の自治体等とも連携しながら、いろいろ検討されていくものと考えております。

そことのすみ分けということになりますと、県立大学の特色、一番大きな特色としましては、全国で初の情報セキュリティ学科の存在があるかと思えます。こちらセキュリティに特化した専門的な技術を学ぶことができ、そういった即戦力の人材を輩出しているということで、これまで企業の皆様にも一定の評価をいただいているものと考えております。

さらに、ハード面でも情報セキュリティ産学共同研究センター、こちらを建てまして、なかなか他県の公立大学では設置できないようなかなりいい施設を持っております。しかもこの中には民間企業も入って、民間企業が県立大学の教員、あるいは学生も交えながら共同研究を行っていくということで、学生にとっては学生でありながら民間企業の最先端のそういった情報系の研究に携われる、そういった経験ができる大学というのはなかなかないのではないかと認識しております。

こういった県立大学、情報システム学部の特色をさらに磨いていくことで、すみ分けが図っていけるのではないかと考えているところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。この強化事業では、高度な情報系と、また一般的な情報系ということで2つランクがあって、補助金が

出るということなんですが、先ほどからも少子化のお話があったんですけど、なかなかこういった時代で定員が増えて、学生の取り合いじゃないですけど、になっていくとどこも成り立たないような形になって、非常に、逆に生徒さんたちが困ることになりますので、そういったことがないように、一応連携を図りながら、各自治体ともやっていっていただきたいと思えます。その連携の中で、県から例えばその新学部に対して補助金等が出るというようなお考えはあるんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 まず、私立大学に対する補助金のご質問かと思えます。

私立大学におきましては、所管としましては国が所管となっております。ですので、経常的な経費に対する県立大学というところの運営費交付金、こういったものが私立大学に対しては、国の方から支出をされております。そして、今回の新学部の学部学科の再編、新学部の設置についても、先ほどご紹介がございました国の新学部の設置に対する補助金というところもございます。

そういった中で、県がさらに国の所管である私立大学に対して県が補助をするということになりますと、そこになぜ県が支援をしないといけないのかというしっかりした理由が必要になってこようかと思えます。そうした意味では、これからの、具体的にその各私立大学がどういったことを取り組んでいくのか、例えば地域に対してどういった貢献をしていくのか、そういったところのお話をよく聞いた上で、そこは判断をしていく必要があるかと思っております。

【千住委員】 ありがとうございます。中身は分かりました。一応この辺でちょっと終わりたいと思えます。あと最後に、先ほどは県立大学

の県内就職率のお話があったんですけども、私立の高校からの就職者数がかかなりちょっと減っているような印象があるんですけども、高校を卒業して、私立高等学校からの就職者というのはどの程度おられるのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立学校の卒業生で就職をする生徒の割合なんですけれども、少し遡りますと、平成28年度、10年前で言いますと24.6%、大体4人に1人は就職をされていたという状況でございます。それが今年度はまだ途中ですので、昨年度、令和6年度の実績で申し上げますと20.6%の方が就職をしているということで、大体5分の1に就職する割合としては減っているという状況でございます。

【千住委員】ありがとうございます。令和6年度でいけば4%ぐらい減っていて、就職率はだんだん減ってきていると。実は、県央の私学の方もかなり、大学、専門学校等含めて進学割合が増えているということで、結局県外に出ていって、そのまま県外で就職というような形も多いというようなことをお聞きしております。

現在、県立高校で再編整備といいますか、今検討されているわけですけども、私立学校の方と協力というのも非常に大きくなってくるんじゃないかなと思うんですけども、今後県内の就職に合わせた形で、こういった形で県立学校と私立の方と調整を図っていくのかというようなところの今考えがあればちょっとお聞きしたいと思いますが。

【櫻間学事振興課長】私立高校で進学ではなく、生徒が主に就職を目的としている学科を考えますと、なかなか公立の学校にはない学科、特色のある学科がございます。例えばエステですとか、パティシエですとか、そういったところについてはなかなか公立で手が回っていない分野

かと思います。私立学校においてはそういった特色のある専門的な知識を身につける学科というのがございますので、そういったところについては、今後公立高校が再編していくに当たって、私立学校にこういった特色のある学科があるのかということも踏まえたところで、公立の学校の専門学科がこういったものができていくかということでは、教育委員会ともよく私立学校の状況というのもお伝えしながら、公立学校の再編については検討を行っていただければというふうに考えております。

【千住委員】最後に、その私立学校の在り方、私立学校の持つ役割というのは非常に大きなものがありますので、県立の方とその辺をきちっと担当、所管が違いますけども、教育委員会ともちょっときちとした形で連携を図りながら、今後、こどもたちが長崎で育って、また長崎に戻って来れるような環境づくりというのをぜひ全力で行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【ごう委員】今の私立の高等学校の就職内定の中で、関連で一点お尋ねしたいんですが、この資料の中に、1月末現在の未内定率が100名となっているという記載がございました。

今お尋ねしたところ、私立の中で就職を希望される方は20.6%、そのような中、1月現在で100名が未内定であるということで、この1月末未内定が100名というのは、これまでと比べて状況的にはどうなっているのか、お聞かせください。

【櫻間学事振興課長】昨年と同じ時期の未内定者110名ですので、100名というのはたくさんいるということであるんですけども、昨年度よりは少ないという状況でございます。

【ごう委員】昨年よりは少ないということでご

ございました。しかしながら、先ほどから出てい
るように、専門学校や大学への進学を希望する
生徒が増えている中で、そうすると、他県で就
職してしまう人が増える、一方、こうやって県
内に就職したいと希望しているこの人たちが就
職できないとなると県内の定着率が少なくなっ
ていくと思うんですね。そんな中で、この未内
定の理由というのはどういうところにあるのか
お聞かせください。

【櫻間学事振興課長】なかなか分析までは至っ
ておりませんが、これは学校側からお話を
聞く範囲でございますけれども、例えばそれ
ぞれの年でやはり生徒は友達であるとか先輩の
影響を受けやすいというところがございます。
そうした中で、例えば今年よくお話を伺ってい
るのは、今年の生徒は、例えば、1人1社制とい
う形で高校生はまず一つの企業に対して就職活
動を行うわけなんですけれども、そういったと
ころで1つ目の企業で駄目だった場合に、不採用
となった場合に、なかなか次の採用試験に踏み
出せない子たちが結構多い傾向にあったという
話は学校の方からは聞いているところでござい
ます。

【ごう委員】1社目が駄目だった場合次になか
なかな進めないということでありました。例えば
私学が幾つかある中で、この学校が未内定が多
いとか、そういう傾向とかというのもあるんで
しょうか。

【櫻間学事振興課長】未内定者の率が多い学校
というところでは、すみません、ちょっと分析
をしておりませんので、傾向というところはな
かなか把握できてないところでございます。

【ごう委員】その辺りもできることならば少し
分析をしていただいて、そういう学校に対して、
じゃあどういふ支援ができるのかということも

今後考えていく必要があるのではないかという
ふうに考えております。

こちら資料にもあるように、未内定者に対し
て産業労働部などと連携しながら地元定着を図
っていくという記載がございますので、そうい
ったところももう少し細かい分析をしていただ
いて、より具体的な支援策というものも県とし
て考えていく必要があるのではないかというふ
うに私は考えるんですが、その辺りの見解をお
聞かせください。

【中尾総務部長】県としても支援員の配置など
で工夫はさせていただいておりますけれども、
学校ごとの教職員の方々も様々努力をされてい
ると思います。それぞれの学校に私学ですので
建学の精神の下で特色を持ちながら学生さんを
育てていると思いますが、そうした中できめ細
かかというご指摘ございました、おっしゃると
おりだと思いますので、どのような工夫ができ
るのかということとは各学校さんともよくお話を
聞かせていただいて、適切に就職を希望される
学生さんが就職に結びつくように我々としても、
産業労働部と一緒に引き続き努力をして
まいりたいと考えています。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】私も公私間連携のことについてお
尋ねいたします。

県立高校の方で再編計画が進んでいまして、
素案が発表されたところなんです。

そこで、離島地域における学校規模というく
だりがあるって、複数の高校が公私の別を超えて
連携し、多様な研究活動を共同で実施するなど
と、そのように記されていると。素案でありま
すので、多少は変更もあるのかも分かりません
が、こういったことも含めまして、この公私の
連携について見解をお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】これは、私学所管課としましても、今後少子化が進んでいくという中で、長崎県のこどもたちという視点で考えたときに、長崎県のこどもたちの学びをどうしていくか、そういう環境をどうやって維持していくかということについては、公私立が連携して一緒になって考えていく必要があるというふうに認識しております。

それから、委員ご指摘の会議におきましても、私立学校の代表者も委員として参加をしております。そういった中で私立学校の代表者からも、公立と私立がどのような連携ができるかというのは今後も模索していきたいということで、前向きなご発言をいただいているところでございます。

今後、再編の大綱の策定が行われた後に、具体的な連携というのがこれから話し合われていくと思いますので、そこについてしっかり県としましてもその動きを見守りつつ、連携をしっかりやっていきたいと考えております。

【川崎委員】少し大枠的な話でございますが、先ほどの定員数のことも様々ありまして、いい意味で連携をしっかり取っていただいて、こどもさんのための学ぶ環境ということで効果が発揮できるように取り組んでいただきたいと思います。

次、高校と大学の連携であります。このながさき次世代高校創生会議の委員に県立大学の橋本副学長が参加をされております。県立大学を代表してどのような意見を述べられたのかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】橋本副学長はこの会議に参加されております。会議の中では、まずこの副学長の専門分野に関して、その教育的な視点の発言は様々されているところでございます。

けれども、県立大学を代表してという意見で申し上げますと、高校が再編されることに伴いまして、そこで働く教員の意識や在り方というものも今後変わっていく必要がある。そのことについてご指摘をされております。その上で、県立大学には教育学部はないんですけれども、教員を養成する、教員の資格が取れる学部がございます。そういった中で、県立大学としてもこれからの教育を担う教員をどうやって育成していくのかというところを考えていく必要があると、そういった場合にはこれから県立大学だけではなくて教育学部を持っている長崎大学であるとか、ほかの教員資格を取得できる大学、各大学とも連携しながらどういった教員を育てていくのかというところを協議していきたいというようなご発言があっております。

【川崎委員】分かりました。そういう角度の発言があったということですね。

誰しも県内の人材不足、産業界の人材不足に憂いておきまして、若者の定着というのは課題ではあるんですが、この公立大学連携、さらに産業界もしっかりと連携を図っていただいた上で地元への定着に取り組んでいただきたいと思います。県立高校、そして県立大学、同じ県立ということで非常に連携を取りやすい関係にあるかと思いますが、今後どう取り組んでいかれるかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】今回の公立高校の再編の会議の中におきましても、高校が企業と連携した学びの必要性についても議論がされているところでございます。今後、高校と企業とが教育でどう関わっていくか、その関わりについては強化されていくものと考えております。

一方で、県立大学におきましても、先ほど少し答弁させていただきましたけれども、産業界

との連携をより強化していくということで、新理事長の下で新しい取組を進めていくこととしております。

そういった中で、県立大学と県内の高校ですけれども、通常の出前講座ですとか、相互の教育研究についてお互いに連携しながら、様々な教育活動も行ってきているところでございます。

そうした中におきまして、高校再編における県立高校の動き、それから県立大学における新たな取組、こういったことについても高大の連携を強化していくことによって、産業界も巻き込んだところでの連携というのがさらに進んでいけるのではないかと考えておりますので、県立大学においてはそういった取組をしっかりとやっていくことを県として支援していきたいと考えております。

【川崎委員】大学も高校も出口が大事でありますので、特に若者定着、産業界としっかり連携を取って、地元就職できるような形、これを望むところでありますので、よろしく願いいたします。

そういったところで、先ほどもありましたが、県立大学の県内就職のことでありますが、県内の方が進学をした場合に限ったところでの県内就職率をお知らせいただきたいと思っております。

【櫻間学事振興課長】県立大学、県内出身者の県内就職率でございますけれども、大学全体としましては59%でございます。それぞれ学部ごとに申し上げますと、経営学部が50.7%で、地域創造学部が64.9%、国際社会学部56.3%、情報システム学部が47.5%、看護栄養学部が68.4%ということで全体で59%となっております。

【川崎委員】県内出身者といえどもちょっと率は低いですね。産業界、就職先との連携という

のは非常に大事かというふうに思います。特に、情報系の方が全体を引き下げているように思いますが、とりわけこの情報セキュリティ学科の卒業生の主な就職先、そして県内定着率についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】情報セキュリティ学科、主な就職先でございますけれども、県内・県外それぞれで申し上げますと、大学が公表している企業、主な企業ということになりますけれども、県内企業では、情報関連産業ということでSCSKニアショアシステムズ、それからMHIパワーコントロールシステムズ、オフィスメーション、新晃工業など、こういったところが就職先となっております。

ただ、その他の業種で金融業の十八親和銀行などにも就職をしているという状況でございます。

県外企業としましては、こちらも主には情報通信関連産業になりますけれども、アクセンチュア、それからインターネットイニシアティブ、NTTデータ九州、それからこれはセキュリティセンター内の共同ラボに入居している企業になりますけれども、セキュリティ企業の網屋、こういったところなどに就職をしております、その他の業種としましては、こちら金融業ですとか、あとは公務に就職をしているところもでございます。

県内定着率につきましては、セキュリティ学科の県内就職率は1月末現在で17.7%となっております。

【川崎委員】県内定着率がどうしても低いですね、もうずっと前からでして、もう少し産業界の方にもしっかりと情報提供していただいて、人材が定着できるように、これだけすばらしい

方が卒業されるわけですから、もっと産業の枠を広げていただけるように、産業労働部ともぜひ連携していただきたいなと思っています。

情報セキュリティ産学共同研究センターについてお尋ねであります。先ほども少しご紹介がありました、現在の活用状況についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】情報セキュリティセンターの活用状況でございますけれども、まず共同ラボの入居企業との共同研究、それから、その入居企業と学生が共同研究に関わったりですとか、そういった交流を通じた学生の人材育成、さらに、情報セキュリティに関しますセミナーやイベントなど、これは学内の主催だけではなくて、県内外の企業や団体にもそういったイベントやセミナーの利用において活用いただいているというところでございます。

それから、共同ラボの設置につきましては、県外企業に県内進出の足がかりとして活用していただきたいという目的もでございます。そういった意味では、当初入居された企業のうち1社が県内に拠点を設置するなど、センター整備に当たって期待していた効果も実績として表れているところでございます。

【川崎委員】 県外企業さんが来て、そして県内に展開する足がかりということは非常に素晴らしいことであり、実績を上げていただきたいと思っています。

決して県外の企業の皆様が、優秀な人材をそこで地元を持っていくみたいな、そんな流れがないように、顕著にならないように、そこはぜひ目を光らせていただきたいと思っておりますし、これで生まれる研究が長崎の産業の発展につながっていくように取り組んでいただければと思います。

最後に、先議のところで確認しました物価高支援のことなんですけども、ちょっとこだわりで恐縮ではありますが、給食費の支援のところで、県内で統一化している食材の物価高騰指数を18%とされておりましたが、どうしてもちょっと根拠を教えてくださいたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 18%の根拠です。ちょっと先議のときになかなかうまくご説明できずに申し訳ありませんでした。18%につきましては、給食を提供している県立学校、こちらの令和5年度を基準としまして、そこでかかっている食材費について令和7年度における食材費を帝国データバンクによる令和7年度の食料品分野の値上げ率を参考に算定をしたところ18%という数字が出ております。

【川崎委員】 分かりました。もうあまり時間をかけたくありませんが、ぜひ実態をもう少し分析してもらいたいなと思っていて、真に18%なのかと、もっと高いんじゃないかなという気がしてまして、ぜひその帝国データバンクの全体的なことよりも、長崎県内の状況をぜひよくよく調べて、18%が適正なのかどうなのか、やればいいわけで、そうじゃないかという問題意識から申し上げております。ぜひチェックをよろしくお願いします。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 0時12分 休憩 —

— 午後 0時13分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、3月24日火曜日は午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

お疲れさまでございました。

— 午後 0時13分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月24日

自 午前10時 0分
至 午後 4時44分
於 委員会室 2

山崎 賢一	教育環境整備課長
松尾美智子	義務教育課長
熊本 崇	義務教育課人事管理監
岩坪 正裕	高校教育課長
馬木みどり	高校教育課人事管理監
田代 賢司	高校教育課企画監
前田 和信	教育DX推進室長
近藤 亮二	特別支援教育課長
高比良 裕	児童生徒支援課長
藤井 大作	生涯学習課長
岩尾 哲郎	学芸文化課長
鬼塚 晃嗣	学芸文化課企画監
松山 度良	体育保健課長（参事監）
岡崎 天一	体育保健課体育指導監
竹之内 覚	教育センター所長

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中村(俊)委員長】 それでは、皆さんおはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより教育委員会関係の審査を行います。

【中村(俊)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】 おはようございます。

では、説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

前川 謙介	教 育 長
狩野 博臣	教 育 政 策 監
坂口 育裕	教 育 次 長
井手 潤也	教 育 政 策 課 長
山下 健哲	働きがい推進室長
市瀬加緒理	福 利 厚 生 室 長

般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第1号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

教育委員会所管の歳出予算総額は1,433億8,534万円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入予算総額は316億8,014万7,000円で、内訳は記載のとおりであります。

歳出予算の主なものは、まず3ページに職員給与費、県立学校の施設整備費、4ページにございます学校運営費、教育指導及び教職員研修費、5ページでございます、高校生等の修学支援について、教職員の福利厚生について、社会教育振興対策費、6ページでございます、ふるさと教育推進対策費、高校魅力化推進費、7ページでございます、子どもの体験活動推進対策費、芸術文化の振興及び文化財の保存・活用対策費、体育・スポーツ等の振興対策費について記載のとおり計上いたしております。

8ページの中ほどをお願いいたします。

債務負担行為について。

県立学校等における電力調達契約及び施設・設備の管理業務に係る経費、また、県立高等学校の体育館空調設置工事に係る経費などについて債務負担行為を定めようとするものでございます。

9ページをお願いいたします。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算の内訳は9ページ上段に記載のとおりであります。

歳出予算の内訳は9ページ下段の記載のとおりであります。

この結果、令和7年度の教育委員会所管の歳出予算総額は1,347億3,103万円となります。

歳入予算の主な内訳につきましては10ページに記載のとおりであります。

10ページの一番下でございます。

歳出予算の主な内容は10ページから12ページ上段に記載のとおりでございます。

12ページでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないことなどから、記載のとおり繰越明許費を増額及び新たに設定しようとするものでございます。

13ページをお願いします。

令和7年度補正予算の専決処分について。

令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定を行い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和7年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【井手教育政策課長】令和7年度3月補正予算で計上しております長崎県高等学校等教育改革促進基金事業費及び令和8年度当初予算で計上しております高等学校等教育改革促進事業費について補足してご説明いたします。

掲載しております補足説明資料をご覧ください。

恐れ入りますが、順番が逆になりますが、中ほどの2、事業目的を先にご覧ください。

本事業は、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、理数系人材育成など、緊急性の高い取組を先導的に実施する拠点づくりを進めるものでございます。

そのために必要な額を基金へ積み立てるとともに、事業の実施に先立ち、県としての体制構築を行うことを目的としております。

戻りまして1、事業費をご覧ください。

令和7年度3月補正予算におきましては、教育政策課所管の長崎県高等学校等教育改革促進基金事業費として6,000万円を計上しております。この金額は、基金設立時点の配分額として文部科学省から示されたものであります。

次に、令和8年度当初予算でございますが、高校教育課所管の高等学校等教育改革促進事業費として1,347万4,000円を計上しております。

最後に、3の事業内容をご覧ください。

先ほど申し上げましたが、令和7年度3月補正予算では、文部科学省から示された配分額を基金として積み立てており、本議会において予算議案と併せて基金設置のための条例案、長崎県高等学校等教育改革促進基金条例を提出しております。

また、令和8年度当初予算では、本事業の体制構築に必要な事務費を基金から繰り入れまして予算計上しております。

今後の流れといたしましては、現在、国が示す三類型、こちらは補足説明資料の2ページに記載しておりますが、この三類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを県内で創出するための抜本的改革支援に係る公募が行われております。

この公募に申請いたしまして、国の採択を受けた場合には、令和8年度に事業実施のための補助金が交付される見込みでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、体育保健課長より補足説明を求めます。

【松山体育保健課長】体育保健課が予算計上しております事業のうち、2つの事業について補足してご説明いたします。

お配りしております補足説明資料及び分科会横長資料の50ページ、学校給食実施費をご覧ください。

学校給食費の抜本的な負担軽減についてご説明いたします。

令和8年4月から国の給食費負担軽減交付金を活用し、保護者の負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む市町や特別支援学校小学部に通う児童の保護者に対する支援を行うこととしております。

主な内容としましては、小学校段階における学校給食費の保護者負担の軽減を図るもので、完全給食の場合、国が示した基準額に基づき、小学校では児童1人当たり月額5,200円を、特別支援学校小学部では月額6,200円を保護者の所得にかかわらず一律に支援いたします。

その財源は国が2分の1、県が2分の1を負担することとなっており、県が負担する部分につきましては、地方交付税による措置がされること

となっております。

なお、中学校段階における学校給食につきましては、小中学校の実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討するとされております。

学校給食実施費の予算計上額38億6,965万7,000円のうち、学校給食費の抜本的な負担軽減に係る経費として35億6,887万8,000円を計上いたしております。

次に、運動部活動の地域展開等推進事業についてご説明いたします。

補足説明資料及び分科会横長資料51ページをご覧ください。

本事業は将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ活動に親しむことができる機会を確保するため、市町が実施する取組に対し、必要な経費の補助を行うものでございます。

事業内容につきましては、大きく2つに分かれております。

1つ目は、地域クラブ活動や市町の体制整備など、中学校における運動部活動の地域展開を推進するための支援です。

具体的には、休日に実施される認定地域クラブ活動における指導者の謝金や事務局人件費、旅費、消耗品などへの支援のほか、市町におけるコーディネーターの配置、指導者研修、移動手段の確保といった体制整備に要する経費を支援いたします。

これらの①、②の取組につきましては、国、県、市町がそれぞれ3分の1ずつを負担することとなっております。

さらに、平日も含めた地域展開等を加速させるため、実現可能な活動の在り方や課題への対応策を検証する実証事業につきましては、必要な経費を国が全額負担することとなっております、

本県では4つの市町が申請を予定しております。

2つ目は、経済的に厳しい世帯の生徒への支援でございます。

認定地域クラブ活動への参加に必要な参加費や保険料などを支援するもので、必要な経費につきましては、国と市町がそれぞれ2分の1ずつを負担することとなっております。

なお、本事業に充てる予算として1億6,932万円を計上しております。

引き続き、市町と連携しながら子どもたちのスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

以上で体育保健課の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、今の学校給食費の抜本的な負担軽減について質問します。

これは保護者の負担を軽減するというところで、完全給食の場合5,200円/月というふうな基準があるんですが、このことによって21市町の学校給食の無償化ということになるのかどうか教えてください。

【松山体育保健課長】今回の支援と併せまして、市町の独自で学校給食費が無償化になるのは21市町のうち19の市町が無償化というふうになります。

【堀江委員】そうしますと、21市町のうち19市町は基準額にある意味上乘せしたりというふうな対応をするということでしょうか。そうならない自治体は、そうした対策が取られないということなんでしょうか、その詳しいところが分かれば教えてください。

【松山体育保健課長】現在の予定でございます

けれども、基準額5,200円を下回る給食費を設定しておりますのが5市町でございます。先ほど19市町が無償化ということでご説明をいたしましたけれども、14市町につきましては市町が独自に支援を行うということで併せることで無償化ということになっております。

残りの市町につきまして、先ほどご説明もいたしましたのですが、超過部分については引き続き保護者への負担というのをお願いすることができるということになっておりまして、この2つの市町につきましては、超過部分を保護者の方に負担をいただくという予定になっているようでございます。

【堀江委員】これは、そうしますと、長崎県としては2つの自治体が、保護者の負担が、今現在よりも軽減にはなりますけれども、いわゆる学校給食の無償化とはならない。

例えば全国的には九州だったら九州でいいんですけれども、全国的にはどういう状況なんですか、長崎県内では全ての自治体で学校給食の無償化とはならないということなんです。全国的に、あるいは九州的にはどうなのかというのを分かっていたら教えてください。

【松山体育保健課長】全国的、九州的なデータというのを私ども持ち合わせておりませんが、状況を把握できている部分で申しますと、少額であっても保護者にその超過部分を求めるという自治体があるようでございます。

【堀江委員】学校給食の無償化ということで期待をしている保護者も多いかと思うんですが、なかなか現実としてはそうになっていないということをご理解いたしました。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、例えばアレルギーで給食を利用できずにお弁当を持ってくるという児童がいますけれども、こういう場

合はどんなふうになるのでしょうか。

【松山体育保健課長】委員ご質問の食物アレルギーをお持ちのこどもさんでありますとか、不登校、いわゆる非喫食者でございますけれども、国の制度といたしましては、設置者の判断によるということになっております。ただ、国の方から詳細なスキームの方がまだ示されておられません、スキームが示され次第、検討をしたいというふうに考えております。

【堀江委員】例えば学校給食の場合は公立学校ということで、アメリカンスクールとか、そういうところは対象にならないんですけど、例えば公立学校の学級の中に外国籍のこどもがいるという場合はどうなりますか。

【松山体育保健課長】今回の支援でございますけれども、大きくは学校給食法施行規則第1条にございますけれども、学校給食の開設をしている学校であれば支援の対象になっております。外国籍のこどもたちを排除するとかそういった制限は今のところ伺っておりません。

【堀江委員】公立小学校に外国籍のこどもさんがいても、その公立小学校のいわゆる在籍児童であれば、これは今、同じように給食の無償化というか、今回の負担軽減の対象になると理解いたしました。

もう一つ、過去に学校給食費を納めていない、未納になっているという場合はどうなりますか。

【松山体育保健課長】今回の支援につきましては、市町の方への支援ということになりますので、市町の方が、学校の方の給食会計なり、公会計の方にそのまま給食費相当額、5,200円の部分を入れるような形になるかと思っております。

【堀江委員】そうしますと、今回はなかなか市・町の判断に委ねる部分が多いんですね。

もう一つお尋ねしますが、フリースクールに

通う子どもたちはどうなりますか。例えば在籍児童としては認められている。しかし、フリースクールに通っているという場合はどうなりますか。

【松山体育保健課長】先ほどご答弁いたしました、まだ詳細な部分では、私どもはしっかりつかめておりませんので、食物アレルギーと不登校の生徒につきましては、特段の理由がある場合については設置者の判断でということを示されておりますけれども、具体的なスキームが示され次第、私どもも検討していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】今回の学校給食の無償化と俗に言われるんですけれども、なかなか長崎県内でも全ての自治体で保護者の負担がゼロということにはなっていない。そしてまた、細かいところがいわゆる自治体の判断ということで、これからまた詳細が明らかになっていくということを理解いたしました。

分科会長、引き続きいいですか。

そうしたら、予算に実際関わりまして質問したいと思います。

分科会資料の42ページ、発信しますね。

発達教育推進費の中の障害のある子どもの医療サポート事業について質問いたします。

この事業は前年と比べますと1,680万円増額されているんですけれども、何が増えたか教えてください。

【近藤特別支援教育課長】その増額につきましては、医療的看護職員の配置人数を3名増やすことで今のところ考えておるところでございます。

【堀江委員】看護師を3名増やす、非常に大きなことだと思うんですが、今何名で、そして3名増やすのかということも教えてください。

【近藤特別支援教育課長】今現在、医療的看護職員で学校内に配置しておりますのは22名でございますが、それを25名の今のところ予定でございます。これにつきましては、今後また就学予定者の人数が変わりましたら、もしかしたら変わる予定もございます。就学を予定している子どもの対応ということで3名増員を考えているところです。

【堀江委員】今の答弁は、今の時点の見込みとして障害のある子どもたちが増えるということ、3名増やすと。その後、子どもたちが増えたらこれは増える可能性もあるという答弁ですか。

【近藤特別支援教育課長】申し訳ございません。その逆でございます。就学予定の子どもが来ない場合もございますので、配置する必要がない学校が出てくるということでございます。

【堀江委員】逆なんですね。でも、逆に増える場合はないんですか。入ってくる障害を持つ子どもたちは今のところ分かっているのに、登校しない、入ってこないということだけが予想されていて、さらに増えるということはないんですね。

【近藤特別支援教育課長】申し訳ございません。就学予定の学校が普通に看護師が入っているところに予定しているのか、もしくは入っていないところに新たに入るのかで増員が変わるということございまして、今のところ増えることを一応予定して、看護師増の分を入れているところでございます。

【堀江委員】こだわるのはなかなか医療に関わる看護師が増えないというのがこの文教厚生委員会でも長く議論になっていて、やっと22名になったんですね。今回また障害のある子どもたちが増えるということを見越して、3名増員するというのはすごく大きなことだと思うので、

そういう意味では評価をしています。ぜひ必要がある子どもたちが学べるように、そういう医療サポートをやっていただきたいという思いで質問しましたのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

分科会長、もう一つお願いします。

分科会横長39ページ、私が発信しますね。

この中の学力向上対策事業費、2つ質問したいと思います。

長崎県学力調査実施事業費548万円、これは前年度と比べると14万円マイナスだと思うんですけども、ほぼ同額なんですけど、学力調査、これは成果が上がっていると判断をされていますか、端的にお聞きします。

【松尾義務教育課長】失礼いたします。長崎県学力調査につきましては、子どもたち一人一人の学力をしっかりと把握をした上で、その後、しっかりその子どもたちに合った手だてを取ることとさせていただきますので、毎年その結果につきましては分析をさせていただいて、お示しをさせていただいているところですが、一定課題が続いているというような状況ではございます。

【堀江委員】課題が続いている、私は成果が上がっていると思いますかと聞いたんですが、課題があるということが、成果がないということ。

【松尾義務教育課長】成果がないといいますか、一年一年ごとにそれぞれの各学校で子どもたちの状況についてはきちんと把握をした上で、その子どもたちに対する対応をしているのではないかと思います。そこについては成果ではないかと思っております。

ただ、先ほど私が申しました課題ということにつきましては、長崎県内の子どもたちの学力について見られる課題の傾向というところはあ

りますので、その課題改善に向けた取組を今後ともしてまいりたいというふうに考えているところです。

【堀江委員】これは発信しますね、学力調査についての決算審査の資料ですね。つまり、学力調査につきましては、全国平均以上というのをずっと掲げていって、なかなか到達しないんですよ、そういう意味では。成果を求めるなど言いながら私がこの数字を持って成果を言っていて、おかしいことなんですけど、要は、本当に必要なのかという疑問が私の中にありまして、もちろん今課長が言われたように、それぞれ学んだことを次に生かすとなるんですけども、実際にやった子どもたちはもう卒業しているというか、学年が進んでいるのに、また次の年代の子どもたちにするとということではちょっと矛盾があるというふうに私は思っています。子どもたちはこれ以外にも全国の学力調査もそうですし、またそれ以外にもやっています。もう毎年、毎年テストでというふうな状況になっているので、果たしてそれでいいのかという疑問を持っているんですけど、そのことに課長教えてください。

【松尾義務教育課長】ありがとうございます。堀江委員さんがおっしゃるとおり、いわゆる必要なのかというところについては先ほど申したとおり、毎年基本的には受ける子どもたちが変わるとい状況ですので、その年の県学力であれば5年生、全国学力調査では6年生それぞれの状況をしっかりと把握をした上で、その子どもたちに対しての手だてを打っていくということが大事かなと思っておりますので、その1年で終わらせるというのではなくて、その年その年の5年生、6年生、中学校2年生、3年生の状況を把握した上で、そのときの担当がしっかりと、先生

であったりというところがそのこどもに合った手だてをしていくということが大事ではないかというふうに考えているところです。

【堀江委員】 義務教育課長にあと2つ質問させてください。

この同じく分科会横長39ページの児童生徒の学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費なんですけれども、これは前年度と比べて9,330万円増えています。いわゆるスクールサポートスタッフだと思えるんですけれども、どんなふうに増員するのかというのを教えてください。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。スクールサポートスタッフにつきましては、各市町の方で雇用をいただいている状況ですので、その市町でかかっている分のいわゆる半分、2分の1を補助する。さらに、県の方で補助する2分の1のうちの3分の1は国からの補助をいただいているという状況になっております。ですので、年々基本的には必要性を感じた市町については、そういうところを増やしていただいているという状況です。

【堀江委員】 いわゆる教員免許をお持ちでなくて、そして、先生方の業務の支援をするというふうにお聞きしましたけれども、そういう意味では、先生方にとっても働きやすい職場をつくるということで大きな役割を果たしているという理解しました。

もう一つ、質問させてください。

その下の英語で発信！「MIRAI」プロジェクトなんですけど、これは新しい事業ですか。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。これは、新しい新規事業、英語で発信！「MIRAI」プロジェクトということで事業を立ち上げております。

【堀江委員】 これまでの事業とどう違いますか。

【松尾義務教育課長】 本年度までは Believe You Can ということで、英語発信事業をさせていただいておりました。その中では、いわゆるモデル校を指定させていただきました。そして、英語の枠にとどまらず、教育課程全体でグローバル人材の育成を目指すような取組をさせていただいたところでした。そこにつきましては、それぞれのモデル校で成果を上げておりますので、その成果についてしっかりと今後広げていきたいというふうに思っておりますが、今回の新規事業につきましては、実は本県のこどもたちの英語の力の中で話すことというところになかなか力がついていないという現状がございますので、いわゆる生成AIを使ってこどもたちのいわゆる発話量を増やすことによって、自信を持ってこどもたちが英語で話す力をつけていこうということで、今回生成AIを活用した事業を立ち上げることとしております。

【堀江委員】 取りあえず、ここで締めて、また2回目をお願いします。

【中村(俊)分科会長】 分かりました。

それでは、ほかにごいませんか。

【松本委員】 それでは、予算の横長資料の35ページですね、校舎等整備費ということで本年度12億8,062万円計上されています。前年度が20億4,751万円ということで7億6,689万円の減になっています。骨格予算なのでということなんですけれども、例年と比べて本年は骨格、本予算も含めて減の要因と補正を加えた上でどういう計画になっているのかお尋ねいたします。

【山崎教育環境整備課長】 令和8年度の当初予算の計上に当たりましては、委員がおっしゃいましたように骨格予算として編成をいたしております。

この編成に当たりましては、学校施設関係で

いきますと、早急な取組が求められている体育館への空調設備の整備、これに対する実施設計を予定しておりますほか、主なものとしたしましては、令和7年度から8年度にかけて債務負担をご承認をいただいた事業、そういったものを中心に計上させていただいております。また、肉づけ、6月補正に向けてはこれまで以上の取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、しっかりと予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

【松本委員】長崎県内には県立高校は50校以上あります。そして、設備、施設も老朽化しております。限られた予算の中でこの校舎の施設整備というのは非常に大事だと思います。各校からいろいろと要望が教育委員会に上がってくると思うんですけれども、そういったものに対しての対応状況はどのようになっているのか。それと併せてどういったもののニーズが高いのか、お尋ねいたします。

【山崎教育環境整備課長】まず学校からのニーズにつきましてお答えさせていただきます。

学校からの要望といたしまして一番多いのは、安全性を確保するということでの外部改修でありますとか、屋上防水の工事、そういったものが最も多く要望が上がっております。その次に、まず床でありますとか、サッシなどの内部改修を実施したい、その次がトイレ改修とか、空調改修というような要望をいただいております。

それに対しまして、私どもの対応でございますが、安全性を第一にということで、外部改修工事が今の予算の中では結構多くの比率を占めているというような状況でございます。

【松本委員】外壁、万が一のことがあったら危険性を伴うということで分かりますし、床とか、防水は大事だと思います。

ただ、一つ気になったのは、オープンスクールに行かれた保護者の方からの意見で、公立、私立両方行かれるんですけども、トイレの改修状況がちょっと、特に女性の立場からしたら厳しいと。今の若い子たちは和式に慣れていないものですから、そういった意味では私立の方がすごく整った環境になっているということで指摘を受けました。もちろん外壁とか、防水も大事ですけども、トイレというのは生活の中で生徒が使うものでありますから、改修はしっかりしていった方がいいと思うんですけど、県立高校の洋式化率ですね、どれぐらいの率で洋式になっているのかお尋ねいたします。

【山崎教育環境整備課長】県立高校のトイレの洋式化率でございますけれども、令和7年4月1日現在で申し上げますと40.1%となっております。

【松本委員】40.1%と半分以上が和式になっているという、もちろん和式が駄目だと言ってるわけではないんですけれども、このご時世にちょっと低いのではないかなと。もちろん外壁も防水も大事ですけども、そういったところ、特に女子生徒の場合には非常に混み合ったりとか、和式を嫌う女子生徒もいるという話を保護者の方から伺いました。限りある財源の中で、もちろん優先順位は、安全性の担保だと思うんですけども、トイレの改修に関してはなるべく40を50、60に上げていって、もちろん体育館の空調も大事ですけども、その中で生徒がふだんから使うものでありますので、そこはぜひ優先的に配慮する必要があると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】ただいま委員からご指摘いただきましたように、トイレの洋式化というのは喫緊の課題であるというふうに考えて

おります。各家庭へのトイレの洋式化というの
も普及しておりますので、学校におきましても
防災の観点、防災拠点として避難者のための施
設ということも一部ございますので、そういつ
た防災機能の強化、あるいは配慮を要する児童
生徒、そういったところにつきましてもトイレ
環境の改善ということも必要というふうに認識
をいたしておりますので、今後とも老朽化等へ
の対策も図りつつ、トイレの洋式化をはじめと
する教育環境の質の改善に向けて計画的に取り
組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】次に、45ページのいじめ不登校対
策事業費を質問いたします。

こちらの方は予算4億4,236万円で、前年度か
ら4,992万円増額になっております。増額の主な
要因についてお尋ねいたします。

【高比良児童生徒支援課長】今お尋ねのことに
ついてですが、この増額については、基本的に
学校内外における児童生徒の学びの場創出事業、
いわゆる校内教育支援センターの設置増に伴う
ものがございます。この校内教育支援センター
は市町からの要望に応じて運営費の補助を行っ
ているものです。

令和7年度、14市町131校で実施をしておた
ところですが、令和8年度は15市町164校になる
というふうなところで現在見込んでいるところ
です。

【松本委員】不登校問題は少子化にもかかわら
ず増加傾向にあります。国の補助もあるという
ことで、この校内教育支援センターが受皿にな
って対応していると、今の答弁によると、令和7
年は131校だったものが令和8年は164校の予定
であるということ、非常にそれだけ市町のニ
ーズが上がっているということは評価するところ
ですが、実際の中身の方は、もちろん評価が

高いから増えているんでしょうけれども、具体
的に成果事例とか、そういったものはどのよう
なものがあるんでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】委員ご指摘のとおり、
なかなかこの成果というのを数字で表した
りというのが難しいところがあるんですけれど
も、令和6年度にはなりますが、1,230人の利用
者に効果の確認を、周りにいる教員であったり
とか、支援員に確認をするような形ではあるん
ですけれども、1,230人中900人の状況に改善が
見られたというふうなところで、具体的には支
援員の支援により登校ができるようになったで
あったり、教室への入室回数が増えたであつたり、
学習意欲が向上した、あとSSRに通う児童
生徒の保護者の安心感につながった、こうい
ったことが効果として挙げられるのではないかと
いうふうに考えております。

【松本委員】こちらの校内教育支援センターは
市町が、実質教育委員会が運営するんですけれ
ども、そこで大事なものは建てるだけが目的では
なくて、そこに配置された職員の方々の質とか、
そういったものも大事だと思うんですね。そう
いったところでどのような対応をするかによつ
てまた改善の形が変わってくるんじゃないかと思
うんですが、市町によって配置される職員の
基準とか、そういったものに違いがあるという
ふうに伺いました。その辺はどのようになつて
いるでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】今、委員ご指摘の
とおり、市町によって採用基準、特段、基準を
設けていないという市町もありますし、教育に
携わった方というふうなところで募集をしてい
るというふうなところもあるというふうに向つ
ているところです。

いずれにせよ、いろんな段階の不登校の児童

生徒がせっかく学校に出てくるというふうな機会をつくることができているので、それに応じた支援ができるようにということで、こういった指導に当たる皆さんの研修、そういったものも必要ではないかというふうに考えております。

【松本委員】 特段これは市町に権限がありますし、経験がない人でも採用する市町もあれば、経験のある方を採用しているところもあるというところで、そこは県としても、県内で格差があるようなことがあってもいけないし、もちろん経験がなくても成果を上げられる事例もあると思います。大事なのは先ほどの答弁の中であつた成果事例ですね、成果事例の情報を配置市町でしっかり把握して、それともう一つは研修を徹底して、こういった形で対応したことによって不登校が改善されたということを県内の全ての市町で共有して実施していくことが重要だと思います。だんだん広がれば広がるほど密度が薄くなったりとか、形骸化されることがないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、50ページ、先ほど補足説明もありましたが、学校体育振興費の予算が増額になっております。ここの増額の主な要因をお尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 先ほどご説明させていただきました運動部活動の地域展開を進めるための事業費でございます。

【松本委員】 その予算に関連して、補足の資料がついております。部活動の地域展開についてという資料がございまして、そちらの部分の予算だと思います。

この補足資料の5ページに先ほど補足説明があつた予算の内容が国の補助事業として上げられております。今回、様々な地域移行に関して、保護者の負担、そして地域において受け入れる

までのまだ今準備期間だとは思いますが、そういった中で、地域でも様々な課題が挙がっているというふうに伺っています。現状で把握してる課題についてお尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 現在、把握できております課題といたしましては、1つは参加するための参加費でありますとか、指導者の確保、それに移動の問題、移動の経費、それにあとは大会への参加についての基準、こういったものがあるかと思えます。

それと、あとは地域展開を進めていく中で、一番大きな課題となっているのが、どうしても市町をまたいでいくというところで、このまたぎの問題、こういったところが大きな課題というふうに認識をしております。

【松本委員】 今回の地域展開推進で国もそういった状況を鑑みて、先ほどの説明にあるとおり、指導者の謝金や旅費などの補助や、また、移動手段の確保のための体制のための支援等も書いてあります。

ただ、その中で今回ここに書いていないもので気になったのが、中学生になると一番大事なのは目標となるものがないといけない。その目標となるものが中総体だと思います。大会に出られるから、目標に向かって練習して、試合をしていくわけですが、その中で問題になっていくのはクラブチームが中総体に参加できないかというところだと思います。

5ページの課題のところ、中体連主催大会の参加条件が書いてあります。こちらに記載している軟式野球とバドミントンというのがほかの競技と何か違うところがあるのかお尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 中総体への参加資格につきましては、ここに軟式野球とバドミントンが

記載をされておりますけれども、競技団体によりまして様々な基準が設けられております。特にここに記載をさせていただいておりますが、軟式野球で言いますと、Jスポ、日本スポーツ協会の公認コーチの資格が必要だということと、バドミントンにつきましても猶予期間がございますけれども、同じような資格が必要という基準が設けられております。中総体の中でもそれぞれの競技でそれぞれに基準を設けているという実態がございます。

【松本委員】これはクラブチームに公認コーチがない場合は、そのクラブチームは中総体に参加できないということによろしいですか。

【松山体育保健課長】この大会ですけれども、全国大会の予選会も兼ねておりますが、国の方で、国というか、日本中体連の方で規定を決めておりまして、長崎県においても予選会になるということでその規定が設けられております。委員ご質問の参加資格を有しない場合にはどうなるかということになりますと、県中体連への登録ができないというような状況です。

【松本委員】そういった状況で一生懸命頑張ってもクラブチームだと大会に出られないということは、国が進める地域移行に対して矛盾した状況になっているわけですね。国は地域移行しなさいと。そこは進めているにもかかわらず、特に軟式野球とバドミントンは厳しいというふうに伺っています、かなり条件を上げてきて、むしろ入ってこれないような状況になっていると。これは決定権はあくまでも競技団体にあるんでしょうか。中体連の主催者側はこのような状況をどのように鑑みていらっしゃるんでしょうか。

【松山体育保健課長】最終的には全国大会につながってまいりますので、この規定をつくって

いるのは日本中学校体育連盟の方で決められております。それを基に九州の大会でありましたり、長崎県の大会、これは予選になってまいりますのでそのようになっております。委員ご指摘のとおり、この軟式野球とバドミントンについては、資格が求められておりまして、私どもといたしましても、この資格を取るために一定の時間と長崎県で取れるという環境でもございませんので、一定その指導者に負担がかかっているというところにつきましては認識をしているところでございます。

【松本委員】今回、保護者負担やいろいろな補助が国から出ていますけれども、こういった要件に関しては国は関与ができないし、補助もないということによろしいんですか。

【松山体育保健課長】先ほど補足説明をさせていただきました事業につきましては、スポーツ庁の方にも確認をさせていただきました。①、②、特に②、①これを活用すれば指導者の資格取得に伴う費用の支援というのはできるということに伺っております。

【松本委員】最後にしますけれども、同じスポーツで、このスポーツは中体連に参加できて、このスポーツは中体連に参加できません、それは条件が厳しいからです。それは長崎県内の中学生にとっては非常に不公平感があると思います。それは国が進める事業でもあるし、中体連がもちろん運営側で各競技団体にお話をされることだと思いますが、所管する教育委員会としても、こういった不均衡がある場合には是正をするべきではないのか。どうしてこの条件を厳しくして排除するようなやり方をするのか、もちろん決定権はその団体にありますけれども、そういった状況に対して教育委員会としては看過していいのかということにちょっと疑

間を感じるんですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

【前川教育長】 委員ご指摘のとおり、生徒が日々の活動の成果を十分に発揮できる場というのはしっかり確保していかなければならないと思っております。

体育保健課長からもご答弁申し上げておりましたとおり、そうした指導者の資格要件等の大本は全国の中体連と、また、全国の競技団体が協議をされたりということでルール化をしております。ですから、まずはその大本のルールをしっかりと変えていただくということが必要だと思っております。ここは我々、教育委員会、それから県の中体連、そして県内の競技団体、三者で連携して、それぞれ私どもとしては、中央はスポーツ庁になりますけれどもスポーツ庁、中体連も競技団体もそれぞれ全国組織に対して、我々が連携してまずしっかりそこを改善していただくという要請をしていかなければならないと思っております、それが一つ。

もう一つは、我々の全国は全国でルールを決められながら本県独自で何らかそこをこどもたちのためにみんなで知恵を出すことができないのかというところをひとつ汗をかかないといけないと思っております。いずれにしても、こどもたちの成果の発表の場というのをしっかりと確保していくということに力を注いでまいりたいと考えております。

【松本委員】 今答弁おっしゃったとおり、柔軟な対応や、どうやったら出られるのかというところは県独自でも考える余地はあると思います。もうこういう理由だから駄目だとバツサリ切るのではなくて、やはり参加することによってその競技の質も上がりますし、この団体にとっても参加者が増えた方がプラスになると思います。

何のための地域移行なのかということも含めた上で、ぜひとも柔軟な対応を求めていただくよう要望して質問を終わります。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【千住委員】 失礼します。私も先ほどの学校体育振興費の学校体育大会費について、先ほどいろいろやり取りがありましたけど、その中で、教育長の方から、全国中体連の方でルールが決められてるというお話がありました。その中で、競技団体と協議をしてルールを決めたというような発言があったんですが、それは本当でしょうか。

【前川教育長】 複数の競技がございますので、競技団体に対して一定の情報提供をされて、そして中体連の方でルールを決めたとお聞きしておりますが、一部の団体では、情報は送っているけれどもしっかりした協議はなされずに、その情報を受け取られただけでとどまっているという、そういうお話もあると伺っております。

【千住委員】 ありがとうございます。それが、特に厳しい2競技であれば、これはちょっと改善するべきだと思うんですね。先ほど松本委員からもありましたけども、公平性というものを考えますと、中総体の在り方として、せっかく地域クラブとして進めようとしている国策の中において、部活動を優先してと言いますか、中学校にある部を優先してやっているような大会の運営の方法について、実際どのように本当に考えられているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

【松山体育保健課長】 現在の大会の運営でございますけども、県の中体連の方が主体となって現在、大会の運営をしているような状況でございます。その大会に地域クラブが特例で枠を設けてございますので、令和5年度から参加ができ

るようになっております。

今後、地域移行が進むにつれて学校での部活動から地域の活動に転換をしていくわけでございますけれども、その比率もだんだん変わってくるかと思えます。大会の運営も今後しっかり関係者と集まって検討していく必要があるかなというふうに考えております。

【千住委員】先ほど、令和5年度から地域クラブが参加できるようになったとありますが、実際のところ、厳しい条件があるのを令和5年から放ったらかしとったということも言えると思うんですよね。明らかにおかしな話であって、それを今後どうしていくのか、教育委員会としてどう捉えていくのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

【松山体育保健課長】先ほどご答弁申し上げましたけれども、だんだん地域移行が進むにつれて活動の場が地域の方に移行してまいります。大会の在り方も当然関係者と知恵を出しながら、どのような大会が一番いいのかというのは今後検討していく必要があると思っておりますので、私どもも引き続き中体連も含め、競技団体も含め、関係者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】これまで競技団体と協議されたことはあるんですか。

【松山体育保健課長】これまで具体的に競技団体と、ということではございませんが、中体連とはその登録者の推移も含めながら、今後大会の在り方をどのようにやっていくかというのは意見交換をさせていただいているところでございます。

【千住委員】競技団体と話しするのは大事だと思うんですよね。県のスポーツ協会の会長は知事ですよ、県のスポーツ協会の会長。各競技団

体が加盟している団体の長は知事であるわけですから、そこの中の話をきちっとできないということはちょっと大きな問題が私はあると思います。

それでは、ちょっと中体連にこだわりますが、中体連は地域クラブと学校の部活動と公平に扱われるんですか。

【松山体育保健課長】体育保健課、私どもといたしましては学校で活動することも、地域で活動することも平等に取り扱っていく必要があるというふうに思っております。ですので、地域クラブで活動しているから参加できないとか、そういうことは決してあってはならないというふうに思っておりますので、そういう意味では中体連の方もしっかり情報共有しながら地域移行等の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】ありがとうございます。昨日、中体連の方の競技部ともちょっとお話をさせてもらったんですが、地域クラブの予選はありまして、そこには参加できると、そこから今度県大会に代表権もらったところは行きますと。代表権を持って県大会に行くわけですが、そこでその代表権を持ったチームだけは条件がついているんですよ。例えばここにあります軟式野球でいけば、公認審判員がついてこないといけないと。中学校から出てくるところは審判員は要らないわけですよ。何でクラブチームだけそういった条件をつけるようなやり方をやるのかというのを大変ご疑問に思うわけですよ。公平でないといけないと思うんですけども、そういった部分はどうか認識されますか。

【中村(俊)分科会長】ちょっと暫時休憩いたします。

— 午前10時58分 休憩 —

— 午前10時58分 再開 —

【千住委員】 この学校体育大会費の中には、県の中体連の運営費の補助が入っていますよね。

【松山体育保健課長】 学校体育大会費の中には県の中総体の開催を支援する補助金が入っております。

【千住委員】 その中身の話ですので、その大会の補助を県と市がやるわけでしょう。やっている中で、何でそういった不平等をそのまま放置してるのかっていう話なんですよ。

【松山体育保健課長】 先ほど教育長の方からもご答弁、私の方からも答弁をさせていただいておりますけども、県の大会の方が九州であったり、全国大会の予選を兼ねているという部分がございます。まずは日本中体連の方で決めてあるこの資格要件が変わらないことには参加が、万が一県の方で勝っても上位の大会に進めないというこどもたちが出てまいります。まずはここをしっかりと、先ほどもご答弁いたしましたけども、地域クラブの子、学校で活動する子、どちらも勝った場合には上位の大会に進めるような、そういった環境をまずはつくっていくというのが私たちの仕事かなというふうに考えております。

【千住委員】 じゃあ、それでは、それに向けて今後どう取り組んでいくんですか。

【松山体育保健課長】 先ほど教育長の方からも答弁をいたしましたけれども、私どもも県の中体連、また、県の競技団体、一緒になって働きかけをしていく必要があるかなというふうに考えております。

【千住委員】 これまで競技団体とも話をしたことがなくて、令和5年から始まっているのにもか

かわらず、今からそういった方向じゃないといけないというのは非常に遅いと思いますよ。こどもたちはその1年しかないわけですから、それに対して取り組んでいないというのを言っているようなものだと思うんですよね。その辺はよく考えないといけないと思いますけどいかがですか。

【松山体育保健課長】 私どももこういった基準の部分につきましては、スポーツ庁の方ともお話をさせていただいたことがございますが、県の中体連の方も猶予期間がないというところで、資格取得がなかなか難しいという現状があるということで、これまでも県の中体連が日本中体連の方に対しまして、意見、また要望を届けているような状況でございます。繰り返しになりますが、令和5年度から、その資格というのが変わっておりませんが、引き続き日本中体連の方に対しまして改善をしていただくよう、関係者集まって頑張っていきたいというふうに考えております。

【千住委員】 全国に対してはそれをお願いしたい。県独自のやり方として、そういった条件がつかないように、もう早速ついているので、今年の中総体に関しても、ついている通達が出ていますので、その辺りをしっかりと考えていただきたいと思います。

中体連はもうそれぐらいしまして、今度、地域展開の方の子どもスポーツ環境整備事業についてなんですけど、そこには先ほどもありました指導者資格に対する補助が、①、②は出ますよとあります。認定地域クラブには出せるということになっておりますが、これは県内統一でのことでしょうか。

【松山体育保健課長】 ここで申しております認定された地域クラブでございますが、この取扱

いにつきましては全国統一でございます。

【千住委員】全国統一で認定地域クラブじゃないといけないということなんですけど、その認定要件につきましてはいかがでしょうか。

【松山体育保健課長】昨年12月にスポーツ庁の方よりこの部活動の地域展開につきましての令和8年度からのガイドラインというのが示されておりますが、その中に7項目ほど設けてございます。この7項目をしっかりと確認をする作業で、認定を市町が行うような形になっております。

【千住委員】市町が行うことということなんですけど、現段階で、市町で認定要件が異なっているということです。そういった中で、当初お話にありました地域またぎのところ認定されないクラブというのが出てきております。そこに対して県はどのように取り組まれますか。

【松山体育保健課長】国が認定要件を示す前に、市町が独自で認定要件を定めておりました、それに基づいて取扱いがなされておりましたけども、昨年末に国の方から7項目、しっかり提示をされております。その部分につきましては、各市町も認識をしておまして、今後、今定めている認定要件の方の見直しというのが進められております。

委員ご指摘の市町をまたいだ活動、ここにつきましてもやはり子どもたちの活動を制限するということからしますと、一定考えないといけないというところは当然あります。ただ、認定要件の中には、選抜をして数だけを目的とした地域クラブについては認定ができないということになってはおりますけども、隣の市町から、なかなかそこで活動できないような子どもたちがその種目を選んで活動の場を移すというところについては、私どもも市町に情報共有をしっかりとやりながら、活動の場を設けるような形で

進めてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】ありがとうございます。各市町とこれまでワーキンググループをつくって話をしている中で、こういった課題というのは恐らく出てきたんじゃないかなと思うんですね。私、資料を要求しましたけど、この間の委員会的时候にお願いしまして、これまでのワーキンググループでありました市町の課題にどう取り組んでどう解決したのかというところを記載してほしいということでありましたが、それは一切書かれていなくて、また中体連との意見交換の中身も書かれていないということで、非常に分かりにくいところなんですけど、そういった課題というのは前から上がっていたわけですから、それに対して各市町がということじゃなくて、県がもっと今度の国のガイドラインでは、県が旗を振りましょうと、振りますということになっていますよね。そういったところの方針というのは出ないんですか。

【松山体育保健課長】国の方のガイドラインの方にも示されておりますけども、広域課題につきましては、県がリーダーシップを取って、課題解決を図ることということが示されております。市町それぞれ地域の実情によって課題もございまして、私どももやはり広域的な課題、先ほど申しましたがまたぎの問題、または支援の問題、こういったところにつきましては引き続き取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。

また、人材確保の面につきましては、一応県の方でもしっかり登録者を増やすような形で市町を支援しているような状況でございます。

【千住委員】県にも人材バンクがあるということなんですけども、結局こうやって中体連には資格がないと出られませんとなると、そんなの

一般の人は持っていないわけですよ。何万円もお金をかけて、時間もかけて、4年に1回の更新ですから、ずっとかかっているわけですよ。そういった中で、実際に子どもたちを教える環境にそこまでして入っていくかといった問題、あるいは指導する時間の問題は多々あります。今までだと、土日どちらか休みなさいと。一般の人がもしやるとなったときに、指導を本当にやろうと思ったときも、土日どちらか休みなさい、普通土日がメインだと思うんですよ。そういった中で土日どちらか休みなさい、それも3時間までですよとか、そういった、逆に本当やりにくいように、やりにくいようにやっているというような感じを私は受けるんですけども、それはいかがですか。

【松山体育保健課長】活動時間につきましては、国の方でやはり医科学的なものを考えまして、現在、中学生の場合は発達段階に応じて11時間という基準を設けております。平日が2時間、休日の場合は3時間で、1週間のうちに休みを2回、原則休日に1日を取っていただきたいということで、これは国の方の基準を基に県の方でも定めさせていただいているところでございます。

今後、地域移行を進めていく上で、学校での活動の場と地域での活動の場が併存してまいりますので、そういった中でどのような形がいいのかというのは、現在、私どもも今検討している段階でございます。本年度中に県としての方針を定めて出したいというふうに考えております。

【千住委員】年度内にガイドラインが出るということなんですが、それは必ず現場の意見、あるいは競技団体の意見等も踏まえて策定をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

【松山体育保健課長】今後令和8年度から新し

いフェーズの方が変わってまいります。国の方も改革実行期間ということで6年間を定めておりますけども、前期・後期に分かれておりまして、私どもとしましてはこの前期でしっかり何に取り組むべきかというところを、市町と、また、関係団体と協議をしながら、意見をもらいながら今作業を進めているところでございます。そういったところも実効あるものに変えていくために、しっかり意見を反映させながら年度内の策定に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

【千住委員】私この問題、大分前からずっと一般質問でもさせていただいて、本当進んでいないと。実際その制限があるために、子どもたちが逆にチームに入れないと、入ってきてもらったら困るというような現状も出てきているわけですよ。そういったことが本当ないように、本当に取り組んでいただきたいと。やりますと言った割には、競技団体とも話をしていないし、学校現場の先生方にも話をしていないということがありますので、そういったことがないように、しっかりと本当取り組んでいただきたいと思います。ぜひそれは強くお願いして終わりたいと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【川崎委員】体育館の空調についてお尋ねいたします。

令和9年度に債務負担行為が10億2,200万円設定をされている件ですが、先議の方でも前段のスポットクーラーということで、今後進捗していくということで説明いただいております。既に次の予算総括でも10校に設置する計画で校名も明らかにされたところであります。その際の選定基準は、避難所優先ということでしたが、今後もそういった考え方でよろしいでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】今後も避難所に指定されている学校を優先して整備を進めていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】分かりました。空調の効果を高めていくために、断熱の施工ということも大事なんでしょうと思いますが、ここはセットで行われるものかお尋ねいたします。

【山崎教育環境整備課長】体育館の断熱性を確保する工法といたしましては、例えば体育館の壁面でありますとか、天井部分に断熱材を入れたりとか、あとは屋根に遮熱塗装をしたり、あるいはガラスのところに遮熱フィルムを貼ったりというような様々な工法がございます。

体育館の空間全体を十分に冷やしたり温めたりするというのであれば、その断熱性の確保というのは必要でございます。また、電気代等のランニングコストにも影響してくるというふうに考えられますので、例えば体育館外部改修を実施する際に、そういった断熱性の確保という対策の工事についても検討していきたいというふうに考えております。

また、中学校でありますとか、特別支援学校、そういったところに国の交付金を活用しながら、体育館への空調整備をするという場合には、断熱性の確保というのが条件になってまいりますので、今後こういったやり方で進めていくのか、土木部の方とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

【川崎委員】先ほどランニングコストについてもちょっとお触れになりましたけれども、真のコスト把握のためのライフサイクルコスト、こういったこともしっかりと押さえていかないといけないと思います。このライフサイクルコストというのは、設計から建設、運用、維持管理、解体、廃棄に至るまでの生涯にわたる総費

用のことでありまして、イニシャルコストとランニングコストで構成をされ、これらを総合的に管理し、最小化することで、長期間のコストパフォーマンスを高めていくという、そのような考え方があります。こういった考え方を踏まえて整備すべきと思いますが、見解を伺います。

【山崎教育環境整備課長】既存の体育館へ空調設備を設置するに当たりましては、それぞれの体育館の状況、例えば日の当たり具合でありますとか、使用時間、使用状況、さらに体育館の老朽化等の状況によります今後の改修の必要性でありますとか、あと何年程度使用できるかなど、様々な条件を考えた上でイニシャルコストとランニングコストを合わせたトータルコストを考慮しながら、その体育館にどのような空調設備が適しているのか、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】原油が非常に高騰しておりまして、電気代もそれに影響してまた上がっていくということも考えますと、本当にこのランニングという部分、何年間と見立てて、総合的なコストをしっかりと考えていくことが賢明だというふうに思っております。冷暖の風を出す空調と異なりまして、物質を直接温めたり冷やしたりする輻射式の空調システムがありまして、熊本県や佐賀県の導入事例を視察してまいりました。一般質問でもやらせていただいたことがあるんですが、必要な空間にだけ冷暖を届けることから効率的で且つ効果が早く現れまして、電気代が抑えられる、ランニング費用が抑えられる、こういった特徴がございます。まさにこの体育館のような広い空間で採用が進んでいるというのが各県の状況でございます。この輻射式空調に対する県の見解を伺います。

【山崎教育環境整備課長】輻射式の空調システ

ムでございますけれども、私も他県の導入事例を視察いたしました。私は、視察をしたその設備につきましては、冷風を送る対流式の空調設備に輻射パネルを併用したハイブリッド型の輻射式空調システムとか言われるものでございまして、直接仕様の説明を受けまして、体育館内の冷房効果も体感をしたところでございます。

その視察時の説明の中では、導入時のイニシャルコストというのは一定高くなるということでしたけれども、ランニングコストにつきましては抑えることができるということで、長期にわたって使用するとトータルコストが抑えられるということ、また、その輻射パネルというのは半永久的に利用できるということで、例えば空調設備の更新をしたとしても、その輻射パネルについては再利用ができるというようなことも伺いをいたしました。そういったことで、体育館そのものを今後何年、数十年利用できるというようなことであれば、例えばそういったハイブリッド型の輻射式空調システムといったことも視野に入れて検討するということではございますけれども、一方で、十数年後には、例えば改築をすとか、そういうような体育館におきましては費用対効果は薄れるというふうに考えられますので、今の時点では、基本設計の段階におきまして、イニシャル、ランニング、そして維持管理の方法、そういったことも総合的に判断をしながら、それぞれの体育館の状態に適した空調設備を検討していきたいというふうに考えております。

【中村(俊)分科会長】 いいですか。

すみません、ちょっと一旦休憩いたします。

10分ほど休憩時間を取りたいと思いますので、11時30分から再開をいたします。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時29分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

【松山体育保健課長】 先ほどの千住委員の答弁で、一部説明が不十分な部分もございましたので、改めて訂正して答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問の中に、学校で活動する子、地域クラブで活動する子、平等にしっかり取り組む必要があるんじゃないかというご質問があったかと思っております。

先ほどご答弁いたしましたとおり、軟式野球、バドミントンにつきましては、日本中体連の方でルールを決めておりますが、中には新たにクラブを立ち上げた中で、なかなか指導者の確保、あるいは軟式野球で申しますと、審判員の確保というのが難しい部分がございます。このルールにつきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、日本中体連の方に引き続き要望・改善の方をお願いしてまいりたいというふうに思っておりますし、県内でそのような事例があるとするのであれば、私どもとしましては、県の中体連の方にしっかり状況を確認しながら改善を図ってまいりたいというふうに考えております。やはり本県の中学生がスポーツに取り組む環境、そういったところをしっかりと確保できるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【中村(俊)分科会長】 よろしいですか。

それでは、ほかにごございませんか。

【大倉委員】 横長の予算概要資料の45ページ、いじめ不登校対策事業費の中から、学校内外における児童生徒の学びの場創出事業に関して、先ほど答弁をいただきました、この校内教育支

援センター、いわゆるSSRですね、スペシャルサポートルームの設置数を予算大体1億円余りで今回増やすということで、令和7年度131校から令和8年度は164校に増やすというお話をお聞きいただきました。令和7年は5,400万円余りが計上されていて、大体倍増しているわけですね、今回。それがそこに充てられるということで、非常にいいことだなと思うわけなんですけれども、設置数は分かりました。支援員の方々の数も増えると考えていいと思うんですが、どれぐらい増えるんでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】学校数の方では先ほど答弁申し上げたとおりなんですけど、人数については、各学校に1人であったりとか、学校に数名の方に入っていたりとか、それぞれの曜日であったりとか、そういったところに入っていたりとかというふうな形になっておりますので、人数としての計上がなかなか難しいところがありまして、これはまた来年度に向けて各市町とも少しどういうふうな形で支援の中に入っていたりとかというふうなことをしっかりと詰めていきたいというふうに考えているところです。

【大倉委員】支援員の方々の数はなかなか計上が難しいということですが、ぜひそこは把握を今後していただきたいということは要望しておきたいと思っております。その辺りのところは、なぜそう思うかというのをちょっと今から話をさせていただきますけれども、いわゆるスペシャルサポートルーム、校内教育支援センターの協力体制についてちょっと私からご質問したいと思っております。

実は、これまで5年間NPO法人さんが協力をしていただけていました、子どもの権利オンブズパーソンながさきさんなんですけれども、この令和8年度はご協力いただけない方向だ

ということを代表の方から伺いました。

このNPO法人のオンブズさんなんですけれども、その代表の方は毎年、ご自身で予算を引っ張ってきていただいていたんです。独立行政法人の福祉医療機構という、通称WAMというところに申請して、事業予算を取っていただいていたわけなんです。自らだからやっていただいていたわけなんです。令和8年度は残念ながらその申請そのものをされなかったわけです。だからこのスペシャルサポートルームへの支援員さんとしては、NPO法人さんからの配置は次年度はないわけなんです。これまでオンブズさんなんですけれども、5年間、諏訪小学校、小島小学校、山里中学校、佐々中学校の4か所で支援をしていただいていたと聞いています。

今回これはNPO法人さんのご判断ですからもう致し方ないことなんです。ただ、このNPO法人さんは不登校の子どもたちとか、学校に行きづらい子どもたちを支援する理念というものが非常に素晴らしいんです。ですから、この令和8年度、このNPO法人さんが抜けた損失というのは私は結構非常に大きいんじゃないかなと思っています。

それだけじゃなくて、市町の予算で配置できなかった支援員さんの穴もこれまで埋めていただいていたわけなんです、カバーしていただいていた側面があるんです。

そこで質問なんですけれども、今回の1億円の予算で支援員さんも拡充される方向だとは思いますが、そこをぜひ拡充してもらいたいんですけれども、この令和8年度NPO法人オンブズさんの協力を得られないということに対する受け止め、それをちょっと教えてもらいたいと思います。

【高比良児童生徒支援課長】今ご指摘のとおり、

オンブズパーソンながさきとは、本事業を開始した令和6年度以前から連携をさせていただいたところでした。それから、オンブズさんの方でつくられた動画等については関係課でも共有させてもらったりしたところでした。オンブズさんの方は5年間にわたる活動実績を有し、支援及び研修に関する豊富なノウハウを有しているというふうに私も実感をしているところです。今後も引き続きこの連携を維持しながら、いろんな助言等もいただきながら校内教育支援センターの設置、推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

【大倉委員】 諏訪小などは、実は週5、毎日この別室教室を開きたいというご要望がある学校なんです。しかしながら、予算がちょっと足りないので、週3日、別室教室を開けて、週2日はNPO法人さん、オンブズさんがカバーするという形で実は毎日運用ができていたという状態だと聞きました。だからそういう意味でも、このNPO法人さんの存在というのは非常に大きかったなということが分かるわけなんです。

実際、諏訪小学校でこんな事例もありました。ちょっとご紹介します。これはある支援員さんのお話なんですけれども、その方は、市の支援員もしながらNPO法人の支援員もしている、いわゆる二足のわらじ的な方なんです。そういう方なんです、長崎市からの予算が途中でちょっと足りなくなったというところで、その人の給与をNPO法人側、オンブズさんに払ってもらえないかという相談があったそうなんです。結果、NPO法人さんが負担したということなんです。つまりこれは予算はこれ以上、長崎市としては諏訪小学校に措置できませんよという市の判断だったわけなんです。それで肩代わりをしたわけ、NPOさんが。だから、こ

れはオンブズさんが自ら取ってきた予算で肩代わりしたわけです。いい悪いはちょっと置いておいて、それだけ善意があつてそのオンブズさんの存在というのは大切だったということが分かるわけなんです。

それで、ご質問なんですけれども、令和8年度、諏訪小のように、毎日こうやって別室教室を開きたいというような要望がある学校に対しては、きちんとそれに対応できるような体制というのはできるんでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】 まさに各学校でSSRの配置の希望であつたりとか、その必要度というのはそれぞれ学校によって違いもあり、今ご指摘があつたように、もう本当に毎日、多くの学校でそういうところも多いのかなというふうには思っているところです。

長崎市内の学校であれば、長崎市の方で配置を決めていくというふうなことにはなるかとは思いますが、できる限りの予算の範囲の中ではなるんですけれども、そういった中で配置ができる日数が、また時間が少しでも増えていくようにできればというふうには思っているところです。

【大倉委員】 つまりこれまでは週5、毎日1人の支援員さんを各学校に配置していくというのは、なかなか予算的に厳しいというような現状があつた市町が多かつたと思うんです。長崎市はまさにその典型なんですけれども。それが令和8年度はぜひ改善できるような努力をしていただきたいと思います。

もうちょっと伺いますが、このSSRの支援員さんへの待遇面について伺いたいんです。

今回およそ1億円の予算のうち、大体人件費が多くを占めると思うんですけれども、待遇はどれぐらい改善につながっていくのかなという

ころをちょっと伺いたいんですね。

例えばこれまで長崎市の支援員さんへの報酬なんですけど、長崎市の場合、1回2,000円なんです。二、三時間程度で交通費はありません。研修費もないというか、研修がそもそもない。だから、交流機会がない。だから、はっきり言ってあんまり長崎市の待遇というのはいいとは言えないと思います。

そういう中で、質問なんですけど、これは基本的には各市町に委ねるところだと思うんですけども、その支援員さんの待遇面が、今回のこの予算1億円でどれぐらい改善されるのかという、その辺りの見込みが分かりましたら教えてください。

【高比良児童生徒支援課長】先ほど長崎市の待遇について、委員の方からもご説明をしていただいたところですが、これはまさに各市町の方で、時間の単価の方を定めて支給しているところもありますし、長崎市のように2時間程度2,000円程度というふうなところで、少しアバウトなところでの賃金の決定というふうなところもあります。そういったところで、少しそういった改善についても、各市町の方で考えていくところではあるかと思うんですが、できるだけ多くであったりとか多くの時間をというふうなところ、こういったところが優先されていくのではないかというふうに考えているところです。

【大倉委員】待遇があまりよくないと、どうしても学校側からその支援員さんに物を頼みづらいというんですよ。そりゃあそうですよね。1回2,000円で二、三時間もですよ、もう半ばこれはボランティアに近いような状態の支援員さんに、あれしてこれしては言いにくい、報告して、記録を書いては言いにくい。それは結果的にこ

どもの支援内容にしわ寄せということになるわけですよ。それではいけないと思うんです。だからしっかり待遇は、きちんと働いた者に対してはしっかりと対価を払ってもらおうということをやってもらいたいと、それを呼びかけてほしいと思います、県として、県教委として。ちなみになんですけれども、NPO法人のオンブズさんは、ちなみにですよ、1人当たり時給1,300円をお支払いされていました。交通費も別途支給されていました。月1回行うズーム会議、これにも時給を払っていらっしゃいました。きちんとした待遇を担保することで、支援員さんに気兼ねなくお仕事を振れていたんだと代表の方はおっしゃっていました。だから、そういったこれからそのオンブズさんの力を借りられないんですから、少なくとも令和8年度は、支援員さんに記録もちゃんと書いてねと、教室のこどもたちの様子も報告してねというのが言えるような、そういう風通しのよさというものをしっかりつくり上げていってもらいたいなと本当にここは要望しておきたいと思います。

そこで、ぜひお願いしたいのが人材研修ですね、育成、そこを充実させていただきたいと思います。学校によってこの別室教室への理解というものに結構温度差があるんですよ、基本的には校長先生の裁量に委ねられているところがあるからだと思うんですが。それで、こういうふうに言うんですね、学校によってこどもたちの環境も違うし、学校のニーズも違うんだと。だから当然、そこは学校の判断を尊重すべきだと思うんです。それは分かるんですけど、全部学校任せになっちゃいませんかというところを私は指摘をしたいと思うんです。

ぜひ、県教委として人材育成、研修、これはこれまで以上にしっかりと取り組んでいっても

らいたいと思うんですけれども、ご見解がありましたらお願いします。

【高比良児童生徒支援課長】 ご指摘のとおり、ここ2年ですね、このSSRというのが始まりまして、それ以前からも、不登校の生徒さんが学校に来て支援をしているという、各市町で独自にやっている事業もあつたりしたんですけれども、支援員の方の数が増えていくという中で、委員ご指摘のとおり、学校であつたりとか、市町によってもそういったスキルに差があるというふうなお話も伺つたりするところで、県としましては教育センターの方で実施している研修というのを周知していくというふうなところで、オンライン等での研修、なかなか旅費というふうなところになるとまた難しいところもありますので、そういったものをぜひ周知をしていきたいというふうに考えています。

【大倉委員】 今後、スペシャルサポートルームをぜひ県内にもどんどん広げていってもらいたいし、あとは学校側の理解もしっかり得ていかなければいけない事業だと思つてます。

そういう中で、これもちょっと提案なんですけど、例えば学校に常駐する支援員さん、常にいてもらう支援員さんの配置ができる仕組みづくりが大切かなと思うわけです。そうなるとお金が当然必要なんですけど、それは当然その財政支援、国への拡充というのも今後も要望してもらいたいと思います。

例えば常駐するための長崎のモデル地区をちょっとつくってもらおう。別に大きい単位じゃなくていいんですよ。もう1つ、2つの学校でもいい、中学校区でもいい、別に長崎市だ、佐世保市だという大きいエリアじゃなくていいから1校、2校のモデル地区というものをつくって常駐してもらおうような、そこで実践をしてもらって、

実践をすることで根拠が生まれるわけです。根拠が生まれるとそこに予算がつきやすいわけですから、それを実践していってもらいたいと私は思うわけです。常駐することで学校とのコミュニケーションも取れるようになってくるから学校の理解も得ていける環境につながっていくと思うわけです。これは提案なんですけれども、そういった常駐の実践をしていく、実践校をつくる、この辺りはいかがでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】 委員ご指摘のとおり、支援員の常駐というのは児童生徒の安心安全の確保と支援の充実につながるというふうに考えているところです。

各市町で、配置の仕方のところで、本当に広く浅くというんでしょうか、という市町もあれば、かなり絞つたところで、今委員ご指摘のあつたように、そういったモデル校になるのかどうか分からないんですけども、そういったまずは少ない学校で始めて、それを広げていくという、そういうふうな考えの市町もあるというふうに認識をしているところです。そういった実践の共有というのを各市町で進めていくというふうなことができるのかなというふうにも考えているところです。

【大倉委員】 最後にします。

この別室教室の目的に関して、もうそれこそNPO法人のオンブズさんの理念がすばらしいと最初にお伝えしましたが、要は、教室復帰だけを目的としないという理念なんです。もちろん教室復帰はいいことです。だけどそれだけを目的にしたら、いわゆる成果的な指標を見たときに、教室復帰をした児童生徒の人数とかだけがクローズアップされがちになるんです。大事なことは、不登校のこどもたちが学校に行けることよりも、それを決めるのはこども自身で

あるわけですね。大事なことは、こどもたちを改善するのではなくて、学校環境を改善することだと思うんですよ。改善すべきは学校の環境で、不登校のこどもを改善するのではない。大事なのはこどもの変化を促すというところだと私は本当に思うんです。だから、大きな話として、要は教室復帰だけを目的としないということを、県教委としてもしっかりと打ち出していただきたいと思います。もちろんKPIも大切なんですよ。だけどこれはいわゆるあくまでも財政課に説明するときのようなものであって、成果だけに縛られるのではないというところ、不登校問題はこどもたちの心の問題ですから、なかなか数字では表現できないというところですよ。

ぜひ本県としての打ち出し方、そしてKPIの在り方、その辺りはもう常に検討を続けていただきたいと思います。教育長何かご意見がございましたらよろしくお願いします。

【前川教育長】SSR、校内教育支援センターの在り方は大倉委員のご指摘のとおりだと思っております。当初導入する時点でご質問にありましたNPO法人の代表の方とも私もお会いをさせていただいて、意見交換をさせていただきました。まさに教室に戻るだけを最終の目的としないという、こどもたちに寄り添って、どういった対応できるのかという実践をずっと重ねてこられた方で、そうした思い、重ねてこられた成果というのを我々もこの事業を開始するときにみんなで共有しようということでつくられた動画も共有させていただきましたし、共通認識を持った上で事業に取り組んだところでございます。しっかりとそういった形で携わる全ての教育委員会で、全ての学校がそういう思いをみんな共通認識を持った上で今後も取り組んで

いけるように、我々、県教委としても旗を振ってまいりたいと考えております。

【中村(俊)分科会長】 それでは、ほかにごいませんか。

審査の途中であります。午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時半から再開します。引き続き教育委員会関係の審査を行います。しばらく休憩いたします。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

ご質問はありませんか。

【前田委員】 お疲れさまです。横長資料の15ページの端末整備更新等基金繰入金20億円について、基金の仕組みを少し説明してください。

【井手教育政策課長】 基金設置の仕組みということでございますけれども、これにつきましては、国におきまして、高校無償化と併せまして公立高校に対する支援拡充を図るために、令和8年2月13日に文部科学省より策定されました高等教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえまして、都道府県が令和8年度に策定する実行計画に基づく取組に対しまして令和9年度から交付金の新たな財政支援の仕組みを構築することとされております。

これに先立ちまして、国の方が令和7年度補正予算におきまして、グランドデザインに沿った産業イノベーション人材等の育成など、緊急性の高い取組に対しまして、都道府県に造成する基金により支援をするということで、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育

改革促進事業の実施をするということとなっております。

具体的には、都道府県におきまして、国が示す三類型というものがございます。この三類型に応じて高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出しまして、その成果等を域内の高校に普及する取組に対して支援が行われるということになっております。

国から6,000万円の基金への充当が交付決定されておりますので、これをまずはその受入れを行うために基金を造成したというものでございます。

【前田委員】 違う、違う、僕はその高等学校の基金事業、ページ83かな、6,000万円を聞いているんじゃないくて、15ページの端末整備更新等基金の繰入金というこの基金の説明をしてくださいとお願いしたんだけど、今のが答弁ですか、違うよね、すみません、その質問は後からしますんで、まずは端末整備の方をお願いします。

【松尾義務教育課長】 これにつきましてはGIGAスクール構想で整備した1人1台端末について、国の経済対策に基づき今後の更新に必要な経費を基金に積み立てていくということです。その基金から公立の小学校、中学校、義務教育において、1人1台端末を整備更新するために必要とする経費を市町に対して補助をするということになっております。

【前田委員】 そうしたら、この繰入金の20億円弱の金額は、これは歳入ですから、歳出は全て市町に行くという理解でいいですか。

【松尾義務教育課長】 そのとおりです。

【前田委員】 そうしたら、高校の分はどうなるんですか、高校の端末はどうなるの、この中に入ってこないの。

【松尾義務教育課長】 公立の小学校、中学校、

義務教育学校ということになっております。でするので、いわゆる小学校、中学校の子どもたちを対象としております。

【前田委員】 そうしたら、これは基金となっておりますけども、積算されたものが国から入ってきて、それがそのまま市町に行くという理解でいいですね、分かりました。

じゃあ改めて、すみません、いいですか。

基金事業、83ページに多分書いてあったと思うんですけども、これは補正の中で組まれていますけども、今説明がありました6,000万円に当初でまた上積みされてくるんですか。

【岩坪高校教育課長】 この取組につきましては三つの類型に従って各県で4つまでの拠点校を選定することにしております。その4つの拠点校を国に申請いたしまして、その申請が採択されればその内容に応じて予算が新たにつくというような形になっております。

【前田委員】 そうすると、今回の6,000万円というのは、申請した分に対してだから、改めて計画を立ててまた年度内で申請して、認められれば入ってくるという理解でいいんですか。

【岩坪高校教育課長】 この6,000万円については、年度初めに必要な事務費ということで計上しておりますが、実際に拠点校を申請した後は、その内容に応じて各都道府県当たり上限が62億円という予算になりますけれども、それが入ってくるというようになります。

【前田委員】 何でこの質問しているかという、まさに今言われたように、ちょっと事前に財政と物価高対策も含めた議論をする中で教育委員会はなかなか財源がないよねという話をしたら、それは別途国から約60億円近くお金が入りますというふうに僕説明を受けたんです。ですからちょっとこの質問しているんですけども、そう

したら、今言ったように、最大62億円までの中で、県が取りに行けるお金があるという理解でいいんですか。

【岩坪高校教育課長】今委員がおっしゃったとおりになります。

【前田委員】 そうすると、予算上今回上がっていませんけども、その62億円を取りに行くためには、これからどういう取組をやっていこうとしているのか、かつ私自身が思っているのは、6月に高校再編の大綱が出てきますよね。もうその時点で大体どの高校がどういう部分の特徴を伸ばしていこうというのが多分もう見定めが効いていると思うので、そういうときこそまさしく、このお金を取りに行くべきだと思ってますけども、そういうことも含めて少しその気概というか決意というか、その62億取れば一番いいんでしょうけども、蓋開けてみたら10億しか取れなかったというケースもあるわけですよ。62億円は大概の金額なんで、それをどんなふう体制として臨もうとしているのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

【岩坪高校教育課長】 現在庁内で3つの類型に従って拠点校をどこにするのかと、どういう取組をしていくのかということで議論を重ねているところです。今回大綱を示すというタイミングでもありますので、ぜひこの取組を大綱と結びつけることによって、より魅力的な県立高校づくりということを進めていきたいというふうに考えております。

【前田委員】 分かりました、期待していますんで頑張ってくださいと思います。

小さな質問になりますけども、88ページの公舎管理費のところ、教職員住宅維持管理費が出ていますけども、以前から空きがあれば有効に活用すべきという意見を言ってきたことも踏

まえて、現在の教育委員会が財産として持つ教職員住宅の活用状況についてお尋ねしたいと思います。

【山崎教育環境整備課長】 職員住宅、いわゆる公舎の活用状況でございますが、現在の入居率を申しますと、令和7年6月1日現在の数字になります、これで申しますと、入居率が73%というような活用状況になってございます。

【前田委員】 73%というのはすみません、何分の何ですか。

【山崎教育環境整備課長】 公舎の総戸数でございますが、令和7年6月1日現在で899戸ございます。このうち市町等への貸付中の13戸、これを含みます176戸、こちらにつきましては、今後使用する見込みがないということで、既に用途廃止をしておりますので、この176戸を除いた723戸、これが分母ということになります。このうち528戸に入居しているというような状況でございます。

【前田委員】 用途廃止した分も含めて空いているものの活用というのはどんなふうに使われているんですか、検討されているんですか。

【山崎教育環境整備課長】 用途廃止をしている職員住宅につきましては、今後売却をしていくというようなことを想定しております。

売却に当たりましては当然県庁内、あるいは地元の市町での活用も検討していただくことにはなりますけれども、基本的には売却をすることによって考えております。

【前田委員】 空きを有効的に活用すべきだということで、一例として児童養護施設を卒業した子どもたちとかでも入れるようにできるというやり取りはしているんですけども、実態としてありますか。

【山崎教育環境整備課長】 現在のところそうい

った状況はございません。ただ、用途廃止をした住宅につきましては、例えば市町の町営住宅、市営住宅、そういったものに活用したりとか、あるいは社会福祉法人の方に社会福祉施設として貸出しをしていると、そういった事例はございます。

【前田委員】住んでいる方がいらっしゃるの、寄せるというのは非常に難しいかもしれませんが、住んでいて、住んでいて、間が空いてみたいところが難しいのかもしれませんが。そういうのもあるかもしれないけども、ある以上は活用を図ってほしいと思っていて今、言われたように、それぞれのその業種ごとの関係団体とか、市町とかと協議しながら、有効的に使えるものは社会に還元するということが望ましいと思うので、教育長、ぜひこの点は少し庁内でも検討しながら有効的に使ってほしいなということを要望しておきたいと思います。

93ページですね、教育指導費の中の高等学校DX加速化推進費がこの中でマイナス7,863万円となっていますけど、これは補正だから7,863万円使わなかったという理解でいいですかね、まず。

【前田教育DX推進室長】高等学校DX加速化推進事業費7,863万円の減額についてご説明いたします。

これはDXハイスクールの国庫不採択及び国庫補助限度額の減額によるものです。

具体的に申しますと、当初9校が国へ申請したのですが、そのうち採択されたのは1校のみでした。また、採択校2年目の13校につきましては、補助額の上限が1,000万円から500万円に減額されたものによることとなります。

【前田委員】その7,863万円減額された理由というのは今の説明なんでしょうけども、という

ことは、令和7年度の当初としてこれに見合う予算というのは幾らだったんですか。

【前田教育DX推進室長】当初の予算は1億6,300万円になります。

【前田委員】その採択がされないというか、よく分からないですけども、採択されるという前提で出すと思うんですけども、大幅に採択されなかったということは、どこに要因があって、それをどう今後再発しないようにしようとしているのか。今回、予算として1億1,000万円組んでいますよね。これも同じような内容でその申請するというか、予算というふうな見方をしているんですか。

【前田教育DX推進室長】予算要求時には分からなかったんですが、初年度は13校申請して、13校全てが採択されたのですが、2年度になりますと、全国で採択校が200校程度に限定されまして、その中で全国たくさんの学校が申請してこのような結果になりました。

来年度の予算につきましては、継続校の2年目が500万円、継続校の3年目が300万円というふうにまた減額されております。新規の学校は1,000万円ですが、それで予算を計上しております。

【前田委員】いずれにしても出して不採択になるとその影響もあると思いますし、正直言ってDX、じゃあ長崎県が進んでいるかという、まだまだ少し僕は伸び代があると思っているので、ぜひ予算計上したことも含めて、評価していますけども、しっかりと採択されるような、また、採択されなかったときにどう対応するかということも含めて、学校は学校の中で計画があると思いますので、ちょっと2年続けてそういう状況が続くというのは望ましくない、対応をお願いしたいと思います。

あとすみません、通告していませんけども、

人の質問の上にかぶせて質問するのはあんまり望ましくないと思って避けているんですが、校内のサポート支援のスクールの話について、ちょっと私の方からも以前から質問していますので質問します。令和7年に14市町あって少ないじゃないかという指摘のもとで、頑張りますということでやっていたと思うんだけど、1市町しか進まなかったということで、ほか6市町から手が挙がらないというのはどういうことなのかと思いますけど、いかがですか。

【高比良児童生徒支援課長】校内教育支援センター、先ほどご答弁申し上げましたように、来年度の予定が15市町というふうなところで、他の市町の方では既にこの事業の前から独自でやっておられたりというふうなところで、そういったところもあるというふうには伺っております。また、前回もご答弁したように、小さいところではその設置をしないというところもあるというふうには聞いておるところです。

【前田委員】15市町ある場合は財源の負担は1億円弱の予算でしたけども、2分の1ずつですか。

【高比良児童生徒支援課長】国、県、市町で3分の1ずつというようなことになっております。

【前田委員】私も大倉委員と同じで、学校復帰を目指すものが全てじゃないと思っているんですけども、令和7年に1,230人の方の利用者にアンケートを取ったという中で、学校復帰はどれぐらい成果として出てきたんですか。

【高比良児童生徒支援課長】先ほど申し上げましたとおり、学校復帰、授業への復帰ということでしょうか、そういったことに関して、そこを目的としないというふうなところですので、気持ちが前向きにあったと、そういったところについて聞き取りをしているというふうな状況でございます。

【前田委員】分かりました。こどもの居場所というところも含めての話だと思うので、もう前の方もおっしゃっていますけども、居場所は様々あっていいと思っていますから、ここに力を入れるのはもちろんやってほしいけども、併せて多分フリースクールなんかに対する支援なんかもしっかりやってもらわなきゃいけないと思っています。こういう予算を見る限りそういうところは今のところ見受けられないと思って見えていますけども、あったら教えてください。そういう意味でいけば、フリースクールも協議会がちょうど設立したところなので、ぜひそのこどもの居場所という意味で、同じ目的を持ってやっているのであれば、そこに対する支援の施策というものを打ってほしいと思いますけど、現状どんな支援策があって、どうするものとしているのか、お知らせいただければと思います。

【高比良児童生徒支援課長】委員ご指摘のとおり、こどもたちの居場所というふうなところでフリースクール、大きな存在になっているというふうには考えているところです。ご指摘もありましたとおり、先般、県内のフリースクールが集まって、ネットワークを立ち上げたというふうなところでございます。そういったところとやり取りをしながら、今後、いろんな話を同じ方向を向いてやっていけるようにしていきたいというふうに思っておりますし、また、今回予算計上できておりませんが、6月の補正でも少し提案をさせていただければというふうなところで考えているところです。

【中村(俊)分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】では、2周目に入ります。

【堀江委員】大きく2点質問します。

まず、分科会横長資料の45ページ、教育指導

費の中のスクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業なんですが、スクールカウンセラー活用事業は、昨年度予算を比較しますと2万円増えただけ、スクールソーシャルワーカーの活用事業は前年比と同額です。ということは、これは令和8年度は増員はないということですか。

【高比良児童生徒支援課長】今ご指摘いただきましたけれども、SCについても、SSWについても予算計上としてはほとんど上がっていないというふうなところで、ご指摘のとおり、令和6年度から令和7年度のところで、SCについては不登校支援のSCであったりというふうなところで、人員の増加をさせていただいたところなんですが、令和7年度から令和8年度については、大きな人数の変更というのは考えておりませんで、質の向上、そういったところにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

【堀江委員】そうしますと、配置としては十分というお考えでしょうか。

【高比良児童生徒支援課長】SCについては、小中学校において全校に配置というふうな形を来年度も継続して実施をしていきたいというふうなところです。県立高校も徐々に増えていくというふうなところではございますけれども、もちろん全校に配置したからそれで十分というふうには考えてはおりませんが、限られた予算の中でできるだけ児童生徒に寄り添えるような相談体制を構築できればというふうに考えております。

【堀江委員】そうすると、スクールカウンセラーは、全校配置が実現しているの。

【高比良児童生徒支援課長】小中学校においては全校に配置をしているというふうなところで

すが、もちろん毎日という形ではなく、週に1回であったりというふうなことにはなっておりますが、特定のSCが学校に定期的に訪れる環境はつくられているというふうなことでございます。

【堀江委員】全校配置という、常時A校、B校、C校にいるということではなくて、Aさんが何校か回って、A、B、C全ての学校に全校配置ですよと言っているんでしょう。それは全校配置じゃないですよ。全校配置というのは、一つの学校に常時いるということが全校配置であって、1週間に1回行けば配置しましたと、それを全校配置とは言わないと思います。そういう意味で、増やしているということは承知していますが、令和7年度から令和8年度に増員していないですよという意味は、例えば第四期長崎県教育振興基本計画の中でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置、拡充と明確に掲げているわけですから、そうであれば増やすというか、限られた予算というのは承知しております、けれども、全校配置というのはそれはちょっと実態と合わないと思いますが、答弁を検討してください。

【高比良児童生徒支援課長】ご指摘のところは私どももしっかり受け止めたいというふうに思っております。もちろん各学校に配分というふうなことになりますので、週当たりの時間というのにも限られた時間というふうなことになってまいります。ただ、全校配置というふうなところで、本当限られた時間にはなるんですけども、各学校に計画的にSCが行って、そして相談を受けられる環境ということは、学校にとっては計画的にSCの活用というのが進むのではないかとこのふうには考えているところです。

先ほども申しあげましたけれども、令和7年度、

今年度からは不登校支援SCというところで、なかなか学校に足が向かない生徒にもアウトリーチができる形でのSCという形も取っておるところで、これも今後検証していかなければいけないところですけども、配置のSCと連携したところの取組、そういったものを進めてまいりたいというふうに思っております。

【堀江委員】私はぜひスクールカウンセラーが、例えば不登校というのに特化しているとかという方向に変わってきているというのは理解をしているんですけども、不登校に限らずいろんな問題を抱えているということであれば、週に1回、3時間だけ1つの学校にいるということだけではなくて、1つの学校に常時いて、大規模校では2人いるというふうな状況を取っていくということが私は子どもたちに寄り添った対応だというふうに思いますので、どこを目標にするか、今のような状態を全校配置とは言ってほしくないですね、私としては、と思います。

もう一つだけ、これは確認なんですけれども、これから委員会で審議をします第25号議案ですね、内容は委員会審査となるんですけども、教職員定数を164人減にしますという条例改正なんですけど、この令和8年度の当初予算では、この164人を削減した定数で予算が組まれているというふうに理解していいですか。

【井手教育政策課長】令和8年度当初予算上で教職員給与費の予算につきましてのことと思っておりますけれども、令和8年度当初予算につきましては、令和7年12月の人員を基に、そこからこの条例定数の減という、164名の減を見込んで算出をいたしております。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【饗庭副会長】私もちょっと45ページで質問をさせていただきたいと思います。

このいじめ不登校対策事業費の中で増額したのは、朝からもご説明があったように、校内教育支援センター増ということで、今のお話でスクールカウンセラー活用事業に対しては2万円しか増額していないというところなんですけれども、そういう中で、今も2万円しか増えていないというところでなかなか配置がうまくいかないというか、全校でできないという状況なんですけど、この令和7年度で減額された理由を教えてください。

【高比良児童生徒支援課長】今ご指摘があった分ですけども、スクールカウンセラー活用事業については、令和7年度に先ほども答弁申し上げましたけれども、予算を拡充したところでした。県の当初予算で2億4,894万6,000円を計上していたところでした。しかしながら、国からの補助が申請した額の85%程度であったため、その分を減額したところです。

【饗庭副会長】国からの予算がつかなかったということで減額されているんですけども、そうなった場合には令和8年度も同じような形になるのではないかと思いますので、それを増額して行って、先ほどからありますように、カウンセラーを増やしていくことが非常に大事かと思いますが、それに対して県はどのように進めていくのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】ご指摘のとおりではあるんですけども、まず、国からの予算の内示というふうなところをしっかりと見ていきたいというふうなところでもありますし、そういった上で、全額予算、こちら要望する額がくればというふうなところで、少しでも時間を配置できるのかなというふうに思うところですけど

も、もしなかなか思うようにならないという場合も、本当に工夫をしながら、児童生徒の思いに応えられるような、そういう相談体制の構築というのを努めてまいりたいというふうに思っております。

【饗庭副会長】ぜひそうしていただきたい、そういう中で、この活用事業としては、相談件数が年間にどれくらいあるのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】令和6年度は、総数で言いますと2万4,418件の相談があったというところで集計をしておるところです。その前が、令和5年度が2万5,244件というふうなところで、大きく増減という形にはなっていないというふうに捉えているところです。

【饗庭副会長】大きく増減していないというところでは、子どもたちが相談したいけれども、その日にカウンセラーさんがいないという状況があるからかというふうに私も思います。

そういう中で、県としては、先ほどもあった全校配置に向けて努力していくことが必要だと思うんですね。令和7年度から令和8年度になかなか増えない状況、令和6年度から令和7年度は増やしたけれどもそれ以上にならないというところは、増やしていく必要があると思うんですけれども、その対策として、国への要望はもちろんですけれども、県としてほかのところから財政を持ってこれないのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】SCの人件費というふうなところ、人件費が一番大きいかなと思うんですけれども、その部分について、ほかのところからというふうなところ、なかなか難しいところがあるんですけれども、そういった中でも、SCの研修体制であったりとか、その資質向上というところで、生徒さん、保護者さんそれから学校の教職員が安心して相談できるとい

うふうな、そういう体制の充実というのをできるところからやっていきたいというふうに思っているところです。

【饗庭副会長】ぜひ相談しやすいような状況にしていきたい。

もう一点、校内教育支援センターはだんだん増えていっている状況の中で、地元にはフリースクール、そもそもあったフリースクールもありますし、そこにこどもの居場所というものもあったんですけれども、そういう中でこのセンターとフリースクールと、先ほどあまり支援していないということでしたけれども、県としては連携じゃないですけれども、関係をどういうふうに進めていこうと思っているのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】校内教育支援センター、それからフリースクール、不登校の児童生徒の状況は様々だと思っております。本当にもう学校までは足が向くんだけれどもという児童生徒もいれば、なかなか学校に足が向かないという児童生徒もいる中で、それぞれが居場所があって、そして、本人が前向きになって、そして、自立につながっていくと、そういったところではフリースクールも非常に重要な場所だというふうに考えているところです。

先ほども答弁申し上げましたけれども、今フリースクール、県内にも様々な団体がネットワークをつくっておるというふうなところで、ここのやり取りというのをしっかり相手ができたといいふうなところもありますので、そういったやり取りを進めながら、どういった支援ができるのかという検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

【饗庭副会長】具体的に、今までフリースクールに行っていた子が校内支援センターに行かれる、校内支援センターに行ったけど、またフリ

一スクールに戻るというような状況もあろうかと思うんですけれども、そうした場合に、子どもたちの出席日数とかも今後関係してくるかと思うんですけれども、それを今後の対策としてどのように考えておられるのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】 ご指摘のとおり、今、校内教育支援センターに登校できればもちろん出席というふうな形になりますし、フリースクールに通う児童生徒さんたちも、市町教育委員会、それから学校と連携をすることで登校を認められているという児童生徒も多くいるところです。そういったところでは、市町の教育委員会さんにもそのネットワークとの協議の中に、県教委だけではなく入っていただき、そういった情報をしっかりと共有していければというふうに思っているところです。

【饗庭副会長】 私はこれまで一般質問をしてきた中では、不登校という言葉がなくすためにいろんな形で勉強ができれば登校と認めてほしいと思っているところですので、それも含めて今後考えていただければと思います。

もう一点だけ、すみません、部長説明のふるさと教育推進対策費の中の「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業費で、横長では39ページなんですけれども、これが前年度から減額されている理由を教えてください。

【松尾義務教育課長】 「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業につきましては、令和7年度にホームページの構築をしました。その分が次年度ありませんので、その分が減額となっております。

【饗庭副会長】 分かりました。その分ホームページでのPRができて、つながる長崎ということで、子どもたちにふるさと教育としてどのように活用ができていますのかお伺いします。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。このホームページにつきましては、実は今まであった、いわゆるふるさと長崎県という副読本をこれまでつくってございまして、中学校の社会科の学習等で使ってございました。その副読本をホームページ化させていただいて、広く県民の皆様にも見ていただけるようなものということをつくってございます。

【饗庭副会長】 ふるさと教育はとても大事なことかと思しますので、これからもぜひここにも力を入れていただければと思います。

高校魅力化推進費の中で、この高校・地域連携イキイキ活性化事業費について867万1,000円上げてあるんですけれども、この内容をご説明いただきたいのと、これをどのようにして今後広げていくのかお伺いします。

【田代高校教育課企画監】 令和5年度から離島・半島地域の希望する市町と連携し、魅力ある高校教育の実現と地域活性化を一体的に推進するため、高校・地域連携イキイキ活性化事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、令和5年度に島原市、新上五島町、令和6年度に西海市、壱岐市、この4市において地域、企業、行政等で構成する高校地域連携コンソーシアムを設置しまして、当該地域に所在する県立高校、12校の魅力化について協議を行っております。そして、コンソーシアム設置の翌年度から、協議内容を踏まえた魅力化事業を展開しているところでございます。

具体的な取組といたしまして、地域と一体となった探究活動を通じて、地域の課題解決に取り組むほか、地域のイベント、企画運営に高校生が参加するなど、高校生の主体的な活動を大人が支える仕組みを構築しております。

魅力化事業に要する経費として、県と市町が

折半してコンソーシアムに対して補助を行っているところでございます。

全国にも類がないような面で捉えたところの、一つの学校と一つの市町がつながっているのはよく全国でもあるんですけども、この面で行っているというのはなかなか全国的にも例がない形です。しっかり4市町で取り組んで、ほかの市町にも広げて、実施している内容等について周知を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

【饗庭副会長】 とてもいい取組かと思うので、今後4市町よりももっと広げて行って、長崎県の中で自治体と一緒に高校生もいろんな活動をして、自治体に根づいていただき、県内に残っていただくといいかなと思うんですけども、今後、広げていく構想があるのかお伺いします。

【田代高校教育課企画監】 一応この事業は令和5年度から始めております。事業終了期間が一応令和9年度にしております。今、4市町を指定しておりますが、まずはここでしっかりと成果を出して、その後また今後どうするかというのは検討していききたいなというふうに考えているところでございます。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」関係部分につきましては、以下の理由で反対します。

教育委員会の歳出予算額1,433億8,534万円のうち、職員給与費が1,197億2,131万円で83%を構成します。もちろんこの予算については賛成

です。どの子にも確かな学力をと、長時間労働と言われる中で、こどもたちに寄り添い、日頃から頑張っておられる教職員の皆さんに敬意を表します。しかも、令和8年度から小学校学校給食費保護者軽減が始まります。いわゆる学校給食の無償化が全ての自治体とはなっていませんが、大きな前進だと思います。

しかし、当初予算の中で、長崎県が進めている県の学力調査、本予算とは直接関係はありませんが、長崎県が取り組んでいる全国学力調査について、私は賛成できません。全国学力テストの平均正答率以上を掲げ取り組んでいますがいまだに達成できておりません。こどもたち、先生たちはテストの成績を上げることをさらに求められます。こどもたちは数値では測れません。一人一人のこどもの学びを支える取組は、各学校で一人一人のこどもに合わせて工夫して行われており、全国学力調査を基準にする理由が見つかりません。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも増員の予算は計上されませんでした。

こども一人一人に目が行き届く少人数学級の早期実現を、教職員の増員を、こうした現場の声を申し上げて反対討論といたします。

【中村(俊)分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について採決を行います。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)分科会長】 起立多数でございます。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、次に、その他の議案について採決いたします。

第52号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【中村(俊)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】 それでは、教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第24号議案「長崎県高等学校等教育改革促進基金条例」、第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第46号議案「第四期長崎県教育振興基本計画の変更について」であります。

第16号議案は、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、国の見直し内容に準じて、特急利用に係る距離制限を撤廃するほか、旅行諸費のうち県外における目的地内交通費や赴任に伴う転居に要する費用について実費支給へ見

直すことなどであります。

第24号議案は、公立の高等学校等において、技術革新、産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組を行う拠点校を創出することを目的として、国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を受け入れる基金を設置するために必要な事項を定めようとするものであります。

第25号議案は、児童生徒等により算定される教職員定数の減に伴い、関係条例について所要の改正等をしようとするものであります。

第46号議案は、総合計画における教育分野の個別計画として、令和6年度から5年間の計画として策定された第四期長崎県教育振興基本計画について、令和7年11月定例会県議会で議決された次期総合計画、長崎県総合計画みんなの未来図2030との整合を図るため、数値目標の一部変更を行おうとするものであります。

変更の内容としましては、2つの指標において、令和10年度最終目標値を上方修正するものであります。

続きまして、議案外の主な事項についてご説明いたします。

長崎県教育委員会特定事業主行動計画について。

今年度をもって計画期間の終期を迎えることから改訂を行うこととしております。今回の改訂では、令和8年度から12年度までの5年を対象とし、女性教職員の計画的な育成、登用による活躍推進、長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革による家庭と仕事の両立支援など、教職員の能力発揮とワークライフバランスの実現に向けた取組を強化しております。

ながさき次世代高校創生会議の開催についてにつきましては、追加の1をご覧くださいと

思います。上段の方でございます。

後ほど担当企画監から補足説明をさせていただきます。この追加の6行目でございます。県教育委員会としては、創生会議のご議論を踏まえ、令和8年6月にこれからの県立高校の方向性を示す大綱を策定したいと考えております。

当初版の4ページ中ほどにお戻りいただきたいと思っております。

新規高等学校卒業者の就職内定状況について。本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率は記載のとおりであります。県教育委員会では、これまでキャリアサポートスタッフの配置や各高等学校を定期的に訪問指導するなど、県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部といった関係機関と連携して、県内企業に対して働きやすい職場づくりと、従業員のキャリア形成への支援を要請するなど、就職支援に取り組んでまいりました。今後も、生徒の希望進路実現に向けた支援に努めてまいります。

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験について。

教員の採用については、より質の高い人材の十分な確保を目指して、今年度と同時期の日程で採用試験を実施します。

また、今回からの主な変更点として、中学校保健体育科教諭の第二志望として、小学校体育専科教諭を採用する枠を新設したほか、小学校と中学校の校種を超えた人事異動を可能にする小中連携推進枠を設けております。

さらに、高等学校の数学及び理科では、博士号取得者を対象とした理数教育特別採用選考枠を、高等学校英語では、英語を母国語とする方を対象とした英語ネイティブスピーカー特別採用選考枠を新たに設けました。これらの取組に

よってより多様な人材の確保を目指すこととしております。

長崎県いじめ防止基本方針の改訂については、後ほど担当課長から補足説明させていただきます。

引き続き、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶に努めてまいります。

県立青少年教育施設の利用料金の改定について。

県立青少年教育施設の利用料金について、近年の物価高騰や人件費の増加等により、施設の運営費が増加している状況があることから、収支の改善による安定した施設運営の継続を目的として、令和8年4月より利用料金の改定を行うこととしました。

料金改定により増加した収入については、利用者サービスの向上のために施設環境の整備をはじめとした運営費に充てていくこととしております。

引き続き安全で質の高い活動環境を提供できるように努めてまいります。

こども県展の開催については記載のとおりであります。

文化財の選定について。

国の文化審議会は、去る12月19日に、波佐見町の波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観を重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣へ答申を行いました。

今回の答申により選定されると本県の重要文化的景観は8件となります。

なお、本件につきましては、本年2月17日付で官報告示がなされ、選定済みとなっておりますので、この場で補足して訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

ここで追加1の下段をお願いいたします。

去る3月16日に、県指定天然記念物として、五島市の島山島西海岸の砂岩泥岩互層を新たに指定しました。今回の指定により、県指定天然記念物は106件となります。

ここで、当初版の7ページに戻っていただければと思います。

スポーツの振興については、記載のとおりでございます。

教職員の不祥事について。

長崎市内の小学校の会計処理において、誤って発注した物品について、令和6年度に損失を補填する目的で転売し、また、令和2年度から令和6年度にかけて、市の正式な会計手続を経ずに物品を購入するといった不適正な会計処理を行った長崎市内の小学校の事務主任を令和7年12月10日付で戒告の懲戒処分とし、併せて所属職員を管理監督する立場にあった校長についても、同日付で戒告処分といたしました。

また、令和6年6月頃から令和7年8月にかけて、再三指導を受けていたにもかかわらず、職員に対して大きな声での威圧的な指導を繰り返すなどのパワーハラスメント行為を行ったほか、出張中に勤務地を離れ、業務を怠る勤務態度不良等の非違行為を行った公立学校校長を2月19日付で停職6月の懲戒処分とし、併せて同日付で教諭へ降任の分限処分といたしました。

ここで、追加2をお願いいたします。

さらに、令和7年7月頃から9月にかけて、特定の児童に対し、人権を侵害する不適切な言動、指導を繰り返し、精神的苦痛を与えた長崎市内の小学校教諭を3月23日付で戒告の懲戒処分といたしました。

当初版7ページの下から2行目にお戻りください。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

今後も強い危機感を持って全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【井手教育政策課長】今回ご審議をお願いしております第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、関係部分について補足してご説明いたします。

令和8年3月定例会県議会、文教厚生委員会説明資料、横長資料の4ページをご覧ください。

1、改正要旨につきましては、先ほど教育長からご説明をしたとおりでございます。

2、改正内容につきましては、(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、4ページから5ページに記載のとおりでございますが、国の旅費法改正に準じ、定額支給を実費支給に見直すなど、県費の適正な支出を図るための改正内容となっております。

(2) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、船員についてこれまで旅費として支給してきた航海日当を廃止し、

国の見直し内容に合わせて航海日数に応じて特殊勤務手当を支給するよう見直しを行うものであり、手当額については国と同額としております。

3、施行日につきましては、いずれの見直しも令和8年4月1日から実施したいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第25号議案について質問いたします。

今回、164名の先生、教職員の減ということなんですけれども、主な理由として、児童生徒数の減少、統廃合、学級数の減少とありますけれども、具体的にどれぐらいの減少か教えてください。

【山下働きがい推進室長】まず、小中学校への定数につきまして141人減少しておりますが、これは市町村、見込みで調査をいたしまして、小中学校の児童生徒が2,412名減少と、小中学校で合わせて9学級減少するという見込みです。

それから、高校に関しましては4学級ですね、五島高校、猶興館高校、鶴洋高校が募集のクラス数が減ったことで4学級減少しております。

特別支援学校につきましては、児童生徒数は7人増加する見込みですけれども、学級数が15学級減少するというような状況になっております。

【堀江委員】私の認識に間違いなければ、教職員の定数の中には、法に定める標準定数と、県単独で措置をしている県単定数があると思っておりますが、これは間違いはないですか。

【山下働きがい推進室長】委員のお見込みのとおりでございます。

【堀江委員】そうしますと、そういう区分けで言うと、これはどうなりますか。

【山下働きがい推進室長】法で計算したものを除いて県単独の定数がございますけれども、その定数については減少させておりませんので、計算した数が減っているということでございます。

【堀江委員】そうすると、法に基づいた、標準定数に基づいて減になったということですね。ありがとうございました。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【大倉委員】条例案改正に関する横長資料4ページの職員の旅費制度についてご質問いたします。

総論的なことを伺いたいんですけれども、この条例改正での大きな目的は何かというところをお尋ねしたいと思います。

この改正内容の要旨を読ませていただきました。印象なんですけど、定額支給だったものを実費支給に変更というところが主なのかなと思ったんですけど、要するにこれは実態に即した改正という認識でいいのかどうかというところ、この条例改正の大きな目的をお尋ねします。

【井手教育政策課長】今回の条例改正の趣旨はということでございますが、委員のお見込みのとおりでございまして、これまで定額で支給していた旅費などを実費での支給へと見直すものでございまして、実態に即した改正というふうなことでございます。

例えば県外出張の際に、その目的地内で細かな移動をするという場合につきましては、その交通費について、これまで1日1,500円の定額支給としてございましたが、この定額支給制を廃止いたしまして、実際に要した交通費の実費を

支給するように見直しをするといったものでございます。

【大倉委員】その交通費の見直し部分で一つご質問したいんですけども、この新幹線のところ、特急利用は片道50キロ以上の場合しかこれまでは支給されていなかったものが、この改正後は距離に関係なく、例えばそれは短くても、それこそ長崎―諫早間だとしても新幹線利用の実費支給ということにこれは変更と考えてよろしいでしょうか。

【井手教育政策課長】委員お見込みのとおり、短い距離でも利用可能ということでございます。

【大倉委員】ということは実態に即すということですから、歳出的にはこれは恐らく増えるということが見込まれると考えていいんですか。

【井手教育政策課長】一部実態に即することで、個々のケースを見ますと、定額支給よりも減る部分が出てくるかもしれませんが、総体的には県の全体の予算額としましては、一定やはり増える部分が大いのかと思っております。

【大倉委員】歳出的に増えてしまうというところで、審査する側としてはちょっと一旦立ち止まって再考したくなる気もするんですけども、ただ物価高騰の折、例えば転居する、異動する場合の引っ越し費用というのめかなり今高くなっていると聞きます。そういった意味でいきますと、実態に即すというのは定額ではなくて理にかなっているのかなと私は理解しております。こういった改正について、いわゆる組合とは妥結というのはできているんでしょうか。

【井手教育政策課長】組合の方とはそれぞれ交渉を行いまして、丁寧な説明をさせていただいております。ご理解はいただいております。

【大倉委員】承知しました。職員の方には

適正な額をきちっと旅費をお支払いして、しっかりと本県のために働いていただければ、それで問題ないと思います。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第25号議案につきましては、生徒数の減によって法律上減らすということでの条例改正だと理解をしております。しかし、生徒数が減少するからこそ先生の数はそのままにすることで少人数学級が実現するとも言えます。私は、先生たちを減らすことにつきましては反対の立場ですので、第25号議案につきましては賛成できません。

【中村(俊)委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第25号議案について採決を行います。

第25号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)委員長】起立多数でございます。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第16号議案のうち関係部分及び第24号議案、そして第46号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第16号議案のうち関係部分及び第24号議案、そして第46号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【井手教育政策課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は令和7年11月から令和8年2月まででございます。

資料2ページをご覧ください。

こちらは、県が箇所づけを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。直接補助金は、指定文化財保存整備事業補助金4件を記載しております。

資料3ページをご覧ください。

こちらは1,000万円以上の契約案件の実績でございます。競争入札の結果につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

資料5ページをご覧ください。

5ページから7ページは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、教育長に関するものとして、島原半島振興対策協議会ほかからの要望1件となっております。

資料8ページをご覧ください。

8ページから13ページにかけては、附属機関等会議結果の報告であり、長崎県文化財保護審議会など計5件の会議結果を掲載しております。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明を終わります。よろしくご

審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時29分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【中村(俊)委員長】 再開いたします。

それでは、次に高校教育課企画監より、補足説明を求めます。

【田代高校教育課企画監】 ながさき次世代高校創生会議について、補足して説明をさせていただきます。

なお、県立高校の今の現状とか、国の高校改革に関する動向などについても、11月の本委員会でもご説明させていただいたところなんですけど、再度またご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

教育委員会補足説明資料、県立高校再編に係る大綱策定についてをご覧ください。

資料2ページ目をお願いします。

県立高校の現状の課題について3つの項目に分けて整理をしております。

1点目が今後の15歳人口の見通しについてですが、15年後に中学3年生となる令和6年出生者数は7,000人となっております。昨年の春、中学校卒業した生徒数が1万1,517人でありまして、15年後には4割弱の15歳人口が減少することが見込まれております。

2点目が県立高校の小規模化についてです。

この15年間、県立高校の統廃合は行わず、離島や半島地域においては、通学の環境なども考慮して、小規模校をできる限り維持する方針の下、生徒数の減少には学級数の削減のみで対応してまいりました。その結果、表の吹き出しに記載しておりますが、青字の部分でございます、

3学級以下の学校が令和7年度には半数以上を占める状況となっております。今後さらなる少子化の状況を踏まえ、再編整備について検討していく必要があると考えているところでございます。

3点目は、県立高校の募集定員に対する定員割れの状況でございます。

令和7年度の県立高校の募集定員に対する入学者の充足率は80.6%と過去最低値となっております。特に、離島や半島地域では、地域内のこどもの数の減少や都市部への大規模校の進学が影響し、地域別の充足率は、離島地域で55.5%、半島地域で67.3%とさらに低い水準となっております。

7ページ目をお開きください。

このような現状も踏まえ、現在今後の県立高校の在り方について検討を進めているところでございます。

具体的には、再編整備に関する方針をまずは大綱として整理し、6月には県民の皆様にお示ししたいと考えておまして、大綱の中身については、外部有識者を含む関係者会議、ながさき次世代高校創生会議において議論をしていただきました。

なお、再編整備に当たっては生徒数に応じた機械的な統廃合ではなくて、10年、15年先を見据えた新たな学びを創出するような魅力ある再編に取り組んでいきたいというふうに考えておまして、例えば、普通高校や農業・工業・商業などの専門高校の枠を超えた再編についても検討をしていきたいというふうに考えております。

また、離島・半島地域では、小規模校であっても地域の活力となる存在の一つとして地域と密着したその学校ならではの教育活動を展開し

ている県立高校もあることから、地元の市町や地域、産業界など様々な立場の方々からご意見を今後いただいきたいというふうに考えているところでございます。

8ページ目をお開きください。

大綱策定に係るスケジュールでございます。ながさき次世代創生会議を表の一番上の方に赤囲みで書いています、第1回、第2回、第3回、第4回と、昨年の10月に設置いたしまして、3月15日に4回目となる最後の会議を開催し、報告案を会として取りまとめたいただきました。現在は、委員長を中心に内容の微修正を進めておまして、4月上旬に県教育委員会の方に報告書を提出いただく予定となっております。この検討結果を踏まえ、令和8年6月に県としてこれからの県立高校の在り方を示す大綱を策定したいというふうに考えているところでございます。

また、大綱策定後、令和8年度の後半から9年度にかけて、約1年半かけて地区別説明会や地域での意見聴取を行いながら、県立高校の具体的な再編整備計画を策定する予定としております。

10ページ目をご覧ください。

10月14日に開催いたしました第1回のながさき次世代高校創生会議において、委員の皆様には、今後の高校の在り方について、左下の青い字で記載しております1、魅力ある新しい高校の在り方、2、再編整備の方向性、3、教育環境整備の在り方、この3つの事項に沿ってご検討をお願いしているところでございます。

11ページ目をご覧ください。

11ページから12ページにかけては、第4回目の会議で取りまとめられた魅力ある高校教育の推進についての具体的方策を、先ほど申し上げました依頼事項の3つの検討事項ごとに整理した資料というふうになります。

まず、オレンジ色の1の魅力ある新しい県立高校の在り方についてですが、(1)の学科、課程の枠を超えた教育システムの構築についてですが、学科の枠を超えて幅広い教科を選択できる総合選択制高校の設置や、専門高校においては基幹校の配置、農業・工業・商業分野の再編など、意見として示されたところでございます。また、対話的、実践的な授業への転換、探究学習の充実、中学校と高校の地域内での連携した教育の実施など、授業改革に関する意見も多くあったところでございます。

(2) 遠隔授業・ICTを活用した個別最適な学びの実現につきましては、遠隔授業やハイブリッド型の学習環境の整備によって、離島における学びの質の保証を図ること、柔軟な単位取得の仕組みや不登校生徒の支援を強化することなど、多様な生徒を支える仕組みづくりについても意見が寄せられたところでございます。

12ページ目をご覧ください。

オレンジ色の2の特色ある再編整備の方向性では、都市部と離島の高校をつなぐ学校間の連携や、地域や企業等のさらなる連携強化についてもご意見があったところでございます。

3の教育環境整備の在り方として、教職員の意識改革や、地域や企業と学校をつなぐコーディネーターの配置、通学手段の確保や支援の充実、協働学習環境の空間の整備などが意見として挙げられたところでございます。

13ページ目をご覧ください。

創生会議におきましては、県立高校の再編整備をリ・デザインと位置づけて、未来を切り拓く魅力ある高校づくりのためにはこの取組を進めることが必要だというふうに位置づけております。社会変化が進む中、生徒が自らの問いを立てて、新しい価値を創造して、将来を見据え

て学ぶ環境が求められておりますので、県立高校には学科の枠を超えた学び、ICTを活用した個別最適な学習、外部との連携による学びの高度化など、教育の質的転換が創生会議からは期待されているところでございます。

再編整備を進める際は、中学校卒業生数の推移、通学環境、地域の産業、地理的条件など総合的に踏まえて、生徒にとって最適な学びを実現することが求められております。

その中で、複数校を再編する場合には、1学年4学級以上を基本としつつ、多様な学びを確保するため、8学級を超える大規模校の設置も検討すべきというご提案をいただいているところでございます。

一方で、離島地域については、本土部とは事情が異なるため、規模にとらわれず、島ごとの実情に応じた高校づくりを進めるべきというふうにされているところでございます。

14ページ目をご覧ください。

来年度からの高校授業料の無償化に合わせまして、国において公立高校の高校教育改革に関する施策が現在進められております。

具体的には、②の高校無償化に関する三党合意に基づく高校教育等の振興方策においての3ぽつ目になりますが、高校教育改革に関する基本方針として、高校教育改革に関するグランドデザインを国が策定し、各都道府県では、この国の方針を踏まえて、実行計画を令和8年度中に作成するようになっております。その上で、各都道府県の高校教育改革が円滑に進むよう、国では、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することとしております。

15ページ目をご覧ください。

国の基本方針につきましてはですが、ベースとして、2040年に向けて深刻化する生産年齢人口

の減少や人材需給のミスマッチを解消し、強い経済と地域社会を支える人材を育成することが高校教育改革の背景となっておりまして、3つの視点が示されております。

1つ目、AIに代替されない能力や個性の伸長でございます。オレンジ色で示しておりますが、探究的な学びを推進し、生徒の好きを育み、得意を伸ばしていくと定められております。

2つ目、紫色で示されておりますが、我が国の社会・経済の発展を支える人材育成です。工業・農業高校など、専門高校の機能強化や普通科改革による理数系デジタル系人材の育成を図ると定めてあります。

3つ目が緑色で示しております、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会とアクセスの確保です。

少子化が進む地域でも、学校間連携や遠隔授業を活用し、質の高い学びの選択肢を保障するというふうに定めてあるところでございます。

16ページ目をお願いします。

先ほど分科会でもご審議がありましたが、国は令和9年度からの都道府県の高校教育改革の支援に先立ちまして、今年度補正予算で産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業を創設しております。この事業では、先ほどもご説明申し上げましたが、3つの類型ごとに高校改革を先導するパイロットケースを公募により選定し、その取組や成果を普及していくものとされております。

本県においても、各類型に応じて学校を選定し、この公募事業への申請に向けて、今現在、準備を進めているところでございます。

今後、国の新たな交付金など、国の支援策をしっかりと活用しながら、再編に係る教育環境整備の充実を図っていききたいというふうに考えて

いるところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、児童生徒支援課長より補足説明を求めます。

【高比良児童生徒支援課長】サイドブック、委員会補足説明議案外①長崎県いじめ防止基本方針の改訂についてをご覧ください。

改訂に至った経緯についてご説明いたします。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法の第11条を受け、国は同年10月に、いじめの防止等のための基本的な方針を策定いたしました。

本県では、同年12月に長崎県いじめ防止基本方針を策定し、その後、平成29年、国において、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことを受け、本県においても、同年7月に改訂をいたしました。その後、令和6年8月末に国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改訂され、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童や保護者等に寄り添った、より丁寧な対応が求められたことから、このたび長崎県いじめ防止基本方針を改訂することとなりました。

2、主な改訂内容をご覧ください。

4点ございまして、これまでの基本方針に加筆修正を行いました。

①国のガイドラインの改訂に基づきたいじめの重大事態への対応、②いじめ防止対策推進法に基づきたいじめの積極的な認知の促進、③いじめを学校だけで抱え込まない体制づくりの取組の推進、④いじめを生まない学校づくりの推進、この4点について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

委員会補足説明議案外の②長崎県いじめ防止基本方針をお開きください。

なお、本文中の赤書きが修正、追記をした箇所となります。

まず、1点目、国のガイドラインの改定に基づいたいじめの重大事態への対応、ここが最も変わった点でございます。対象児童生徒とその保護者に対する丁寧な対応を促す視点から、調査活動全体について詳細に記載いたしました。例えば、先の方になるんですが、28ページ、オの事実関係を明確にするための調査の実施において、調査目的や調査の進め方について、あらかじめ保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、事前説明の手順、説明事項を記載いたしました。

2点目、いじめ防止対策推進法に基づいたいじめの積極的な認知の促進、申し訳ございません、1ページ、サイドボックスで3ページのところをご覧くださいと思います。

はじめに、において、いじめから一人でも多くの子どもたちを救うために、いじめの積極的な認知を通して、早期発見、早期対応、丁寧な継続的な支援について、改めて記載をいたしました。

3点目、いじめを学校だけで抱え込まない体制づくりの取組の推進、これは本体の7ページ、サイドボックスでいうと9ページになります。

(5) 関係機関との連携について。

警察等の関係機関に加えて、市町福祉部局との連携を追記したほか、10ページ、サイドボックスでは12ページになります、(3) 県又は学校の設置者が実施すべき施策において、保護者、地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す学校運営協議会、学校支援会議等の組織を有効活用していただくことを追記いたしました。

4点目、いじめを生まない学校づくりの推進。

これは11ページ、サイドボックスで13ページになります。

学校におけるいじめの防止等の取組において、県教育委員会作成の長崎県いじめ対策リーフレット、望ましい人間関係を育む活動事例集2023の有効活用などを追記しました。

また、19ページ、サイドボックスで21ページになります、において、傍観者の中からいじめを抑制する仲裁者や相談者が現れるような指導の必要性について言及いたしました。

以上、4点が主な改訂内容でございます。

県教育委員会としましては、私立学校を含めた県内全学校への本基本方針改訂の周知により、いじめの未然防止と早期発見、早期対応について取組を進めてまいります。

以上で、長崎県いじめ防止基本方針改訂についての補足説明を終わります。

【中村(俊)委員長】 次に、体育保健課体育指導監より補足説明を求めます。

【岡崎体育保健課体育指導監】 それでは、部活動の地域展開について、取組の背景や国の考え方、県内におけるこれまでの取組内容や現状、現段階の課題、今後の見通しについて順を追ってご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

まず、国においては、深刻な少子化の中で、学校部活動の維持が困難になることが懸念され、令和4年度から本格的な検討が進められました。中学生数は、昭和61年から令和3年にかけて半減しており、この状況への対応が求められたものです。

国は令和4年12月に総合的なガイドラインを策定し、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、まずは休日の部活動を学校から地域へ移行する方針を示しました。

資料2ページをご覧ください。

本県では、国の方針を踏まえ、令和5年3月に県としての方針を定めました。

県内全ての市町においては、地域のこどもは地域で育てるという意識の下、取組が開始されました。

併せて国による実証事業も開始され、本県では、令和5年度に6市町、令和6年度に10市町、令和7年度に13市町が事業を活用し、課題の検証を進めています。

資料3ページをご覧ください。

では、これまでの市町の取組や県の取組について少し詳しくご説明させていただきます。

初年度である令和5年度には、各市町において、学校や保護者、指導者、地域関係者等で構成される検討会議や協議会が設置され、地域の実情に応じた円滑な地域移行に向け、方針や推進計画の検討が進められました。

続く令和6年度には、これらの方針等に基づき、生徒が実際に地域クラブで活動するなど、具体的な取組が始まり、想定されていた指導者の確保や、保護者の費用負担に加え、生徒の移動手段の確保や周知、理解促進といった新たな課題も生じております。

市町においては、こうした課題について協議会等で検討しながら、時間をかけて取組が進められてきたところでございます。

また、県においては、地域移行に向けた土台づくりや準備が円滑に進むよう、市町の協議会等に県担当者が参画するとともに、市町担当者会を開催し、実証事業の成果や他県の好事例を共有、課題解決に向けた協議などを行ってまいりました。こうした取組を通じて、市町と連携しながら取組の推進を支援してきたところでございます。

具体的取組としては、多くの市町が共通して抱える広域的な課題の解決に向け、令和6年4月にスポーツ振興課や生涯学習課、スポーツ協会等から成るワーキンググループを設置し、市町担当者会に参加し、専門的、横断的な視点から市町と一体となって課題解決に向けた調整を行う体制を整えております。

また、指導者不足への対応としてのエントリーシステムを開始し、登録者は450名となっておりますが、依然として十分とは言えず、マッチングにも時間を要している状況でございます。

さらに、地域クラブの活動費や広報面など、各市町が抱える特有の課題への対応として、地域移行の趣旨に賛同いただいた日本青年会議所九州地区ブロック協議会と協定を締結し、市町の定期的なヒアリングや保護者説明会等への協力もいただいております。こうした取組や連携も軌道に乗り始めた段階でございます。

最終年度である今年度は、各市町において策定した方針に基づき、休日の地域移行が着実に進められており、現時点で2町が休日の全ての部活動を地域に移行し、17市町でも一部の部活動や学校において、段階的な移行が始まっております。

また、県内およそ半数の市町で、生徒や保護者が安心して地域クラブに参加できるとともに、市町が地域クラブに対して、活動費等の助成を行えるよう、市町独自の基準による認定制度も整備し、運用を開始している状況もあります。

なお、後ほどご説明いたしますが、国の新たなガイドラインでは、統一的な認定制度が示されており、現在、市町における独自の制度の見直しの検討がなされております。

このように、改革の実施主体である市町を中心に、県や関係団体も一緒にこの改革推進期間

の3年間取り組んでまいりました。

なお、中学校総合体育大会においては、令和5年度から始まった全国的な改革を受け、地域クラブで活動する生徒の成果発表の場を確保する観点から、日本中学校体育連盟において、参加要件が見直され、一定の条件を満たした地域クラブについても特例としての参加が可能となっております。

本県における地域クラブ活動からの県中学校総合体育大会への参加申請数は、令和5年度が84チーム、495名から、今年度は192チーム、1,480名と増加をしております。

資料4ページをご覧ください。

国が各市町に実施したフォローアップ調査によりますと、令和6年度時点で、全国の約49%の自治体において推進計画が未策定という状況が確認されました。こうした結果や全国の実証事業の成果、課題を踏まえ、国においては、このたび令和7年12月に、令和8年度以降の取組に関する新たな基本的な考え方や方針が示されたところでございます。

その中では、改革推進期間における全国の状況について、国の実証事業に参加する自治体が着実に増加し、創意工夫による多様な地域クラブ活動のモデルや指導者確保などの課題解決策が明らかになってきている一方、検討に時間を要し、改革が十分に進んでいない自治体もあると整理された上で、今後も中長期的に少子化が続く見込みであり、この段階で改革を加速させなければ、将来的にこどもたちのスポーツ・文化・芸術活動の機会を十分に確保できなくなるおそれがあると示されております。

改革のポイントといたしましては、こどもたちの体験機会の確保・充実という基本理念を維持しつつ、令和8年から13年度までの6年間を改

革実行期間と位置づけたこと、地域移行を地域展開へと名称を変更したこと、併せて市町による地域クラブ活動の認定制度を導入することなどが挙げられ、さらなる改革の推進が示されております。

資料5ページをご覧ください。

また、国においては、令和7年度まで委託事業として実施してきた実証事業に変わり、令和8年度以降の改革実行期間における全国的な取組の推進に向け、令和7年度の補正予算も合わせ、139億円規模の新たな補助事業が開始されることとなっております。

事業内容としましては、地方公共団体が改革を進める際に必要となる経費のうち、休日の地域クラブ活動への支援や体制整備、平日を含めた重点課題への対応などが対象となっております。

本県では、令和8年度の市町における事業活用に向け、約2億円の予算を予定しておりますが、国の採択前のため、現時点では予定額となっております。

本県では、各市町で推進計画に基づき、地域の実情に応じた取組が進められていますが、運営団体の整備、指導者の確保、移動手段の確保、生徒の安全面など、引き続き課題が多く残っております。

また、生徒の成果発表の場の一つである中学校体育連盟主催大会への地域クラブからの参加については、令和5年度から認められ、申請数は増加しておりますが、一方で、競技によっては、指導者資格の要件等によりチームの出場が難しい状況もございます。

大会の在り方につきましては、引き続き競技団体や文化連盟等の理事長会の場において、県の取組の説明とご協力のお願いを進めさせてい

ただくとともに、指導者の大会参加要件においては、長崎県中体連と連携し、指導者資格の条件確保と資格取得の猶予期間の設定など、改善に向けた要望を継続してまいります。

最後になりますが、県としては、令和8年度以降の新たな国の総合的ガイドラインを踏まえ、本年度内に県の方針を改定する予定としております。

地域移行の推進に当たっては、県や市町のみならず、こどもたちのスポーツ・文化・芸術活動に関わる全ての関係者の皆様のご理解とご協力が不可欠であるため、年度初めの早い段階で関係する皆様には丁寧な説明を行っていくとともに、引き続き改革の実施主体である市町との連携を強化しながら、地域のこどもは地域で育てるという意識の下、本県の地域展開を確実に推進してまいります。

【中村(俊)委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【松本委員】 資料の会議結果報告の部分についてちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

ちょっと気になったのが、特に、教育委員会で大事な項目になる11ページの教職の魅力化作戦会議と12ページの長崎県不登校支援協議会の会議でございます。

もちろん報告はいただいているんですけども、会議をすることが目的ではなくて、会議をした後に、その会議での議論の結果をどれだけ政策決定に反映させるか、また、その会議でいただいた様々な委員の意見がどういうふうに反映されるかというところまでが重要だと思いま

す。それぞれの担当の方で、ここにちょっとかなりコンパクトにまとめられているものですから、どういった内容が出て、どういったことに問題意識とか、そういうところを教えていただきたいと、あればいいんですけども、まず、教職の魅力化作戦会議についてお尋ねいたします。

【山下働きがい推進室長】 失礼します。本会議におきましては、教職員の働き方を見直し、働きがいを高めていくとともに、本来の教職の魅力ややりがいを積極的に発信し、イメージアップを図るということを目的にやってまいりました。

それで、今回の会議の趣旨ですけれども、これまでいただいた提言を基にどこまでやってきたかという報告をしてまいりました。

例えば魅力発信におきましては、テレビや新聞、情報誌で発信する。また、例えば情報サイトを作成しまして、教員の魅力や受けたいという方をそちらに呼び込むような方法等をしてまいりまして、その報告をいたしました。

どこを目指していくかということになりますと、例えば教育振興基本計画におきまして、45時間を超える教職員の数を減らしていくでありますとか、働きがいが進んだと感じる教員の割合を高めていく、そのようなことを目指していること、これからも続けてやっていこうと考えております。

【松本委員】 一つ成り手不足の問題がありますし、離職者とか、休職者というのを減らしていく、そういった趣旨でこの魅力化作戦会議をされたと思います。

今の答弁の中で通告していなかったからちょっとあれなんですけど、発信ということがありました。それだけじゃないと思うんですね。

教員の負担軽減もありますし、なぜ教員になりたがらないのかというところ、また、本県の離島・半島を抱える地域性もあります。そういったものの中で魅力をどうやったら上げていけるかという、この会議でまとめられたことが、どのように今後の採用要件であったり、また、様々な政策に具体的につながっていくところがなかなかちょっと見えなかったものですから、会議をただで終わりにならないように、ぜひとも今後の施策に反映していただきたいと思いません。

次の不登校支援協議会に関しても同じなんですけど、先ほどから話がありましたとおり、この不登校に関しては、当然学校だけではなく保護者と、フリースクールや、午前中から話がある校内教育支援センターとか、関わる方がたくさんいらっしゃいます。もちろん地域の方々もいらっしゃいます。この協議会の目的というのは、今回は本県の現状整理と不登校の背景等について協議をされたようですが、今後に向けての何か取りまとめがありましたら教えてください。

【高比良児童生徒支援課長】本不登校支援協議会の設置の目的についてですが、近年の本県の不登校児童生徒数の増加を受け、関係機関との連携を図り、不登校の未然防止や早期発見、早期支援に向けた有効な対策の協議を目的としております。年に2回開催をしており、本年度は8月と2月に開催いたしました。

8月の協議会で主に話題となったことについては、小学校の不登校児童の増加に対しては、支援の在り方について協議を行いました。不登校児童生徒の社会的な自立につなげるため、今後必要となる支援の方策等について意見をいただいたというふうなところです。

2月の協議会では、1回目の協議会を受けて、児童生徒への支援に加えて、保護者、教職員への支援や、先ほどから話題にも上がっておりますが、関係団体、フリースクール等の連携について意見をいただいたところです。

不登校児童生徒の社会的自立を目指すという、不登校支援対策の目的の達成に向けて、県としても、また新たな6月の補正のところでも事業の方、構築できればというふうに思っているところでございます。

【松本委員】ありがとうございます。なかなか簡単に解決できることではないと思いますけれども、学校だけで解決、家庭だけではまず無理なことであって、先ほど申しましたとおり、社会全体でこの部分に関しては支援していくためには教育委員会が率先して、中心となって呼びかけていただいて、そして、それぞれの分野ごとに得意・不得意もありますし、そういったところをいかに連携ができるかというところがすごく大事なことだと思います。

それと、生き方の多様性であったり、もちろん家庭環境や様々異なっておりますので、今までの感覚とはまた違った接触の仕方もあると思います。そういうことも含めて、この会議で受けた意見をぜひとも反映していただきたいと思えます。

【中村(俊)委員長】ほかにありませんか。

【饗庭副委員長】私も12ページの長崎県不登校支援協議会のことでちょっとお尋ねします。

今お話が 있습니다ように、この協議事項にも様々な意見が出ているというふうに思います。すごく皆さんの本当の気持ちが出ているかと思えますので、せっかくならこれを生かしていくことが必要かと思うので、この2月にあった

分を踏まえて、県の教育委員会としてはどのような対策を取っていくのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】本当に貴重なご意見をいただいたというふうに思っているところです。その中でも、1つは校内教育支援センターも重点の一つだと考えておりますし、また、保護者、それから教職員への研修というのも必要ではないかというふうには思っております。どのように対応していくのかというのを、児童の周りにいる保護者や教員がまずはどんな支援が可能なかというのを一緒に研修していくという機会、こういったものをつくってあげればというふうに考えているところです。

また、居場所というところで、フリースクール、これも先ほどから話題にはなっているところですが、こういったところとの連携を進めるというふうなことも今後進めていきたいというふうに考えているところです。

【饗庭副委員長】ぜひ皆さんの意見を生かしていただきたい。これが年に2回ということで8月と2月なんですけれども、これほど不登校も増えている中で、かなりの大きな課題があるかというふうに思いますので、この協議会も増やしていきながらしていく方がいいのではないかと思いますが、県の考えをお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】ご指摘のとおり、実際の不登校の児童生徒の数というものが増えているというふうな、高止まりをしているといった方がよろしいんでしょうか、そういった状況の中で、早く対応するというのは非常に必要なことだというふうには思っております。

そのような中で、例えば不登校の状況等の確定した数値が出るのが、12月等に問題行動等の調査によって明らかになってきますので、その前にできること、それからその後ができること

ということで、実際出たところでの対応であったりというふうなことも考えるということで、現在のところはこの2回でしっかり対応していきたいというふうに考えているところです。

【饗庭副委員長】今後、ぜひ検討いただき、この2回の意見を取り入れながら、不登校になる前に本当はもっともっと予防していただければと思います。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【まきやま委員】先に失礼します。

私の方から、高等学校再編に係る大綱策定についてになります。

15年後の中学3年生の数はほぼ決まっているとなっていますけれども、それ以降の推測といたしますか、数字はどう考えられているか教えてください。

【田代高校教育課企画監】その後もやはりこどもの数は減少していく傾向だと考えております。

【まきやま委員】もっと具体的な数字はないですか。

【田代高校教育課企画監】申し訳ございません。15年後7,000人というところなんですけれども、これがまた7,000人を切るというところは、昨年、令和7年の出生者数もなかなか7,000人を切るんではないかというような統計的なこともございますし、今後を考えた場合にも減少幅が、ちょっと具体的な数字というのが今手に持っていないんですけれども、あろうかと思っているところでございます。

【まきやま委員】聞きましたのは、まだまだ減少が続くということであれば、建物等に対する

投資もよくよく考えていかないといけないなどいうことで。

それから、このこどもたちの中で、今、発達障害等の問題を抱えるこどもたちもいますけども、その割合はどのぐらいになるか推測されていますでしょうか。

【近藤特別支援教育課長】 令和4年度の文部科学省の調査におきまして、高等学校において、教育的、もしくは生活面で何か配慮が必要なこどもたちというのは約2.1%という数字が出ております。本県でも同様の傾向を示しているかというふうに考えております。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

それと、外国人の方のこどもたちが増えてくると思うんですけども、その数に対する考察はされていますでしょうか。

【岩坪高校教育課長】 高校における外国籍生徒の数については、ちょっと私の方では現在、資料としては持っておりませんが、県立高校の中で各学年数名程度というふうに考えております。

【まきやま委員】 今現在、既に宮崎県とか、半分以上というか、8割ぐらい外国籍の学校もありますので、今後、時代の流れを考える上で、この中にもきちんと対応策を入れておかないといけないのかなと思いますので、これは要望にとどめておきます。

それから、このたびの不祥事の件なんですけども、ちょっと先生の方から生徒の方に暴言といますか、そういったものがあつたと聞いておりますけども、その詳細について教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】 失礼いたします。昨日、県内の小学校教諭を戒告の処分としたところですが、この処分者においては、令和7年7月に保護者との二者面談において、被害児童に

ついて、何もしない、努力もしないののでできるのでむかつくと発言したり、あるいは教卓の目の前の席におりました被害児童に対して、目障りであるというような発言をしたりしております。さらには、被害児童に対して、日常的にゴキブリを意味するGという言葉を呼称としてつけております。また、校外学習の際には、当該教諭がバスの中で被害児童に対して、おまえの横にだけは座らないといったような発言をしたというふうに聞いております。

【まきやま委員】 大変ゆゆしき問題かなと捉えているんですけども、せっかく長崎県でいじめ防止基本方針を立てようとしている中で、先生たちの方がいじめをするという今状況になっています。まず、先生たちが教員としての使命感を持つような取組というのは具体的にどのようなことをされていますでしょうか。

【熊本義務教育課人事管理監】 失礼いたします。先ほど申し上げたような、やはり教育的愛情に欠けたような人権を侵害する言動は決して許されないというふうに捉えております。

具体的な取組としましては、こういった行為というのは学ぶ権利を侵害する重大な非違行為であるということを深く自覚させることが必要であると考えておりますので、まずは教職員に対して、人権意識の醸成が進むような校内研修を実施をしてまいりたいと考えております。

【まきやま委員】 生徒たちは信頼を持って先生に接していますので、ぜひ命を大切にするような授業をしっかりと先生たちの方からまずしていただきたいと思います。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【ごう委員】 私の方からもながさき次世代高校創生会議のことについて、確認の意味を込めて質問させていただきます。

私も久しぶりに文教厚生委員会に戻ってまいりましたので、不在の間にこういったいろんなことが進んでいるのだなと思っておりまして、これまで、これも高校再編に係る大綱策定に係るスケジュールが示されて、令和8年の6月に大綱が公表されるということで、それに向けてこのながさき次世代高校創生会議が令和7年の10月から4回にわたって開催されたというふうに伺いました。これまで1回、2回、3回分の資料等も頂戴いたしまして、いろいろと見せていただいた中で、ごめんなさい、この議論がもしも昨年済んでいたならば申し訳ないんですけども、これは確認の意味で聞かせていただきます。

特別支援学校も県立であると思っておりますが、県立高校の再編の中に特別支援学校とか、盲学校とか、聾学校とか、その辺りは全く含まれてないという考え方なんでしょうか。

【田代高校教育課企画監】県立高校の再編整備となりましたら、高校の部分をつまえて考えていくことになると思っております。

【ごう委員】じゃあ高校だから特別支援学校の高等部は違うということですか。

【田代高校教育課企画監】特別支援学校につきましては、別のこの計画に基づいて再編整備を行っているという形になります。

【ごう委員】別になるということですね。

では、また聞きたいんですけども、もともとその文部科学省の方から、この高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）2040年に向けたネクストハイスクール構想の骨子というものが示されました。令和7年11月28日に公表されております。その高校改革の方向性、視点が1、2、3、3つあります。この3つ目の中に、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスの確保という項目がありまして、そこ

には不登校生徒、特別な教育的支援を必要とする生徒、通信制課程の生徒増加への対応というふうに明記されておりまして、その下段には特別支援教育の充実、それから先ほどまきやま委員からもありました、日本語指導が必要な生徒に対する指導体制の整備というものが書いてございます。このことについては全く今回の長崎県の大綱の中には入っていないということですか。

【田代高校教育課企画監】先ほど私、再編整備、学校の在り方に関しては県立高校と特別支援学校のその計画自体が分かれているというご答弁をさせていただきました。高校においてもインクルーシブ教育ということで、特別支援の教育、それでまた不登校対策も併せて考えていく必要があろうかと、大綱の中にも入っていく必要があろうかと思っているところでございます。

【ごう委員】そうですね、入っていく必要が本当にあると思っております、私がなぜ今回このような疑問を持ったかといいますと、長崎県の地理的状況の中で、離島があるということ、それから半島が多いということ、その中で、離島や半島の高校の生徒数が減少している。それを今後10年後、15年後どう維持していくのかということ視野に入れてまず検討が行われていると思うんですが、私は特に特別支援学校のことを今までもいろいろと意見を申し上げておりましたけれども、特別支援学校についても、恐らく生徒数が減少しているところもあれば、逆に増加しているところもあると思います。そして、その子たちが、地域の中で学びたいという意識も非常に強くあります。

一方、不登校の方も増えていて、不登校の子たちは学校になかなか行きづらい状況があつて、違った形の学習、学びをしたいという意見があ

る。特別支援学校の子たちは学校に行きたくても行けないというような課題がある。ちょっと相反するような状況になっているという現状があると思うんですね。

例えば、今の現実の中で、五島市、それから壱岐市の中では、県立高校に特別支援学校がありまして、ともに学ぶ機会があり、ともに文化祭や体育祭、生徒会活動を行って、そして、個別に支援が必要なときには個別の支援が受けられる。そして、そこには特別支援教育の免許を持った先生もいらっしゃる。そのことがお互い普通高校の生徒たち、先生たち、特別支援の生徒たち、先生たちにとっても非常にいい効果を表しているというふうには私は感じております。

であるので、今後、長崎県が高等学校を各地域において持続可能にしていくのであるならば、今回このタイミングで、多様性の時代の今こそ、真のインクルーシブ教育を根本から考えて、長崎モデルの新しい高等学校をつくってみてもいいのではないかとこのように考えた次第です。

これまで4回この次世代高校創生会議が開催され、17名の委員の先生方がお話をされておりますが、その4回の会議の中でこういった視点での意見というのはなかったのか教えてください。

【田代高校教育課企画監】創生会議の中の議論というところで、特別支援教育そのものに踏み込んだ議論というのはございませんでした。不登校、なかなか学校に行けない子どもたちをどうやって学校に来やすい環境にするのかといったようなご議論が主立ったというところになっております。

【ごう委員】先ほど私も言いましたが、不登校の子たちが増えていて、なかなか来れない子が来れる環境をつくるための議論がなされたということで、本当はある意味、例えば特別支援学

校に今通っている子どもたちの中でも、普通高校に行きたいという方もいらっしゃると思うんですね。その子どもたちをどうやって通えるようにするのかというのも一つ議論があるべきではなかったのかなというふうには感じております。

もう次世代の創生会議の方は終了してございまして、あとは県の方が取りまとめをして、6月に大綱を公表するということになっておりますが、その間にまた少し何か民間の意見とか、パブリックコメントとは言いませんけれども、また何か意見を聴取できるような機会というのはあるのでしょうか。

【田代高校教育課企画監】基本4回の会議を開催して、外部有識者の皆様のご意見をいただいたという段階になっておりますので、これから外にご意見を聞くという機会はありません。

ただ、創生会議の中の議論で、特別支援教育そのものに踏み込んだといったところはなかったんですけども、一人一人の学習ニーズに応じた教育機会の提供について、従来の全日制、定時制、通信制といった枠にとらわれず、生徒のライフスタイルや学ぶ意欲に合わせて柔軟に学べるタイプの高校、いわゆるフレキシブルハイスクールというところなんですけど、その導入についても議論がございまして、あと家庭環境や障害などの配慮など、学校だけでは対応が難しい場合もあるということで、福祉部局などの関係機関と連携した支援体制を構築していく必要もあるといった議論もなされているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。あとこの件ではもうこれを最後にしますけれども、このお配りになられている資料の7ページで、今後の県立高校の在り方、ポイントが5つ書いてあります。

この中で、まずこの2つ目には、未来志向の教育の質の向上を図り、新たな学びを創出する魅力的な再編を目指す。普通高校、農業・工業・商業などの専門の枠を超えてというのがあります。例えば、今長崎県の中でも福祉を専門にした学科を持っている県立高校があります。その中に本当に支援の必要な学生さんたちがともに学びをすることによると、より深い学びができるのではないかとか、真の学びにつながるのではないかと、また、双方にいい効果が出るのではないかというふうにも思っておりますので、そういったものも少し枠を超えるという中に入れていただけないかと思っておりますし、そして、この5番目、中学生や保護者などについてニーズ調査を実施と書いてありますので、なかなか当事者のニーズというのがまだ本当は酌み取れていないのではないかというふうに感じておりますので、その点はもし時間が許すならばアンケート調査などをしていただければと思っております。これは要望に代えさせていただきます。

もう一点、時間は大丈夫ですか。

今、高校の再編のことでしたけれども、次、県立の盲学校のことについて少しお尋ねさせていただきます。

県立高校の再編の中に特別支援学校が入っていかないのであれば、私は、今度は支援の必要な子どもたちが通う学校の再編というのも一つありではないかというふうに感じています。

西彼時津町にあります長崎県立盲学校は、明治31年に創設されて、今年が創立128年を迎える歴史と伝統のある学校で、この創設をされたときには、電話を発明したアレクサンダーグラハムベル博士が来られた、それから、昭和12年にはヘレンケラー女史が来られた、そういった本当に日本の中でも注目されてきた学校でありま

す。

どんどんと生徒が増えていって、昭和50年に現在の時津町に移設をされて、そのときに幼稚部まで設置をされているというのが現状です。

そこで、確認なんですけど、現在の盲学校の現状、在籍者数や令和8年志願者数などについて教えてください。

【近藤特別支援教育課長】失礼いたします。

入学者選考等を終えまして、令和8年度は幼稚部が1名、小学部が2名、中学部が4名、高等部が4名、高等部専攻科が8名の計19名の幼児児童生徒が在籍する予定でございます。

【ごう委員】今、この全部で19名ということでしたが、これはここ数年の推移としてはどのようになっていますか。

【近藤特別支援教育課長】この10年間の幼児児童生徒数の推移といたしましては、大体14名から多くて32名、その間で推移しております。

【ごう委員】盲学校に行かれたことのある方はご存じかと思いますが、かなり大きな校舎があって、広いグラウンドもあって、非常に大きな学校なのにもかかわらず、現在19名しかいないと。

それから、専攻科の方は8名で結構多いですよ。この専攻科があるということは非常に私は重要なことだと思っておりますので、この部分はしっかりとどんどんと増やしていただければというふうに思っております。

なぜ私が今回この盲学校の質問をしているかというと、現在、医療的ケアの必要な子どもたちが時津、長与、三重地区、琴海、北部の方はかなり多くなってきていて、この子たちは肢体不自由とか、医療的ケアとか、重複障害があるので、長崎特別支援学校、桜木町におよそ1時間以上かけて親が送っている状況があります。通

学支援も今県の方が一生懸命してくださっていますが、なかなかにつらい状況で、私のところにも何とか盲学校に通うことができないかというようなご要望がたくさん寄せられておりました。

その中で、今年1名の生徒さんが盲学校に転校ができたというふうに伺っております、これは非常によかったなと思っております。

今後、盲学校として重複障害のあるこどもたちを受け入れていく方向性があるのかどうか、教えてください。

【近藤特別支援教育課長】今委員がおっしゃたとおり、県立盲学校は県内唯一の視覚障害の学校でございます。

しかし、例えば肢体不自由等であっても物が見えないとか、物が見えづらいというふうな視覚に障害がある場合には入学することは可能でございます。

ただし、その場合は対象となるお子様が持っている力を最大限伸ばす場所が本当の盲学校でいいのかということの議論も必要になってこようかというふうに思います。

【ごう委員】そういった課題もあろうかとは思いますが、しかし、ニーズがあって、そして、学校の広さも十分にあって、ハード面の整備は非常に難しいのかもしれませんが、ソフト面で対応できることも多々あろうかと思えます。また、看護師さんの配置とか、専門の教職員の配置等々の問題もあるかもしれませんが、できればニーズに応じていただくためにも少し検討をしていただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【近藤特別支援教育課長】盲学校におきまして、視覚障害以外のこどもを教育するという点については、県内でどの地域に、例えばどの障害

児の学校を設置するかという適正配置の検討につながるというふうに思っております。そのため、対象となる障害種の児童生徒数の推移や、また、今委員からおっしゃっていただきましたようなその地域での教育的ニーズ、そういうのをしっかりと調査研究を行ってまいりたいというふうに思います。

【ごう委員】ぜひよろしく願いいたします。校長先生のご挨拶にもありますけれども、現在、在籍する児童生徒が減少傾向にあり、その確保が課題となっておりますということで、せっかく128年の伝統のある学校でありますので、維持していくために、持続可能にしていくためにいろんな再編の方向を探っていただければとお願いいたします。

【中村(俊)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時33分 休憩 —

— 午後 3時41分 再開 —

【中村(俊)委員長】 再開いたします。

【清川委員】私の方から、特別支援教育課にお尋ねいたします。

先ほどごう委員からもお話がありましたように、去る3月11日の長崎新聞において、五島市教育委員会は、特別支援教育を必要とする児童生徒数がこの10年で約2.4倍に急増している現状を報告し、個別対応へのニーズが高まっていること、また、重い障害があっても通常学級で通わせたい、軽度であとも手厚い支援学級を希望するなど、ニーズの多様化が進んでいるとの分析が掲載されておりました。

このような状況を踏まえ、県教育委員会として、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加及び教育的ニーズの多様化について、どのような要因の分析を行っているのかお尋ねいたし

ます。

【近藤特別支援教育課長】委員がおっしゃるとおり、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加及び教育的ニーズの多様化につきましては、県全体を見ましても同様の傾向が見られております。

その要因といたしましては、障害に対する理解や、また早期からの気づき、それが広がっていること、また幼児期から一貫した支援を求める保護者の意識の高まりなどが背景にあるものというふうに考えております。

加えて、通常学級における合理的配慮の提供や、また多様な学びの場が整備されてきたことも特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加、またその教育的ニーズの多様化にもつながっているものというふうに受け止めております。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、教職員の専門性の確保とその指導力の向上が重要な課題として捉えておりますので、例えば具体的な対応であったり、支援の方法、学びの場や進路に関する研修などを計画的に進めるようにしております。

【清川委員】ご答弁ありがとうございました。具体的に今後どのような研修を行っていくのかお尋ねいたします。

【近藤特別支援教育課長】まず、今年度も行っているんですけども、県内全ての教職員を対象といたしましたオンデマンドによる研修動画を提供いたしまして、時間や場所を問わず、教師個人や、また校内での研修会に活用できるようにしております。

加えまして、年度ごとに市町を定めまして、対面の研修も行うようにしてございまして、今年度は五島市、また新上五島町のほか2市2町の教職員を対象に行いました。来年度以降につき

ましても、計画に基づき継続的に取り組んでまいります。

また、学校への直接的な支援といたしましては、各学校からの要請に基づきまして、地域にある特別支援学校のセンター的機能を活用して、特別支援学校の教員が相談や、また研修等の対応を行うようにしております。

県教育委員会といたしましては、これらの取組を通しまして、多様化する教育的ニーズに的確に対応できる特別支援教育体制の充実に引き続き努めてまいりたいと考えております。

【清川委員】ありがとうございました。先ほどもご委員の質問の中にもいろいろとご答弁をいただき、一定の理解をしたと思っております。

特別支援教育の充実は全てのこどもにとって質の高い教育を実現する基盤であります。今後さらに増加が見込まれる中で、職員配置や専門性の確保、また、通常学級との連携強化など、計画的かつ具体的な施策が不可欠です。

県として中長期的な視点で、どのような体制整備をつなげていくのか、強く求め、この件については終わりたいと思います。

それと、もう一点、これはちょっと質問をするのはどうなのかと考えたんですけど、教職員の人事異動に関わる内示時期についてお尋ねいたします。

本県における教職員の人事異動の内示は、例年3月中旬から下旬に行われており、全国的に見ても遅い時期にあると認識しております。

特に、本県は離島を含む広域的な人事配置が行われていることから、転居に伴う異動も多く、内示から赴任までの期間が極めて短い状況にあり、そのため住居の確保や引っ越し準備、家族の生活環境の調整等に十分な時間を確保することが難しく、教職員にとって大きな負担となっ

ているという声が現場から寄せられております。

教職員が安心して新任地に赴任し、教育活動に専念できる環境を整備することは、教育の質の向上の観点からも重要であると考えます。

そこで何点かお尋ねします。

まず、1点目、人事内示の時期が本県は遅く、転居や転校手続などに困っているという状況を教員の方から伺っておりますが、本県の状況についてお尋ねいたします。

【井手教育政策課長】清川委員ご指摘のとおり、人事異動内示の時期を早くできないのかというご意見はこれまでもそういう意見はよく伺いするところでございます。これまでも人事異動の時期、早期にできないのかということについては検討を進めてきているところではございます。

今年度から、できる対策といたしまして、方内示というものを行っておりますけれども、これにつきまして一部早期に行うなどの見直しを行ったところでございます。

しかしながら、その異動内示の時期そのものを早めることにつきましては、市町教育委員会等の調整などちょっといろいろと解決すべき課題があるというのも事実でございます。

【清川委員】ご答弁ありがとうございます。現状、離島においてはこの物価高騰等もあって、引っ越し業者等々が非常に少なくなっております。先ほどちょっと説明もあつたとおり、引っ越し業者を選択するには2つの業者の見積りが必要だというようにお聞きしておりますが、その2つの業者もなかなか難しいような状況でありますので、その点を県はどのようにお考えでしょうか。

【井手教育政策課長】異動に伴っての引っ越しを行うに際して、見積りを2社から取ることが必

要となるというのは今年度の旅費条例の改正に伴いまして、そのような取扱いになるということになってございます。これにつきましては、これまでは一定定額で支給していたところを、実費を支給するという形に見直すということに伴いましての、県費を適正に支出するということにつきましての手続でございまして、現場の異動する職員にとっては、手間となるとは思いますが、それを処理する事務職員にとりましても一定の事務の手間というのは増えてこようかとは思いますが、少しでも、例えば10万円以下であればもう1社でいいとか、できるところは簡素化するような運用をしていく中で、また、まずはちょっとそのようなことで、県費を適正に出すための手続でございますのでご理解いただきながら進めていく上で、いろんな声が出てこようかと思っております。そういった声を真摯に受け止めながら、内部事務ではございますけれども、運用は改善できるところは改善を進めていきたいと思っております。

【清川委員】ありがとうございます。本県の教員の職場といいますか、本県は特に離島が多いということで、教職員の成り手が県外、例えば隣県の佐賀県とか、福岡県に就職というか、赴任するというようなお声をよく耳にするんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

【井手教育政策課長】異動内示の時期につきましては、私、今ちょっと手元で把握している限りにおきましては、福岡県、佐賀県におきまして、その方面内示ということは特に行っていないようございまして、離島があります鹿児島県とか、沖縄県では似たようなことを行っているというふうに把握をしております。

どうしても離島の異動があるということはどう捉えられるのかということになるのかもしれ

ませんけれども、そこは、本県の地理的特性でございまして、一定そこはもうやむを得ない部分なのかもしれませんけれども、異動の時期が、その就職先として選択する上で支障になるようでしたら、今申し上げましたように、異動の時期、何とか早くしていきたいということは引き続き先行県の事例を参考とさせていただきながら、検討は、できるだけの対応はするように検討していきたいと思っております。

【清川委員】 ありがとうございます。本県は人口減対策、これが一番の重要課題でもあります。県内に就職していただけるような、そしてまた離島でも就職していただければいいような処遇の改善も必要だと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【馬木高校教育課人事管理監】 ありがとうございます。教員の成り手不足というのは非常に大きな問題で、今年度から実は教員採用試験の日程を他県と併願できるような対応を取りまして、それで志願者が増えたようなところもございます。ただ、併願で来られてしまうと、当然合格した後、他県に行ってしまうという可能性もあります。その分を逆に逆転の発想で来ていただいたときに、長崎県はいいなと、そういうふうにも思ってもらえるような、そういう周知の方法もしながら、これから先、教職員の募集も頑張っていきたいというふうに思っております。

【清川委員】 ありがとうございます。

次に、内示時期の前倒しを含めた見直しを行うことだというお話もありました。特に、離島に赴任する教職員の負担軽減を図ることができると考えられます。

そこで、今後どのように県として対応をさらにお考えなのかお尋ねいたします。

【井手教育政策課長】 今ご指摘いただきました

ように、内示時期が遅いということにつきましては、一定職員の負担になるというところもあるかと思えます。

方面内示という手法で、現在は少しでも負担を抑えるというようなことを進めておりますけれども、ご指摘のとおり、非常に引っ越し業者を確保しづらいですとか、移転費用が高騰しているとか、そういった事情は本当に無視できない状況になってきておりますので、異動内示そのものを早くすることについては、様々支障はあるにはあります、人事異動作業を進める前に組織配置人員を決めないといけないですとか、それも予算編成の検討に引っ張られるですとか、あまり早く内示をすることで、配慮すべき事情を考慮することができなくなってしまうですとか、様々ございますけれども、申し上げましたように、引っ越し業者が見つからないと、担い手不足だというふうな事情は本当に厳然として進んでいるところはございますので、そういったところをよく踏まえて、そこはしっかり今後どこまでできるか分かりませんが、早期に内示をすることについては引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

【清川委員】 ありがとうございます。

今回の異動に関して、恐らく今の職員の先生方もおられるかと思うんですけど、その生の現場の声を一番分かっていると思うんです。誰かお答えになってください。

【馬木高校教育課人事管理監】 ありがとうございます。本当に離島の、特にその方々は引っ越しが非常に重労働というところもありまして、あと業者も見つからないと苦労されているという話をずっと聞いてまいりました。そういうこともあって、先ほどありましたように、今年度は結構思い切って方面内示を早めに、そして結

構具体的に実施をいたしました。そうしたら、今年は本当に助かったという声も私どものところには届いております。なかなか人事をやっている褒められることはないんですけども、今回はそういうことでよかったという話もいただきました。

ぜひ今後ともなるべく先生方が困らないように改善をしていきたいというのは思っておりますので、検討を進めていきたいと思っております。

【清川委員】 ありがとうございます。先ほど来、方面内示というお言葉が出ているんですけど、大体内示が決まって、遡って、逆算したら何日ぐらいの内示というか、通告といえますか、されるんでしょうか。

【馬木高校教育課人事管理監】 例えば高校と義務とかで少しまだずれがございます。大体3月の前半にはしたいというふうに思っているところです。ですので、大体10日から2週間ぐらい前を目指しているところです。

【清川委員】 ありがとうございます。1日も早く、そういった方面内示というのをさせていただいて、先生方もゆっくりと次の転居先へ移っていただくというようなことも配慮していただければというふうに思っております。先生方の私は味方ですから。

教職員に負担軽減と教育環境の充実の観点から、早急に対応すべき課題であると思っておりますので、実効性のある取組を強く求めて質問を終わります。ありがとうございます。

【中村(俊)委員長】 ほかに。

【千住委員】 関連して、方面内示が今年あったということだったんですが、ちょっと私の方にも人事の件でお話があって、具体的に方面内示があったという話があり聞きえていなくて、

例えば五島ですよとか、壱岐ですよと言われても、どこに赴任するか分からないので、どこに住まいを構えるかというのが分からないということで、そうじゃないと引っ越し業者も決まらないわけですよ。なので2週間前に心積もりはできるかもしれないけども、具体的な対策を取れないと。先生方も平日休むわけにいかないので、結局土日にしか離島に行けないということになりますので、その辺りも含めて、より具体的な方面内示を今後ちょっと考えていただきたいと。

こちらから行くにしても、業者を2社というのは、業者にしてみたら大変迷惑な話、正直なところ、この引っ越し、3月に重なるわけなので、その辺りもよく考えていただいて、方面内示を早くしていただいたということは非常に改革としてはすごいなというふうに思います。東京は1月にあるということで、長崎は、先ほど先行県を参考にと言われましたけど、長崎が先行県にならないといけないと私は思いますので、そっちの方もちょっとよく検討いただいて、来年よりよくなるようにお願いしたいと。もちろんここにおられる現職の先生方は確かに議会の答弁とかにも影響が出てくると思いますので、なかなか難しいかもしれませんが、一般の教員の方には、ちょっとできるだけ早くお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

【前田委員】 褒められることのない人事に恐縮ですけど、一点だけ質問したいと思います。

教職員の成り手不足解消プロジェクトで7,500万円ぐらい使って、成り手については解消しようとしているのは一定評価するんですけども、それ以上に、なられた教員の方が働きがいを持って続けていただくことの方が大事

だというふうに僕は認識しています。

そうした中で、これは他県でも見られるんですけども、教職員の自己都合の退職が増えているという現況の中で、特に20代、30代の方が顕著になってきているというような話も聞く中で、本県の直近5か年間の自己都合による退職の数とその中に占める20代、30代の方の退職の人数をまず確認したいと思います。数字に関わることなんで、昨日通告しておりましたので、ご答弁をお願いしたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】 過去5年の推移ということですので、ちょっと丁寧にご説明いたします。

まず、令和2年ですけれども、全ての年代の事務職員を除く小中高全ての教職員です。令和2年ですけれども、全ての年代での自己都合退職が131名、そのうち20代、30代は35名です。続きまして、令和3年度です。全ての年代が119名、20代、30代が42名、令和4年度、全ての年代が158名、20代、30代が73名、令和5年度、全ての年代が330名、20代、30代が97名、令和6年度、全ての年代が371名、20代、30代が105名ということで増加をしている状況です。

【前田委員】 その上でなんですけれども、人口が近いというか、鹿児島県の数が出ていましたので、鹿児島は人口も多いし、こどもの数も多いんですけども、令和5年、令和6年を比べてもはるかに長崎の方が多いいですね、その全体もだし、20代、30代も。そうした中で、これはいろんな様々な理由はあると思うんですけども、いかにこういう方たちをとどめるかというのが大事なことであって、もう先に言いますけれども、鹿児島の方は学校支援専門官という職種があって、そこが年間605件ぐらいの相談を受けながら、防止というか、とどめること、相談ごとの対応

に努めていると。今後も採用を増やしていきたいということですけども、長崎もこういう現況中、様々な理由があろうかと思えますけども、そこを今従来どういうふうにやっているのかということと、少しやり方を変えないと、なかなかこの数というのが減らないのかなという気がしていますので、そのことについても併せて答弁をいただきたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】 ありがとうございます。非常に重要な問題だというふうに捉えております。

まず、初任者です。

初めて教員になられた方々、いろいろ不安なことがあったりとか、慣れずに教職を離れそうになったりとか、そういった場面も多いのかなと思っております。

そういった中で、従来、初任研担当教員というのをつけまして、初任者の指導及び相談業務を行っております。併せて初任者に関しましては、業務の軽減等も配慮をいたしております。

続きまして、研修についてです。

初任者1年目から5年目までは毎年研修を実施しております。教科指導力や生徒指導力の向上はもちろんですけれども、近年は特に仲間づくりの意味合いの研修と、そういった形で重視して実施しているところです。また、評価についても、3年目までの教諭については、中間育成評価を実施しておりまして、管理職による面談や観察指導をより丁寧に行うような評価をしております。さらに、高校教育課から学校訪問をいたしまして、初任者の面談をしたり、あるいは学校経営アドバイザー、退職校長を任命しておりますけれども、この学校経営アドバイザーが各校を回って初任者の面談等を行っているところです。

今後の取組というところですが、そもそもこの学校経営アドバイザーというのは、特定の学校を改革したいとか、学校の組織の部分でより管理職が柔軟に対応できるようにしたいとかいうところに学校に当てて、その学校の中を改革してもらおうという形で最初はスタートしたところです。令和6年から配置をしております。ただ、それだけにとどまらず、例えば新任校長とか新任教頭がいるところに出かけて行って、悩みを聞いたり、いろんな相談に乗ったりするようなこともしております。さらに、今申し上げましたとおり、初任者がいるところにも行って相談を受けたりもしております。ぜひこの初任者がいるところに行くというところをより充実させて行って、全ての初任者、あるいは心配な方には何回も行くとか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

【前田委員】鹿児島で言うその学校支援専門家というのが今で言うアドバイザーの方になると思うんですけども、鹿児島の方ではさっき言ったような実績も出る中で、自分の学校の中でその校長先生とか同僚の方が注意深くフォローしてあげるというのは非常に大事なことだと思うけども、自分の学校の中だから相談ができないということも多分多々あると思うんですね。そういうことを考えたときに、今人事管理監の方から答弁がありましたけども、外部の方に相談をしやすい環境をつくってあげて、早い時期から相談に乗ってあげるというのも大事だと思いますんで、ぜひ他県のいいところも調査しながら、せっかく気持ちを持ってなった方がなかなかそれで辞めるのは残念なことじゃないですか。そういうことを考えたときに、続けていけるような環境を整えていただくことを要望して終わ

ります。

【中村(俊)委員長】ほかに。

【松本委員】ちょっと空気を読んで手短かに質問します。ちょっとしゃべり過ぎと言われてるのですみません。

一点だけ、先ほどから話があります県立高等学校再編に係る大綱策定について、部長説明資料の4ページに経過と趣旨が書かれています。そもそも今回は少子化による生徒数の減少や急激な社会変化に対応し、10年後、15年後を見据えた持続可能で魅力ある高校教育の構築に向けた議論を深める場として外部有識者などで構成するながさき次世代高校創生会議を設置と。これまで4回会議をされて、それが今回取りまとめて資料で出ております。この中で、最終的には6月にこれからの県立高校の方向性を示す大綱を作成したいと考えておりますという記載があります。大綱というのは、根本的な方針ということですからごく大事なことだと思うんですが、要するに、今までの4回の外部有識者で構成する会議で、今の段階でなんですけど、概要を取りまとめたわけですから、大綱に向けてのどうり・デザインというんですか、するのか、端的にお考えをまず教えていただきたいと思います。

【田代高校教育課企画監】これまでの第4回の会議が最後の会議でして、これまでの3回の会議での議論とか、ニーズ調査の分析結果とか、国の高校改革に関する方針などを踏まえて、県立高校の今後の高校教育の在り方を示す内容が取りまとめられたものとなっております。

その中で、例えば普通科と専門学科の強みを融合した新たな学びの創出とか、探究的、文理横断的、企業と連携した実践的な学びの充実、さらに、学校間連携や遠隔授業を活用した教育機会の確保などの多岐にわたるご意見をいただ

いているところでございます。

そういったところを盛り込んだ形で大綱の方の策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】いまひとつぴんとこないというか、抽象的であって、これだけのメンバーで4回会議をした結果であられるので、もうちょっと分かりやすく教えていただきたいんですけど、結局概要になると13ページにリ・デザインの方向性という記載があります。結局決まったのはこのことなのかなと思って、中段にあります学校の規模は将来的に1学年当たり4学級以上の規模を目安とすることが望ましい。さらに、8学級を超える大規模校を設置しというところは方向性なのかなと。あとその中身の部分がもっと大事だと思っただけなんです。一番大事な生徒の多様な個性やニーズ、関心、興味に応じた学びを提供する。要するに、私学が無償化されて、生徒が選ぶような時代になっていく中で、しかも少子化に拍車がかかると、置かれている環境はものすごく厳しいと思っただけなんです。さらに、離島・半島も抱えているという中で、じゃあ必要とされる県立高校はどのような高校なのかというところある程度大きなドラチックなり・デザインという意味だと思っただけなんです。政策監にどのような方向性を考えていらっしゃるのか、今の状況も踏まえて、お考えをちょっと教えていただければと思います。

【狩野教育政策監】この県立高校の再編というのは手段であって目的ではないんだということです。目的は何かというと、時代に即して、また2040年、15年後は社会も大きく変わっているでしょうし、求められる資質、能力も大きく変わっているだろうと思います。そこを見越して、今どんな学びを子どもたちに提供したらいい

のか。どんな学校にしたらいいのかということで今議論をしております。

結果として2校あれば統合した方がいいとか、ある一定の規模をつかった方がいいという、その議論はまた先にあるだろうと思うんですけども、先ほどの創生会議の中でもお話を、幅広く議論をいただきました。また、これまで高校の校長、教頭、副校長、また教諭の方にも来ていただいて直接お話を伺いました。また、中学生、高校生のアンケート、また保護者のアンケートも実施をしてきて、幅広く声もいただいたところでございます。

今委員ご指摘のとおり、この創生会議の報告書、少しぼやっとして分かりづらいということだと思います。これを踏まえまして、今までのいろんな議論であるとか、アンケートとか、意見交換であるとか、それを踏まえて、県として今から大綱をつくってまいります。

今、委員もおっしゃったとおり、大綱ですので、あくまでも大きな方針、方向性、考え方でございます。ですから、個別具体にどこの高校をとということではなくて、あくまでも大きな方針でございます。あとは令和8年度6月に公表しますので、それ以降、令和9年度にかけて各市町、もしくはもう少し大きなエリアを回りながら、首長さんをはじめ、それぞれの地域の実態がありますので、個別具体の、その大綱を基に、最後は練っていくということになっていきます。

ただ、この創生会議の報告書よりは、県が示す大綱につきましても少し具体も盛り込みながら、県民に公表しますので、少し分かりやすく、かみ砕いて、どこまで分かりませんが、少し具体も盛り込みながら公表はしたいと思っております。

【松本委員】そういった中で、私が懸念するの

は、さっきから申している私学の無償化、そして、学事の質疑のときに申しましたけど、以前、7対3の定数の件がございました。その7対3の状況がもう今は撤廃されているようですけども、一番大事なことは公私間の格差じゃなくて、公私の間の連携をいかにし、お互いにすみ分けをしていくことじゃないかなと思います。要は、私立にも公立にも同じものがあつた場合、無償化されていけば競合してしまうわけですね。であるならば、要は、私立にないものを公立でしっかり強化していくというすみ分けが必要になってくると思うんですね。その中で一つ一番大事なことは、私学にない工業、そして水産、そういった実業高校ですね、農業もそうですね、そういったものに特化したところをしっかりと打ち出していく、もうそこに行けばさらに専門的に学べる、プロとして、水産も農業も工業もそういったところを強調して私学とのすみ分けを図るのが一点。

それと、2点目が12ページにちょっとあるんですけども、今後懸念される問題は、例えば離島や半島で仮に再編がされたとしたときに、一番問題になるのがこの公共交通なんですね。結局今、東彼の高校でも路線バスがないということで、もう通学が大変だということになります。今後どんどん高校が少なくなっていった場合に、私学のスクールバスとの連携というのも、お互いですよ、お互い協調して、私学、もちろんバス会社ともそうですね、することによってお互いプラスになっていくように、このライドシェアや公共交通、また地元自治体と連携した通学の支援というのも打ち出していく必要もあると思います。

それともう一つは、先ほど話があつていましたけれども、私学でできないものが特別な支援

を要する生徒さんですね、発達障害もそうですね、通信であつたり、不登校であつたり、そういった私学では対応できないところを受皿とする。私もちょっと監査で五島南高校に行つてびっくりしたんですけども、五島南高校は不登校のお子さんを預かつていらつしゃって、ものすごくいろんなところから来ているという話に、そういった特化をするというのはすごく意味があるんだなというふうに感じました。ましてや、不登校生徒数が増えている中で、社会のニーズも上がって、もちろん大変なところはあると思いますが、そういったすみ分けの中で特化したものを出すことによってほかにはない県立高校というのも新たにリ・デザインできるというふうに思っております。

最後に、教育長に、公私間連携も含めてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

【前川教育長】今回の高校の再編の大綱、目的、なぜこの議論を始めたかというのは、今まさに松本委員ご指摘の部分からがスタートでございます。そして、今回の創生会議のメンバーの中には、実は私学の代表の方も入っていただきました。これは県立の再編を議論していく中で、私学の方がその議論のメンバーに入ってくるというのは、これまでの県教委と私学の間ではもうかつて考えられないことだと思っております。非常にそういった形で私学とも連携しながら、その中で公立でやるべきところということを議論できる環境になっております。6月の大綱策定に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。

ほかにございませつか。

【川崎委員】 私も高校再編についてお尋ねいたします。質問が重複するかもしれませんが、よ

ろしくお願いします。

今、ながさき次世代高校創生会議に対して多様な学びと社会参画を実現できる魅力ある新しい県立高校の在り方と特色ある再編整備の方向性、そして特色ある教育を可能にする教育環境整備の在り方、こういった3つのテーマについて検討を依頼されて、先般、大綱素案が示されたところだと思います。

先ほど来も明確になっているのは、再編を検討する社会背景としては人口減少、教育資源の偏在があるということ、特に少子化は深刻で、15年後の中学校卒業生は現行の6割まで落ち込むということが確実にになっている、これがもう最大の課題だというふうに思います。

そこで、確認であります、適正規模については7割強の都道府県が教職員の配置や部活動の制約に鑑み、4学級以上が適正と認識を示されています。先ほど54校中半数以上の28校が既に4学級未満と説明があったところではありますが、もし仮に統廃合をしなければ15年後はどれくらいの規模になるのかお尋ねいたします。

【田代高校教育課企画監】15年後の15歳人口を基に、現在の公私立高校への進学状況を踏まえて計算しました令和22年度の県立高校の全日制全体の学級数見込みは112学級でありまして、県立高校54校で単純に割り算いたしますと1校当たり2.1学級の規模となります。ちなみに、令和7年度を平均しますと1校当たり4学級となりますので、比較しますと半減するといった状況でございます。

【川崎委員】驚異的な減少ということになります。先ほど松本委員もお話がありましたが、その私立高校との7対3というところ、今、いろんな様々な制約が撤廃されているということは承知していますが、今、私立高校に対する就学支

援の拡充によりまして、経済的障壁が解消されまして、私立への希望者が増加するということが一般的に言われておりますが、そういった見込みは反映してあるのでしょうか、確認させていただきます。

【田代高校教育課企画監】先ほど答弁いたしました1学級当たり2.1学級の数値につきましては、現在の進学割合を基にシミュレーションしておりまして、令和8年度からの授業料無償化の影響は加味しておりません。

【川崎委員】そうしますと、さらに2.1という数字はもっとシビアになってくるんだろうというふうに思っています。15年先を言うておりますが、15年先のことじゃなく、もう既にその手前から子どもさんが減っているという状況があるかと思えます。大体どういった時期から急激にお子さんが減少しているのかお尋ねいたします。

【田代高校教育課企画監】今年、令和8年3月の中学校卒業生数から見ていきますと、8年後の令和16年3月の卒業生見込み数において大きな減少が見込まれます。令和16年3月の卒業生数は前年の令和15年3月と比較しまして501人の減少、率にして4.9%の減となります。

県立高校の再編につきましては、先行きによる教育環境の質の低下を避けつつ、生徒にとってよりよい学習環境の確保を基本に、地域の実情を踏まえて市町や関係者と対応を重ねながら計画的に検討を進めたいと考えております。まずはその基本的な考え方を示す大綱を本年6月にお示ししたいと、先ほどから申し上げているところでございます。

【川崎委員】大綱の発表、さらにはスケジュール的なことについても冒頭説明がありましたんで理解をいたしておりますが、15年先の話では

なくもっと手前からシビアな環境が出てきているということであれば、このスケジュールをしっかりと踏まえながら、確実に再編に向けて進んでいかなきゃいけないというふうに思っています。

そういった中で、先ほど来、公私の連携でありますけど、離島地域の規模についてというところで、複数の高校が公私立別を超えて連携するというくだりもありまして、まさに創生会議にも私立の先生が入っておられるということも先ほど紹介がありましたが、この公私というところについてはどのような連携が考えられるのかお尋ねいたします。

【田代高校教育課企画監】委員ご指摘のところでございますが、第3回の創生会議における資料を基にご指摘があっているのかなと思いますが、その離島の部分で公私立を超えて連携しというところがあるんですけども、例えば離島の高校と本土部の公私立の複数の高校が連携しまして、多様な探究活動を協働で実施したり、また、オンラインでの授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド授業など、従来の枠にとらわれない新たな連携による学びを想定しているところでございます。

【川崎委員】その辺もしっかりと模索をしていただきたいと思います。

また、通学環境についてでありますけど、これも先ほどご指摘がございましたけど、今年の3月1日の県立高校の卒業式で、大体3月1日に行われるのですが、東校が日曜日と重なったことから平日にずらすと。バス事業者の負担を考慮してということだというふうに理解をいたしておりますが、既にバス運転者不足が学校行事に影響を及ぼしております。

春のダイヤ改正を見ても、運転者不足で大幅

な減便を余儀なくされているという状況で、さきの一般質問でも県の交通局長が10名不足しているという答弁もあっております。

バス運転手不足は深刻で、今後、学校都合によるダイヤの充実にも対応できない状況になることは想像に難くないわけでありまして。よって、山間部や都市部から離れた場所の学校、つまりスクールダイヤを持つ学校は通学に支障を来すおそれも十分に考えられます。

一方、スクールバスというのは直営や自家用自動車管理業といった、こういった活用があるかと思いますが、これらへの支援が示されているものの、やはり運転者が確保できるかという懸念はあります。

公共ライドシェアの活用ということがありましたが、毎日の通学に対して安定した移動サービスを提供できるのか、このようなところも懸念されます。

こういったことから、統廃合を計画する際は、今後も交通機関が維持される交通便利地に配置することが賢明と考えます。通いたい高校というところに加えて、通いやすい高校としていただきたいと考えますが見解を伺います。

【田代高校教育課企画監】県立高校の再編整備を検討するに当たりまして、教育内容とか、学校の規模に加えまして、生徒が日常的に通学できる環境を確保する。この視点が重要な視点だというふうに考えております。

近年、委員ご指摘のとおりバス運転手不足による減便などが通学や学校行事に影響を及ぼしている状況を踏まえまして、将来的に通学環境の維持が課題となる学校も想定されます。このため、県立高校の再編に当たっては、公共交通の将来見通しを考慮し、生徒の学習機会の確保につながる持続可能な学校配置についても検討

する、それとともに公共交通機関との連携や地域の交通政策等の整合性を図っていくなど、生徒の通学支援に努めていく必要があると考えているところでございます。

【川崎委員】最後にいたします。

高校、そして大学、産業界、これらが連携をして、高卒であっても、大卒であっても人材が長崎県に定着していただきたいと願うのは誰しもの思いだというふうに思います。今後6月に策定する大綱でどう考えておられるかお尋ねいたします。

【岩坪高校教育課長】変化の激しい社会において、大学、産業界と連携して高校が新たな学びを取り入れていくということは大変重要な視点だというふうに考えております。また、地元の大学や企業等をよく知ることで、生徒の県内定着等にもつながってくる部分があるかなというふうに思っております。

6月に策定する予定の大綱においても、探究的な学びであるとか、キャリア教育において大学、産業界との連携強化についてもしっかりと書き込んでいきたいというふうに考えております。

【中村(俊)委員長】ほかにございませぬか。

【大倉委員】先ほどまきやま委員の質疑もあつたんですけれども、長崎市立小学校の男性教諭が児童に対して極めて不適切な発言をしていた問題ですね、暴言といっても私はいいと思っています。ちょっと耳を疑うような数々の暴言だったと思います。非常に心配なのがその児童の心のケアなんですね。私が聞いたところによると、高学年の児童だということです。そして一部報道によれば2日間学校を休んだということなんですけれども、この児童の心のケアというのはきちんと行われているんでしょうか。

【熊本義務教育課人事管理監】今回の不祥事に

際しましては、本当に皆様にご心配、ご迷惑をおかけしていることをまずは本当におわびを申し上げたいと思っております。

この被害児童の件につきましては、当該学校の教職員によって、話の聞き取りであったりとか、ケアが行われていると聞いております。

【大倉委員】しっかりとケアをよろしく願います。

それから、これも一部報道なんですけれども、この加害教諭ですね、男性教諭、この問題発覚後も担任を続けているということなんですけどこれは事実かどうかということも含めて、だとすれば、なぜまだ担任を続けているのかということもご説明いただければと思います。

【熊本義務教育課人事管理監】まずこの教諭が担任を続けているかどうかにつきましては続けている状況でございました。

被害児童はもちろん心を痛めているという状況にあるものの、欠席が2日、比較的短期間であつたということ、その後、学校に通常どおり登校できているということ、また、さらには管理職員をはじめとしまして他の職員等によるその学級等の見守りが継続されていること、そういったことを踏まえまして担任を継続させているといった状況でございます。

【大倉委員】私は、一番守るべきものは誰なのかということをきちんと考えてもらいたいです。やはりこどもです、被害児童です、その部分を履き違えてもらいたくないんですね。例えば担任を降りてもらって副担任が担任することだってできたわけですし、その辺りの対応が果たしてこれでよかつたのかどうかというところはもう一度しっかりと検証といいますか、そこは議論を重ねていただきたいと思うところです。ちょっと後手後手なんじゃないかな

と私はこの問題に関して思っております。

それから、伺いたいのがこの戒告という懲戒処分なんですけど、これは私の認識が違っていたらぜひご指摘をしていただきたいんですけども、懲戒処分の中では戒告が一番軽いと私は認識しています。だとするならばなぜ今回戒告なのか、県教委としての処罰基準というのもあると思うんですね。区分で言いますと、児童生徒の人権を侵害する暴言等、不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員、これに分類されると私は思ったんです。だとすれば、懲戒処分の処分量定というものもありまして、戒告、減給、停職、免職とあるんですね。そういう処分量定がある中で今回戒告、どういった基準で戒告になったのかというのをご説明いただければと思います。

【熊本義務教育課人事管理監】今ご指摘いただきましたとおり、不祥事事案が発生しまして、小中学校におきましては市町教育委員会からそういった調査に基づいた内申が上がってまいります。それに対しまして、県の教育委員会が定めました懲戒処分基準に基づいて判断をさせていただいているところですが、今回の処分に当たりますのは、その処分基準であったり、あるいは過去の処分事案と比較検討した結果、戒告が相当であるというような判断をさせていただいたところでございます。

【大倉委員】過去の処分事案と照らし合わせてということですか、そこはそういうことなのでしょう。

ただ、その処分内容もそうですし、担任も続けていたということも含めて、ちょっとこれは甘いんじゃないかと県民に思われても仕方がないんじゃないかなと私は正直思っています。やっぱり大切なのはこどもですよ、被害児童で

すよ。そっちの立場になって対応していくというところをやっていかないと、そこは県民の皆さんは厳しく見ているということは分かっていたきたいと思います。ぜひ今後はそういった意識で対応をよろしくお願いします。

続きまして、学芸文化課さんの部長説明6ページから伺います。

文化財の選定についてなんですけれども、波佐見町の波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観について、これは国の重要文化的景観に選定されたということで大変喜ばしいです。ぜひこの本県の重要文化財を全国に、世界にアピール、発信していただきたいと思うわけなんですけれども、質問です。学芸文化課さんとしては、この文化財の普及・啓発というのはどのように取り組んでいかれるか教えてください。

【岩尾学芸文化課長】失礼いたします。普及・啓発についてなんですけれども、まず、広く県民の皆様、併せて観光客の方々等にお知らせするために、長崎県のホームページの方でデータベースとして公開している部分の一つあります。

それに加えて、本年からはSNS等にも力を入れておりまして、インスタグラムであるとか、Xであるとか、そういった方面にも力を入れて、広く発信をしているところでございます。

昨年行われましたピース文化祭におきましては、大村市の方で長崎県民俗芸能大会や、九州地区の民俗芸能大会を開催いたしましたし、水中遺跡に関しましては、元寇に関するシンポジウムを長崎県の美術館の方で開催したところでございます。

【大倉委員】インスタ、Xでも発信されているんですね。私それはすみません、存じ上げていませんでした。ちょっとフォローしておきます。私が見たのはホームページだけなんですよ。ホ

ホームページだけを拝見すると、ちょっと情報発信が私は弱いなという正直印象を受けたんです。なので今日質問しているんですね。要は、いろんな写真は載っているんですね。例えば窯業施設も載っていますし、田植の風景も載っていますし、町並みの雰囲気も載っていてとても分かるんですよ、空気感が分かってきていいんです。だけど基本的には真面目なんです。真面目にきっちり発信しているんです。それはいいんだけど、やっぱり私が思うのは、こういう文化財はそもそも堅苦しいじゃないですか、文化財は取っつきにくいという印象があるんです。こういう堅いものこそ、私はいかに柔らかく伝えることができるかが腕の見せどころだと思っているんですよ。ホームページはすごいその辺が足りないなと私は見た感じの印象を受けました。

ただ、Xやインスタはちょっと見ていなかったのですみません、それをちょっと拝見させていただきます。そこで改めてそこは評価をさせてもらおうと思います。

あとそのホームページだけでちょっとすみません、言わせてもらいますけど、この波佐見町ともう1個ですね、旧諫早銀行本店も載っているんですね、SEED1931、これは写真が1枚だけしかないんですね。これはちょっと情報が少な過ぎるんですよ。私はあの建物は非常に好きで、もう本当に昔の銀行時代の金庫もまだ生かされていますし、あと窓枠のしつらえであったりとか、伝統とかも当時のまま再現したりとか、非常にこだわっている建築なんです。その辺りの情報もしっかりと伝えてもらいたいなというところは非常に思いましたので、要望をさせていただきたいと思います。

要は、真面目一辺倒の情報発信だけではなか

なか届かないんだということをご理解いただきたいと思います。要望します。

それから、発信しますね、概要説明にあった働きがい推進室さんの3月11日の概要資料でいただいたものなんですけれども、学校文書大削減プロジェクトに関して、左側のところですね、これは今プロジェクトチームを立ち上げているということだとは思いますが、去年6月から始まったと聞いています、このプロジェクト、現在の取組状況、進捗について伺います。

【山下働きがい推進室長】失礼します。こちらにつきましては、ここに記載のとおり、学校の負担である文書事務の削減のために6月から取組を始めました。6月から2月末までに全部で1,528件審査を行いまして、学校へ送らないとしたもの、通知以外としたものが県立学校で28.1%、それから小中学校で28.6%、つまりこの分が削減につながっているところです。

【大倉委員】その28%、これは県立学校、小中学校、それぞれ28%ぐらいが削減というのは、100%のうちの28%、これは意味がちょっと分かりにくいんですけど、もう一回説明をしてもらっていいですか。

【山下働きがい推進室長】失礼します。小中学校、県立学校から言いますと、県立学校850件ありましたけども、そのうちの239件に当たる28.1%を通知以外の形でお知らせを、例えばデータの共有で直接Teamsでみんなが見れるデータ保管に入れたりとか、もうそもそも通知自体をしなかったということでございます。

それから、小中学校につきましては678件のうち194件、28.6%分について通知以外、これも同じようにデータの共有とかで削減をしたということでございます。

【大倉委員】分かりました。これは去年6月か

ら始まった取組で、2月末時点での数字ということなんですが、この28%削減できたということはどうのように評価されているのか教えてください。

【山下働きがい推進室長】 おおむね3割程度を目標としてきましたけども、スタートが6月でしたので、文書が一番多いのが3月、それから4月と思って、これからが正念場であると考えております。

【大倉委員】 確かにそうですね、本当にほかの業務もある中、大変だと思いますが、これから3月、4月で一番紙が増える時期ですから大変だと思います。正念場ですね、おっしゃるとおり。ぜひともその目標3割でしたね、その削減に向けて頑張ってもらいたいと思います。

ちょっと関連して、次の質問は所管が違うかと思うんですが、文科省が今年の3月9日に公表した数値があって、押印とファクスの使用率についてなんですね。

押印に関してまずちょっと伺いますが、全国の公立小中学校、それから特別支援学校で9割を超える学校が押印が必要な書類があることが分かったというデータです。それから、ファックスについても7割を超える学校が日常で使用していることも分かったという文科省のデータです。アンケート調査結果があるにはあるんですけども、じゃあ本県は現状として、実際はどうなんだというところをちょっと伺いたいと思います。

【松尾義務教育課長】 この調査の中で本県の学校が答えた分についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの押印が必要な書類があると答えたのが、本県が96.5%の学校です。ファックスにつきましては使用していると答えているも

のが73.2%でした。

【大倉委員】 全国平均とほぼ一緒ですね。ただ、この文科省のアンケート調査を額面どおりに受け取ったら、まだまだ全然進んでいないなという印象なんですけど、私はそれはちょっと違うかなと思っていて、このアンケートの設問の聞き方で使っていますかと聞いたら、それはちょっとでも使っていたら使うということになっちゃうので、そこはちょっと拡大解釈になってしまう可能性があるんで冷静に見ていけばいいんじゃないかなと思っていますところなんです。

ただ、この数字は決して低くはないので、今後分析などはしっかりと行っていただきたいということは要望しておきたいと思います。

学校での紙文化の原則廃止というのは、文科省がずっと呼びかけているものだと思います。これは結果的には教職員の皆さんの働き方改革にもつながっていくわけですよ。紙が少なくなればそれだけ煩雑な作業も減っていくということですから。

ただ、現実的に学校現場ではなかなかファックスの廃止は難しいと私は思うんですよ。というのも、事業者相手とのやり取りでファックスを使わざるを得なかったりとか、そういうことはあるので、すぐに廃止というのは難しいというのが現実だろうと思います。

そういう中で、例えばできることからやってもらいたいんですけど、例えば県教委と市町教委とのやり取りとか、あるいは学校と教育委員会とのやり取り、そういったところは基本的には紙を使わずにやり取りができる場所だと思うので、そういった部分、現状、インフラ整備も含めて、紙文化廃止に向かってどういう取組を行っているのかを伺います。

【松尾義務教育課長】 現状ですが、まずは県と

市町教育委員会のやり取りにつきましては電子メール等でやらせていただいております。ただ、契約等につきましては紙が必要になってきますので、そういったものはあくまでも除きますが、基本的にはほぼ電子媒体でやり取りをさせていただいております。

市町教育委員会と学校につきましては、校務支援システムがありますので、そちらを活用して電子媒体でやり取りをさせていただいているという現状だと思います。

【大倉委員】 了解しました。ぜひ県教委としても積極的な取組を旗振り役として教育長、これはやってもらいたいと思います。学校単体ではなかなか難しいことですので、最後にその辺りの意気込みを教えてください。

【前川教育長】 紙文化を変えていくのは一定義務であれば設置者である教育委員会の旗振りであったり、県立であれば、県教委の旗振りであったり、必要だと思っています。そして、紙文化を変えていくには大きく2つ。1つは紙自体を減らしていくということ、これは先ほどの大削減プロジェクトで一定、進捗しているのではないかと思います。もう一つは、残った紙そのものを電子媒体というふうに変えていくという部分だと思います。その部分については、まさに我々の旗振りが必要だと思っています。

ちなみに、今県教委で、私が県教委内で入る会議については、資料はもう紙はございません。例えば議会でご質問いただいたときの勉強会等でも紙の資料はございません。ただ、部屋を出て、行事に出たりとか、庁外の会議に出るときの資料というのは、その時点で紙媒体でいただくことはありますが、少なくとも庁内での会議というのは一切は使っておりません。ぜひ市町の教育委員会ともそういった意識を共有しながら、

紙媒体をなるべく減らしていくという方向でしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【大倉委員】 私もこの質問をしながら紙を使っているなということに気づいて、ちょっと私自身も意識していこうと思います。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

【中村(俊)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時44分 休憩 —

— 午後 4時44分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

長時間大変皆様お疲れさまでございました。

— 午後 4時44分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月25日

自 午前 9時58分
至 午後 4時31分
於 委員会室2

松尾 実	監査指導課長
猪股慎太郎	医療政策課長
坂本 敬作	医療人材対策室長
桑原 一馬	薬務行政室長
江口 信	国保・健康増進課長
鶴田小百合	国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)
中村 直輝	長寿社会課長
山田 薫	長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)
里 隆介	障害福祉課長
町田 裕央	障害福祉課企画監 (精神保健福祉担当)
庄崎 鉄也	原爆被爆者援護課長

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

浦 亮治	こども政策局長
黒島 孝子	こども未来課長
村崎 佳代	こども未来課企画監 (幼児教育・保育担当)
大内田基教	こども未来課企画監 (こども施策連携担当)
鴨川 司	こども家庭課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

新田 惇一	福祉保健部長
岩崎 次人	福祉保健部次長
尾崎 正英	福祉保健部次長
川村 喜実	福祉保健課長
西村 武士	福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)
長谷川麻衣子	地域保健推進課長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(俊)分科会長】おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】おはようございます。

福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会・文教厚生分科会関係議案説

明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第12号議案「令和8年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第62号議案「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の4件であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1. 人件費等の義務的経費、2. 経常的な管理経費及び継続事業費、3. その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳入予算は、福祉保健部合計で179億3,862万6,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で1,124億3,540万8,000円となっており、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

当初予算の主な内容についてご説明いたします。

3ページ下段をご覧ください。

生活困窮者等の支援について、その内容につきましては記載のとおりであります。

感染症対策について、新興感染症への対応、感染症の発生動向の把握、感染症へ適正に対応できる人材の育成など、感染症の予防や拡大防止等に要する経費として、1億8,348万円を計上いたしております。

4ページの社会福祉施設等の指導監査についてから、5ページ下段の病院企業団への助成につ

いて、その内容は記載のとおりであります。

6ページ中段をご覧ください。

薬務行政について、医薬品等の安全対策及び適正使用の推進や後発医薬品の使用促進を図るとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物乱用対策及び血液製剤の安定的供給を図るための献血者確保対策並びに薬剤師確保対策や、啓発活動に要する経費といたしまして1億198万7,000円を計上いたしております。

6ページ下段の国民健康保険についてから、8ページ中段の債務負担行為について、その内容は記載のとおりであります。

9ページ上段をご覧ください。

次に、第12号議案「令和8年度長崎県国民健康保険特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算ともに、合計で1,471億7,852万8,000円となっております。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費等に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を促進するため、市町の保健事業への支援など、予防健康づくりに関する事業を実施してまいります。

債務負担行為については、総務管理費について計上しており、その内容につきましては、記載のとおりであります。

10ページ中段をご覧ください。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計

補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で17億4,649万3,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で25億2,100万6,000円の増となっており、各科目につきましては、10ページから11ページに記載のとおりであります。

補正内容につきましては、11ページ中段から13ページ上段に記載のとおり、年間所要見込みに基づくものであり、このほか、13ページ上段の繰越明許費、13ページ中段の債務負担行為について、その内容につきましては記載のとおりであります。

13ページ下段をご覧ください。

次に、第62号議案「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で15億7,072万円の減となっております。これは、国民健康保険給付費等交付金の減などによるものであります。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を知事専決処分により、措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。

こども政策局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会・文教厚生分科会関係議案説

明資料のこども政策局差し替え版になりますが、2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第2号議案「令和8年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分の3件であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1から3に記載のものなどについて予算を計上しております。

歳入予算は、合計で36億3,233万8,000円、歳出予算は、合計で201億1,688万4,000円となっており、各科目につきましては記載のとおりであります。

3ページの中段をご覧ください。

当初予算の主な内容についてご説明いたします。

安心して結婚・妊娠、出産、子育てできる環境整備について、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てできる社会の実現に向け、結婚支援の強化と安心して子育てできる環境の充実を両輪として取り組んでまいります。

1. 結婚・子育ての希望がかなう環境づくりを推進するため、企業や団体の主体的な取組の促進を通じた気運醸成を図るほか、県民のニーズを踏まえた結婚支援の在り方の検討等に要する経費として3,511万3,000円、2. 産後ケアを希望する全ての方が安心して利用することができるよう、産後ケアの実施に係る県負担金及び遠方

の産科医療機関等における産婦健診、産後ケア等に係る交通費補助等に要する経費として3,575万2,000円、3. 出産を希望しながらも不妊に悩む夫婦等の負担を軽減するため、不妊治療に対する補助及び遠方の医療機関への交通費補助に要する経費として1,617万7,000円、4. 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育施設等を柔軟に利用することができる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に要する経費として1,229万9,000円、5. 地域常設の相談支援拠点である児童家庭支援センターを体制・機能強化し、児童虐待に対する早期の予防的支援の充実を図るなど、児童・家庭福祉の向上に要する経費として2億3,393万5,000円を計上いたしております。

子育てや教育を支える人材の確保・育成について、保育人材を将来にわたり安定的に確保するため、人材確保と定着促進に向けた取組を総合的に進めてまいります。

1. 若年層や潜在保育士の掘り起こしを目的に、保育の魅力とDX・ICT化が進み働きやすくなっている現状を発信するための経費として748万円、2. 保育士等の資質向上と離職防止を図るため、本県独自の処遇改善を市町と連携して実施するための経費として1億500万円、3. 潜在保育士向け、求人・求職サイト「保いっぷ」を活用した伴走型の再就職支援に加え、新卒保育士の県内定着の促進及び保育士離職防止対策を強化するために要する経費として3,659万円を計上いたしております。

その他の主な内容につきましては、5ページから9ページまでに記載のとおりでございます。

続いて、9ページの下段をご覧ください。

第2号議案「令和8年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」についてご説明いたしま

す。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1億4,940万3,000円となっており、各項目につきましては記載のとおりであります。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金等を貸し付けるものであります。

次に、10ページの中段をご覧ください。

第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で11億9,439万1,000円の増、歳出予算は、合計で9億5,890万1,000円の増となっており、各項目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の主な内容については、所要見込みに基づく増減などであり、11ページ以降に記載のとおりであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度予算につきましては、今議会において補正をお願いしておりますけれども、歳入におきまして、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものがあります。これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を、知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【鴨川子ども家庭課長】 おはようございます。

高校生世代の子ども医療費助成事業について、お配りしております分科会補足説明資料に基づいてご説明させていただきます。

高校生世代の医療費助成事業については、制度開始後、令和5年度と令和6年度の実績で、助成額に大きな乖離が生じたことから、今回レセプトデータを収集し、分析を行ったところであり、その結果についてご報告いたします。

表中のA欄をご覧ください。

こちら医療費助成相当額です。これは医療費総額から保険負担及びその他公費負担、あと、月800円等の自己負担を差し引いた金額で、これが医療費助成の対象相当額になると推計しております。

令和4年度につきましては、令和5年度、令和6年度と比較すると1億4,000万円ほど少なくなっており、その要因としては、当時コロナ禍における受診控えの影響でありますとか、コロナ感染症に係る部分について、医療費が全額公費負担であったこと等が考えられる。

そのため、令和4年度を除いて考えれば、医療費助成の対象となる相当額は、おおむね6億5,000万円超と推定されます。

次に、表中のB欄、市町の医療費助成実績をご覧ください。

これは実際に、市町が医療費助成した金額で、そのうち括弧書きの金額が県の補助額となっております。

令和5年度から6年度にかけて、助成対象相当額が減少する一方で、市町助成実績及び助成件数は大幅に増加していることから、助成額増加の主な要因は、医療費の増加ではなく、制度の周知が進んだことにより、制度利用が増加したこと。それから、令和5年度に受診した分の一部

が、令和6年度に申請されたことなどが考えられます。

仮に、現物給付化が広がった場合の助成額は、レセプトデータから推計した医療費助成対象相当額に近い金額になると見込まれ、最大で、令和5、6年度のAの欄の金額、約6億5,000万円超と想定されます。

令和7年度につきましては、約4億8,000万円程度を見込んでおりますけれども、今後その実績も見定めた上で、制度の在り方についてできるだけ、早期に市町と協議に入ることができるよう、庁内での検討を深めてまいりたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

【中村(俊)分科会長】 以上で、説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。福祉保健部にお尋ねいたします。

ドクターヘリについてお尋ねいたします。

福祉保健部横長116ページに、27億7,200万円の債務負担行為が記載をされております。

まず、確認ですが、機材は2機とも県の所有でしょうか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】 ドクターヘリですけども、機体は運航業者が所有しているヘリコプターでございまして、運航委託契約に基づいて、機体、そして操縦士、整備士といった人員についても、運航業者が配備をしております。

【川崎委員】 分かりました。つまり全額委託費で、機材は所有していないということを確認いたしました。

運休期間がずっとこれまで整備士不足ということであつたりしてはございましたが、この運休期

間が発生した場合は、減額の契約というふうになっていますでしょうか。確認です。

【猪股医療政策課長】ドクターヘリの運航費用ですけれども、1か月ごとに運航した日数分のみを支払っておりまして、いわゆる出来高で支払っておりますので、運航していない分は省いて支払いを行っているところでございます。

【川崎委員】減額ではなく出来高というところで確認いたしました。

次に、安定運航に向けて、本当に努力をされていることに感謝を申し上げたいと思います。

一般質問でも、2機目就航にめどが立ったという答弁もあり、安堵しているところでありますけれども、1機の運航もままならない状況があったのも事実で、安定運航が非常に大事であると思っております。

今般、他の都府県の運航規模見直しによって、整備士の確保の見通しが立ったということでありましたが、他の都府県でどのような見直しが行われたのか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】本県が運航委託を行っております運航業者につきましても、令和7年度は本県と他の都府県を合わせまして、合計10機体制で運航しておりました。

今年度末に、その半分の5機の運航契約が終了して、それにつきましては、運航業者は、来年度は運航しないということでしたので、現在の10機体制から半分の5機体制に、来年度になるということになります。

それに合わせまして、本県が2機目を拡充しますので、1機増えることになりますので、合計6機と、現状の10機体制から6機体制になるという見直しが行われるところでございます。

【川崎委員】分かりました。そういったことで何とか整備士が、本県も確保できそうだという

ところでありました。

本当に、この安定運航が非常に大事でありまして、今後不安が生じないように、確保できると明確な答弁を賜りたいと思います。

【猪股医療政策課長】今年度は、運航業者において整備士不足が生じまして、ドクターヘリは長期間の運休となりましたけれども、今回の運航業者の運航規模見直しによりまして整備士が確保でき、2機体制の安定した運航が確保できると考えております。

4月上旬には、機体を長崎に配置して、その後、ドクターヘリで活用する際の運用ルールの再確認とか、あと、実働訓練を行うこととしておりますけれども、並行して、安全に安定したドクターヘリの運航が確保できるか、見極めるために、その現場の状況を確認するとか、あと、新たに退職者が生じていないかとか、そして、また他県の運航に問題が生じていないかとか、そういったことを確認したいと思っております。

いずれにしても、一日でも早く2機目を導入できるように取り組んでいきたいと考えています。

【川崎委員】しっかりと監視をしていただいて、安定運航に努めていただきたいと思います。

次に、長崎健康革命プロジェクト事業費1,390万4,000円についてお尋ねいたします。

これも債務負担行為で、いわゆる健康アプリ歩こーでのことではありますが、この経費は1年間のシステム利用料でしょうか。確認させていただきたいと思います。

【鶴田国保・健康増進課企画監】こちらに記載の1,390万4,000円でございますが、委員がおっしゃるとおり、この予算はアプリの管理運営にかかる費用となっております。

【川崎委員】1,390万円、1年間でコストをかけ

て県民の健康を守る。

さらに、やっぱり利用者を増やして、サービスの充実も行っていただきたいと思います。その登録者の現在の推移と、そして、目標値の比較についてお尋ねいたします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 歩こーでの登録者数でございますが、実績を、目標と合わせて申し上げますと、導入の初年度の令和4年度は、目標の5,000人であったのに対し、実績は1万9,042人と目標を大きく上回りました。

その後、令和5年度、令和6年度ともに順調に増加いたしまして、今年度、令和7年度につきましても、目標9万5,400人に対しまして、本日時点で約9万8,000人となっております、目標を達成している状況でございます。

【川崎委員】 目標はクリアをしているということですが、より高いところに位置づけていただいて、より多くの皆様に参画をしていただいて健康増進に努めていただきたいと思います。今後健康増進に資する新たな取組がありますでしょうか、お尋ねいたします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 歩こーにおける新たな取組といたしましては、ミッション機能を追加することとしております。

このミッション機能でございますが、1日に8,000歩を3日間連続で達成した場合に、アプリポイントを付与する仕組みでございます、利用者が何度でも設定し、挑戦できるものとなっております。8,000歩という歩数は、長崎県健康増進計画であります第3次の健康ながさき21において、20歳から64歳までの目標値として掲げているものでございまして、この機能の導入によりまして、この目標値の認知度向上を図るとともに、日々歩く習慣の定着、行動変容につなげていきたいと考えております

【川崎委員】 ありがとうございます。ぜひその企画も周知をしていただいて、より多くの皆様に参画いただけるよう、ご努力よろしく願います。

こども政策局に、大きく2点お尋ねいたします。

乳児等支援給付事業費1,229万9,000円、こども誰でも通園制度であります、まず、受入れ可能な施設が全21市町に設置をされているのか、また、施設数についても合わせてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございます、令和8年度から21市町全てにおいて、施設の確保、認可済みでございます。

4月時点で94の施設で実施予定でございます。

【川崎委員】 全部そろってスタートができるということで、ありがとうございます。

ただ、運用面であります、これ予約なしで利用できるのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 この制度につきましては、予約なしでの利用はできないものとなっております。

こどもを安全にお預かりするために、初回の利用では面談が必須となっております。初回の面談の後に、国が管理運営しておりますシステムを活用して、保護者と施設が利用について調整する仕組みとなっております。

【川崎委員】 確認させていただきました。

あくまでも、保護者のレスパイトではなく、こどもさんの成長に資する、そういった取組ということですので、しっかりとその趣旨もお伝えをしながら利用をしていただければと思っております。

この受入れ体制の方なんです、94の施設の皆様には、本当に感謝を申し上げたいと思いま

す。受入れ体制の方で要員確保に、非常にご苦労されたとは思っているんですが、その辺りの課題はなかったのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】ご質問いただきました人員の確保でございますけれども、このこども誰でも通園制度、大きく分けて二つ類型がございます。一つは、専用職員を確保して実施する一般型というものと、もともとの空き定員を活用した余裕活用型というものがございます。

特に、離島部など、定員割れを生じている施設も多いですし、余裕活用型の場合には、その枠を利用しますので、追加の人員配置は不要となっております。

ただし、一般型につきましても、従事する保育士に加えて子育て支援員も対応できます。資格を持たない従事者については、子育て支援員研修に設けられた新たなコースを受講する必要があります。一定の専門的な知識を有して、事業が実施できるような措置が図られていることとございます。そのための経費、今回予算として117万9,000円を計上させていただいております。

県としても、市町と連携して、人員の確保、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】詳しくありがとうございました。

事故なく運営ができるように、目配り、気配り、よろしく願います。

あと大きな2点目は、高校生世代の医療費助成事業2億1,276万2,000円についてお尋ねいたします。

先ほど詳しくご説明がありましたので、それを踏まえてお尋ねをいたしますが、今回、レセプトデータから分析した高校生の医療費助成対象相当額は令和6年度は6億5,600万円とのこと

でありました。周知がされているとはいえ、これまでの周知不足あるいは償還払いといった制度の要因で、助成率が69%、4億5,200万円ということであると理解をいたします。この助成制度の導入時の予算額がどうだったのか、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】令和5年度制度導入時点におきましては、既に、先行して高校生医療費助成を実施しておりました市町の実績を基に、所要額を積算したところでございます。

具体的には、先行市町の令和3年度の実績を参考として積算したわけですが、令和3年度もコロナ禍というところがございました。そういったことで、受診控えの影響でありますとか、先ほども言いましたコロナ関係経費が、全額別途公費負担であった等もあって、結果としては見込みが小さくなっていた可能性もあると考えております。

【川崎委員】具体的な額。

【鴨川こども家庭課長】助成額ベースで2.6億円を見込んでいたところです。

【川崎委員】2.6億円がスタート時の見込みで、かなり大きく予算が増えているということでありまして、そこについては、よくよく検証していただかないといけないだろうというふうには思っています。一方の周知不足ということもあって、この制度の提供者として、この周知不足って、やっぱり課題だろうと、公平性を欠くということからも、きちんと周知をしていただきたいと思いますが、どのように取り組んでいかれるか、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】制度開始後の令和5年度と翌年6年度見ていただければ、確かに実績として大きく乖離がありました。

制度開始当時から実施主体が市町ということも

ありまして、市町と一緒に周知を、広報誌でありますとか、ホームページ掲載など、周知を図ってまいったんですけれども、市町によっては、準備期間として令和5年度の途中から開始せざるを得ない状況等もありまして、周知不足は正直否めなかったと思っておりますけれども、今、開始後3年目に入っておりますけれども、おおむね周知は進んできたのかなとは感じております。

しかしながら、引き続き、不公平にならないように、実施主体の市町と連携して、さらなる広報周知を図っていきたいと考えております。

【川崎委員】周知は徹底してやっていただきたいですが、一方、この周知が行き渡ったとすると、利用増が見込まれるわけでありまして、当該予算で賄えるのか、見解を伺います。

【鴨川子ども家庭課長】例えばですけれども、令和7年度、今年度の年間所要額を最終的に見込むに当たりましては、市町に令和7年度、今年度の上半期の実績などをお伺いして、そこから年間所要額を推測し、今回補正予算の見込額の総額としては約4.8億円程度を見込んだところでございます。

こうした見込み方をしておりますけれども、制度周知で、さらに利用者が増加するということも見込まれますので、できるだけ予算はしっかり確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】これは、長崎県が少子化対策、子育て政策として目玉施策で英断をされた制度だと承知をしております。

多額の予算にはなっておりますが、ぜひ制度は継続をしていただきたいというふうに思っております。まず、その少子化対策として進めたこの施策であります、その効果を発揮しているのか、見解を伺います。

【鴨川子ども家庭課長】成果についてのお尋ねであります。少子化の背景は、常に申し上げておりますけど、様々な要因が複雑に絡んでおりまして、ある一定の特定の施策で、少子化対策の効果を説明するのは、極めて難しいとは考えております。

ただ、この制度を導入しました背景としましては、県内の18歳までの全ての子どもたちが、県内のどこに住んでいても安心して医療を受けることができるよという思いから、市町と連携して開始した制度でございます。

実績になりますけれども、成果としては、それまで県が踏み込むまでは、市町が独自に高校生まで医療費助成をしていたところが、9市町でした。県が補助に踏み切ったことで、現在21市町全てで償還払いを原則としておりますけど、導入が進んだという実績。

それから、令和6年度の助成実績でいけば、県内にいらっしゃる約3万5,000人の高校生世代に対して、約4.5億円を補助している、件数でいけば約19万件の支援を行っているという、そういった実績を述べさせていただくところでございます。

【川崎委員】ありがとうございます。どこでも公平にサービスが受けられるということについては、大きな成果だというふうに思っておりますが、より一層やっぱりブラッシュアップして、これが少子化対策、子育て施策に明確に資するんだというところを、ぜひアピールをしていただきたいなと思っております。

少子化はやっぱり進展してて、昨日も教育委員会でも話をいろいろしたんですけど、15年後の高校生世代が、現行の6割まで落ち込むと、これはもう確実なんですね。実際生まれた子どもの数が6割まで落ち込む。実際よくよく調べた

ら、この10年先から、もうかなり急激に落ち込むと言われていいます。

ですから、今、多額の予算であります、これは自然的に抑制される傾向になっていきます。

そこで、一步踏み込んで、今もう小・中学校は現物給付でやっていると思うんです。この高校生に対しても現物給付制度に改められないか。将来展望であります、見解を伺います。

【鴨川こども家庭課長】 令和7年度の年間所要額まで、一応見込んでみたところでございますけれども、今後、令和7年度、実際実績としてどれぐらいなのか、そこも見定めさせてもらいながら、今後の制度の在り方については、速やかに市町と協議できますように、県庁内での協議を進めていきたいと思っております。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時31分 休憩 —

— 午前10時32分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 それでは再開いたします。

【松本委員】 では、先ほど、川崎委員からありましたドクターヘリについて、私もちょっと確認をさせていただきます。

文教厚生委員会説明資料68ページ、運営事業費のところなんですけれども、もう報道等でも担当の方からも随時、運休するたびに、ご連絡をいただいております。結構な回数の運休があったので、今年度は何日間運休をしたのか、その休んだ間、代替搬送をどのように対応したのか、確認をしたいと思えます。

【猪股医療政策課長】 ドクターヘリにつきましては、運航業者の整備士不足とか、機体の不具合などによりまして、今年度は133日間運休をしております。

あと、この運航休止期間の代替搬送につきましてですが、2月末までの集計になりますけれども、

県の防災ヘリで18件搬送しましたほかに、佐賀県ドクターヘリに50件、自衛隊に20件、そして海上保安庁に1件搬送いただいております。

【松本委員】 133日間と言っても、もうほとんど半分近くは休んでるってということで、先ほど質疑の中で休んでる間は、もちろん出来高だから払わなくていいということでしたが、しかし、結局代替搬送に関しても、佐賀県のドクターヘリにお願いしたり、自衛隊にお願いしたりということで、やっぱり負担をかけているわけでございます、やっぱりこういうことが続かれると、非常に人の命に関わることなので、不安を感じるころなんです、先ほどから整備士不足ということは何度も聞いていますが、その背景っていうのには、どういうものがあるのか、認識はしていच्छいますか。

【猪股医療政策課長】 現在、運航を委託している運業者ですけども、今年度の途中で整備士が数名退職しまして、その退職者数に応じた採用ができなかったというのが、要因でございます。

航空機の整備士不足というのは、全国的な問題でございます、少子高齢化などの影響で航空専門学校の入学者数は5年前ほどと比べて半減しているというふうに聞いています。

全国的に、このような状況にありますことから、航空業界で処遇改善等を行って、整備士の採用に力を入れているところもございまして、そういったところに整備士が流れていっているんじゃないかと、そういう話も聞いているところでございます。

【松本委員】 大村の国立医療センターにドクターヘリの基地があつて、実は、私の同級生がヘリの整備を行ってるんですね。実際にどうなのかといったら、アルバイトなんですね、非常勤

で。自分の稼業をしながら、整備士のアルバイトに行っていると。今おっしゃったとおり、処遇がアルバイトですから、当然常勤ではないので、特殊な仕事にもかかわらず非常に不安定というか、その状況についてちょっと会社に対して、やっぱり不安っていうか、一生懸命頑張ってるんだけど、やっぱり人が足りないっていう話はしてました。

気になるのは、この契約期間が、たしか今年の11月までですかね。

関連してなんですけど、116ページの債務負担行為の部分で、ドクターヘリ運営事業費として、令和8年度の12月から令和13年までの予算の債務負担行為の限度額が記載されています。額にして、かなり大きな27億7,200万円という金額であります。この金額は、現在の業者に確認して計上したのか、また、別の業者なのか、積算根拠と、合わせて財源についてもお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】ただいま委員からお話があったとおり、現在のドクターヘリの運航期間ですけれども、これは令和8年11月30日までとなっております。次の契約に向けまして、今年度末に入札公告を行って、来年度入札を行って業者を決定したいと考えております。

その契約は、運航期間が令和13年11月30日までの5年間の契約を締結したいと思っております。そのことから、今回債務負担行為を計上させてもらってるんですけれども、この金額は現在の運航業者とは別の業者から徴取した見積書を参考に設定をしております。

そして、お尋ねの財源ですけれども、ドクターヘリの運航につきましては国庫補助金を活用することとしておりまして、国庫補助基準額の範囲内につきましては、国から2分の1が補助され

ることとなっております。

【松本委員】これから入札するということなんですが、やはり27億円という大きな金額、国も半分入るといっても、やはり燃油高で、今、ものすごく物価も上がってる状況の中で、本当に、まず、運休せずにできるのかということと、この予算内で対応できるのかということと、やはり非常に不安を感じるころなんですね。

しかも、5年間の期間になりますから、入札の方法は、どういう方法でされるのか、配慮するところとか、いろいろあると思うんですが、そちらについてお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】この入札につきましては、総合評価一般競争入札で行いたいと考えておりまして、委員がおっしゃるように、確かに契約を結んで、業者大丈夫なのかとか、そういうご心配はあると思います。

この入札における審査基準とか、あと契約書の仕様書、こういったものにつきましては、救急医療に携わっていらっしゃる医師の意見を聞きながら作成することとしておりまして、医師には、今年度のドクターヘリの運休状況とか、あと、見るポイントといいますか、安全面とか、人員体制とか、先ほどお話ありました整備士等の確保に向けて、処遇改善を行っているとか、そういったところを重要視して考えていただきたいと話をしております。その意見を踏まえて、入札の審査基準などの作成をすることとしております。

【松本委員】やはりその金額だけではなくて中身ですよ、質ですよ。特に今おっしゃった、整備士の処遇などを、やはり受けた方がいいが、人がいないという状況では、ましてや、人が定着しないような状況では、頼んだにもかかわらず、実際実務ができていないということですか

ら、しっかりそこをチェックして進めていただきたいと思います。

次に、86ページの外国人介護人材確保・定着促進事業費というところです。2,118万円なんです。説明書きの中に外国人介護人材育成サポートセンターを運営するというふうに記載されております。人手不足で、特に、介護の現場では外国人の方が増えてこられました。

そういった中で、大変助かってはいるんですけども、この運営、外国人介護人材育成サポートセンターの概要について、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】外国人介護人材サポートセンターにつきましては、昨年度設置をさせていただきました。これまでも日本語教育を、無償の日本語教育や介護福祉士の試験を、言語上取りづらいというお話があつて、そういった支援をしてきたんですけど、今回そういった支援の延長線上に、常設の相談窓口を作って、サポートセンターとして立ち上げたという状況でございます。事業費としては、この内訳の中の840万円でございます。

【松本委員】これは人材育成支援センターということですから、県内の福祉施設だったらどこでも相談対応できるのかっていうのと、実際、実績というか、昨年、令和7年から始まったということですから、具体的に今までどういうことをやったのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】一般的には、外国人の受入れに関しては、県全体で取り組んでおりまして、そういった制度上の窓口というのは、産業労働部の方で設置しておりますので、そちらを使っていただくということにしておりまして、こちらの窓口は、介護につきましては、特に、日本語教育の難しさとか、介護技術の伝達のし

にくさとか、そういったところで二の足を踏まれる事業者さんが多いということで、そういった介護特有の悩み事について、先進事例とか、そういうのをを用いて、実際に監理団体を運営しておられる学校法人さんに、委託しておるんですけども、そちらの専門性を持ってサポートしていただくということで、相談件数としては、まだ9件程度で少ないんですけど、今後伸びていくものと思っております。

【松本委員】せっかく、こういったものができているのに、まだ相談件数が9件というのは、やっぱりもったいないと思いますし、いかに介護事業所の方に活用していただくかということも、今後、令和8年度からは課題になってくると思います。

やはりニーズが本来あるはずでございますので、二の足を踏んでいるという方々が、やはり一つ、一歩前に出れるような取組をしていただきたいと思いますが、令和8年度で、さらに、令和7年を受けてから取り組むこととか、何かありましたら、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】サポートセンターも含めて、この2,100万円の内訳として、一番大きいものが家賃補助というところがございまして、これも今年度から実施をさせていただいているところで、こちら基本的に、今の事業形態が事業者様のご意見を聞いた上で、やはり外国人材に関しては、費用負担と、先ほど申し上げました人材育成という部分でのお悩み事でしたので、その2本柱でやっていくということでございます。

実際、家賃補助については、もう既に100人以上のニーズがございまして補助をさせていただいております。我々としては、少し相談窓口に関して件数が少ないというところがございます

ので、もっと積極的にPRをさせていただいて、日本語教育についても、もう今年度も100人程度利用されておりますので、こういった部分を両輪として、しっかり相談だけじゃなく、総合的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【松本委員】やはり言葉の壁というのが大きいと思います。ましてや、ご高齢の方々と接するわけですから、事業者にとっても、やはり現場での悩み等は多々あられると思います。

そういったところをしっかりとサポートできるように生かしていただきたいと思いますし、やっぱり人件費も、今、高騰している中で、外国人の方も、今の円安の状況で、日本にちゅうちょされる話も聞いております。そういった意味でも、やはり家賃補助は大きい事業だと思いますので、しっかり活用していただくように周知をお願いしたいと思います。

続きまして、こども政策局の資料、横長の29ページです。

ママの安心出産～産後支援事業ということで、産後ケアについて質問いたします。この事業は昨年度から始まった事業だと思うんですが、今回は3,575万円ということで、令和7年度の予算と実績について、まず、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】この産後ケア事業につきましては、今、委員からもご説明ありましたとおり、これまでは、市町事業でございまして、国と市町で半々負担している事業でございましたけれども、令和7年度から国の法改正がありまして、県も4分の1負担することとなった事業でございまして。

令和7年度の予算につきましては2,162万9,000円を当初予算計上しておりましたけれども、実績見込みを勘案しまして2,229万6,000円

と、約100万円弱を、3月補正で増額する予定としております。

件数なんですけれども、こちらで手元にある集計でいきますと、令和3年度の助成実績を確認しますと約2,000件、令和4年度が約2,300件、直近、令和5年度が約3,100件ということで、産後ケア事業としては伸びてきているトレンドでございまして。

【松本委員】実績が上がってきてること、そして県の負担割合が入ったことによって、やはり県内の利用が増えていると思います。

今回、令和8年度でプラス1,000万円になっていますが、その根拠についてお尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】先ほどもご説明しましたけれども、市町の事業になっておりまして、これまで各市町が個別に医療機関と契約を結んで、産後ケア事業を実施しておりましたけれども、県も関与するというので、広域的な調整に、県が入りまして、令和8年度からは、市町を代表して、まず、県で、医療機関を代表して県医師会なり、助産師会と代表して集合契約を締結することとしております。

その集合契約ですけれども、それにおきましては、いわゆる料金ですね、委託単価の方、高い水準で県内一定で統一しようということで調整が図られております。

そうしたことで、各市町どこでも県内医療産後ケア事業を受けることができるようになるということで、利便性も向上して約1,000万円の増と見込んでおります。

【松本委員】今まで個別で病院と市町で契約してたものを県で一括して契約されて、やはりこれはスケールメリットが大きいと思います。それと、もう一つ、やはり以前課題になっていたのが、例えば、佐世保市の産婦人科だったら佐

世保市の産後ケアの事業と、波佐見町の産後ケアの事業が違って、メニューも違う、金額も違うということで、県内の格差があるということ、委員会で質問させていただきました。

このやり方であれば、もう県内どこでも高い方に合わせてくださるということで、医師会もありがたいし、地域ももう全て統一されたってということで、さらに利用が増えてくると思います。ぜひとも格差がない、是正されたことによって利用者も増えていきますので、しっかりと、実績を今後も上げていただきたいと思います。

最後に、子育て推進事業、横長の17ページ、地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業費についてお尋ねをいたします。

こちらでちょっと気になるというか、確認したかったのが、説明の中にありますが、主体的な結婚・子育て支援の取組推進とあります。この主体的な結婚・子育て支援ってというのは、具体的にどういうことなのか、お尋ねをいたします。

【黒島こども未来課長】本事業におきましては、企業コーディネーターなどを配置しまして、結婚や子育てを応援する取組の具体化へ向けて、企業や地域に働きかけを行っております。

合わせて、一般の方向けに、テレビや新聞、タウン情報誌等、民間企業ともタイアップして結婚や子育てに関しての情報発信を行うことで、行政だけではなく、企業団体を巻き込みながら、社会全体で結婚・子育てを応援する気運を醸成しようとしている事業でございます。

【松本委員】 ちょっとなかなか抽象的ですね。まず、事業の取組の趣旨と申しますか、なぜ企業や団体が主体となった取組が必要なのか、お尋ねします。

【黒島こども未来課長】 県としましては、県民

が希望どおりに、結婚や妊娠・出産、子育てができる社会の実現を目指しているところですが、例えば、令和6年に次期総合計画策定に向けた基礎調査を行いました折に、既婚の男女にアンケートしたところ、理想のこどもの数は、平均2.62人であったところ、実際に考えているこどもの数は平均2.23人ということで、理想とする数より0.39人下回るような調査結果でございました。

その理由についてお尋ねすると、やはり仕事との両立であるとか、安心して子育てができるような住まいも含めた社会づくりが必要ではないかというご意見をいただいているところでございます。

仕事と子育ての両立などは、まさに典型かと思えますけれども、子育てに、十分に例えば参加したいと考える方があったとしても、やはり働き方、就業時間ですとか、休暇制度が整っていない場合には難しい。そういった部分を例えば経営者の方であるとかに意識をしていただきたいと考えて、ライフデザイン支援であるとか、従業員さん向けのワーク・ライフ・バランスの実現にご協力いただく、結婚・子育て応援宣言企業を募るなどをして、具体的に主体的な行動を促しているというところです。

【松本委員】 非常に、気運の醸成というのは社会全体で、企業や地域でっていうのは分かります。

ただ、予算を使う事業で、その気運の醸成というのが目的になると、やはり少子化対策という面で、結果というか、成果がなかなか見えないってところ、気運というのは目に見えないところでありますから、そういうふうな状況の中で、どのように考えて取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 希望どおりに、結婚、妊娠・出産、子育てするために、その社会のご理解ですとか、制度も含めた環境づくりが重要ではございますが、それを具体的に、強制というの難しい中で、やはり気運を醸成していく重要な取組ではございますが、委員ご指摘のとおり、それで何人が例えば出生したというものではございません。

ただ、例えばこの事業の中で行っておりますライフデザインセミナーなどにおいて、例えば参加者の中からは、将来のライフプランについて考えるきっかけをいただいたであるとか、プレコンセプションケアを含めた内容を展開しております、女性の健康について理解が向上したであるとか、健康管理の重要性も意識するようになった、あるいは子育ては大変ではあるけれど、非常に子育て家庭が楽しそうであるという実情もちょっと見ていただくなどしております。

企業側からも、新入社員にとっても、会社で働く意義であるとか、将来について具体的に考える貴重な機会になっているということで、双方のやはりライフプランにおいて、仕事だけではなくて、結婚、子育て含めた人生設計というものに、双方とも意識をするきっかけづくりにはなっていると考えております。

併せて、社会全体で後押ししようという気運醸成にもつながっているものと期待しているところでございます。

【松本委員】 いろんな考え方がありますし、人の人生の考え方、結婚、出産、子育てに関して、やはり多様性もいろいろあるとは思いますが。

ただ、確かに、最近の傾向として、結婚に二の足を踏まれる若い方々、出産に二の足を踏まれる方々に、やっぱりそれぞれの厳しい要因が

ある、経済的な理由であったり、様々な人間関係であったり、でも、私たちより上の先輩の時代は、そこを乗り越えて、されてこられたわけで、やはりその中で新しい考え方が出たかもしれないけれども、それはやはり社会や企業や地域で、後押ししていくっていうのは、私も必要性はあると思います。もちろん強制するものではありません。ただ、やはりそういうものは、なかなか目に見えないところがあるので、事業の中でイベント等あつてますので、そういったものの報告等、成果は出てくる感想とか、そういったものでも報告ができると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

【堀江委員】 堀江です。幾つか質問したいと思っております。

まず、第1号議案ですけれども、分科会、横長53ページ、発信します。

救助費の中の災害対策費、これが昨年と比べて4億7,439万円増になっています。事業概要を見ますと、一般災害対策費、災害救助備蓄費、これが1,563万円のマイナスで、次のページの災害福祉広域支援ネットワーク事業費、これが10万円マイナスということで、この平常時に、一般災害対策費が4億9,012万円増というのは、どういうことかという説明をお願いしていいですか。

【川村福祉保健課長】 委員のお尋ねですけど、これにつきましては、被災者生活再建支援制度という国の制度がございまして、この制度の趣旨につきましては、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた方に対しまして、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者に生活再建支援金を支給すると、そういった制度がございまして。

これにつきましては、全国知事会で決定いた

しまして、拠出金を出して基金として持ち寄ってるところなんですけど、全体で基金の規模が600億円、これが必要ということにしておりますので、令和7年度末に226億円になる見込みであるので、400億円を新たに拠出するというので、県の支出分として約4億円を支出することにしてあります。

【堀江委員】 これまで、長崎県も雲仙の災害とありましたけれども、そういった災害のときに、これは全国で基金を積み立てて活用するというので、そうしますと、これは全体の基金が、これ以下になったら全国からまた募って基金にするという基準というのがあるんですか。

【川村福祉保健課長】 基金の規模としては、先ほど申し上げた600億円が必要となっております。基金の状況としましては、令和7年度末に226億円になりますので、400億円を支出することになっております。

令和5年度末の基金残高が466億円で、令和6年度の能登半島の地震で支払いが継続していること等から、令和6年度末に360億円となっております。令和7年度には226億円に目減りする見込みとなっております。そういったことで枯渇が見込まれることから、今回新たに、県全体で、全国で400億円ということで、拠出をするということになっております。

【堀江委員】 後から聞きますね。私が聞いたかったのは、基金が目減りをしていると、ここまできたら、あとまた全国から募らないといけないという、その基準額がありますかというのをお尋ねしたんですけど、分かりますか。

【川村福祉保健課長】 全国的には、一応同じ負担割合で拠出することとしておりまして、2割が均等割で出すようにしております。それで、8割は世帯に応じて世帯割で出すような形にしてお

りまして、先ほど、私4億円ということで申し上げたんですけど、長崎県はそれで算定いたしまして4億9,017万2,000円の拠出ということで計上しております。

【堀江委員】 分かりました。この程度にします。後で聞きます。

次に、分科会横長の84ページ、発信します。この中の長寿者慶祝費、これは24万円増えていきますけれども、内容はどういうことですか。

【中村長寿社会課長】 長寿者慶祝費につきましては、毎年基本的に想定人数を予測して予算を計上しておりますけれども、対象となる100歳以上の方が増えたというところがございます。

【堀江委員】 この予算は100歳になられる高齢者の方に、これまで1万円相当の記念品を贈っていたんですよ、知事の名前で。ですが、今は2,000円相当ですよ。2,000円相当、削ったんですよ。そのとき削ったのは、現知事ですね。平田副知事の時代に、1万円お渡ししていたのを、2,000円に削りましたね。知事は置いといて、平田副知事の当時に、それをされたんですよ。今現在、知事になられておられるんですけど、そうしますと、もちろん100歳の人が増えると、これは2,000円相当ですから、予算が増えるということになるんですが平田新体制になって、事業制度そのものは、継続するという見方でいいですか。

【中村長寿社会課長】 現時点では、当時見直した経緯につきまして、他県の状況等を踏まえて、あと100歳以上人口の増加という部分での見直しだったというふうに認識しておりますけれども、我々としては、やはりこういった事業につきましても毎年取り組む中で、様々なお声をいただくというところもございますので、担当課といたしましては、長期的にしっかり取り組ん

でまいりたいというふうに考えてございます。

【堀江委員】長期的に取り組んでまいりたいというお話がありました。もう本当にこんな僅かなお金って、私は思うんですけど、もう削ってほしくない、非常に思いますね。要望したいと思います。

それと、もう一つ、分科会横長の102ページ、発信します。この透析患者の送迎支援事業費185万円、これですけど、骨格予算ということで、これは半額の計上なんですか。

【里障害福祉課長】透析患者の送迎支援事業費につきましては、骨格予算ということで、全庁的なルールに基づきまして、今回半額という計上になっております。

【堀江委員】骨格予算だから半額というルールに基づいてされたと思うんですけど、これは透析患者の送迎支援事業費でしょう。これがないと、透析の方たちは命をつなぐことができないじゃないですか。こういうことまで、骨格予算で半額とするのかと、私は非常に分科会の横長資料を見て思ったんですが、これは事業の継続そのまま半額、6月になったら当然全額予算に計上と思っていいですか。

【里障害福祉課長】障害福祉課としましては、当然継続ということで、6月補正においても半額の額を要求してまいりたいと考えております。

【堀江委員】福祉の予算は、一つ一つの事業が、本当に僅かな予算です。大きな土木の橋を作るとか、そういう予算から見ますと、億単位ではありません。ですが、その一つ一つの事業には、本当に必要なことで事業になっているというふうに思いますので、ぜひ私は、頑張ってもらいたいと思いますし、こういう予算は削らないでほしいということ、強く要望したいと思います。

もう一つ、分科会横長の110ページですが、こ

の原爆被爆者援護費なんですけど、これは当然対象となる被爆者の状況によって、数字は上下するというのは周知しておりますけれども、今回この原爆被爆者援護費が3億円も減ということは、どのように見たらいいのかということだけ、教えてください。

【庄崎原爆被爆者援護課長】援護費の予算でございますけれども、委員のご指摘のとおり、例年被爆者の方の減少がございます。減少傾向でございます。年間で約8%前後の減少がっております。それに伴いまして、扶助費の減ということで、今回の予算の減額という形になっております。

【堀江委員】もちろん原爆のこの制度の対象者が少なくなっているということの大きな現れだというふうに思うんですけど、いずれにしても、それを見込んで、見込んでといいますか、対象とされる人たちに、十分制度が行き届くように対応していただきたいというふうに思っております。

それから、こどもですけども、発信します。今回こども誰でも通園制度というのが出されますよね。あとで、国保特別会計にも聞くんですけど、このこども誰でも通園制度、これは基本的には利用者と事業者の直接契約方式と理解していいですか。

【黒島こども未来課長】保護者と施設の間で、国が運用しますシステムを使って申し込みして、それをお受けするという形での契約になります。

【堀江委員】そうなったときに、いわゆる保育所と、対比した場合、保育所の場合は設置とか、実施っていうのは、市町村が義務を負うんですけども、このこども誰でも通園制度の場合は、義務を負うということに、市町村の関与が大きく後退するという認識でいいですか。つまり、

認可、指導監査、勧告を行うだけであって、保育所と比較した場合、保育所が設置や実施について、市町村が義務を負うということに対して、こども誰でも通園制度というのは、そこまで市町としては、責任がないって言ったらおかしいんだけど、その認識はどう取ったらいいですか。

【中村(俊)分科会長】 暫時、休憩いたします。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 再開いたします。

【黒島こども未来課長】 こども誰でも通園制度、実際の施設申込みに関しては、先ほど申し上げたような施設に対して、直接申し込むという形なんですけれども、この事業の実施に関しては、いわゆる保育の提供ということで、義務の主体は、市町ということになります。

通常の施設型給付の一環として、この乳児等通園支援制度を実施しなければならないということで、令和8年度からの本格実施ということになりますので、市町の中で、例えばいずれか1か所であっても、事業を実施するという義務は、市町が負うものです。

そこで、安全にこどもを受け入れられるようなその施設の認可というのも、市町が行いますし、監査等でその指導監督する権限も市町が有しております。

【堀江委員】 例えば保育士は、保育所と比較をした場合、人員が半分というふうに聞いているんですけど、どうですか。

【黒島こども未来課長】 人員については、スタッフの半分までは、保育士を確保ということで、残りの半分は子育て支援員で研修を受けたものでもよいということになっております。

ただし、安全に受け入れられるために、今回

の予算の中にも人材育成のための研修経費を盛り込んでおきまして、安全に受け入れられる体制の確保に努めることとしております。

【堀江委員】 先ほどの質問の中で、21市町全てで、このこども誰でも通園制度が始まるというふうに言われました。例えば、壱岐市も一つですよね。五島市も一つですよね。五島市、二次離島も含めて五島市ですけど、一つですよね。こども誰でも通園制度って言いながら、これは利便性としては、とにかく21市町にできましたというのは分かる。でも、実際利用できるということではどうなのでしょう。そういう認識はどうですか。

【黒島こども未来課長】 市町においての実施が義務づけられるということで、確かに、市町当たり一つのところもございます。そこが、二次離島を含めて、そこまで通うのが利便性に乏しいような地域もある状態でのスタートにはなりますが、やはり施設ごとに受入れ可能かどうかということと、ニーズを見込みながら、市町において実施計画を立てております。どうしてもこの制度について、これまでモデル事業の時代から実施したことのない市町がございます。ニーズの見込みに、非常に苦労しているという現実がございますので、制度がスタートした後に、ニーズの把握等にも努めながら、必要な方にはサービスが提供できるようなことも、引き続きの検討課題になろうかと考えております。

【堀江委員】 ちょっと置いといて、第12号の国保特別会計で質問いたしますが、22号議案との関連ですね、こども誰でも通園制度を始めるに当たって、その財源をどうするか。その財源は、保険制度に上乗せするんですよね。だから今回、例えば私も国保ですけども、国保にそのこども誰でも通園制度を上乗せして、これを払うと

いう条例改正の下で、12号の国保特別会計に予算が加わっているというふうな理解でいいですか。

【江口国保・健康増進課長】堀江委員のご指摘のとおりでございまして、会計科目で言いますと、資料のページで言いますと、横長資料の131ページ、社会保険診療報酬支払基金納付金に含まれております。社会保険診療報酬支払基金の納付金には4種類ございまして、後期高齢者の支援金とか、介護納付金とか、前期高齢者納付金、それに来年度から子ども・子育て支援納付金というのが含まれてございまして、その分で増額の分が含まれております。

【堀江委員】そうしますと、国保でいうと、後期高齢者、国保が見るんですけど、社会保険の人たちも、これは上乘せになるという理解でいいですか。

【江口国保・健康増進課長】委員のご認識のとおりでございまして、これはあらゆる医療保険制度に加入されている、医療保険制度の下に納付金を徴収して、国に集めて子ども・子育て施策に使われるというものでございまして。つまり国保以外でも同じように納付金が、今後徴収されるという仕組みでございまして。

【堀江委員】この子ども誰でも通園制度は、先ほどから、短時間預けられる、親が就労しているいないにかかわらず、預けられるということですけど、財源を、それぞれ社会保険含めてね、国保もそうですけど上乘せして集めるんですよ。国がこれきちんとすべきではないかと思う。それだけ必要だと思うなら、というふうに私は思うんですけども、子ども誰でも通園制度を始めますという、この財源の問題は、課長は国の制度だから、それはそれでやるという立場なんでしょうけど、局長に見解をお尋ねしていい

ですか。この子ども誰でも通園制度必要と思うんだったら、国がきちんと予算を出して。

【浦子ども政策局長】ただいま、国保の方にも質問がございました、子ども・子育て支援金という制度がスタートしますけれども、もともと少子化対策の一環としまして、子ども・子育て支援を、全世代、全企業等で支えていこうということで、国が発足したという制度でございまして。

その一部に、子ども誰でも通園制度の財源がはまっているということでございましてけれども、今ご指摘のように、一部県の負担も生じております。こちらについては、今ご指摘のとおり、国が財源も含めて、全体的な財源制度の在り方を検討した結果で、今こういうふうなスキームになっておりますけれども、国ともしっかり先ほどご指摘がありました子ども誰でも通園制度の対象園が今後増えていくような形でしっかり国とも協議しながら進めていきたいと思っておりますけれども、その協議の中で県の負担についても、こちらの方で市町の意見を聞きながら必要に応じて、さらなる支援措置等ができないかというのは協議をしてまいりたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げた、これは支援制度でございまして、なかなか制度を変えるっていうのは、非常に難しいとは思っております。その前提で、今後必要に応じて協議をしていきたいと考えております。

【堀江委員】最後にします。発信しますね。子どもの分科会横長の16ページ、子ども性暴力防止対策費、これは初めての事業だというふうに思うんですけども、内容を説明していただけますか。

【黒島子ども未来課長】子ども性暴力対策費、こちら本年12月に施行を予定されております、

いわゆる日本版DBS、こども性暴力防止法のスタートに向けて、県としましても求められている事務がございます。

一つには、大きく制度としては、二つございまして、義務的な事業者と、あと、申請に基づいて承認を受けて、事業に対応する、任意の例えばスポーツクラブですとか、そういった団体の2種類ございますけれども、このID登録というものが必要になります。承認事業者としてですね。まずは、その義務的な事業者さんがID登録する際に、県の方で一定取りまとめて作業をするということが必要ですので、そこにかかる人件費ですとか、あと、啓発等の経費を計上させていただいております。

【堀江委員】対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめ、これが必要になってくるわけですがけれども、今、課長が言われたように、今年の12月から施行されるということで、その準備をするための予算というふうに理解をいたしておりますけれども、周知、それから、事務手続含めて、これは具体的にもう事業者に対して説明とか、そういうのも始めて行っているのか、予算が通ってからになるから、これからということになるのか、ちょっともう少し具体的なスケジュールを教えてください。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時17分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 再開します。

【黒島こども未来課長】 既に令和7年度から、保育事業者等関連する義務的な事業者の団体等も含めて説明会を実施しております。

また、市町の担当者も対象として、既に遺漏なく制度が開始されて、こどもの性暴力被害防止が徹底されるように、既に情報の発信を始め

ているところでございます。

【中村(俊)分科会長】 先ほどの答弁がちょっと違うんだったら、どうぞ。

【川村福祉保健課長】 先ほどの堀江委員からのご質問の件なんですけど、まず、基金の規模といたしましては、先ほど申し上げた600億円が必要となっております、どの程度まで下回ったときに検討に入るのかということにつきましては、今、申合せ的な話の中では380億円を下回ると、検討に入るということになっておりまして、そこが検討に実際入りましたのが、令和6年度になっておりまして、その後も目減りをしておりますので、最終的に226億円までになった段階で、今回拠出金の算定をしたという経緯になっております。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時19分 休憩 —

— 午前11時19分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 再開いたします。

【前田委員】 これまでも、地域医療介護総合確保基金についての事業が、歳入として19ページ、歳出として46ページがずっと続いていますけども、一貫して僕は財源の持ち出しが、県が3分の1でいいんだから、この有利な財源使って展開をもっと拡大すべきだということで、意見述べていますけども、新年度の事業費ベースでの、それぞれ医療と介護の分の事業費の計上額を、まず、お知らせいただきたいと思うのと、その全国順位を、お知らせください。

【猪股医療政策課長】 まず、医療分ですけども、令和8年度の当初予算に計上しておりますのは、金額で言いますと約16億6,000万円、金額は38件になっておりまして、この国の内示額ですけども、令和7年度の内示が出ておりまして、令和7年度の内示でいきますと、国の内示額は約16億

円で、全国順位でいきますと、24位となっております。

【中村長寿社会課長】介護分でございますけれども、介護分の令和8年度の当初予算額事業費ベースにつきましては、11億1,171万3,000円でございます。

全国順位については、令和7年度の新規造成分につきましては5億5,000万円ほど、新規造成しましたが、第29位となっております。

【前田委員】医療分のところで少し質疑させてもらいたいですけれども、先ほども話したように、やっぱりこれ民間の提案も含めたところで採用されますから、どんどんやるべきだと思っています。16億円ということで、少し増えてはいると思うんですけども、人口当たりの順位という形で言えば、15位ってということで、まだまだ人口当たり上位の県があるという中で、ちょっと部長に質問したいんですけども、僕はもうお金を出す立場じゃないから、どんどん増やせばいいって言うんですけども、これは、キャップがかかっているんですか。提案を受けたもの全て採用しているわけじゃないですよ。当然取捨選択してやっているという中で、38件あるうち民間からの提案は、ちょっと10件程度だというふうに聞いてはおります。もっと民間の方から提案が出ていいかと思っているんですけども、出てるけども採用されていない、つまり県としての上限というか、そこを定めて審査しているということで理解していいんですか。

【新田福祉保健部長】具体的な採択件数等につきましては、後ほど課長よりご説明させていただければと思いますが、キャップの件でございますけれども、県の負担分につきましては、別途、地方交付税交付金で示されるというようなことになっておりまして、そちらの金額を一応

参考にしながら、こちら予算を計上させていただいているというところでございますけれども、基本的には必要であるという事業を、積極的に進めさせていただけるというスタンスではございます。

【猪股医療政策課長】例えば医師会とか、歯科医師会とか、関係機関、外部の方々の意見ということですけども、その外部の方々の意見を踏まえた事業につきましては、昨年度は8件だったんですけども、今年度は10件と増えているというところでありまして、その条件をはめているわけではございませんで、その現場の意見の方は、きちっと尊重して、そこは事業化していこうということで、これらの基金のワーキンググループを作っておりまして、これは医療従事者メンバーが入っていらっしゃるんですけども、その中で決めていることでございますので、特段、そこで上限とかをしているところはございません。

委員がおっしゃるように、医療現場に携わる方の意見というのは、その現場の課題とかを踏まえていらっしゃる人が多いので、そこはよりよい事業が構築されることが期待されますので、今後とも、現場の皆さんと話し合いながら、事業のことを検討していきたいと考えております。

【前田委員】過去においては、行政の提案ベースの件数の方が遥かに多くてなかなか民間から上がってこないというところもあったみたいですが、一時期その比率が1対1ぐらいの割合になった時期もあったように、僕はちょっと記憶しています。

ただ、10件ということで、その件数が多いか少ないか分かりませんが、部長の方で必要とあれば、そこは積極的にというご答弁もあつ

たんで、ぜひ、ワーキンググループでやっていることと承知しながら、いろんなところに声をかけながら、ニーズがその事業につながるような形で、展開をさらに進めていただければということ、要望しておきたいと思えます。

横長資料62ページの健康づくり対策費ですけども、この中で、がん検診の受診率の向上ということ、これをうたわれています。本県非常にかん検診の受診率が低いって、前回からも指摘させてもらっていますけども、現状5大がんに絞ってでいいですけども、受診率はどういう形で推移しているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

【猪股医療政策課長】がん検診の受診率ですけども、これは私ども目標としましては、国と同じで60%という目標を掲げているんですけども、この国の目標は達成していない状況でございます、国民生活基礎調査というのがございまして、これは直近で、令和4年度なんですけども、胃がんで言いますと44.9%でございます、これは全国で41位、大腸がんでいきますと39.5%、全国で44位、肺がんでいきますと44.9%、全国で40位、乳がんでいきますと41.5%で、全国44位、子宮頸がんでいきますと39.7%で、全国40位と、5大がんでは低い状況でございます、前回の調査が令和元年度なんですけども、この5大がんともに、令和元年度よりは2、3%ぐらい上がっているんですけども、全国と比較すると、まだ全然低い状況でございます。

【前田委員】少し時間的な、結果があるから、その数字が全てとは思いませんけども、おっしゃるように、40位台ずっと低迷してるんですね。やっぱりこれって、その後、医療費に関わってくる話なので、ここをただ低かったですねってということでは見過ごすことはできないと思っ

ているし、それは県民のやっぱり生命とか、健康のことを考えたら、もう少し市町と協議しながらインセンティブを与えるようなことも含めて、検討していかないと、この数字は上がらないと思っているんですけども、そのことに対するご見解と、ちょっと子宮頸がんの話が出てましたんで、子宮頸がんについては、私は積極的に接種すべきだっていう立場でいますけども、なかなかその啓蒙、周知もしくは親御さんたち含めたところでの不安の解消っていうところに至っていないって、もしかすると受診率の低さにつながっているのかなと思っ

【猪股医療政策課長】がんの早期発見・早期治療に向けて、がん検診の受診率を高めるということは、非常に重要であるということは認識しております。

そのような中、がん検診について、県民約1万人を対象にしたアンケートというのがございまして、そのアンケートの結果を分析したところ、がん検診受診が必要と考えているけれども、どこで受診していいかわからないとか、あと、会社で健康診断を受けたから、もうがん検診は受けなくていいとか。そういうふうに誤解されている方々が、その未受診者の半分ぐらいいたということが判明しましたので、このたび、がん検診の必要性のほか、各市町が実施しています検診の日程とか、費用とかを掲載したチラシ、検診予約ができる電話番号とかメールアドレスを記載したチラシを作成しまして、各種イベントで周知啓発を図っていきたくて考えておりますし、そして、来年度は、そのような情報発信と合わせまして、例えば各企業の産業医や各保険者と連携しながら各職場に対して専門医とか、

がん経験者を派遣して出前講座とかを実施するといった、がんに関する正しい情報が着実に届くように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そして、子宮頸がんですけども、子宮頸がんにつきましては、20歳代後半から罹患者が増え始めて、30代から40代が最も患者が多いので、国においては20歳からがん検診を受診するように推奨されているところでございます。

このようなことから県としましては、若い世代の女性をターゲットとして、県内大学に向いて、女子大学生を対象に出前講座をしたり、希望者に対して子宮頸がん検診を実施したりしております。

そして、高校生にもこの理解を深めてもらうということで、県内の高校生と共同で、子宮頸がん検診とか、HPVワクチン接種、このがん予防の情報について分かりやすいチラシを作成してもらって、それをイベントとかで配布しているところでございまして、今後も引き続き学校とか、企業とか、市町などと広く連携しながら周知を図りましてターゲット、この子宮頸がんのターゲット層に必要な情報がしっかり届くように、周知啓発を図っていききたいと考えております。

【前田委員】 すいません、向上については、今のような課題はもう以前からあるような気がするんですけども、ぜひ僕多分ね、市町でもばらつきがあると思うんですよ。いい自治体を見てどうしているのかも研究しながら、向上に努めてほしいと思います。

子宮頸がんの件ですが、検診の率は言いましたけども、これってあれですか、接種率っていうのが出ているんですか、本県における子宮頸がんワクチンの、もし言えるなら、それもちよ

っとお答えいただきたいと思います。

【長谷川地域保健推進課長】 HPVワクチンの県内の接種状況につきましては、令和6年度の1回目の定期接種を受けました小学6年生から高校1年生までの人数を13歳の女性人口で割った実施率というのは、91.8%となっております、積極的な接種勧奨を再開しました令和4年度は39.6%というところから、大幅に増加しているところではございます。令和7年度につきましては、上半期の時点では33.4%となっております、昨年度の上半期の64.4%と比較しますと、減少している状況ではございます。

【前田委員】 分かりました。一定周知の努力も含めたところで、実績が出ていると思うので、引き続き、取組を強化してほしいと思います。

次に、79ページ、歯科保健対策費ですけども、これもずっと言い続けているんですけども、今、第3期の歯なまるスマイルプランが実行されている。第1期が平成25年から29年で、第2期が平成30年から令和5年なんですけども、評価をそれぞれ見ると、やっぱりその目標達成、KPI含めて達成できていない項目かなりあるんですね、比率的に。そう考えたときに、今、第3期の今度3年目になるのかな。3年目を迎える中で、この予算の額だけにこだわるわけじゃないですけども、毎年、000万円ぐらいでずっと推移していたんですけども、少しやっぱり工夫をして取組もしくは課題解決集中しないと、この数字って、あと2年後の3期が終わっても、また同じ結果で終わってしまうと、私は危惧しているんですけども、ちょっと予算がなかなか増えないということを含めて、令和8年の取組にどう臨もうとしているのか、確認したいと思います。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 令和8年度の歯科保健対策費につきましては、委員のご指摘

のとおり、新たな事業を追加しているものではございませんで、諸経費の最小限の経費増にとどまっているところでございます。

しかしながら、私どもとしましては、長崎県歯科保健ライフコース支援事業を中心として、市町への支援などを行っておりまして、こちらの事業を中心に実施したいと思っております。

ただ、こちらの事業につきましては、令和8年度で終了となる予定でございます。令和9年度以降の事業構築検討の際は、これまで重点的にオーラルフレイル対策を、関係機関と連携しながら進めていったわけでございますけれども、今後は、若い世代など、関心の低い方にも対象を広げた上でオーラルフレイル対策とともに、歯周病対策につきましても、強化に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これまでのモデル事業も含めまして、検査機器を活用した歯科保健指導の取組っていうのを、しっかり後方支援をするような形で実施してきたんですけれども、これに加えて、かかりつけ歯科医の定着っていうのもしっかり図っていきたいというふうに考えております。

【前田委員】取組を全て県がやるってことじゃなくて、もちろん市町がしっかりやっけていかなきゃいけないってことを踏まえたときに長崎とか、佐世保のような一定の規模の市は、歯科に通じた専門の職員がいますけれども、ほかほとんどいないんで、そう考えたらときに、やっぱり県が果たすべき役割って重要だと思います。さっきおっしゃったような市町の支援も含めて、少しそこを強化してほしいというのと、歯科保健で、相手先として歯科医師会があるわけですから、もう少し歯科医師会の方とも協議をして、僕は課題を解決するためのモデル的な事業を、大きな都市で実施すべきだと思ってい

るんですよ。

さっきもいろいろ基金も使った方がいいと思うので、ぜひこの第3期の歯なまるスマイルをしっかりとった形でゴールするっていうことを見据えるんだったら、もう中間年度に入ってきていますんで、思い切った施策の展開というものを、関係団体と共有して展開していただきたいなということ要望しておきます。

最後にしますけども、令和7年度の委員会の中で、こども医療センターを視察させていただいて、結構そこに対しての不具合であったり、課題があったりして委員会としてこども医療センターのシステム並びに施設の改修の要望をさせていただきました。令和8年度の予算において、どのように反映されているか、ご答弁いただきたいと思います。

【里障害福祉課長】こども医療センターにつきましては、建設から約20年が経過しておりまして、拠点施設として円滑に運営ができるよう、老朽化への対応のほか、時代に合った建物、設備となるように、計画的に修繕や改修などに取り組む必要があると認識しておりまして、委員会におけるご意見も踏まえまして、今後必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

まず、現場において、優先順位が高い病棟トイレの改修や病棟入り口の自動ドア設置を行いたいと考えておりまして、6月補正において予算計上を検討してまいります。

【前田委員】委員会で視察をさせていただいて、今のような対応、まだほかにも項目あったと思いますんで、優先的に取り組んでほしいと思いますけども、一点だけ、電子カルテの導入をすべきということも提案してましたけども、これは非常に働き方含めたところで重要なことだと思っているし、もちろん電子カルテの活用は、

あるとないとは大違いなことは、もう重々承知でしょうから、電子カルテの導入についての今後のタイムスケジュールを確認させていただきます。

【里障害福祉課長】委員からお話がありましたとおり、電子カルテの導入につきましては、情報連携の観点や業務効率化、また、患者サービスの向上の観点からも、早急に検討を進めていく必要があると考えております。

導入に当たりましては、よりセンターに適したものとなるように、システムの構成であったり、詳細の仕様、そういったものを十分検討する必要がございます。これまで導入済みの医療機関の視察であったり、複数のベンダーとの意見交換といったところで導入に向けた検討を進めているところでございます。

来年度中に、そういった内容を整理、予算も精査しまして、できるだけ早期の導入を目指していきたいと考えております。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【千住委員】失礼します。私も、まず、誰でも通園制度についてちょっとお伺いしたいと思います。

今まで保育所には一時預かりというのがあって、その一時預かりの規定といいますか、も各自治体によってちょっと違うと、聞くところによりますと、福岡では、非常に一時預かりの規定が厳しくて、長崎の自治体の中には、緩いところもあって、すごく便利な仕組みだということをお聞きしています。

現在県内で21市町、94施設が、4月から運用されるということですが、実は、諫早市も1施設だけで、また、それも午前2時間、午後2時間の午前3名、午後も3名ということで、本当に使いやすいのかなというところもあります。受入れ側

のやっぱりメリット、デメリットといたしますか、があると思うんですけど、お話し聞けば、受入れ側のデメリットが非常に多いような感じがするんですが、デメリットは、どのように認識をされているでしょうか。

【黒島こども未来課長】受入れ側ということで、施設側のデメリットというところですが、一つ課題としては、利用のニーズの見込みが、現時点ではなかなか立てにくいと、令和5年度からモデル事業、先行事業として実施されておりますけれども、それを実施されていない18の市町においては、初めての取組であり、どれだけの利用者さんがあるのかというところで、まずは、ちょっと1か所というスタートのところもあるところでございます。

併せて、そのニーズに応じて、先ほどから話題に出ております保育人材等の確保等も含めて、こういった受入れ体制を組んでいくかというところ、市町においても検討がなされているところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。利用できる施設が少ないと利用者の方にとってもやっぱり不便だということになりますので、ぜひ、受入れ側が考えている課題について、実際県としてもフォローしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、先ほど、人材の話もあったので、局長説明の4ページ一番最後にあります求職サイト保いっぷについてちょっとお聞きしたいと思うんですが、数年前から潜在保育士の人材バンクみたいな感じで、登録みたいなのが始まったと思うんですが、令和7年度、過去どれぐらいそれが結びついて、今年どれぐらいを予定してるのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

【村崎こども未来課企画監】 保育士・保育所支援センターの県が実施しております事業についてのお尋ねかと思えます。一応、昨年度の実績が、マッチングの実績が20件という実績でしたが、今年度については、現時点で5件のマッチングとなっております。これは県の保育協会の方に委託して実施をしているのですが、特に、今年度、早期に5月ぐらいにコーディネーターさんが退職されまして、その後、人員が集まらなかったということで、コーディネーターさん不在で保育協会の事務員の方が兼務でやっていたいております。

そういったことがありますので、今年度は少し極端に、ちょっと実績が低くなっているところですよ。

【千住委員】 ありがとうございます。コーディネーターの方が、今、不在っていうことで、コーディネーターの方の予算も入ってますよね、どうかなと思うんですが、実は、ちょっといろいろお聞きすると、結局この保いっぷがなかなかマッチングに結びつかなくて、最終的には、結局民間の人材紹介会社に、一応依頼をするというような形が、非常に多いということをお聞きしています。民間の会社ですので、1人、雇うのに年収の30%ほどが取られてしまうということで、1人当たり100万円ほどかかると、また、早期退職されてしまうと、それが無駄になってしまうということで、非常に困っておられます。

そういった中で、もう数年この事業やられているので、今、取り組まなければいけない課題とありますか、今後こうしていくと、こういう改善をやっていくというようなところがあれば、お知らせください。

【村崎こども未来課企画監】 保育士・保育所支援センターで、保いっぷというマッチングのシ

ステムを使って、マッチング事業をやっているんですけども、確かに、おっしゃられるとおり、実績がかなり低迷をしてきております。

要因としましては、まずは、周知不足が一番大きいのではないかなと考えておりますので、こちらの方にちょっと力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

また、この保育士・保育所支援センターにつきましては、昨年10月の児童福祉法の改正で、都道府県設置が義務づけられております。さらに、機能の充実とか、強化についても図られることになっておりますので、来年度からは、保育協会の委託ではなく、保育協会とも相談をしまして県直営で実施をしようかと考えておまして、コーディネーターさんを2名雇用いたしまして、例えば、施設見学の際へ同行訪問をするなど、伴走型の支援を行うことで就職のミスマッチを防ぎ、定着につながるようマッチング強化を図っていきたくと考えております。

あと、また周知についても、次年度はSNS等も活用した周知に取り組んでまいりまして、情報発信については強化をして、センターの知名度向上を図ってまいりたいと考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。結局、民間の会社は、それがうまいこといってるわけですよね。だから周知の仕方にもヒントがあるんじゃないかなっていうふうには思うんですけども、その辺りをしっかり研究してやっていただきたいと、今回から直営になるわけですが、今年度目標等あれば、教えていただきたいと思えます。

【村崎こども未来課企画監】 今年度は、まずは、周知を徹底的にやりたいと考えておりますので、マッチングにつきましても昨年度の実績以上の件数を目指したいとは考えております。

【千住委員】ありがとうございます。現場の方はすごい困っておられるんですね、保育士不足というのは、非常に、現場困っておられます。そういった中で、結構のんびりされているようなすごい印象を受けるんですよね。やはりこれをどうつなげていくか、実際のニーズに追いつくような政策にしていけないといけないと思うんですけども、その辺り局長いかがでしょうか。

【浦こども政策局長】ただいまご指摘がありましたように、保育士の人材確保というのは、本当に、今、大変重要な課題ということで認識しております。

ただいま、企画監から答弁させていただきましたとおり、マッチング機能をどういうふうな形で運用していくかっていうところから入りまして、様々ほかの先行自治体等の状況なんかも、今回確認をさせていただいて、委託という形から、今回、県が直営で行うという形に大きく切り替えて、もう心機一転ここはマッチングに力を入れていこうということで考えております。

一方では、その県が直営で行う意義としては、県が保育士人材確保定着の施策を様々やっております。そういった施策とも相乗効果も期待されますし、あるいは保育士の確保、育成の観点のマッチングにつきましても、今、ほかの自治体でも、先ほど民間の話がありましたけど、先進的な取組をやっているところもあります。県内には、潜在保育士が1万人弱ぐらいいるというふうに言われていますので、今後、県が直営ということで目標を高く掲げて、しっかり取り組んでいくように努めてまいりたいと考えております。

【千住委員】ありがとうございます。ぜひ来年の今頃は、今回これだけやりましたっていうような実績が出るように力入れて頑張っていただ

きたいなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、最後に福祉保健部の方なんですが、福祉保健部の横長資料の49ページ、民間社会福祉活動育成費が、昨年より予算額で1,000万円ほど下がっており、民生委員費が1億4,200万円とあげています。昨年12月に、民生委員の改選があったと思いますが、現在その充足率がどれぐらいかということと、この1,000万円ほど減ってる要因は何かということをお尋ねいたします。

【西村福祉保健課企画監】民生委員の充足率に関してですけれども、長崎市と佐世保市を除く県が所管しております19市町におきまして、昨年12月の一斉改選の結果、委嘱数が1,819人ございました。

定員に対しましては充足率が92.5%となっております。ちなみに、全国は91.7%となっております。

予算に関してですけれども、この1,000万円の減がそのまま令和7年度一斉改選に関する事務費等の減ということになっておりまして、民生委員・児童委員個々の活動費等に関しましては、令和7年度と同等の予算を計上させていただいているところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。よかったです。民生委員さんの活動費が減っているのかなというのも気になったので、実は、民生委員さんも、充て職といいますか、非常に多くて本当もうすごい活動をされております。

そういった中で、正直活動費も非常に低い形で動かれていると、場所によっては、地域によってはとにかく広い場所を持たれている方、あるいは狭いエリアの中でやられている方、様々おられると思うんですが、これだけ燃油の高騰もあれば、活動費っていうのも、非常に足りないんじゃないかなと思うんですけども、活動費

に関しての県のお考えをお聞かせください。

【西村福祉保健課企画監】 民生委員・児童委員の個々の活動費につきましては、国の地方交付税の算定基礎単価を踏まえた設定をさせていただいております。委員1人当たり年額6万200円を、県から助成をするという形で予算計上させていただいております。令和8年度当初においても同様の計上をしております。

そのほかに予算上としては、民生委員・児童委員協議会への助成でございますとか、あと民生委員・児童委員への研修等についてもありません。基本的に、個々に関しては、国の制度を踏まえた措置ということを、念頭に考えておまして、今後も引き続き、そのとおり実施をしたいと思いますと考えております。

【千住委員】 民生委員の方は、活動費を目当てにやられているわけではないので、自治体、県とも温かいつながりがあれば、多分やっていけるとお思いますので、その辺りの活動費の件も、ちょっとでも頭に、念頭に入れていただけたらと思います。

先ほど、充足率が92.5%っていうお話がありました。前回、今回の改選の前に、定数の見直しで、多分あったと思うんですね。合区になったりとか、いろいろやった中で、充足率92.5%ということは、ちょっと若干少ないのかなというふうに思うんですが、この充足率を100%に持つていくための取組について、どうお考えになられているのか。お聞きします。

【西村福祉保健課企画監】 充足率の増加に向けた取組も併せて、今年度の一斉改選に向けた取組も含めてになるかと思っておりますけれども、なかなか高齢になっても働き続けている方が増加しているということがございまして、地域活動に対する成り手の高齢化というの、同様に進ん

でおります。民生委員に限らず、いろんな地域活動の成り手の高齢化というのは進んでいる状況であるということは認識しております。

そういう中で、県としましては、働く世代の参画促進っていうのが、一つありまして、それから委員さん自身の負担軽減の取組、それから広報啓発ということについて、一斉改選時に取り組んでまいりました。これについては、今後、継続してやっていくべきことだと考えておりますので、対応してまいりたいと思います。

特に、働く世代へのアプローチとしましては、昨年度、商工会議所、商工会等の経済団体と連携しまして、リーフレットを作成して配布するなどの取組をやっております。

負担軽減としましては、民生委員・児童委員がなかなか実証困難な証明事務の見直しをやるということ、実際市町がどのような証明事務をやっているかって、お願いしているかっていうことも、点検をさせていただきまして、例えば公営住宅の入居申請の無職証明とか、そういったものも行政でやるとか、そういう形の見直し等も進めております。

それから、広報啓発でございますが、若年層の認知度の向上ということで、今年度、福祉系大学と連携しまして、民生委員・児童委員さんと直に接点を作りまして、講話とか、座談会の実施をいたしました。報道にも取り上げいただきまして、併せて、民生委員・児童委員の活動の様子も取材いただきまして、先日、放映もいただいたところでございます。こうした取組に関しましては、引き続き市町や関係団体と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。様々な取組がなされているというところで、ちょっと安心はしたんですが、実際、働き方改革なんてい

うのは、かなりどの業種も進んでいるんですけども、こういった地域活動に関しては、なかなかその改革というのは進みませんので、その辺りも実際、様々なご意見聞きながら検討いただけたらと思います。

引き続き、なくてはならない存在ですので、ぜひ、広報も力を入れていただきながら、民生委員・児童委員さんに注目が集まって、皆さんとともに地域で支え合う社会になりますように、今後さらに力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【中村(俊)分科会長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにて止め、しばらく休憩いたします。

午後は、1時半から委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

— 午前 11時55分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

予算議案に対する質疑はございませんか。

【饗庭副会長】 私もちょうとだけ質問させていただきます。

福祉保健部の横長資料の73ページの方で、病院企業団助成費についてちょっとお尋ねしたいと思います。

令和8年度は、前年度より1億円増加しております。これは、病院企業団の経営が赤字ということだというふうには理解しております。

そういう中で、令和6年度の決算では、経常損益が27億円の赤字ということで、企業団設立以降、最も大きな赤字となったというふうに伺っ

ております。今年度はどのような見込みでされているのか、お伺いします。

【猪股医療政策課長】 病院企業団の経営ですけども、聞きましたところによりますと、今年度の決算につきましても、人件費の上昇とか、物価高騰の影響などによって赤字が見込まれておりまして、昨年度と同程度の赤字になるのではないかというふうに見込まれております。

【饗庭副会長】 同等の赤字ということですけども、この赤字に関しては、昨年11月議会でも、この文教厚生委員会でもだいぶ指摘があったかというふうに思います。やはりこの赤字を縮小することが、とても大事だということで、中期計画の見直しもされているというふうに聞いております。その中期計画をどのように見直すのか、お伺いします。

【猪股医療政策課長】 さきの11月議会の文教厚生委員会におきまして、その中期経営計画と実際の決算と大きな乖離があることから、この計画を見直すようにというご指摘をいただいたところでございます。

そのご指摘を踏まえて、中期経営計画の見直しにつきまして、病院企業団に申入れを行いまして、企業団からは、来年度の6月の診療報酬改定による医業収益の影響とか、あと、予定している病院の建て替えとか、そういった経費などを含めて、計画を見直したいという回答を受けたところでございます。

それで、中期経営計画の見直しに当たっては、さらなる収支改善対策を講じるという話を聞いておりますので、その赤字解消に向けて実効性のある対策を講じるように、改めて企業団には申入れを行いたいと思っております。

【饗庭副会長】 その中で、令和8年度6月の改定を見込んでということですけども、それでど

れぐらいの収支改善が見込めるのか、お伺いします。

【中村(俊)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時32分 休憩 —

— 午後 1時33分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 再開します。

【猪股医療政策課長】 明確にどのくらいかは、まだ見えないんですけども、例えばですけど、令和6年の医業収益が約240億円ぐらいございまして、その診療報酬改定の見直しが3.09%ぐらい上がることになりまして、それだけで単純にいきますと7億4,000万円ぐらい増加するんですけども、ほかにも診療報酬改定でいろんなメニューがございまして、そこでちょっと収入も上がるでしょうし、一方で、また、その人件費とか、物価とかがどれだけ上がるかがありますので、今のところは、具体的にはまだ言えないという状況でございます。

【饗庭副会長】 具体的には出ないということですので、そういう中で、やはり今後も、さらなる収支改善をしていただき、赤字解消が、本当にできるのかなという思いもあるんですけども、赤字解消に向けて取り組んでいただければと思います。

あと、1点だけ、こども政策のところ、ココロねっこ運動の普及啓発に要する経費として2,162万3,000円掲載してあるんですけども、ずっとこのココロねっこ運動をされているかというふうに思いますが、この費用対効果はどんなふうになっているのか、お伺いします。

【黒島こども未来課長】 ココロねっこ運動につきましては、平成13年、当時ですね、17歳の犯罪というような言葉がありました。そういった青少年による犯罪が社会問題化する中で、青少年の健全育成あるいは環境浄化のキャンペー

ンとしてスタートしたもので、以来25年を迎えるものでございます。

これまでの事業費につきましては、こども政策局が設置された平成18年度からの数字でございますが、令和7年度までの約20年間で、当初予算額ベースで合計約4億3,000万円となっております。

効果という点でございますが、何分にも健全育成というものなので、具体的に何という数字で表すのは、非常に難しいものではございますが、長年の取組によりまして、特に、学校現場での浸透は図られております。また、ココロねっこ運動という言葉についての認知度は、今年度の県民アンケート結果でも、約8割と非常に皆さんに認知をいただいているのかと思っております。例えば、文科省が小・中学生を対象に実施しているアンケート調査で、道徳観でありますとか、自己肯定感、地域への貢献に関する項目、長崎県は、いずれも全国平均より高い数値で推移してきております。こういったことも、これまでのココロねっこ運動、県民総ぐるみで子育て支援に取り組んできた効果と言えるのではないかと考えております。

【饗庭副会長】 一定の効果が出ているということでは、今後もこれを続けていかれるのかと思うんですけども、年度によって新しい取組も必要かと思いますが、その辺りはどのように考えておられますか。

【黒島こども未来課長】 ココロねっこ運動、先ほども申し上げましたとおり、名前、名称につきましては8割程度の方にも認知をいただいていると思っておりますが、趣旨ですとか、具体的に内容をご存じの方は約22%、さらに、自分の生活の中で、ふだんの生活の中で心がけるとおっしゃる人の割合は17%という結果で、

実際まだ取り組むべき部分があると考えております。

ココロねっこ運動、こどもに関する取組であるという、おぼろげなイメージだとは思いますが、具体的に何をしたらいいのかといったようなご意見が聞かれております。

本来の運動の趣旨ですとか、具体的にどういったことを取り組んでいただきたいか、そういった内容の浸透が必要だと考えておりました、今般策定しました新しい総合計画の中でも、県民総ぐるみの子育て支援の気運醸成に向けて、ふだんの生活の中でこういったココロねっこ運動を心がけている人の割合を増やしていくことを目標としております。

趣旨・内容を含めて、認知度向上を図るために、取り組んでいただきたい内容の明示ですとか、もう一つは、全てのこどもたちの自分らしく幸せに生きていくことができるこどもまんなか社会の実現というのも、大きなテーマだと考えております。地域の活動主体とともに、こどもまんなか社会の理念を共有していくとともに、こどもの意見を聞いていくということも重要と考えておりますので、ココロねっこ運動は、時代に合ったアップデートを図りながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

その際、内容見直しには、ぜひ若い世代の皆さんですとか、これまで健全育成活動を担ってこられた皆さん、様々なお声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

【饗庭副会長】ぜひ、こどもまんなか社会にするためにしていただき、いわれたように、若い人の意見を聞いていただき、運動をしている方のお話を聞くと、結構年配の方が携わっておられるようですので、若い方をぜひ参加させていただければと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

【堀江委員】二つの議案に反対をいたします。

第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」関係部分について、福祉・子どもの予算はどれも必要だと認識していますが、こども誰でも通園制度、この制度については、私は、反対の立場です。

短時間、日替わり、細切れの(保育)公的保育制度の中に持ち込むことであり、子どもの状態を十分に把握することが難しく、重大事故発生のリスクが非常に高い危惧を拭えません。

しかも財源の一部を、医療保険に上乗せして徴収することも納得ができません。

第12号議案「令和8年度長崎県国民健康保険特別会計予算」について、これまで県内自治体は、法定外の一般会計繰入れなどを行い、高過ぎる国保税を引き下げる取組ができました。国保都道府県化が、県内保険料の統一、各自治体の一般会計繰入れをなくすことを、導入の目的にしていることは、過去の委員会審議で明らかになっています。

結局は、県民への徴収強化、さらには医療費抑制等へ向かわざるを得なくなり、県民にとっては、必要な医療を受けられないことにつながります。国保都道府県化に反対の立場であること、第22号議案との関連で、こども誰でも通園制度納付金が上乗せされることに同意できません。

以上、反対討論といたします。

【中村(俊)分科会長】ほかに討論ございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について採決を行います。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)分科会長】起立多数であります。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定された。

次に、第12号議案について採決いたします。

第12号議案は、原案のとおり可決することにご賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)分科会長】起立多数であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第2号議案、第52号議案のうち関係部分及び第62号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案、第52号議案のうち関係部分及び第62号議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中村(俊)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】予算議案の部分を除く、

福祉保健部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第20号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」、第21号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」、第22号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」、第44号議案「第6期長崎県福祉保健総合計画」についての4件であります。

議案の内容につきましてご説明をさせていただきます。

第20号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉法に基づく児童相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所機能について、所管区域を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

第21号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令の公布等に伴い、手数料の一部について所要の改正をしようとするものであります。

第22号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に係る政令の一部を改正する政令が公布されましたことなどから、所要の改正をしようとするものでございます。

第44号議案「第6期長崎県福祉保健総合計画」につきましては、長崎県行政に係る基本的な計

画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、長崎県総合計画みんなの未来図2030における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、各領域の個別計画と整合を図りながら、総合的・体系的に進めるための指針として策定しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について、これは職員が出張時にレンタカーで自損事故を起こし、営業補償を求められた事案1件につき、損害賠償金2万円を支払うため、去る2月13日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

福祉保健部関係各種計画の策定について、福祉保健部では、令和8年度から、新たに第二次長崎県再犯防止推進計画及び第3期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画に取り組むこととしております。

これらの計画策定に当たっては、さきの11月定例県議会文教厚生委員会において、それに対するご審議を経て、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、各計画案を取りまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定するとともに、その実現に向けて、各種施策の推進に努めてまいります。

ドクターヘリ2機目の導入について、本県2機目のドクターヘリは、長崎県病院企業団において、医師を離島に運ぶため、週3日程度運航しておりますヘリコプターを、運航しない日にドク

ターヘリ2機目として導入することとしており、これまでヘリに搭載する医療機器を調達するなど、準備を進めてまいりましたが、相次ぐ運航休止が生じている1機目と同様に、運航業者の整備士不足から導入が遅れております。

この間、運航業者に対し、整備士の確保に向けてあらゆる対策を講じるよう強く要請してきた結果、運航業者において、来年度以降、他都府県におけるドクターヘリの運航規模を見直すことにより、整備士を確保できる見通しが立ったところであります。

このため、4月以降、県とドクターヘリの基地病院である長崎医療センターなど、関係機関において、2機体制の運用ルールの再確認や実働訓練を実施するとともに、安定した運航体制が確保できるか見極めた上で、2機目の運航を開始することとしておりますが、一日でも早く救命率の向上並びに救急患者の搬送体制の強化が図られるよう、ドクターヘリ2機目の早期導入に向けて努めてまいります。

高齢者地域貢献活動表彰について、去る1月16日に、高齢者地域貢献活動表彰式を開催いたしました。

この表彰は、介護予防や日常生活における助け合いなど、地域貢献活動に積極的に取り組んでいる高齢者を中心とした団体を表彰することにより、高齢者の社会参加を促進し、地域での活躍の場を広げることを目的に、毎年実施しているものです。

本年度は、介護予防部門、見守り部門、地域の助け合い部門、地域活性化部門、その他の地域貢献活動部門の5部門において、計5団体が知事賞を受賞されました。

今後とも、こうした表彰等を通じて、高齢者の社会参加に対する意識の醸成や参加意欲の向

上を図ってまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料、こども政策局の2ページをご覧ください。

予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除きます、こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第23号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第45号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更」についての2件であります。

まず、議案の内容につきましてご説明いたします。

第23号議案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続いて、第45号議案につきましては、長崎県子育て条例に関する取組を、総合的かつ計画的に進めるために、令和7年3月に策定した長崎県子育て条例行動計画について、長崎県総合計画みんなの未来図2030との整合を図るなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について、これは、開成学園職員が同学園敷地内の草刈り中に、

草刈り機の飛び石により、同駐車場に駐車していた相手方の車両に損害を与えた事案1件及び公用車の事故に係る事案1件について、損害賠償金合計15万3,692円を支払うため、去る2月26日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

こども場所充実に係る取組について、県では、安全・安心なこどもの居場所や様々な体験の提供を行うこども場所の充実にに向けた取組を進めております。

8月に設置した相談窓口において、こども場所の活動者や支援者からの相談対応や助言を行うとともに、こども場所の立ち上げや体験の提供に対し、47件の補助を行ってまいりました。

また、活動者同士の横のつながり等を促す官民ネットワークについては、2月末時点で100件を超える団体等に賛同いただき、民間も含めた各種補助制度をお知らせするとともに、新たに、開設した長崎こども場所ポータルサイトやインスタグラム等において活動紹介を行っております。

加えて、こども場所の活動者等を対象に、活動に関する悩みやこどもとの関わりに関する交流研修会を2回実施し、合わせて約60名の方に参加いただくなど、活動の質の向上や活動者同士のつながりづくりを進めてまいりました。

引き続き、庁内各部や市町・企業等とも連携しながら、こども場所の活動を後押ししてまいります。

旧優生保護法補償金等の相談、申請、個別通知の状況について、旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶を受けられた方々に対して、補償金等を支給する法律が、令和7年1月17日に

施行されてから1年が経過いたしました。

こども家庭課に設置した県の専用相談窓口への相談件数は、2月末時点で72件、補償金等の請求件数は26件となっております。

また、県で保管していた優生保護審査会等の資料から、手術を受けたことが確認できた方のうち、戸籍等調査により生存が確認された3名の方に、個別通知を実施し、そのうち1名が既に請求済みでございます。引き続き対象者の方々へ情報が届くよう個別通知のほか、広報媒体を活用した周知を行うとともに、対象者やご家族の心情等に寄り添った丁寧な説明及び相談支援に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、福祉保健課長より補足説明を求めます。

【川村福祉保健課長】第20号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」について、お配りしております文教厚生委員会説明資料に基づいて、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

児童相談所及び知的障害者更生相談所につきましては、現在、長崎及び佐世保の両こども・女性・障害者支援センターに設置しております。主な業務といたしまして、児童に関する相談への対応、児童の心身の発達や状態の調査、判定及び知的障害者に関する相談支援を行っております。

改正内容につきましては、2.に記載のとおり、長崎こども・女性・障害者支援センターの所管区域としております西海市及び新上五島町を佐世保こども・女性・障害者支援センターの所管

区域に変更することによって、両センター間の業務バランスを調整いたしまして、業務運営の円滑化を図ることとしております。

条例の施行日につきましては、令和8年4月1日としております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、薬務行政室長より補足説明を求めます。

【桑原薬務行政室長】第21号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料6ページをご覧ください。

本議案は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令の公布等に伴い、所要の改正をするものでございます。

令和6年6月議会におきまして、長崎県薬務関係手数料条例の大麻取扱者免許申請手数料を、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料に改正いたしました。この条例改正時には、国において当該免許制度に係る具体的な審査内容が明確に示されておらず、名称の改正のみで、額は据置きとしておりました。

その後、国から通知等が発出され、当該免許申請に係る申請書類の種類が増加したことや、審査基準の判断に、現地確認が必要であること、また、欠格状況の追加により、照会業務が新たに生じたことにより、事務量が大幅に増加することが見込まれることから、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容は、免許申請手数料を6,700円から22,000円に改正するもので、施行日は、令和8年4月1日としております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【江口国保・健康増進課長】第22号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

文教厚生委員会説明資料、福祉保健部の7ページをご覧ください。

まず、今回の改正ですが、子ども・子育て支援法等の改正・施行により、国民健康保険に関する政令が改正されたこと等に伴い、本県の条例においても所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容、主に、2点ございます。

1点目ですけれども、今回の法令の改正によりまして、県は、市町から従来の国民健康保険事業費納付金に加えて、新たに、子ども・子育て支援納付金を徴収することとなります。

このため、徴収に必要な規定を条例に設けるものでございます。

2点目ですが、県が市町ごとの納付金額を算定する際に用いる医療費支出反映係数については、現行条例ではゼロから1までの範囲で、知事が定める数とされております。

しかし、県と市町との協議の上、令和6年度からは、この係数をゼロとすることとしておりまして、既に、その運用が定着しております。

このため、条例の規定についても現行の運用に即した内容に整理するものでございます。

改正条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

なお、子ども・子育て支援納付金に関する県と国の間または県と市町間での請求、納付の流れ

れについて、下の方に図を掲載しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。
よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、福祉保健課企画監より補足説明を求めます。

【西村福祉保健課企画監】第44号議案「第6期長崎県福祉保健総合計画案」についてご説明いたします。

福祉保健部委員会補足説明資料の議案第44号議案「第6期長崎県福祉保健総合計画について」の2ページをご覧ください。

まず、ページの左上、計画の趣旨等でございますが、本県の保健・医療・介護・福祉分野における今後5か年の施策の基本的な考え方、方向性を示すとともに、各領域に多くの個別計画がございますので、それらとの整合性を図りながら、施策を総合的・体系的に進めるための指針として作成するものでございます。

計画策定の根拠・位置づけとしましては、長崎県総合計画みんなの未来図2030の分野別計画とし、また、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画を兼ねて策定するものでございます。

計画の期間は、長崎県総合計画と同じく、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

ページの右上にございます第3基本理念、基本目標、推進テーマのところに、本計画の基本理念を記載しております。県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら、安心して健やかに暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指しますとしております。

この理念の下に、三つの基本目標がございますが、こちらは県総合計画みんなの未来図2030

に掲げる関連3施策を紐づけたものとしております。

基本目標1は、誰もがいつまでも健康でこころ豊かに活躍できる社会の実現としており、この目標を実現するための推進テーマとして、生涯を通じた健康づくりの推進、高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進に取り組んでまいります。

次に、基本目標2は、誰もが必要とする医療・介護等のサービスを利用することができる体制の整備としており、この目標を実現するための推進テーマとして、持続可能な医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの深化、医療人材の育成・確保・定着、介護・福祉人材の確保・定着に取り組んでまいります。

次に、基本目標3は、誰もが相互に尊重し合い、安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりの推進としており、この目標を実現するための推進テーマとして、社会的配慮を必要とする人たちへの細かい支援の実施、障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実、認知症の人や家族が住民と支え合いながら暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

ページの一番下に、計画の策定経過でございますが、昨年5月以降、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会を4回開催し、審議を重ねてまいりました。

11月定例県議会文教厚生委員会におきまして、計画素案をご説明し、本議会において計画案を上程させていただいております。

なお、この間、市町と関係団体への意見照会を行い、素案作成において参考としたほか、素案作成後にパブリックコメントを実施、こちらは3件のご意見をいただき、計画素案を修正する

ものはありませんでしたが、部内関連分野の個別計画において、具体的な取組を推進していくこととしております。

次に、右下にございます計画の推進体制としまして、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会で審議し策定を進めてきたところでございます。

計画後の進捗管理につきましても、本専門分科会にて行ってまいります。

続きまして、次の3ページ目でございますが、本計画と県の総合計画みんなの未来図2030や関連する分野別計画との間の関係について整理した図を、参考までにつけております。

左上に、県総合計画を示しておりますが、本計画では、主に暮らしの基本戦略にぶら下がる三つの施策が該当しますので、これをページの中段にございます第6期福祉保健総合計画の三つの基本目標として、紐づけをしております。

ページの一番下に、各領域に多くの個別分野の法定計画等がございますが、施策の詳細は、それらの個別計画の中で、専門家等による審議会もございますので、そのご助言を得ながら、具体的に推進していくこととしております。

続きまして、4ページ目でございます。

本計画の計画体系と取組項目を一覧として列挙したものでございます。

先ほどは、基本目標の下にぶら下がる、こちらでは括弧書きで番号入れております推進テーマまでをご説明しておりますが、こちらは、その各推進テーマに含まれる取組項目までを一覧として掲載をしております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】 第45号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」補足して説明いたします。

資料につきましては、文教厚生委員会説明資料、横長の4ページをご覧ください。

長崎県子育て条例行動計画、令和7年度から11年度は、長崎県子育て条例が目指す県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のために、1年前、令和7年の3月に策定したところでございます。

しかしながら、昨年11月定例県議会で議決されました長崎県総合計画みんなの未来図2030と数値目標の項目の整合を図る必要があるため、所要の変更を行うものでございます。

また、合わせて、法律改正により、中間見直しを待たずに、新たに、具体的施策の追加を行うものでございます。

具体的な変更の内容は、記載のとおりでございますが、法改正による具体的施策の追加といたしまして、こども誰でも通園制度の令和8年度からの本格実施に伴い、従事者の確保と資質の向上を図ることなどの施策を追加いたします。

また、長崎県総合計画みんなの未来図2030と整合を図るための変更といたしまして、数値目標項目の変更が7項目、保留しておりました目標数値の設定が7項目、数値目標項目の新設が2項目、数値目標の項目名の表現の変更が1項目ございますので、ご確認いただければと思います。

なお、計画の変更につきましては、昨年12月の総合計画策定に伴いまして、県内関係部局や関係機関と討議の上、変更案の作成を行い、本年1月に、今年度第2回目の長崎県子育て条例推進協議会を開催し、今回の案についてご了解を

いただいたところでございます。

今後、県議会の議決をいただきました後、3月末に計画変更、公表する予定としております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】 以上で、説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 まず、二つ反対をいたします。

第22号「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」、先ほど述べましたように、こども誰でも通園制度に反対する立場から、この交付金を上乘せするという条例改正には反対です。

第45号議案の「長崎県子育て条例行動計画の変更」部分の中で、こども誰でも通園制度の部分を追加するという、この部分について反対いたしますので、22号、45号反対の態度を取らせていただきます。

【中村(俊)委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第22号議案について採決を行います。

第22号議案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)委員長】 起立多数であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第45号議案について採決いたします。

第45号議案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【中村(俊)委員長】 起立多数であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第20号議案、第21号議案、第23号議案及び第44号議案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第20号議案、第21号議案、第23号議案及び第44号議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【川村福祉保健課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の充実に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、令和7年11月から令和8年2月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金等内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金について、直接補助金は、資料2ページから6ページに記載のとおりで、計34件でございます。

なお、間接補助金はございません。

次に、7ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、資料に記載のとおりで、計1件であります。

次に、8ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会等からの計2件であり、それに対する県の対応は、資料8ページから24ページに記載のとおりであります。

次に、25ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、長崎県福祉保健審議会など、計30件となっており、その内容については、資料26ページから55ページに記載のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

【黒島こども未来課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員等との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました、こども政策局関係資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年2月までに、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

長崎県私立中学高等学校協会ほか5団体からの要望書、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会の連盟での要望書並びに長崎県保育協会からの要望書の計3件となっており、それに対する県の対応状況は、2ページから13ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

附属機関等会議結果については、昨年11月から本年2月までの実績は3件あり、その内容につ

いては、15ページから17ページに記載のとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

【中村(俊)委員長】次に、原爆被爆者援護課長より補足説明を求めます。

【庄崎原爆被爆者援護課長】広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、通称「八者協」と呼んでおりますが、この八者協において、来年度実施する要望の長崎県素案についてご説明いたします。

原爆被爆者援護課補足説明資料、「令和9年度政府予算に係る広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）要望」についてをご覧ください。

資料1ページをご覧ください。

八者協要望の概要を記載しております。

八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図ることを目的に、広島、長崎4県市の知事、市長並びに議会議長の8者によって構成し、例年、国の概算要求に先立ち、7月中旬頃に政府や国会等に対して要望活動を行っております。

今後、4県市間の協議におきまして、要望書を取りまとめまいります。本県としましては、今回お示しをしております素案に、本委員会でのご意見などを反映させたものを、本県案としまして提案したいと考えております。

続きまして、要望文の内容について、前回の要望から変更した主なところをご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

左側に今回お示しする素案、右側に前回実施いたしました要望内容を記載し、変更した箇所を朱書きにしております。

2ページから3ページにかけましては、要望の前文となっております。時点の修正や、それに関係する文言の整備、協議会委員である首長名

の変更を行っております。

次に、5ページをご覧ください。

まず、要望項目の第1、「弔意事業の充実強化及び啓発活動の促進」でございます。

前回までの要望におきましては、被爆の実相に関する文言が、この要望項目の第1以外に第4にも一部として入ってございましたが、今回、第1項目に集約・整理した上で記載をし、項目名に、今回「及び啓発活動の促進」を追加するものでございます。

次に、5ページの下から7ページにかけてが、要望項目の第2、「保健医療福祉事業の充実」となります。この中の小項目として1点目でございます、「より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用」に関してでございます。

原爆症認定制度は、平成25年に、国において新たな基準が導入され、それに基づく運用が現在まで行われているところです。

導入当初から協議会として、この制度に対する必要な見直しを国に求めてまいりましたが、この制度導入から一定期間が経過しましたことを踏まえ、今後、判例や医学的知見の進展により、必要に応じ、総合的判断における柔軟な運用や積極的に認定する範囲への移行が、相当と見込まれる疾病が把握された場合の基準の見直しを求めるものでございます。

次に、9ページの要望項目の第4、「被爆実態に関する調査研究」でございます。

こちらは、先ほど第1項目でご説明しましたとおり、被爆の実相に関する文言を整理しましたため、該当部分をここから削除した点と併せ、現在、広島県で建設が進められています放射線影響研究所が、令和8年度に竣工が予定されていることに伴いまして、今回の要望からは削除する点の変更となっております。

以上が、要望・内容の概要でございますが、今後4県市がそれぞれの案を持ち寄り、協議の上で合意されたものが要望文として決定されますため、本県の提案が反映されない場合もございます。

また、要望を行うまでの間に社会情勢が変化し、内容を修正する必要が生じる場合もございますので、その点につきましては、ご了承賜りますよう、お願いいたします。

なお、八者協の協議により決定されました要望文につきましては、要望実施の前に、改めて委員の皆様方にご説明をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】 次に、福祉保健課企画監より補足説明を求めます。

【西村福祉保健課企画監】 第二次長崎県再犯防止推進計画案について補足してご説明をいたします。

委員会補足説明資料、議案外資料1-1にございます第二次長崎県再犯防止推進計画案の概要をご覧ください。

まず、計画の性格でございますが、平成28年に施行されました再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、令和5年に、国が策定した第2次再犯防止推進計画を踏まえ、長崎県における再犯防止等の施策の推進に関する計画として、策定するものでございます。

次に、計画の趣旨でございますが、基本理念としまして、誰1人取り残さない優しい社会の実現を掲げまして、犯罪をした者等が孤立することなく、地域社会の一員として立ち直り、支え合う社会の構築、再犯防止を通じて、県民が安全・安心に暮らせる社会の実現を目指しております。

計画の期間でございますが、現計画が今年度末までとなっており、第二次計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

計画を構成する施策でございますが、先ほど述べました基本理念の下、国の再犯防止推進計画に掲げられております基本方針を踏まえまして、重点課題として、こちらに記載しております6項目、地域における包摂の推進、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進につきまして、県のほか国や関係団体等において各種施策に取り組んでまいります。

計画策定及び推進体制でございますが、学識経験者や関係団体等で構成する長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会においてご審議いただいております。計画策定後の進捗管理等も行ってまいります。

計画案策定の経過でございますが、記載のとおりとなっております。

12月の本委員会で素案をご報告しておりますが、パブリックコメント、市町関係団体等からの意見聴取及び長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会でのご審議を経て、本計画案を策定したところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】 次に、障害福祉課企画監より補足説明を求めます。

【町田障害福祉課企画監】 私の方から第3期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画案につきましてご説明をさせていただきます。

委員会補足説明、議案外資料2-1にございま

す縦の資料の第3期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画案の概要をご覧ください。

まず、計画の趣旨等でございますが、ギャンブル等依存症の発生・進行及び再発の予防の三つの柱に基づきまして、ギャンブル等依存症である方等への支援を充実させるとともに、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すこととしており、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定するものでございます。

計画期間でございますが、現計画が今年度末までとなっておりますことから、第3期計画は、令和8年度から令和10年度までの3年間としております。

計画のポイント、重点目標でございますが、2点挙げさせていただいており、県のほか関係機関・団体と連携し、各種取組を進めていくこととしております。

計画推進体制でございますが、関係団体、当事者やご家族、公営ギャンブル等の運営者などで構成する長崎県依存症対策ネットワーク協議会において、計画の進捗管理を行ってまいります。

最後に、策定の経過でございますが、さきの委員会でご意見をいただいた後、12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施するとともに、2月には、ギャンブル等依存症対策専門部会で協議を行い、今回最終案として取りまとめさせていただいております。

本委員会でのご意見を踏まえ、3月末に公表する予定としております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(俊)委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【まきやま委員】 今から発信します。福祉の方の2ページですね。長崎県感染症指定医療機関運営費補助金についてお聞きいたします。

この長崎大学病院に対する第1種感染症指定医療機関の感染症病床の運営費に対する助成の中身について教えてください。

【中村(俊)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時21分 再開 —

【中村(俊)委員長】 再開します。

【長谷川地域保健推進課長】 この運営費に関しましては、長崎大学病院に設置しております第1種感染症指定病床の運営に関する補助になってございます。

【中村(俊)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時21分 休憩 —

— 午後 2時29分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

【長谷川地域保健推進課長】 ご質問ありました感染症指定医療機関運営費補助金につきまして、長崎大学病院は長崎県内の第一種感染症指定医療機関として位置づけられておりまして、2床の第1種感染症病床を有しております。

その運営に対する補助として、2床分の補助を実施しているものです。

【まきやま委員】 スケジュールは。

【長谷川地域保健推進課長】 毎年度補助を実施しております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、ほかに質問がな

いようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問を受けたいと思いますが、まずは、福祉医療費助成費に絞って、委員の皆様からご質問を受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、まず、福祉医療費助成につきまして質問をお受けいたします。

【堀江委員】 最初の補足説明で出された、この資料に戻っていいですか、高校生世代の医療費助成事業について、縷々説明がありましたとおり、このままいけば、予算が大幅に増えると、助成額が増えますと。

そして、現物給付になった場合は、助成額は最大6億円を超えますというふうな想定で、それで制度については、残すという方向で検討すると受け取っていいのですかね。それが大事なことなので、その点をちょっと私からも確認させてください。

【鴨川こども家庭課長】 今回の子ども医療費のうち、高校生世代部分につきまして、令和8年度予算ですけれども、骨格予算ということもございまして、令和7年度実績の半分を計上しているところです。

制度自体も償還払いを原則とするという前提で、制度の運用上は変えずに、令和8年度、今、開始しようとしているところ、継続して続けようとしているところでございます。

【堀江委員】 それで、ほかの議員もそうだと思うんですが、高校生だけ償還払いということではなくて、やはり現物給付にしてほしいというのが、県民の願いでもあるかと思えますし、この文教厚生委員会の中でも、そうした方向が出されているかと思うんです。これはいわゆる高校生世代まで医療費の対象年齢を広げてほしい

という、そのときは中村知事でしたけれども、そのときは絶対できないと言いました。大石知事に代わりまして、方向転換といいますか、英断をされて、高校生世代だけ償還払い方式で現在やっているということになっているわけですね。

だから、その制度そのものをやれないということで見えていくのか、それともやるという立場で見えていくのかによって、仕事の仕方が全然違ってくるといふふうに思うんですが、この補足説明で出されているように、仮に、現物給付化が広がった場合は、助成額はさらに増えるということ、この一言でいうのは、現物給付が難しいということの意味しているということなのか、そこがちょっと私としては、この説明を受けながら、どのような立場でその制度を見直していくのかということが問われているのではないかと思うんですけれども、その点はどうですか、再度確認させてください。

【鴨川こども家庭課長】 補足説明資料に出させていただいておりますとおり、もうこの言葉の限りでございます。

今の段階で現物給付にする、しないの判断はできておりませんで、もう一つのきっかけは、令和7年度の最終的な3年目の実績も確認しながら、あと、財政状況に非常に影響出る金額のパイもございますので、財政当局とも話し合いながら、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 答弁としては、それ以上のことは言えないという段階、現段階では、かと思うんですけれども、ぜひ現物給付にしてほしいという思いであること。

それから、高校生世代の医療費助成、この制度も、ぜひ継続してほしいという、このことに

については私も強く求めていきたいというふうに思います。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【まきやま委員】堀江さんがおっしゃったように、医療費に関することになりますので、まず、医療費の削減については、どのようにお考えか、教えていただけますか。

【鴨川子ども家庭課長】所管しております、子ども家庭課としましては、生じた医療費に対してどう助成ができるかを検討するポジションでございまして、ちょっとそれ以上の答弁を、持ち合わせていないところでございます。

【中村(俊)委員長】まきやま委員から、資料の提出がございまして、書記から配付をさせます。

【まきやま委員】ちょっと医療費について調べてみたんですけども、この表におきまして、下の段が病床数ですね、ベッドの数です。

【中村(俊)委員長】暫時休憩します。

— 午後 2時36分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

【中村(俊)委員長】再開いたします。

【まきやま委員】こちらを見ていただきますと、病床数の関係と医療費、入院医療費の関係のグラフになっています。このグラフを見て分かれると思いますけども、九州はベッドの数が多いにもかかわらず、医療費も多くなっています。九州全体もそうですね。一番高いのは高知県になるんですけども、つまり、経営を考えると、100人の病院が1個あって、採算を合わせようとすると、例えば6割埋めないといけない場合、60名になります。

ただ、ベッド数が3倍あるってことは、長崎県の場合は、180人入院させる必要があるということです。となると、地域で医療のレベルはほと

んど変わらないと思いますので、お医者さんのさじ加減で経営を成り立たせるために、入院をする人が増える可能性が出てくるわけです。

こういった形で、九州は医療費はかなり高く使っているんで、県の税金を使って、この政策をするのであれば、子育て、少子化対策と打たないでやらないといけないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【浦子ども政策局長】午前中も答弁があったかと思いますが、まず、子どもの医療費の高校生世代に措置をさせていただいたという観点については、少子化対策の多様な対策の一つではございますけれども、我々としては、あくまで全ての高校生世代がどこに住んでいても安心して医療を受けられる、そういう環境を整備しようということで、経済的負担の軽減も合わせて、そういう目的で開始したというふうに承知しておりますので、少子化対策というよりは、少子化対策の一つの施策というふうなことで捉えております。

【まきやま委員】私は、この医療費の問題を考えたときに、重大かつ緊急なものに絞って、もっと少子化対策に使うような方策を考えた方がいいと思います。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【前田委員】ちょっと今さらですけども、0歳から18歳までの中で未就学と小学校、中学校、高校とありますけども、今のこの医療費助成ってどうなっているんですか、まずは。

【鴨川子ども家庭課長】18歳までの中で、区分としては3区分に分かれております。

まず、生まれてから小学校前の乳幼児までにつきましては、県と市町で2分の1ずつ補助しております。

それから、小・中学生の部分で区切れますけ

れども、小・中学生につきましては、全額市町負担になっております。

残りの高校世代につきましては、県の方で10分の10償還払いを原則としております。

乳幼児医療につきましては、現物給付をベースにしております。

【前田委員】以前聞いていた、国保のペナルティーがあるって話は、関係ないですかね。

【鴨川こども家庭課長】制度導入時の令和5年度におきましては、まだ国保のペナルティーありましたけれども、現時点国保のペナルティーはもう外れております。

【前田委員】前知事が肝煎りでやった政策であります。先ほどから堀江委員が言われるように、知事も変わったけども、やるんですかっていう確認があって、やりたいという答弁だったと、検討するのかな。検討するか分かんないけども、最初のスタート時から、市町と話し合いがうまくいってないじゃないですか。最初のスタート時から、今に至っても、市町の意見っていうのはどうい話し合っているのかなきゃいけないのか、何が課題になっているのか、少し整理させてください。

【鴨川こども家庭課長】令和5年度に導入するに当たりまして、令和4年度、その前の令和4年度に市町とも協議を縷々したところでございます。

そのときには、市町の方からは、高校生世代だけを支援するのではなくて、これまでやっている乳幼児、それから小・中学生のところの小・中学生の部分が、全額市町負担でしたので、その部分について、県の支援を入れてほしいという声であったりとか、市町からの要望自体も一つまとまっているわけではございませんでした。

そういう意見の中で、県としましては、今、

最後一つ空白になっている高校生世代のところを、県全額負担で埋めようという、かじを切ったところでございます。

【浦こども政策局長】すいません、1点補足なんですけれども、市町から出される声の一つとしては、市町間で制度が異なる、いびつな今、状況になっていることに対する懸念の声も、当然でございます。県民の方が、例えば県内の中で居住地を変更する場合に、これまで現物給付払いだったのが、急に償還払いになりますとか。やはり年齢を重ねるごとに、例えば小・中学校までは現物給付であったのが、高校生世代になって償還払いになるとか。あと、高校生世代について言えば、県は補助制度自体は償還払いをベースに、制度を構築しているんですけれども、もう既に半分近くの市町が、市町単独で上乘せして現物給付にしているということで、非常にそういった点でも、県内の中でも制度が非常にいびつな形になっているということ、何とか県の方で広域的な調整の観点で対応していただけないかという、そういう声も聞いております。

【前田委員】ちょっと数字を事前に指摘させていただいていなかったんで、恐縮ですけども、今、県が負担しているのは、高校生の分の今、上がっている金額とですよ、未就学の分もあるわけですよ。未就学の部分って、ざっくりどれぐらいあるのかなと思うのと、あと、その市町、21市町が合計でもいいんですけども、どれぐらい負担しているんですか。分かりますかね。

【鴨川こども家庭課長】令和6年度の実績で申し上げます。事務費を除く補助金額になりますけれども、令和6年度の高校生世代、県全額10分の10負担の部分が4.3億円、小・中学生全額市町村10分の10負担のところの市町村の総額が20.5億円、それから乳幼児です。総額で13.7億円、

これを折半しておりますので県6.8億円、市町6.9億円でやっております。

【前田委員】もう数年来ずっと協議が続いている状況ですから、できればやっぱりこの新年度というか、令和8年度には結論を出してほしいと思います。局長が言ったような指摘というか、この地域間の格差というところも含めて、ならず作業は大変だと思いますけども、そろそろ結論とか出すべきなのかなと思っています。そういうことを含めて、ちょっと堀江委員と重なりますが、続けようっていう気持ちでいるんですね、高校生は。再度確認します。

【浦こども政策局長】今回、令和8年度予算については、骨格予算ということで、一部の計上のみにとどまっております。

我々としては、市町と協議をする中で、市町からも令和8年度については、そのまま継続をしてほしいという声も、もちろん聞いておりますので、私どもは、それをベースに、今後6月補正予算に臨んでいきたいというふうに考えております。

【前田委員】私としても継続を望みますけれども、やはりほかの委員からも指摘があつてますが、継続するんだったらやっぱり現物給付ですよ。償還払ってやっぱり少し邪道だと思つていて、助成額を抑えんがための制度じゃないですか。手続を複雑にして、人によっては、もう面倒くさいから出さないと、もしくは少し金銭的に余裕があるから、もういいやというのを狙って、3分の2ぐらいに抑えるっていうのが、真の償還払いにする理由だと、僕は認識しているし、はたから見てもそうしかないとと思うので、やっぱりやるんだったら、現物給付という形でやらないと、なかなかその制度の目的に、逆に沿わないんじゃないかなってことだけは発言し

て。

それと、本来は国が何とかしろっていう話もあるのかもしれませんが、過渡期でもありますので、そこはしっかり県・市町が納得いくような形で結論を、もう令和8年度中に出していただくことを要望して、質問を終えます。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【大倉委員】議案外質問させていただきます。福祉保健部さんにご質問です。

こども医療福祉センターの、いわゆる虐待、それから転倒事故の件についてご質問がございます。

まず、虐待に関してなんですけれども、2015年から2023年にかけて、14件もの虐待が認定されているという事実がございます。

それから、転倒事故に関しましては、令和6年5月に起きたものでして、被害を受けたお子様は頭などを強打されました。こういった問題が発生して、ニュース等々でも大きく報じられたわけです。

この問題が起きてしまったこども医療福祉センターではあるんですけれども、利用者の方々には、この施設というのはやっぱり大事だと、非常にこれは便利だという声が上がっています。やっぱりそれは障害がある子どもさん、そして病気を持ったお子さんに特化した県内で唯一の施設だということところが、そういうことなんだと思いますね。

ですから、本当に利用者の方にとっても、本県にとっても意義がある施設であることは間違いありません。

そこで、ご質問なんですけれども、この病院の中身、病院の機能を充実させていく必要があると思います。これは、もちろん人材的な観点からもそうですし、機能面からも充実させていく必要がある。今日午前中の質疑で、トイレであるとか、自動ドアの改修、こういった答弁もいただきました。

そして、電子カルテの導入も早期導入を検討されているということで、一定評価はいたしますけれども、ただ、こういった機能的な部分を変えていくという、これ自体は実は親の会の方々が、もう再三にわたってずっと要望をしてこられた中身なんです。ですので、今回の改善というのは、そういった親の会の皆さんの声をしっかり受け止めて改善するというような認識でよろしいのでしょうか。

【里障害福祉課長】こども医療福祉センターにつきましては、午前中に答弁させていただいたとおり、6月補正において設備の方の改修を検討しておりますし、電子カルテの導入につきましても、今後早急に検討を進めるということにしております。この関係につきましては、こども医療福祉センターの家族の会からもご要望いただいていたところであります。

そのほかにも、委員会でもご意見いただいていますし、これまでもそういった必要性というのは議論がなされてきたところではございますけれども、家族の会のご意見も受け止めた中で、こういった対応をしているという状況にはございます。

【大倉委員】承知しました。保護者の皆さん、家族の会の皆さんの声も受け止めてというところをご答弁いただきました。ありがとうございます。

それから、人材的な観点での充実も、ぜひ図

っていただきたいと思いますので、それもお質問したいと思います。例えば人材面、職員さんの数も、今後増やしていくのかとか、研修を増加させるのかとか、そういった辺りの展望がありましたらお示してください。

【里障害福祉課長】人材面のところにつきましては、これまでも業務やニーズの状況に応じて、適切な人員配置に努めてきたところでございますが、近年で申し上げますと、令和6年10月から看護師の次長職というのを配置しまして、組織風土の改善、そういったものを推進していくというようなところに取り組んでおります。

現時点で、人員の増というのは、考えておりませんけれども、今後もまた状況に応じまして、必要な人員の配置を進めていくといったところと、研修につきましても、今回の転倒事故あるいは、令和5年の虐待の関係も踏まえまして、各種研修を充実させて、再発防止に取り組んでいるところでございまして、引き続き、センターがより適切な運営になりますように、人材の育成にも努めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】ぜひ状況に合わせて、人員も増やしていただきたいと思います。要望しておきます。

それから、やっぱりこの病院は障害がある子を持つ親御さんにとっては、本当に必要不可欠な施設だということなんです。

この病院があるから助かっているんだという声を、本当に多く聞きます。

だからこそ、もう県には利用者の皆さんの様々な声を聞いていただきたい、受け止めていただきたい。時には耳の痛いことも聞こえてくるかもしれませんが、それにもぜひ、耳を傾けていただきたいと本当に思います。

そういったことで、今日質問をしたいんですけれども、先ほど、これも午前中に視察という

話が出ました。これについてちょっと伺いたいんですが、いつ視察に行ったのかという点。そして、この視察の中で、議員の方々にこの虐待の話であるとか、それから、転倒事故の説明はなされたのか、そこをちょっと確認したいと思えます。

【里障害福祉課長】 申し訳ございません。視察に関しましては、この文教厚生委員会の現地視察ということで実施をしていただいております。

視察の説明の内容としましては、こども医療福祉センター全般について説明をさせていただきました。虐待の案件、転倒事故の案件についての詳細の説明というのはしておりませんが、そういった事故も踏まえて、今後しっかり対応させていただきたいというようなご説明を、センター長からさせていただいたところでございます。

【大倉委員】 説明はなされていない。行ったのは去年ということでしょうか。去年ですね。

ということは、転倒事故の後ですね。ですから、そこはやはり私は説明すべきだと思います。

その視察の目的というのは、どういったものだったかって、それ答弁できますかね。なるほどですね。分かりました。

ただ、重大な事案は、やっぱり事実としてきちんと伝えていただきたいところを、私は要望しておきたいと思えます。

その事実からやっぱり何を改善すべきなのかというところをあぶり出していくというところは、非常に視察の中では必要なんじゃないかというところを、お話しさせていただきました。

では、ちょっともう少し伺っていきたいんですけども、冒頭でお話ししました虐待であるとか、この転倒事故に関して伺っていきます。

今日は細かい事実確認であるとか、それからその理由を問いただすつもりはありません。

まず、この問題の根本になるようなちょっと事例を挙げさせていただきます。

虐待で言いますと、職員の不適切な言動が7年から8年間ほど続いていたにもかかわらず、しかも、その状況をセンターが知っていたにもかかわらず、放置していたという問題が一つあります。

転倒事故で言いますと、事故当時、車椅子の患者さんが3人いたんですけれども、それに対して職員さんは2人しか付いていなかったという状況だったんですね。つまり、職員さんの人員不足が事故の原因の一つとされているわけです。こういった事例を見ていきますと、やはり、このこども医療福祉センターの体制あるいは体質が分かりませんが、そういった部分に何か改善すべき点があるんじゃないだろうかと思うんですね。

これ結果論ですけど、虐待案件と、転倒事故、このタイミングも続いてしまったということもあります。ですから、もしも、このセンターのこれまでの恒常的な体制、体質に問題があるから続いてしまったのだとすれば、やっぱりそこは何らかの対策を取っていかねばいけないなと思うわけです。

そこで、ご質問なんですけど、こういった虐待や転倒事故が続いてしまったということに関する原因とか、対策、その辺りはどのようにお考えか、お尋ねします。

【里障害福祉課長】 虐待と転倒事故の方が続いてしまったということにつきましては、県の方としても重く受け止めているところでございます。

原因につきましては、虐待については、長年

そういった行為が故意に行われていたというようなことでございまして、一方転倒事故につきましては、主要な原因としては、職員のブレーキのかけ忘れというような過失によるようなところもございまして、それぞれ要因というのは、いろいろございまして、それに対応した再発防止策を、様々行っているところでございますけれども、背景としまして、こども医療福祉センター全体として、そういった職場風土、意見が言いにくい環境であったり、風通しがよい職場環境になっていたのかというようなところ、そういった全体とした職場風土の問題もあると考えておりますので、そういったこともございまして、令和6年10月から新たに外部の方を、看護師の次長職として置きまして、一緒になって、こども医療福祉センターのそういった改善に努めているというようなところでございます。

【大倉委員】改善に努めていただいているということですね、承知しました。

ただ、このような虐待とか、転倒事故が起ってしまったっていうのは、本当に私としても残念です。

何度も言いますが、利用者の方々にとっては、県内でも唯一のよりどころと言える施設なわけですね。だけれども、その病院を利用することに不信感を抱いてしまっている方もいらっしゃる。本当に残念ですよ。つらいですね、これは。先般、新田部長らと、その事故の被害者のお母様、それから利用者の皆さん、そういった方々と県庁で面会の機会を設けていただきました。感謝申し上げます。

ただ、事故が発生してから1年余り経過したタイミングで、ようやく面会ができた、ようやくかなった面会だったんですね。その場で新田部長から今回の事件についてご説明をいただい

た部分を、ちょっと端的にポイントとして振り返らせていただきます。

今回の件に関しての部長のご発言、職員のキャラクターの問題というお言葉ありました。職員のキャラクターの問題。それから、お互いのコミュニケーション不足が、お互いのコミュニケーション。それから、地方公務員は保身に走る傾向にあり、県庁職員での対応には限界がある。地方公務員は、保身に走る傾向にあり、県庁職員での対応には限界があるというご発言がございました。

部長この発言を聞いた被害者のお母様はかなり気持ちがちょっと落ち込んでいらっしゃったんですね。ちょっとこの発言の真意というものをお聞かせいただければと思います。

【新田福祉保健部長】センターにおける虐待事案や転倒事故につきましては、県としても重く受け止めており、これまでセンターのほか、障害福祉課や福祉保健部などを含めて、県の組織として対応してきたところです。

障害福祉課からは、これまでのやり取りの内容や対応方針などについて、随時報告を受け、被害に遭われた方へ丁寧な対応に努めるとともに、再発防止策の検討など、センターの運営体制の見直しに向けて、必要な指示を行ってまいりました。

虐待事案、転倒事故の発生は、県立の拠点施設としてはあってはならないことであり、同様の事案・事故が二度と発生しないよう、今後とも再発防止策を徹底し、県民の皆様が安心して利用できる施設となるよう、全力を尽くしてまいります。

【大倉委員】そういう回答になるんでしょうね。今一つ一つの部長の発言をお尋ねしたんですけど、この発言で、例えばその職員のキャラクタ

一の問題ですよとか、そういった言葉でショックを受けられたわけですよ。そういうことに関しては、どのようにお感じなのか、それこそ真意がございましたら、そこをお尋ねしているところです。

【新田福祉保健部長】 令和5年度に発生いたしました虐待事案につきましては、外部有識者による検証委員会を設置の上、問題点等を検証し、改善・提言に向けて、その内容を踏まえ、様々な再発防止策を行ってきましてところです。

具体的には、発生の原因、問題点として、虐待防止委員会などの組織としての虐待防止体制や虐待防止研修マニュアルが不十分であったことや、管理職を含めた職員の知識、権利擁護意識の不足、自由に発言がしにくい職場風土などが示されており、再発防止策として、虐待対応規程の抜本的な見直しや虐待防止及びサービス向上に関するマニュアル、セルフチェックリストの作成や外部講師による研修会の実施、職場風土改革のための看護師の次長職の配置、第三者評価の実施など、幅広く取り組んできているところです。

また、令和6年度に発生いたしました車椅子の転倒事故につきましては、主要な原因としては、車椅子のストッパーをかけ忘れるという職員の不注意によるものでありますが、院外散歩中に発生したことや、駐車場のくぼみで転倒したことなど、発生の様々な背景を検証し、車椅子の介助等に関するマニュアルの整備や研修の開催のほか、安全な散歩コースを設定したマニュアルによる研修の開催、施設の安全管理や医療安全管理の徹底など、様々な再発防止策に取り組んでいるところです。

こういった趣旨を踏まえまして、発言をさせていただきます。

【大倉委員】 質問を変えます。少なくとも1年間、この事故が起きてから、少なくとも、1年間は担当者に、部長は任せていたと思うんですけども、しかし、この事態は結果的には収束しなかったわけですね、家族の会の皆さんとのお話し合いが解決しなかったわけです。

ですから、そういった状況が続いていた。その1年間のこの状況に対して、担当者から部長はどういった報告を受けていたのか。そして、部長としてその報告に対してどのような指示を与えていたのか、その報告と指示の中身についてご質問します。

【新田福祉保健部長】 センターにおける虐待事案や転倒事故については、県としても重く受け止めており、これまでセンターのほか、障害福祉課や福祉保健部などを含めて、県の組織として対応してきたところです。

障害福祉課からは、これまでのやり取りの内容や対応方針などについて、随時報告を受け、被害に遭われた方へ丁寧な対応に努めるとともに、再発防止策の検討など、センターの運営体制の見直しに向けて、必要な指示を行ってまいりました。

虐待事案、転倒事故の発生は、県立の拠点施設としてはあってはならないことであり、同様の事案・事故が二度と発生しないよう、今後とも再発防止策を徹底し、県民の皆様が安心して利用できる施設となるよう全力を尽くしてまいります。

【大倉委員】 ちょっともう質問変えますね。これもね。そもそも虐待であるとか、転倒事故、先ほど答弁の中にもちらっとありました。起きてはならないことが起きてしまったわけですよ。

タイミング的にも重なってしまったというところで、この今回の件の責任ですね。この責任

の所在はどこにあるのかというところを伺いたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

【里障害福祉課長】今回の事故につきましては、基本的には、センターの運営の責任者であるセンター長に責任があると思っております。

【大倉委員】センター長に責任があって、では、県には責任はないということではよろしいのでしょうか。

【里障害福祉課長】センターの運営の責任者ということで、一義的には、センター長に責任があるという趣旨で申し上げましたけども、所管の障害福祉課、福祉保健部を含めまして組織として、その責任はあると考えておまして、これまでも組織として、再発防止などの徹底に取り組んでいるところでございます。

今後とも、組織としてしっかり再発防止策、また、こども医療福祉センターがより適切に運営がなされるように努めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】起きてしまったことは、もう取り返せませんし、ある意味、仕方がないと言えば、そういうことなんですよ。

だから、これから先は、やっぱり利用者の皆さんから信頼の置かれるセンターに生まれ変わらなければいけないと思います。

そして、何よりやっぱり虐待とか、あと、転倒事故に遭われた被害者の方々にしっかりと、今後も誠心誠意対応していただく。もうこれに尽きると思います。その辺りは部長、約束はしていただけますか。

【新田福祉保健部長】こども医療福祉センターは、医療法に基づく病院であるとともに、児童福祉法に基づく障害児入所施設であり、県内における障害児の療育・子どもの発達支援の拠点施設として、発達障害等について専門的な医療・

リハビリを提供しているほか、地域の療育体制の整備に向けて、巡回相談や事業所等への研修などの地域ケアを行っているところであります。

県の拠点として、時代の流れや利用者のニーズを踏まえながら、役割を十分に果たしていけるよう、専門的なリハビリや医療などの充実を図っているところでございまして、現在も、様々な事案ございました。虐待事案後、また転倒事故後、様々な改善を即座に行っているところでございます。

具体的には、虐待を受けて通報制度について、全職員に周知するなど虐待防止対策委員会が機能発揮するための改善、職員意見箱や職員相談室の新設、子ども等の権利擁護や倫理等に関する研修を通じた職員の意識改革、虐待防止やサービス向上に関するマニュアルの作成、意見箱の増設やQRコードで投稿できるようにするなど利用者意見への対応の改善、カンファレンスの検討項目に子どもの権利擁護や倫理的な視点を追加、組織風土改革の推進や医療安全管理体制の強化、職員マネジメント能力の向上などを目的とした看護師の次長職も既に配置しておりますし、第三者評価も実施しております。

転倒事故も受けまして、安全管理委員会による月1回の定期的な施設への安全確認を実施しておりますし、車椅子の介助、移動の際の安全対策マニュアルの整備も行いました。

職員研修による操作方法の周知徹底とセルフチェックによる確認を実施、休日時間外における玄関の施錠、院外散歩における1対1対応の徹底、院外散歩に関する個別マニュアルの作成、安全な散歩コースの設定・ルール化、緊急時における建物外での通信手段の確保、PHS用アンテナも新設をしております。

全職員を対象とした医療安全研修も実施して

おりますし、一次救急措置の研修も新たに行っておりあります。

また、11月の面会を受けまして、ご要望のありました監視カメラの増設に関しましても、もう即座に対応しております。既存10台に加えて、5台を2月末に設置済みでありますし、医療メディアーターの養成のため、2月から3月にかけて、職員2名に関しても研修の受講を済ませております。あらゆる対策を既に講じております。

こども医療福祉センター、県立の施設として果たすべき役割をしっかりと整えていくというところは、お約束させていただきたいと存じます。

【中村(俊)委員長】 それでは、ほかにございませんか。

【川崎委員】 高次脳機能障害についてお尋ねいたします。

疾病の発症また事故による脳の器質的病変に起因するもので、主な症状として経験したこと自体忘れてたり、同じ質問を繰り返す記憶障害や集中が続かずミスが増える、ささいなことで、気が散る注意障害、計画を立てられず段取りが悪い、状況に応じた切り替えができないといった遂行機能障害など、多岐にわたって様々な障害がありますが、つまり、外見から判断しにくいことから見えない障害と呼ばれて、本人さえ症状に気づかないこともあるとされています。

その特性の理解も進んでいないなどの理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えている状況ということも伝わっております。

まず、県内の患者数と従来の支援方法についてお伺いをいたします。

【町田障害福祉課企画監】 県内の患者数と従来の支援方法についてのお尋ねでございます。

国全体としての患者数につきましては、国の

方が全国で約23万人と推計をしているところでございます。

この数字につきましては、国が令和4年に調査いたしました生活のしづらさに関する調査に基づきまして、推計値として根拠としているところでございますが、本県における患者数について、具体的な数については、把握ができてない状況でございます。

続きまして、これまでの支援方法についてでございますが、現在、長崎こども・女性・障害者支援センターや保健所による個別相談支援を実施しております。

また、その個別相談からそれぞれの相談者に応じた支援機関、医療機関であるとか、福祉サービス、就労場所等への橋渡しを行っております。

また、長崎こども・女性・障害者支援センターは、診療所機能も有しておりますので、通所リハビリテーションを実施しているところでございます。

また、支援機関職員に対する支援方法についての研修会を実施するとともに、支援者向けのガイドブックを作成しております。

また、当事者、家族や相談支援者、医療機関向けに医療機関一覧表の作成も行っているところでございます。

また、家族への支援といたしまして、集いの場や家族教室の開催など、このような取組をこれまで実施をしているところでございます。

【川崎委員】 こども・女性・障害者支援センターや保健所で、一定の支援があるということは、分かりました。国全体では23万人という、これは推計なんでしょうけど、長崎県もその数は掌握をしていないということで、やはり支援をより充実させていく、具体的に取り組むに当たっ

て、やっぱり実態把握はあってしかるべきだと思うんですね。

まず、患者数をつかむ、その状況をつかむ、これが必要かと思いますが、見解を伺います。

【町田障害福祉課企画監】 現在、どのような形で人数把握できるかっていうのを、長崎こども・女性・障害者支援センターと、ちょっと協議をしているところがございますので、中には、きちんと診断されている方もいらっしゃいますが、中には、診断されていない方もいらっしゃいますので、どこまで調査ができるかというところは、今後検討させていただきたいと思いますが、長崎こども・女性・障害者支援センターとその辺りについて、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 ぜひよろしくお願いします。

外見から判断しにくい障害と、見えない障害といわれることから、外部の理解促進をするとともに、自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で切れ目なく受けられるようにするために、高次脳機能障害者支援法が、昨年12月に成立をして、来月1日から施行をされます。

自治体に求められる事項も多々ありまして、まず、確認であります。都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務を、センターに行わせ、または自ら行うことができるというふうに規定をされています。このセンターの整備状況についてお尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】 高次脳機能障害者支援センターの役割につきましては、事故や病気などによる脳の損傷により、日常生活に支障のある方や、そのご家族に対して、専門的な相談や、リハビリ、就労支援、地域ネットワークを構築する地域の中核的な機関であると認識して

いるところでございます。

本県におきましては、同様な支援を行う拠点機関といたしまして、既に、平成19年7月の2日に、長崎こども・女性・障害者支援センター内に、高次脳機能障害者支援センターを既に設置して対応しているところでございます。

【川崎委員】 長崎が先駆けて、平成19年7月にはセンターを設置しているということですが、先ほどの実態調査も、ぜひ取り組んでいただいて、充実を図っていただきたいと思っています。

もう一点、専門的な医療機関の確保というところでありますが、都道府県は、この医療機関の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行うということが、努力義務というふうになっておりますが、どう取り組まれるか、お尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】 専門的な医療機関の確保というところが、県の努力義務ということになっております。

現在、各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターで実施をしております研修に、先ほどご説明いたしました高次脳機能障害者支援センターから講師を派遣させていただきまして、高次脳機能障害についての専門的知識のスキルアップを図っていただくことにより、専門医療機関の確保に取り組んでいるところでございます。

また、高次脳機能障害者支援のため、定期的に長崎県内の医療機関一覧を更新させていただくとともに、引き続き、各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターと連携を図ることにより、医療機関間の連携にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。

もう一点、支援体制の整備を図るために、患者と家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くように、努めなければならないとされておりますが、見解をお伺いいたします。

【町田障害福祉課企画監】高次脳機能障害者支援地域協議会は、医療、福祉、教育、労働などの多職種が連携するネットワーク体制を構築・推進する組織と理解しているところでございます。

こちらにつきましても、本県におきましては、同様な機能を持った協議会を、既に、平成18年4月1日に、長崎県高次脳機能障害支援連絡協議会として、既に設置して取組を進めているところでございます。

【川崎委員】既に、県は設置をしているということでありました。分かりました。

いずれにしても実態調査、これは、ぜひ進めていただいて、そこから見えてくるのも、またあると思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、これちょっと通告してませんでしたけど、宇久島の特養の啓寿園の件なんですけど、先般ちょっと新聞にも報道されて、島内唯一の特養施設ということでしたが、5月に閉所をするという記載でありました。入所者が31名いらっしゃるって、この受入先がまだはっきりしていないと。また、42名の従業員の再就職先、こういったところも課題ということですが、まず、県の認識をお伺いいたします。

【中村長寿社会課長】宇久島の特別養護老人ホームにつきましては、佐世保市が所管しております。我々としても、今月に入って佐世保市から、そういった情報を得たところでございま

す。

我々の認識、佐世保市の認識としても、やはり人口減少という部分で特に利用者の増加が見込めないということで、ここは40床の特養なんですけど、現在31人の入所者ということで、そういった部分で赤字が出ているというところで、佐世保市の見解といたしましては、そういった受皿的なものを、しっかり整理しながら、特養については廃止というのもしやむを得ないという方向性で考えておられるというところで、お聞きしているところでございます。

【川崎委員】入所されている本人さんはもとより、家族も本当に困っておられると、従業員も今後自分の働き先がどうなるかと不安も増しておられるといったことも伝わってきております。

佐世保市からの報告という段階なのかも知れませんが、県もぜひ何かしらの支援を、手を差し伸べていただく。本当に5月ってもうすぐですよ、目の前に来ていますので、ぜひ、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いします。

【中村長寿社会課長】我々離島が多い県として、こういった離島の介護サービスについては、様々な支援を行うとともに、国に対してしっかりそういった部分の支援をしていただくよう要望した結果、現在そういった方向で様々な離島、山間地の支援策が検討されておまして、令和9年度の改正等々で反映されるのではないかと期待しているところでございます。

今回の件に関しましても、やはり人口減少の部分での利用者減という部分で、一定もう仕方がない部分っていうのはありまして、あと10年、15年で宇久島の人口も1,000人を切るということが見込まれております。

そういった部分で、今からこういった事例と

というのは出てくるかと思しますので、我々としても、地元の市町村と常に情報共有しておりますので、受入先等も含めて相談があった場合にも、我々からも積極的に問合せをしつつ、支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

【川崎委員】 ぜひよろしく願いいたします。

また、今ご指摘のとおり、他にこういった事例も起こりかねないというところから、ぜひその辺もしっかりとお取組いただきたいと思えます。

最後に、介護医療院についてお尋ねいたします。

介護医療院、これは要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養所の管理・看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設、こう定義をされているわけですが、要約すれば、要介護高齢者の長期療養、生活のための施設と、このように理解をいたしております。

まず、ながさき長寿いきいきプランでは、どのように計画をされているのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 介護医療院につきましては、現在、令和8年3月1日現在で、15施設、県内に575床ございます。

今回のいきいきプラン介護支援計画におきましては、令和6年から令和8年度まで計画しておりますけれども、3年間で77床を増加するというところで、市町村と協議して計画に策定しているところでございます。

【川崎委員】 県内の施設が15施設ですね、77増床を、今からまた図っていくというところであ

りました。

これは、計画にそのように載っているということで確認をさせていただきましたが、これは十分な数なんではなかろうか。もうこれから高齢社会に当たって、必要な数ということでの計画になっているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

【中村長寿社会課長】 高齢者の受皿としましては、介護医療院等、大きく介護施設系ということで、特別養護老人ホームと老人保健施設、それから介護医療院と、大きく三つございます。

介護医療院等につきましては、適切な数がどれだけかという部分は、市町村が様々な自らの市町村域の状況を鑑みて、現在計画を立てている部分がございます。

また、こういった大きな施設というのが、近年なかなか、先ほども申し上げましたが、人口減少等の将来を見据えた形で、なかなか設備投資しにくいという部分で、小規模な特養を、市町村域を対象とする特養が多く整備されている状況でございますので、現在これが十分かという部分では、様々な施設で在宅をカバーしていくという点で、介護医療院だけじゃなくて、そういった各種施設で、こういったニーズのある方に、しっかり入所をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【前田委員】 手短かに質問いたします。

昨年、その不妊治療について質問をして、全国で10%を超える出生数が出てきた中で、本県は、推計で2.7%だということで、長崎市に3か所しかないということも含めてですね、少子化を考えるのであれば、あらゆる施策を打つ中でこどもを授かりたいという支援は、有効だと思っていて、優先すべき政策だと、僕は認識し

ています。

そうする中で、今年予算、新年度予算を見ると、理想というか、前回、昨年同様の事業の予算を組まれていますけども、新しい施策を展開するに当たって、アンケートを実施してもらったと思うんですね。患者さんに対するアンケートと、医院に対するアンケート、そこからニーズを探してほしいということでやっていただいたことには感謝していますけども、結果がどうなったのか、少し取りまとめに時間がかかっているようですけども、どういう意見が出てくるのかを、まず、お知らせいただければと思います。

【鴨川こども家庭課長】アンケートにつきましては、今、委員のお話ありましたとおり、県民向けのアンケートと、医療機関向けのアンケートと、今年度実施して、現在取りまとめ中でございます。

ご報告できる部分だけ、このタイミングでご報告させていただきますと、まず、医療機関向けの調査につきましては、県内63か所あります産科・婦人科に対して調査を行いまして、いわゆる不妊治療やっているかどうかの確認を取ったところ、63のうち回答があった中で40機関で、一般不妊治療をなさっていると。それから、生殖補助医療は3機関、先進医療は1機関ということが、今のところ確認できております、速報値です。

それから、県民向けのアンケートですけれども、対象者としては、県が助成しています不妊治療費助成を受けられている方、それから市町が単独で補助をしています不妊治療の助成を受けていらっしゃる方、それから不妊治療の医療機関を受診されている方、あと保健所にご相談にこられた方を対象に照会をしまして、547

件回答をいただいております。ここまさに今、取りまとめ中なんですけれども、やっぱり多い意見としましては、経済面での負担感っていうところをおっしゃっている声が多いのと、合わせて、仕事の面で両立することに対する仕事との両立に対する職場の理解が欲しいといった声、そういったものが上位に来ているような状況ですが、もう少し時間をいただいて取りまとめたいと思っております。

【前田委員】もう少し時間はいいんですけども、現在進行形で患者さんは治療をされているんですね。僕さっき3か所って言ったのは生殖系の方ですけども、兵庫県が先進ということで、条例も作ったということでお知らせさせていただきました。そのほか、経済的支援以外にも、プレコンセプションケアの教育を展開するということで、兵庫県では、県立高校で3か年で1回ずつ必ずするような巡回をやっているってことに對しても、いい取組だって、多分公明党だったと思うんですけども、できることを早くやってほしいんですね。教育委員会にもつないでほしいし、せっかくアンケートを取って課題が見えてきたのであれば、先にも質問しましたけど、協議会を設置してもらって、そこの中でもんでもらって、新しい施策を展開し、できれば、本来はもう令和8年中に何か取っかかりやってほしいと思うけども、難しければ、その先の年度でやれるような形でやってほしいと思いますけど、今後のタイムスケジュール感とか、取組の手順含めて、もう一度確認したいと思います。

【鴨川こども家庭課長】委員から今お話ありましたプレコンセプションケア関係でございますけれども、今回骨格ということで、次年度肉づけに向けまして、プレコンセプションケアに関する会議体といいますか、そういったものにつ

いて予算計上できないか、今、検討している、予算要求できないか検討しているところでございます。

そういったプレコンの検討の中で、この不妊治療につきましても、制度開始から3年目、5、6、7で3年経過しますので、一旦検証という形でしてみたいと考えております。

【前田委員】 いや、プレコンの大きな柱じゃなくて、不妊治療の支援とか、啓蒙・啓発の中に、プレコンが入ってくると理解しているので、どちらがあれかは別としても、協議体を設けるということでの理解をします。

ぜひ、早急に取り組んでほしいということをお願いしておきます。

もう一点、別の質問をさせていただきます。近年すごく放課後等デイサービスの事業所が増えてるなっていう認識を持っていますけども、まず、放課後デイの事業所の推移を、分かる範囲でご報告ください。

【里障害福祉課長】 放課後等デイサービスにつきましては、発達障害に対する社会的理解が進んでいることなどから、支援対象となる児童や支援ニーズが増加しておりまして、県内でも事業所が急増している状況となっております。

令和7年7月時点の事業所数で申し上げますと、345事業所となっております、5年前と比較しますと約1.5倍となっております。

【前田委員】 ニーズがある中で、その事業をやられる方が増えてくるのは、非常に好ましいと思います。

ただ、デイサービスの内容っていうか、質をやっぱり上げてほしいと思っていて、最近、僕も現場の方々に確認する中で分かってきたことなんですけども、5人に1人の配置基準になっているじゃないですか。そしたら例えば10人預か

るとすれば、2人で見ればいいんですけども、現場の人に聞くと、2人で見ることもなにもう到底難しいということで、やっぱり加配っていうか、人を増やしてやらなきゃ回らない、回らないっていうか、運営ができないということを言われてて、そこは4人、2人でいいところを4人雇って、でも、それって国の加算がつくから、収支的には合っているらしいんですね。であるならば、国の基準があったとしても、加算が付くんだから、質をよくするためには、事業所に対して、もっと人を雇った方がいいんじゃないですかみたいな働きかけは、僕は必要だと思っていて、現場の方からも、自分のところはこの4人でやってて何とか回っているけども、どこがとは言わないけども、2人でやっているところなんかを見ると、連れてきて、そこで預かって、それで時間が来たら、もしくは、90分が過ぎたらもう帰ってもらいたいな感じでやっているところもあるように聞かっているんですね。そうなったときに、345事業所が一律皆さん総じて質を上げるためには、もう少しこの県の取組っていうか、指導とか、監査とかが必要だっていう認識をしているんですけども、その点について現状の認識と、今後の取組についてご答弁いただければなと思います。

【里障害福祉課長】 放課後等デイサービスが急増している状況というのは、全国的にも同様な傾向にございまして、国におきましても、質の向上に向けた制度改正等の対応が行われているところがございます。例えば支援の質の向上に向けて、認知行動やコミュニケーション、社会性などの領域を含めた総合的な支援プログラムを策定する。また、それを公表するといった義務づけがなされているといったところであったり、委員からもお話がありました職員の配置に

対する加算、専門性を高める配置であったり、専門的な支援に対する加算ですね、報酬の加算、そのような対策がいろいろと進められているというような状況がございまして、そういった中で、県の方としましては、事業所に対する実地指導監査において、そうした制度を踏まえた運営が適切になされているか、そういったところの確認を行っているといったところでございます。

実地指導監査以外での立入調査というのは、現時点では行っておりませんが、今後、個別の事業所の支援について、何か悪質な内容があるというような情報提供があれば、適切に対応したいと考えておりまして、県としての取組につきましては、現場の状況であったり、事業者からのお声、そういったものを踏まえまして、引き続き、質の向上にどういった対策が必要かというのは検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】私、このやり取りを担当課とやる中で、本当に苦勞してやられているところに対して、県とか、市が上乘せして何か支援してほしいということを思っていたんですけども、国において十分この質の向上に向けた加算制度があるということと、実際に、現場の方に聞いたら、この加算制度を使えば、収支において、赤字になることはないということが確認できました。であるならば、県の方はこの事業所が何人体制でやっているかっていうのは承知しているということですから、ぜひ、ピンポイントで、そこに指導するというのはできないかもしれないけども、全体の研修のような形で集まっていた中で、質の向上に向けた制度の説明とか、県としてもお願いっていうのかな、そういうことをやっぱり頻繁にやってもらう、もしくはその中での意見を聞いて、また、そこにニーズが

あったとするならば、そこをきちんと解決してやるということ、新年度に向けて、少し積極的に展開していただくことを、要望して質問を終えます。

【松本委員】 すいません。お願いします。人口減少は、非常に深刻な今後の長崎県の課題になる中で、昨日も、教育委員会で学校の再編問題もありました。少子化っていうのは、もう歯止めが利かないぐらい厳しい状況なんですけれども、そういった中でやはり出産が大きく影響します。当然出産も減るわけがございまして、まず、県内で、分娩施設がない市町がどこなのか、お尋ねをいたします。

【猪股医療政策課長】 分娩取扱施設の状況ですけども、県内21市町のうち、施設がない市町は、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、新上五島町の9市町となっております。

【松本委員】 21市町のうち、もう既に9市町に分娩施設がないという状況になってます。もちろん、この9市町には妊婦さんがいるわけがございまして、では、分娩施設がない市町はどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】 分娩取扱施設がない市町の妊婦の方々ですけども、まず、通常分娩につきましては、例えば平戸市や松浦市の妊婦の方々には、佐世保市といったように、基本近隣の市町の分娩施設で出産をされております。また、ハイリスク出産につきましては、四つの周産期母子医療センターがございまして、これらの長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎医療センター、佐世保市総合医療センターですけども、この四つのセンターでハイリスク出産を対応している状況です。

【松本委員】 隣接している都市圏で出産ができ

るということで、そこに行かなきゃいけないということでもありますけれども、それで対応できているということなんです、そもそも、やはり産婦人科医を希望する医師っていうのが、非常に減っていつているという話も聞きます。やはりそれは訴訟リスクもありますし、出生率も減っている中で、あえて産婦人科を希望する方が少なくなっているという話がありますが、本県の産婦人科医の状況についてお尋ねいたします。

【坂本医療人材対策室長】県内の産婦人科医の状況につきましては、直近、令和6年12月現在の統計調査の結果で申しますと、本県におきましては、人口10万人当たりの産婦人科医の医師数が10.7人、全国平均の9.4人を上回っている状況にはございますが、都市部に集中するなど、地域的な偏在がある状況となっております。

【松本委員】今、地域的な偏在ということがあったんですけれども、県内の分娩施設は、全部で30か所ございます。その中で、長崎市が9か所、佐世保市が5か所、諫早市が5か所で、この主要の3都市で、約6割になっているわけなんです。ここに集中してるということが、どういうことかということ、問題は、その1か所しかないところ、今回、新上五島町がなくなりましたけど、1か所しかないところが、対馬市、五島市、島原市、南島原市、時津町、川棚町、佐々町、この7市町1か所のところが廃院するようなことになれば、また、ゼロのところがどんどん増えていくんですね。

少子化で出産も減れば、当然、医院の収入も減るし、経費も上がっている、そして、閉院になると、新上五島町で、大村市でももう1か所になってしまったんですけれども、やはり大事なことは、特に、この1か所のところが廃院になっ

た事後報告を受けるのではなくて、廃院になる前に、やはり寄り添って運営に関しても、そこに至らないようにフォローしていくことが、具体的に大事だと思うんですが、支援体制はどのようなになっているでしょうか。

【猪股医療政策課長】分娩取扱施設に対する支援ですけども、これは経営支援面とか、産婦人科医の確保とか、そういう点がございまして、まず、私の方から経営面ですけども、分娩数が減少している分娩取扱施設を支援するために、国の補助金を活用しまして、令和7年6月補正におきまして、分娩取扱施設の支援事業というものを創設しました。これらの申請があった24施設に対しまして、1施設当たり250万円、総額で6,000万円の支援を行ったところでございます。

そして、また、昨年11月に、国の方で閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、分娩取扱施設に対する支援策が盛り込まれまして、現在各施設に所要額を確認しておりまして、来年度の補正予算計上に向けて、今、準備を進めているところです。

今後とも、引き続き、国の動向を注視しながら、速やかに分娩取扱施設を支援できるように取り組んでいきたいと考えています。

【坂本医療人材対策室長】私の方から産婦人科医の確保に向けた支援についてということでご説明申し上げます。

県では、将来、本県で産婦人科医として勤務する意思のある、しようとする初期臨床、また専門研修医に対して、専門研修の際の研修資金の貸与を行うですとか、また、県内の分娩扱い施設で、分娩手当を支給している医療機関に対して一部助成を行うといったことで、県産婦人科医の支援に取り組んでおります。

また、いわゆる県養成医、これは県内外の大

学医学部で学ぶ際に、県から修学資金を貸与し、卒業後、県が指定する県内の医療機関で勤務する医師でございますけれども、そうした県養成医が自分の専門科を選択する際に、産婦人科を選択した場合には、より長い期間、本土基幹病院で研さんを積むことができるよう、勤務要件を変更し、養成医の多くの方に、多くの医師に産婦人科を専攻していただけるよう制度的な見直しを行ったところでございます。

今後とも、こうした施策により、産婦人科医の確保を通じて、地域で安心して子どもを産むことのできる環境の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】 出産の場合は、いつ発生するか分からないような状態でご自宅で急なことで、今、共働きの家庭も多いですから、仕事をしながら妊婦健診をするってなれば、近隣であれば、何とか行くことはできるかもしれませんが、特に、さっきの7市町の中で対馬や五島など、離島であれば、物理的に行けないわけでありまして、そういった状況で、今後1か所が、ゼロになっていくと、もう本当に、ただでさえ少子化なのに、さらに拍車がかかって、その町で出産はできないわけですから、出産しようという意欲っていうか、きっかけも薄れてくると思います。

そういった状況に、やっぱり陥ってしまっただけから対応するのではなくて、今の段階から、ぜひとも支援を進めていただきたいと思います。

もう一点は、少子高齢化の高齢化の方なんですけれども、最近地域の地元の会合で、年配の方々がよくおっしゃるのが、自分の町内の老人クラブがなくなったという話で、うちもなくなったという話で、もう今はほとんどやってないんじゃないかっていう大村市で話がありました。

この老人クラブの数や会員が、今、高齢化で高齢者が増えているにもかかわらず、減少しているという状況なんですけれども、県内の総数で構いませんので、会員数やクラブ数の増減について、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 老人クラブでございますけれども、直近のデータでございます、令和7年度の数字におきますと、県全体で1,333クラブ、会員数は5万6,000人でございます、ピークが平成3年、4年だったんですが、それから比較すると1,100クラブの減少で、会員数にして9万人以上の減少ということになってございます。

【松本委員】 約半分になって、9万人会員が減っているということで、恐らく統計的には高齢者が減ってはいないはずなんです、人口は減っていますけれどもですね。その中で、なぜクラブ数や会員が減少するのか、背景についてお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 高齢者は、当時、さっきピークと申しました時代から比べると、当然増えてございますけれども、それに伴って、市町村における生きがいつくりの活動とか、自ら立ち上げるサークルだとか、そういった地域貢献活動的なものも劇的に増えておりまして、そういったものの選択肢がかなり広がったと、当時と比べれば、大幅に広がっているのが、最大の要因かなというふうに思っています。

あとは、高年齢雇用ということで、60歳以上が対象なのですが、ほとんどの方が働いていらっしゃるという現状の社会情勢の変化があるかと思っております。

【松本委員】 そもそも老人という名前が、その方々がおっしゃっていたんですけど、自分はまだ老人じゃないとおっしゃって、もう今65歳まで定年も延長されていますし、70近くでも働い

ている方がいらっしゃるし、時代の流れではないかなというふうに思います。

ただ、県による老人クラブの活動の支援が、かなり充実してしまっていて、老人クラブ事業には、7項目、6,000万円ほど総額で実施をしていらっしゃる。やはり高齢者の方々の生きがいとか、社会参加の機会というものは、やはりこれからも重要になってきますし、また、その地域においても、非常に大きな役割を担っていらっしゃると思います。

ですから、やはり老人クラブに入らなくても、様々な活動で、やっぱりシニアの活躍促進というのはしていくべきだと思うんですが、県として、今後そういった高齢者の地域活動についての取り組み方についてお尋ねをいたします。

【中村長寿社会課長】 まず、老人クラブに関しましては、ご指摘のとおり、今回、老人という言葉を少し変えるというところで、老人クラブ自体、愛称をつけていただいて、がんばらんばクラブという形で、昨年からは愛称で取り組んでおられるところがございます。

我々パンフレット作成とかも協力させていただきました。イメージアップ等に努めていただいておりますが、老人クラブ自らも、そういった市町村担当者の支援だとか、県全体で支援していく取組だとか、悩み事の共有だとか、そういう形で、各老人クラブ内の様々な出来事にも対応したいというふうなことでおっしゃっていますので、そういった取組をしっかり支援したいと思っています。

また、地域貢献活動につきましては、昨年度からかなり県としても力を入れておりまして、市町村とともに、市町村も様々な先進的な事業に、一緒に取り組むセミナー活動とかをやっておりますし、あと、知事表彰につきましても、

報奨金を5万円設定するような形で実施したところ、通常10団体ぐらいの応募なんですけど、倍の23団体が応募されて、そういったものの動画を作ったりして、いろんな活動の周知に努めておるところでございます。引き続き人材育成も含めて、しっかり県として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

【松本委員】 私もパンフレットをいただきまして、がんばらんばクラブ長崎ということで、地域とともに入会しませんかという、ちょっと昭和感があるんですけども、まずは名前を変えてということなんでしょう。一方で、やっぱりコロナの影響もあったのかなと思います。地域の方に聞けば、コロナを契機にみんなで集わなくなったと、1回集わなくなると、だんだん縁が薄れてきて、だんだん縮小して、老人クラブ活動ももうなくなってしまったと。やっぱり一回しぼんでしまうと、また膨らますっていうのは、なかなか大変なことだと思うので、答弁でお願いします。やっぱりきっかけが何か必要じゃないかなというふうに思います。

それと、やっぱり若者が、離島半島で減っていく中で、地元の先輩方の力っていうのは、いろんな活動においても、これから大きな影響があると思います。

特に、例えば県が、今、委託していることもあると思いますが、そういった形で、やっぱり社会にぜひ参画していただいて、今後も生き生きと活動していただけるように、推進をしていただきたいと思っています。

【中村(俊)委員長】 ほかにありませんか。

【ごう委員】 まず、発達障害児地域診療体制強化事業についてお尋ねをしたいと思います。

この事業は、小児科医会の先生方からも大変よい事業であるとの評価をいただいております。

この事業が着実に進んでいくことで、現在半年程度の診療待ちであります、こども医療センター等の課題解決にもつながっていきますし、また、発達に少し心配のある子どもたちの早期療育にもつながり、保護者の不安にもいち早く寄り添っていけるものと思っております。

そこで、お尋ねしたいんですが、まず、これまでの実績、今年度の実績と、今現状がどのようになっているのか、お聞かせください。

【町田障害福祉課企画監】発達障害児地域診療体制強化事業の今年度の実績でございますが、今年度の研修受講の申込みは84名の先生方から申込みをいただきました。

研修自体は、全8回の座学研修がございますが、全て修了された方が77名いらっしゃいます。

また、実際の診療に立ち会っていただく陪席研修というのを受けていただく形にしているんですけども、そのうち48名が終了しているということになっております。

今回この48名を、長崎県こどもの神経発達症診療ネットワーク登録医、ながさきブルードクターと銘打ちまして、認定することとしておりまして、3月27日に県庁で認定式を行う予定にしております。

【ごう委員】ありがとうございます。84名の受講申込みあり、座学77名、陪席研修が48名、かなり多くの先生方が取り組んでくださっていることを、非常にうれしく思いますし、また、ブルードクター、かっこいいネームですね。ブルードクターとして認定をしていただけるということです。

このブルードクターの先生方、この令和8年度、どのようなことを行っていくのかについてお聞かせください。

【町田障害福祉課企画監】令和8年度の取組に

ついてでございますが、大きく3点考えてございます。

一つ目が、今年度研修の申込みをしていただいた先生方の中には、一部未受講で登録をできない先生方がいらっしゃいますので、そのフォローをきちんと来年度実施をしていきたいと考えております。

二つ目といたしましては、さらに受講いただく先生を掘り起こしたいと考えておりますので、今年度と同様の新規の研修をさせていただきたいと考えております。

三つ目といたしましては、今年度認定をさせていただき48名の先生方に、さらなるスキルアップを図っていただくために、追加で研修を実施させていただいて、体制を充実させていきたいと考えてございます。

【ごう委員】ありがとうございます。

まずは、フォローアップをしていく、そして、新規のお申込みを受け付けていって、そして48名のスキルアップをしていくということでございます。

非常に、この長崎県における発達障害児の診療体制が充実していくなということを感じております。

最後、もう一点確認したいのが、保護者にしてみると、今、研修を受けて養成をされた先生方にやっぱり地域でいち早く診療していただきたいと思っているんですけども、この小児科の先生方、いつから診療がスタートできるのか、お聞かせください。

【町田障害福祉課企画監】今回48名の先生を登録することになるんですが、実際の診療につきましては、診療枠の確保であるとか、一定、準備が必要であると考えているところでございます。

そのため、現時点では、具体的にいつから開始ができるということはお伝えすることはできないんですが、4月になってから、この48名の先生方へアンケート調査を実施する予定にしております。

そのアンケート調査の中で、準備が整った先生方から、順次診療を開始していただきたいと考えております。

そういった情報については、県のホームページであるとか、市町であるとか、保育園とか、関係団体にも周知をしていきたいと考えているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。やはりこの発達に少し不安のある子どもたちをいち早く発見して、早期療育につなげることが大切で、そのために、5歳児健診等々も広がってきていると思いますので、その4月のアンケート結果を見た時点で、県の方からは、やはり先生方に、いち早く診療をスタートしていただけるように促していただきたい。

そして、また、その地域の小児科の先生たちと、こども医療センター等々の連携を、しっかりと取っていただいて、より充実したサポート体制を取っていただくよう要望したいと思います。

もう一点は、訪問型レスパイト支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

本県におきまして、医療型レスパイトがなかなか充実できていない状況の中、この訪問型レスパイト支援事業というのは、保護者にとって大変ありがたい事業でございます。

令和5年のスタート時、まだまだ周知も徹底しておらずに、21市町の中で活用できている自治体も多くはなかったと認識しているところでございます。

そこで、お尋ねでございますが、令和5年から事業を開始しておりますが、今年度までの推移についてお聞かせください。

【里障害福祉課長】医療的ケア児の訪問型レスパイト支援事業の実施状況についてでございますが、実施主体は市町となっております。令和5年度に4市町でスタートをいたしまして、本年度は、この事業により9市町が実施しております。

また、加えまして、国庫補助を活用して、同様の事業を実施している市町もございまして、そちらが5市町実施しているということで、県内で支援が拡大している状況となっております。

【ごう委員】ありがとうございます。令和5年が4自治体であったのが、令和7年9自治体、そして、国庫補助を活用してできるようになったということで、また、さらに5自治体が増えているということで、本当に活用できる人が増えたことはよかったなと思っております。

そのような中、課題もいろいろと見えてきているのではないかと思うんですけども、これまでも訪問看護ステーションさんが、なかなか医療的ケア児を診ることができないといった課題等もございましたけれども、県で、今、把握している課題とか、それに対するどのような取組を行っているのかについてお聞かせください。

【里障害福祉課長】課題としましては、やはりより多くのご家族に利用していただくということがございまして、事業を知っていただくことのほかに、いわゆる地域で医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションを増やしていくといったことが、重要であると考えております。

そのため、県では、訪問看護ステーションに勤務する看護職員等の育成に向けて研修会を開催しております。加えて、受講者に、医療的

ケア児支援センターが助言、訪問指導等のフォローアップを行いまして、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの増加を図っているところでございます。

また、ご家族への周知につきましても、保健所など、関係機関と連携しまして、リーフレットの配布や戸別訪問時における事業案内など、強化をしているところでありまして、引き続き、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの増加やご家族への周知に取り組んでいきたいと考えております。

それと、業者を増やしていくということで、来年度に向けまして、一部事業内容も見直しをすることとしておりまして、先ほどお話ししました国庫補助事業が活用できるということで、県事業と国庫補助事業とのすみ分けを行うということで、支援の対象を拡大するというところで、具体的には、18歳未満の医療的ケア児につきましては、原則、国庫補助事業を活用することといたしまして、県事業につきましては、これまで対応できていなかった18歳以上の医療的ケア者、そちらを対象に拡大して実施するということを予定しております。

今後、県事業であったり、国庫補助事業を活用しまして、より多くの市町で、医療的ケア児・者に支援がなされるよう、支援センターの方とも連携して、市町への働きかけにも努めてまいりたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。訪問看護ステーションを増やしていくこと、本当に重要でありまして、その研修を受けたセンターのフォローアップ、やはりこの医療的ケア児支援センターが核となってやっていくことは、本当に大事なことだと思っておりますので、より一層この支援をしていただきたいと思いますし、そ

して、本当に、今回、私は非常にありがたいと思っております。国庫補助を利用するのが、18歳未満のケア児、そして、これまで支援が受けられなかった18歳以上のケア者ですね。今までやっぱり児と者の問題って、結構大きかったと思うんですが、18歳以上のお子さんの方が、結構体も大きくなって、大変なこともあります。これを新たに県がしっかりとサポートしていくということが決まったということは、非常にありがたいと思っておりますので、さらに利用が増えていくように、お願いしたいと思います。

【中村(俊)委員長】ほかにありませんか。

【まきやま委員】県内の分娩取扱施設減少についてお伺いします。

先ほどの松本委員の質問で、大体分かりました。

そこで、1か所残っているという場所、そこは残す方針でいくという理解でよろしいか、お聞きします。

【猪股医療政策課長】この分娩取扱施設ですけれども、これは出生数に応じて、病院の経営っていうのが成り立っていますので、その出生数が残っている以上は、私どもとしても、分娩取扱施設は維持していきたいと考えております。

【まきやま委員】では、3月21日の長崎新聞に、厳しさ増す周産期医療と題して、ニュースが載りましたけれども、新上五島町から遠征出産をしたという話になっています。今後はこういった遠征出産が増えるという理解でよろしいでしょうか。

【猪股医療政策課長】新上五島におきましては、常勤の医師がおらずに、やっぱりその常勤の産科医がいなくなると、何かあったときのリスクが高いので、ここは本土の四つの周産期母子

医療センターと連携しまして、そこで分娩するようにしてるんですけども、今後その離島の方で、例えば五島、壱岐、対馬とか、今、分娩数が100名程度いらっしゃるんですけども、将来もし仮に、そこが20とか、新上五島の20とかになってくれば、そういった形も出てくると思うんですけども、今現状では、そういった100名程度がいらっしゃるんで、100名程度を維持しながら、体制は引き続きしていきたいと思っています。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

続きまして、妊婦さんのケアで、今、大阪の方で金芽米というお米、品種ではなくて、精米の方法で、金芽米という名前と呼んでるんですけども、そういった金芽米を妊婦さんに食べさせるといって、無料で最大10キロ配達してるそうなんです。それで、その結果が、東洋ライスさんの方から出まして、妊娠中の体調不良が軽減したり、生まれた赤ちゃんの体重が、過去4年間と比較して増加したりと、物価高対策にもなり、健康増進にもなり、妊婦さんのケアにもなり、食育にもつながるといって、今、注目を集めている状況なんですけれども、こういった取組について、長崎県でも挑戦してみようと思わないかどうか、お聞きいたします。

【猪股医療政策課長】 すいません、ちょっと私、今現状勉強不足で、そこまで理解があれなんですけれども、その妊婦さんの健康状態がよいつていうのは、非常に大切でございますんで、今日委員からお話があった点とかですね、ちょっと産科医の専門医とかとも話をしてみても、何か健康面でよりよい対策がないか、それは検討していきたいと思えます。

【まきやま委員】 これは品種ではなく、地元の米を活用でき、地元の農家さんも喜ばれると思いますので、ぜひ今後検討をお願いいたします。

それから、今現状の介護施設におけるマスクの着用について現状どうなっているか、教えてください。

【中村長寿社会課長】 介護施設における、職員の行動につきましては、基本的に介護施設の判断によりますけれども、入所者が高齢者であり、基礎疾患が多いという点をもってして、ほとんどの介護施設で着用が義務づけられているところでございます。

【まきやま委員】 訪問介護の場合に、ヘルパーさんが個人のお宅にお邪魔して入浴の介助をされる場合があるんですけども、夏場になると、狭いお風呂の中で、湯気の中でマスクをしながらということ、顔を真っ赤にして出てこられます。こういった状況が、果たして、実際風邪をうつさないことに役に立っているのか、デメリットの方が大きいのではないかと思うんですけども、そういった見解はどう考えられますでしょうか。

【中村長寿社会課長】 基本的に、マスクを着用することが推奨されているということは、多くの施設が義務化しているというところで、やはり高齢者の方に密着というか、近接してケアをされるというお仕事の特性上だと思いますので、基本的には、マスク着用することが必要なと思っておりますが、職員さんにとっての健康という部分からすれば、当然その際に、具合が悪くなったとかいう場合は休憩をされたり、あるいは一時的にマスクを外すという部分については、そういった健康管理の面から必要であるというふうに認識しているところでございます。

【まきやま委員】 それでは、強制ではないということ捉えてよろしいでしょうか。

【中村長寿社会課長】 基本的に施設に判断が委

ねられておりますので、県として申しますと、当然強制ではないところですが、施設・事業所においては、義務化をしているところでございます。

ただ、申し上げましたとおり、そういった健康上の問題だとか、そういう部分についてまで、ずっと24時間着用するというような話ではないかというふうに考えているところでございます。

【まきやま委員】 それでは、夏場が近づいてまいりますので、県内の施設に強制ではなく、臨機応変に対応していただけるよう、ご報告願えればと思います。

次に、参ります。次は、人口減少問題ですね。人口減少問題でちょっと調べていたんですけども、現在の全国の総死亡者数について教えてください。

【中村(俊)委員長】 休憩します。

— 午後 4時 6分 休憩 —

— 午後 4時 6分 再開 —

【中村(俊)委員長】 再開します。

【川村福祉保健課長】 すいません、おおよそですけど、2024年で約160万人となっております。

【まきやま委員】 ありがとうございます。全国で、2020年からいきなり総死亡者数が増えています。

それで長崎県の数字も見てみましたけれども、2013年から2020年までは1万7,000名台で来てるんですけども、2022年から1万9,309人、2023年は1万9,723人、2024年は1万9,969人と亡くなる方が、圧倒的に増えているんですけども、この原因についてどう考えられているか、教えてください。

【川村福祉保健課長】 今、委員の方からお話がありました本県における死亡者数の要因ですけど、国の方が人口動態調査っていうのを行って

おりまして、その中で、悪性新生物、がんとか、心疾患、それと、あと老衰とか、その他の死因とかっていうことはございまして、こういったものから、統計は国の方が取っているんですけど、その分析等については、特段細かくはやってないような状況でございます。

【まきやま委員】 人口減少問題は、長崎県においても大事な問題ですので、今後、しっかり検証を行っていただきますよう、強く要望いたします。

【中村(俊)委員長】 ほかにありませんか。

【大倉委員】 こども未来課さんにご質問です。

保育士等処遇改善推進事業についてなんですけれども、令和8年度は骨格予算ということで1億500万円が計上されているわけですね、令和7年度と比べて半額ですね、今後肉づけ予算に向けて、いろいろ中身を検討していくということになるかと思うんですけども、そのスキームの部分で、これは基本的には、県の研修を受けた保育士さんらに、1人2万円を支給するところだと思うんですが、令和8年度もそういった方向性というふうに、今お考えかどうかをご質問します。

【村崎こども未来課企画監】 お尋ねの保育士等処遇改善推進事業でございますが、骨格予算のルールに従って、今回計上しましたのは、おおよそ半額の50%の金額になっております。

来年度につきましては、6月補正で同額程度を補正、要求いたしまして、今年度と同じ状況で実施する、要求する方向で考えております。

【大倉委員】 基本的には、同じようなスキームということですね。2万円を支給することは、大いに結構だとは思いますが、思うんですけども、処遇改善という部分からいけば、処遇改善には当たらないような気が私ほしまして、ネー

ミング的な話なんですけど、基本的には、賃金アップが処遇改善だと思っているんです。それは国において、やってもらわなきゃいけないところなんですけれどもね。せっかくなので、この事業のネーミングも含めて、いろいろ再検証を、私はしてもらいたいなというふうに、実は思っているところなんです。

それと、せっかくなので、いろいろと保育士さんにも聞き取りを踏み込んでしてもらいたいなと、実は思っているところがありまして、要は、県の研修をしっかり受けた方に2万円支給ということですね。だから、研修を受けて、保育士さんの保育の質の向上ということが、大きな目的の一つだと思っています。

だけど、それがもしかしたら、例えばなんですけど、2万円お小遣いもらえるから、ちょっと研修行こうかなみたいな、そういう空気感になっちゃいけないかということも含めて、本音の部分もちょっとぜひいろいろと聞き取りをしてもらいたいなと思っているんですが、そういった方向性はどうでしょうか、お考えいただくことができるでしょうか。

【村崎こども未来課企画監】委員ご指摘の処遇改善についてなんですけれども、私どもの考え方としましては、処遇改善については、賃金面の向上ももちろんございますけれども、今回のこの保育士等処遇改善推進事業では、賃金面の改善に加えまして、働きやすい職場環境づくり、こちらも含めた総合的な取組が必要であると捉えております。

そのため、この事業に関しましては、手当の支給をきっかけにして、園内研修を活性化していただき、保育者のスキルアップやふだんから職員同士で話合いが頻繁に、職場の中で行われ、風通しのよい職場環境へ改善する狙いを、主な

事業の目的と考えて実施しております。

もう一点、ネーミングについてなんですけれども、予算の事項名は、保育士等処遇改善推進事業でございますが、こちらは、市町に支給をしていただく事務を協力していただいているんですが、その市町からの意見もございまして、何か分かりにくいと、委員おっしゃられたとおり、処遇改善というのは、給与アップのイメージがつくので、分かりにくいという声もありまして、実は、補助金の名前は、学ぶ保育士等応援事業という補助金名にして実施をしております。

それから、保育士さんの声についてなんですけど、受講された保育士さんから、それぞれシステムに入力していただいたアンケート調査を行っております。この中には、委員もおっしゃられたとおり、この補助金でもっと楽しい基礎研修だったので、複数回受けられるように、今回2万円も必要ないんじゃないかっていうご意見があったりとかですね。それとか、もう手当なんか支給しなくても、こういうことをずっとやったらいいんじゃないかっていうご意見とかもいただいているところですので、一部の方にですね。

ただ、この本事業を活用された施設長さんたちのご意見も、別途アンケートでお聞きしているんですが、その声の中には、多忙な保育士さんの負担を考えて、これまであまり活発に園内研修やって来なかった。

ただ、この手当が支給できるっていうことで、これがきっかけになって、久しぶりに園内研修ができたっていう声ですとか、あと、これまで時間給のパート職員さんに、あまり研修をやってこなかったらしいんですが、こうした手当が支給できるっていうことで、初めてパートの職員さんにも研修への参加を呼びかけたという声もありますので、こちらの方は、この事業の大

きな成果ではないかなと思っております。

【大倉委員】非常に丁寧な答弁ありがとうございます。非常に分かりやすかったです。

その中で、一つあったのが、2万円もう必要ないよと、研修をしっかりと受けられれば、それでいいというお話も、非常に響くものがありました。今のスキームだったら皆さんに2万円お支払いすることになっているじゃないですか。例えばスキーム事業の中身を変えて、もう園に、施設長に託すと、その人数分託して、そして、あとの裁量は施設で決めてもらう、例えばですけど、そうすれば、その2万円要らないよっていう方にはお支払いせずに、例えば若い保育士さんに2万円を4万円とか、6万円とかっていうこともできるわけじゃないですか。それが結果、処遇改善ということにつながって、保育士の離職の防止ということにつながっていけば、これはいい方向性になるんじゃないかなと、ちょっと思ったんですけども、そういったところも含めて、ぜひ中身をいろいろとブラッシュアップをしていただけたらなということを、要望して終わります。

【中村(俊)委員長】ほかにございませぬか。

【饗庭副委員長】すいません、2点ほど、簡潔にお聞きしたいと思います。

一つは、医療機関等処遇改善物価高騰緊急支援事業費についてお伺いします。

診療所における職員の処遇改善や物価高騰に対する支援として、令和7年の11月に補正予算で出されているんですけども、診療所の方々からなかなか申請の受付が、いつになるか分からないというようなお話を伺っております。この申請受付は、いつ頃になるのか、お伺いします。

【猪股医療政策課長】診療所などの職員の処遇改善とか、物価高騰に対する支援として、令和

7年11月補正予算で予算を計上させていただきました。

この事業が全額国庫負担となっております、国から制度の詳細が示されるのを、私ども待っていたんですけども、国から事業の実施要綱が示されたのが2月末で、手続上、今年度の予算で支援を行うことが困難となりまして、繰越予算で対応することになりまして、来年度4月1日から申請を受け付けたいと考えております。

【饗庭副委員長】4月1日からということで、理解しました。

その中で、この賃上げ支援事業は、3月1日までにベースアップ評価料を届けておくという必要があるというふうに聞いております。

その中で、制度上、令和7年12月から令和8年5月分までの賃金改善が対象であり、それを一時金や手当で支給するには、12月から3月までの4か月分を、この3月までに支給しないといけないというふうに言われているということですが、これは十分に周知してあるのかと、この3月を過ぎると、どういうふうな扱いになるのか、お伺いします。

【猪股医療政策課長】委員がおっしゃるとおり、賃上げ支援事業は、3月1日までに国にベースアップ評価料を届け出すということと、あとは、一時金や手当で支給する場合には、3月末までに支給する必要があると、こういった制約がございます。

このため、診療所に対して、2月上旬に事務連絡を出して、周知を行っておりまして、また随時電話とか、メールで相談対応をしているところでございます。

それで、一応3月までになっているんですけども、国に確認しましたところ、やむを得ない事情がある場合には、4月に支給することも差し支

えないという見解が示されておりまして、やはり診療所からの相談があれば、このやむを得ない事由に当たるかどうかというの、個別に国に確認しまして、対応できるものは適切に対応していきたいと考えています。

【饗庭副委員長】ぜひ柔軟に対応していただき、多くの診療所の皆さんに活用していただきながら、本当に職員の処遇改善をしていただければというふうに思います。

もう一点、3月7日に報道された自立援助ホームの元理事長さんが少女に淫らな行為を行ったということで、書類送検されたという報道が出ております。これが行われたのは、昨年9月というところでございます。この子どもたちというのは、家庭で暮らすことができない事情のある子どもなので、ここが最後のとりでみたいになっているかというふうに思います。こういうところであってはならない事案だというふうに思いますが、この昨年9月に起こった事案として、県はどのような対応を行ったのか、お伺いします。

【鴨川子ども家庭課長】新聞報道されておりました事案につきましては、まさに、子どもの権利と安全を侵害する極めて看過できない事案であると考えております。

今回の事案も含めまして、一般的に県でどのように対応するかということをご報告させていただきますと、まず、児童福祉法に基づきまして、施設入所中の児童に虐待というような、そういう被害、そういうのが疑われる場合には、発見した者につきましては、児童相談所であるとか、県へ通報する義務がございます。

そういった通告を受けました県としましては、まず、児童の安全確保が第一でして、まず、安全の配慮をしっかりと取るということを行います。

実際その安全を確保した後に、当該その施設について、これまた児童福祉法に基づいた調査権で関係職員でありますとか、関係児童への聞き取りを実施いたしまして、事実確認を行います。

その中で、実際に被措置児童等虐待ということが認定されるだけの状況がそろいましたら、県としては認定しまして、法令に基づく適切な指導を実施するようにしております。そういった流れの中で、今事案につきましても対応してきたところでございます。

【饗庭副委員長】その対応は、昨年、事案が起こった後すぐ行われたということで理解したいと思えます。

そういう中で、やはりこの被害を受けられた少女のケアが、すごく大切かというふうに思いますけれども、この少女のケアっていうか、こういうことが起こったときのケアはどのようになっているのか、お伺いします。

【鴨川子ども家庭課長】その後ですけれども、当該施設への対応と被害に遭われた児童への対応と二つございますけれども、被害に遭われた児童に対しましては、まず、心身のケアを専門的に施すことが必要ということであれば、そういったケア、それから、そのままその施設にいていいのか、もしくは移動するべきであるのか、状況に応じて対応しているところでございます。

あと、施設につきましては、こちらが指導した後は、一定期間、改善内容を確認するために報告を義務づけておりまして、実際に改善されているのかどうか、しっかり確認を取っているところでございます。

【饗庭副委員長】そういう中で、十分に改善は行っておられる、それも含めて、再発防止をどのようにしていくのか、お伺いします。

【鴨川子ども家庭課長】 今回の事案につきましては、まだ日がそうたっておりませんので、我々としてはしっかり報告をして、改善の環境を確認していっているところでございます。

再発防止につきましては、常日頃から、県が把握してまして、こういった施設につきましては、監査でありますとか、情報共有しておりますので、そういった中で、こういった事案も共有しながら再発防止について、各施設でもしっかり考えていただくような場を設けたりとか、丁寧に対応しているところでございます。

【饗庭副委員長】 再発防止はぜひ、進めていただきたい。

そういう中で、この自立援助ホームは6か所あるんですけども、いろんな観点から見るという上では、第三者評価も受けた方がいいのではないかと思います。

そういう中では、1か所しか受けられてなく、義務ではないということですけども、県としては、この第三者評価に対してどのように考えているのか、お伺いします。

【鴨川子ども家庭課長】 委員おっしゃいましたとおり、第三者評価については、この自立援助ホームについては、努力義務にとどまっているところですけども、実際に、その監査を受けるに当たりましては、国庫を活用した措置費も支援できますので、積極的に受けていただきたいと考えております。

【饗庭副委員長】 ぜひ積極的に進めていただき、やはり子どもの安全・安心を守っていくために、県としても続けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

【中村(俊)委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ほかに質問がないようです。

ので、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時24分 休憩 —

— 午後 4時24分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時25分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時27分 休憩 —

— 午後 4時31分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会・文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 4時31分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年3月25日

文教厚生委員会委員長 中村 俊介

議長 外間 雅広 様

記

Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 16 号 議 案	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 20 号 議 案	長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 21 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 22 号 議 案	長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 23 号 議 案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 24 号 議 案	長崎県高等学校等教育改革促進基金条例	原 案 可 決
第 25 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 44 号 議 案	第 6 期長崎県福祉保健総合計画について	原 案 可 決
第 45 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画の変更について	原 案 可 決
第 46 号 議 案	第四期長崎県教育振興基本計画の変更について	原 案 可 決

計 10 件 (原案可決 10 件)

委員長 中村 俊介

副委員長 饗庭 敦子

署名委員 清川 久義

署名委員 まきやま 大和

書記 藤川 翼
書記 酒井 悠也
速記 神戸綜合速記(株)